

シ ラ バ ス

2025年度



大阪公立大学大学院
法学研究科法曹養成専攻

	科目授業名	授業代表教員氏名	ページ数
1	人権の基礎理論	渡邊 賢	1
2	統治の基本構造	高田 倫子	4
3	行政活動と法	重本 達哉	6
4	公法総合演習A（憲法訴訟論）	高田 倫子	9
5	公法総合演習B（行政救済論）	重本 達哉	12
6	公法理論の展開	渡邊 賢／松戸 浩	16
7	民法A（総則・物権総論）	杉本 好央	18
8	民法B（債権総論）	杉本 好央	22
9	民法C（契約法）	坂口 甲	25
10	民法D（法定債権）	森山 浩江	27
11	民法E（担保法）	藤井 徳展	29
12	民法F（家族法の基礎）	森山 浩江	32
13	民法総合演習A（甲）	森山 浩江	34
14	民法総合演習A（乙）	森山 浩江	36
15	民法総合演習B	坂口 甲／藤井 徳展	38
16	民法理論の展開A	森山 浩江	40
17	民法理論の展開B	杉本 好央	42
18	商法（企業組織法）	小柿 徳武	44
19	商法総合演習A（企業組織法）	小柿 徳武	46
20	商法総合演習B（企業取引法）	小柿 徳武	49
21	商法理論の展開	小柿 徳武／仲 卓真	51
22	民事訴訟法1（判決手続の基礎）	鶴田 滋	53
23	民事訴訟法2（複雑な訴訟・上訴）	鶴田 滋	58
24	民事訴訟法総合演習	鶴田 滋／高田 昌宏	60
25	民事法総合演習（実務民事法総合演習）	草尾 光一	63
26	刑法第1部A（総論・犯罪論および刑罰論の基礎）	金澤 真理	66
27	刑法第1部B（総論・犯罪論の展開）	金澤 真理	67
28	刑法第2部（各論）	三島 聡	69
29	刑法総合演習	金澤 真理	71
30	刑事訴訟法	松倉 治代	74
31	刑事訴訟法総合演習	三島 聡／高見 秀一	77
32	刑事法理論の展開	三島 聡／川崎 英明	81
33	刑事法総合演習	杉本 吉史	84
34	法曹倫理	原田 裕彦／安田 善紀	87
35	民事訴訟実務の基礎	原田 裕彦／安田 善紀	91
36	刑事訴訟実務の基礎	高見 秀一／杉本 吉史	94
37	公法系訴訟実務の基礎	山下 侑士	98
38	法文書作成	山本 健司	100
39	弁護実務基礎論（ロイヤリングを中心に）	山本 健司	103
40	民事模擬裁判	原田 裕彦／辰田 昌弘／高橋 幸平	106
41	刑事模擬裁判	高見 秀一	108

	科目授業名	授業代表教員氏名	ページ数
42	中小企業向け法律相談	原田 裕彦／草尾 光一／道上 達也／高橋 幸平／小原 正敏	112
43	法哲学	早川 のぞみ	114
44	中国法	王 晨	117
45	法社会学	阿部 昌樹	120
46	日本法制史	安竹 貴彦	122
47	英米法	勝田 卓也	126
48	環境法	曾和 俊文	129
49	消費者法	坂東 俊矢	131
50	金融・保険法	石田 眞得	134
51	民事執行・保全法	仲田 哲	136
52	倒産法1	溝渕 雅男	138
53	倒産法2（後期開講）	溝渕 雅男	140
54	倒産法2（前期開講）	溝渕 雅男	142
55	倒産法演習	溝渕 雅男	144
56	労働法A	塩見 卓也	146
57	労働法B（後期開講）	塩見 卓也	148
58	労働法B（前期開講）	塩見 卓也	150
59	労働法演習	塩見 卓也	152
60	社会保障法	川村 行論	154
61	経済法1	渕川 和彦	156
62	経済法2（後期開講）	渕川 和彦	159
63	経済法2（前期開講）	渕川 和彦	162
64	経済法演習	渕川 和彦	165
65	知的財産法A	永田 貴久	168
66	知的財産法B（後期開講）	永田 貴久	170
67	知的財産法B（前期開講）	永田 貴久	172
68	知的財産法演習	永田 貴久	174
69	国際取引法	山下 朋子	176
70	国際人権法	中井 愛子	178
71	国際財産法	国友 明彦	180
72	国際家族法	国友 明彦	185
73	国際民事手続法	国友 明彦	189
74	中小企業法	小柿 徳武／阿部 昌樹／中原 茂樹／酒井 貴子／生熊 長幸／永田 貴久／和久井 理子／高橋 眞／岡本 岳／赫 高規／川村 行論／白出 博之／安田 善紀	193
75	租税法A	酒井 貴子	195

科目情報

授業コード	1FCB101010	科目ナンバリング	FCALAW71001-J1
授業科目名	人権の基礎理論		
担当教員氏名	渡邊 賢		
開講年度・学期	2025年度前期	曜日・時限	月曜3限、金曜4限
授業形態	講義		
科目分類	法律基本科目		
配当年次	1年	単位数	3.0単位

シラバス情報

授業概要	憲法上の基本的人権保障の基本構造を理解するとともに、各人権規定に関する主要な判例・学説を検討することを目的とする。受講者は教科書を含む憲法の概説書と教材の指定された箇所の予習をしたうえで受講に臨まなければならない。授業においては、重要な箇所や理解が難しい箇所に重点を置きつつ、より詳しい説明を行なう。講義にあたっては、予習用レジュメにそって、基礎的概念および重要判例等を、適宜、質疑応答を通して検討する。受講生は、事前に十分な予習を行うことが求められる。このほか、関連する項目に関する課題を課すことなどにより、論述の能力を涵養するための指導を行う。
到達目標	法律基本科目のなかでも、この科目は3年課程の1年次に開講されるもので、いわゆる未修者を対象とするものである。この講義のこのような位置づけを前提として、この講義では、日本国憲法における基本的人権の保障の全体像と、個別の人権規定による人権保障のあり方を検討する。この検討を通して、学生が、各人権規定に関する基本的な判例・裁判例及び学説を精確に説明できるようになることが、この講義の第一の到達目標である。また、これら判例・裁判例が判断の対象とした具体的な事例をきちんと押さえていくことを通して、学生が、具体的な事例のなかに含まれる憲法上の問題点を発見する能力を身につけ、それを向上させ、合わせて論述能力の涵養を図ることができることが、この講義の第二の到達目標である。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	イントロダクション【法の分類、各種の制定法相互間の効力関係、裁判手続などにつき学習する】	事前学習：法の分類、各種の制定法相互間の効力関係、裁判手続などに関する予習。 事後学習：法の分類、各種の制定法相互間の効力関係、裁判手続など、法曹養成専攻における学修にとって必要な前提知識を理解しているか、復習する。
第2回	法の下での平等その 1【尊属殺人罪(最判昭和48・4・4 刑集 27・3・256)、非嫡出子の法定相続分に関する判例を通して、「平等」の観念に関する基本的な理解、憲法 14 条の規範構造、平等権審査の基本的な枠組等を学習する】	①事前学習においては、教科書の該当箇所、レジュメおよび所定の判例（いずれも初回の授業までに告知する）を通読することが求められる。②事後学習においては、特に、事前学習で生じた疑問が授業を通して解決されているかを確認すること。【以下、第 23 回まで同じ。】
第3回	法の下での平等その 2【同上】	
第4回	信教の自由と政教分離その1【信教の自由に関する加持祈祷事件判決(最判昭和38・5・15刑集17・4・302)、政教分離に関する剣道実技拒否事件最判平成8・3・8民集50・3・469、津地鎮祭訴訟最判昭和52・7・13民集31・4・533等を通して、信教の自由と政教分離の意義、両者の関係、信教の自由の内容、限界、政教分離の法的性格、違憲審査基準等を学習する】	
第5回	信教の自由と政教分離その 2【同上】	

第6回	表現の自由その 1 【検閲と表現に対する事前抑制に関する北方ジャーナル事件最判 61・6・11民集 40・4・872、性表現規制に関するチャタレー事件最判 32・3・13 刑集 11・3・997 等を通して、「表現の自由の優越的地位」の理論、表現の自由を保障する意義、検閲・事前抑制の法理等を含む表現の内容に対する規制に関する問題、性表現規制に関する判例理論を学習する】	
第7回	表現の自由その 2 【同上】	
第8回	経済的自由その 1 【職業選択の自由に係る小売市場事件最判昭和 47・11・22 刑集 26・9・586、薬事法距離制限事件最判昭和 50・4・30 民集 29・4・572、財産権に係る森林法共有分割制限事件最判昭和 62・4・22 民集 41・3・408等を通して、職業選択に自由や財産権に関する問題(就中規制目的と人権制約の範囲や立法府の裁量の範囲との関係につき学習する。また、また損失補償の基本問題についても学習する】	
第9回	経済的自由その 2 【同上】	
第10回	人身の自由その 1 【刑事手続における諸権利の内容を学習するとともに、成田新法事件最判平成 4・7・1 民集 46・5・437 等を通して、行政手続における手続保障のあり方を学習する。これらの学習を通して、適正手続に関する基本問題に関する理解を深める】	
第11回	人身の自由その 2 【同上】	
第12回	中間試験	
第13回	生存権その 1 【生存権に関する朝日訴訟最判昭和 42・5・24 民集 21・5・1043 や堀木訴訟最判昭和 57・7・7 民集 36・7・1235 を学習し、併せて、生存権の自由権的側面に関する論点の学習を通して、生存権の権利性をめぐる問題や、生存権の自由権的側面に関する問題について検討する】	
第14回	生存権その 2 【同上】	
第15回	教育を受ける権利その 1 【教育を受ける権利に関する旭川学テ事件最判昭和 51・5・21 刑集30・5・615 等の検討を通して、学習権と教育権の所在の問題を中心に教育を受ける権利について学習する】	
第16回	教育を受ける権利その 2 【同上】	
第17回	労働基本権その 1 【労働基本権について、主に、公務員の労働基本権の制限に関する全逋東京中郵事件最判昭和 41・10・26 刑集 20・8・901、全農林警職法事件最判昭和 48・4・25 刑集 27・4・547 等の検討を通して、公務員の労働基本権の制限に関する判例の動向とその意義、問題点について学習する】	
第18回	労働基本権その 2 【同上】	

第19回	包括的基本権その 1【表現の自由と名誉・プライバシーに関するいくつかの判例・裁判例、及び自己決定と輸血拒否に関する最判平成 12・ 2・ 29 民集 54・ 2・ 582 の検討を通して、表現の自由と名誉・プライバシーとの調整の在り方、および自己決定権の内容、制約原理について学習する】	
第20回	包括的基本権その 2【同上】	
第21回	人権の適用範囲と人権の制約原理【人権の適用範囲の問題につき、三菱樹脂事件最判昭和48・ 12・ 12 の検討を通して、いわゆる私人間効力論を巡る議論を学習する。また、人権の制約原理に関する議論を概観し、内在的制約、政策的制約、パターンリスティックな制約の内容とその相互関係を学習する】	
第22回	人権の享有主体その 1【外国人の人権享有主体性に係るマクリーン事件最高裁判決最判昭和53・ 10・ 4 民集 32・ 7・ 1223 等の検討を通して、外国人の人権の問題と国民主権論との関係、その他、未成年者・法人の人権についての議論について学習する】	
第23回	人権の享有主体その 2【同上】	
第24回	期末試験	

成績評価方法	到達目標の到達度を測るため、本講義では絶対評価を用いて成績を評価する。具体的には、中間試験(成績評価全体のうち20%を占める)、各講義における質問や議論への参加の状況(成績評価全体のうち10%を占める)、及び学期末の試験(成績評価全体のうち 7 0 %の比重を占める)により評価を行う。各人権規定に関する基本的な判例・裁判例及び学説を精確に説明できること、および具体的な事例のなかに含まれる憲法上の問題点を的確に把握できることが、この講義に合格するための最低基準である。
履修上の注意	原則として講義形式の授業であるが、基本的な判例等を素材として、質疑応答や議論をまじえ、双方向的な授業の中で学生の理解を深めるようにするので、十分事前準備をすること。毎回の授業終了後は必ず復習をすること。
教科書	・ 渡辺康行＝宍戸常寿＝松本和彦＝工藤達朗『憲法Ⅰ〔第2 版〕』（日本評論社、2023 年） ・ 長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編『憲法判例百選ⅠⅡ[第 7 版]』（有斐閣、2019 年） ・ 大阪市大憲法判例集Ⅰ（大阪市大で教材用に作成したもの。法学部事務室にある）
参考文献	講義中に適宜配布し、あるいは指定する。

科目情報

授業コード	1FCB102010	科目ナンバリング	FCALAW71002-J1
授業科目名	統治の基本構造		
担当教員氏名	高田 倫子		
開講年度・学期	2025年度後期	曜日・時限	金曜4限
授業形態	講義		
科目分類	法律基本科目		
配当年次	1年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	日本国憲法に関する諸問題の中で、いわゆる統治機構論、すなわち日本国の公的な意思決定がいかなる組織・手続によって行われることとなっているのか、がこの授業の主題である。その際、他の科目と同じく、最高裁判所がこれまでに示した判例が重要な素材の一つとなる。 授業は原則として講義の形式により行われるが、随時、受講者との問答を行う。講義にあたっては、予習用レジュメにそって、基礎的概念および重要判例等を、適宜、質疑応答を通して検討する。受講生は、事前に十分な予習を行うことが求められる。このほか、関連する項目に関する課題を課すことなどにより、論述の能力を涵養するための指導を行う。
到達目標	受講者は、この授業を通して、日本国憲法が公的な意思決定に関していかなるルールを定めているのか（特に、憲法で定められた組織がどのように編成されているのか、いかなる権限を有しているのか、意思決定のプロセスにおいていかなる分担関係に置かれているのか）を理解することが目標となる。その際、これらの問題に関して、判例や重要な判決例がいかなる解釈を示しているのか（更に、どこまでルールが確定しており、どこからが未確定なのか）、を理解し、そのことを論述等の場面で生かすことができるようになることが重要である。 更に、既存のルールや学説を踏まえて、将来この分野で新たな問題に遭遇した場合に、自ら考えていくために必要な能力を獲得することも、重要な目標となる。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	国会①【国会の地位と組織に関する問題、特に法律事項、委任立法の限界、両院制につき学習する。】	①事前学習では、教科書の該当箇所、事前に配布するレジュメおよび所定の判例（初回の授業までに告知する）を通読することが求められる。②事後学習では、特に、事前学習で生じた疑問が授業を通して解決されているかを確認すること。【以下、第 15 回まで同じ。】
第2回	国会②【議員の「全国民」の「代表」としての地位（第 43 条）、議員の特権（第 49～51条）につき学習する。】	
第3回	国会③【国会・両院の権限（特に議院の自律権、国政調査権）、選挙制度（特に投票価値の平等に関する判例の展開）、政党の法的地位につき学習する。】	
第4回	内閣①【内閣の権限（法律の誠実な執行・法案提出権等）、行政委員会、内閣総理大臣の権限（特に指揮監督権）につき学習する。】	
第5回	内閣②【議院内閣制の諸問題、特に、衆議院の解散権の所在と限界につき学習する。】	
第6回	裁判所①【司法権の独立、特に裁判官の「良心」（第 76 条 3 項）ならびに裁判官の身分（特に裁判官の政治活動に対する規制）につき学習する。】	

第7回	裁判所②【司法権の概念、特に判例における「法律上の争訟」の解釈、いわゆる部分社会の法理、統治行為論につき学習する。】	
第8回	裁判所③【公開原則（第 82 条）と法律上の例外、裁判所の権限（主に法廷警察権）について学習する。】	
第9回	違憲審査制①【違憲審査制の類型（抽象的審査制と付随的審査制）、裁判において憲法問題が提起される主なパターン（特に行政訴訟・国家賠償請求）について学習する。】	
第10回	違憲審査制②【違憲審査権の対象（条約、私法上の行為等）、憲法判断回避の原則、合憲限定解釈につき学習する。】	
第11回	違憲審査制③【違憲審査の手法として、立法事実論、文面審査・適用審査、憲法問題の主張適格、および違憲判決の方式（法令違憲、適用違憲、部分違憲）につき学習する。】	
第12回	戦争放棄【日本国憲法第 9 条の解釈問題、特に自衛権・自衛隊に関する政府見解・裁判所の考え方につき学習する。】	
第13回	財政【日本国憲法第七章の解釈問題、特に、租税等に関する国会議決主義の内容につき学習する。】	
第14回	地方自治【日本国憲法第八章の解釈問題、特に、「地方自治の本旨」（第 92 条）の解釈、国と地方公共団体の権限関係、法律と条例の関係につき学習する。】	
第15回	法令の公布・憲法改正【法令の公布（特にその時点）に関する現行法上のルール、及び、憲法改正に関する憲法・法律上の手続につき学習する。】	
第16回	期末試験	

成績評価方法	成績評価は、絶対評価による。 内訳は、授業への取組の状況(授業中の発言、授業への参加の状況：成績評価全体の1割を占める)、および期末試験(成績評価全体の9割を占める)である。 期末試験においては、授業中に説明した統治機構の基本的な知識（特に判例の示したルール）を的確に説明し、また具体的な事例に含まれる憲法上の問題を的確に抽出できることが求められる。
履修上の注意	授業中に履修者に発言を求めるので、予習を十分に行っておくこと。
教科書	・大石眞『憲法概論Ⅰ 総説・統治機構』（有斐閣、2021年） ・長谷部恭男・石川健治・穴戸常寿〔編〕『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ 第7版』（有斐閣、2019年）
参考文献	・参考文献はその都度指示する。

科目情報

授業コード	1FCB103010	科目ナンバリング	FCALAW81003-J1
授業科目名	行政活動と法		
担当教員氏名	重本 達哉		
開講年度・学期	2025年度前期	曜日・時限	金曜2限
授業形態	講義		
科目分類	法律基本科目		
配当年次	2年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	行政法について講義形態で行われる法律基本科目として、この授業は、行政（作用）法総論における理論や制度の基本構造を理解し、個別行政過程の法的仕組みを分析するための基礎的能力を身につけることを目的とする。この目的を達成するために、この授業では、憲法・民事法・刑事法などの基礎を修得した者を対象として、行政法上の基礎的な理論・制度について、特に、「法律による行政の原理」その他の行政法の基本原理・一般原則と、それらに基づいて行われるべき行政活動の代表的な類型である「行政行為」その他の形式の定義・意義・分類・基本的要件・主な手続などについて、近時の判例・学説の展開を踏まえつつ説明する。
到達目標	少なくとも、どのような行政活動がどのような理由で違法又は適法と評価されるべきかについて、行政通則的法律及び参照することが指示されている法令に基づいて説明できることを、究極的には、どのような行政活動がどのような要件ないし手続の下で法定されるべきかについて、行政法の基本原理・一般原則及び関係法令を踏まえて検討できることを、到達目標とする。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	〈行政法序論 1〉 行政法の特質、意義及び大まかな分類について検討する。	〈事前学習〉行政法の特質などに係る教科書該当箇所を一読し、理解が困難な箇所をチェックしておく。 〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、関係条文などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。
第2回	〈行政法序論 2〉 行政活動の主体・組織（と私人）について検討する。	〈事前学習〉行政組織などに係る教科書該当箇所を一読し、理解が困難な箇所をチェックしておく。 〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、関係条文・司法試験予備試験短答式試験（行政法）の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。
第3回	〈行政法の基本原理1〉 法律による行政の原理（を中心とする法治主義）、特に、法律の留保について検討する。法律と条例との関係についても取り扱う。	〈事前学習〉法律の留保などに係る教科書該当箇所を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。 〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、関係条文・司法試験予備試験短答式試験（行政法）の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。
第4回	〈行政法の基本原理 2〉 信頼保護について検討する。行政裁量についても、予め概括的に検討する。	〈事前学習〉信頼保護などに係る教科書該当箇所を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。 〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、関係条文・司法試験予備試験短答式試験（行政法）の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。

第5回	〈行政法の基本原理 3〉 行政裁量及び適正手続の原理について検討する。	〈事前学習〉行政裁量などに係る教科書該当箇所を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。 〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、関係条文・司法試験予備試験短答式試験（行政法）の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。
第6回	〈行政法の一般原則・行政活動の形式 1：行政基準①〉 比例原則・平等原則などについて簡潔に検討した上で、行政活動の形式全般について概括的に取り扱い、法規命令の基本的要件も併せて検討する。	〈事前学習〉比例原則などに係る教科書該当箇所を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。 〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、関係条文・司法試験予備試験短答式試験（行政法）の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。
第7回	〈行政活動の形式 2：行政基準②〉 法規命令の主な手続及び行政規則に係る違法事由について検討する。	〈事前学習〉法規命令などに係る教科書該当箇所を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。 〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、関係条文・司法試験予備試験短答式試験（行政法）の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。
第8回	〈行政活動の形式 3：行政行為①〉 行政行為の概念・分類・効力などについて検討する。行政行為の附款についても併せて検討する。	〈事前学習〉行政行為の概念などに係る教科書該当箇所を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。 〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、関係条文・司法試験予備試験短答式試験（行政法）の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。
第9回	〈行政活動の形式 4：行政行為②〉 行政行為の瑕疵及び行政行為の職権取消しなどについて検討する。	〈事前学習〉行政行為の（当然）無効などに係る教科書該当箇所を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。 〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、関係条文・司法試験予備試験短答式試験（行政法）の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。
第10回	〈行政活動の形式 5：行政行為③〉 行政裁量に基づく行政行為の司法審査について検討する。行政計画についてもごく簡単に扱う。	〈事前学習〉行政裁量の司法審査に係る教科書該当箇所を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。 〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、関係条文・司法試験予備試験短答式試験（行政法）の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。
第11回	〈小括：行政処分（行政行為）の違法〉 行政処分の実体的違法事由について主に検討する。個別法の解釈の仕方についても併せて検討する。	〈事前学習〉行政処分の実体的違法事由に係る教科書該当箇所を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。 〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、関係条文・司法試験予備試験短答式試験（行政法）の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。

第12回	〈行政活動の形式 6：行政行為④〉 行政手続法上の行政処分手続、手続的違法事由と行政行為の取消しとの関係について検討する。	〈事前学習〉行政手続に係る教科書該当箇所を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。 〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、関係条文・司法試験予備試験短答式試験（行政法）の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。
第13回	〈行政活動の形式 7：行政指導・行政契約〉 両者と共に、行政制裁についても予めごく簡単に扱う。	〈事前学習〉行政指導などに係る教科書該当箇所を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。 〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、関係条文・司法試験予備試験短答式試験（行政法）の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。
第14回	〈行政活動の一般的制度 1：行政と情報〉 行政調査・届出・情報公開・個人情報保護について主に検討する。	〈事前学習〉行政調査などに係る教科書該当箇所を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。 〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、関係条文・司法試験予備試験短答式試験（行政法）の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。
第15回	〈行政活動の一般的制度 2：行政上の義務履行確保など&まとめ〉 行政上の強制執行・交通反則金その他の行政制裁・司法的執行の可否について主に検討する。	〈事前学習〉行政上の強制執行などに係る教科書該当箇所を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。 〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、関係条文・司法試験予備試験短答式試験（行政法）の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。
第16回	期末試験	

成績評価方法	〈絶対評価〉 授業における質問又は議論への参加状況について20%、期末試験について80%の割合で評価する。当該評価に当たっては、最低限の到達目標、すなわち、質問ないし設問に係る行政活動がどのような理由で違法又は適法と評価されるべきかについて、行政通則的法律及び参照することが指示されている法令に基づいて説明できることを単位修得のための最低基準とすると共に、究極的な到達目標、すなわち、質問ないし設問に係る行政活動がどのような要件ないし手続の下で法定されるべきかについて、行政法の基本原理・一般原則及び関係法令を踏まえて検討できる能力の程度に応じて、適宜加点することとする。
履修上の注意	憲法・民事法・刑事法の基礎の修得に資する科目を既に履修していることが望ましい。また、行政法は 1つの法律を中心に学習すれば事足りる分野ではないので、学習中に自分が行政法のどこを学習しているのか迷ってしまう者が少なくない。したがって、その都度このシラバスを振り返って、自分の立ち位置を確認して欲しい。
教科書	中原茂樹『基本行政法〔第4版〕』（日本評論社、2024年） （なお、担当教員が当該教科書や下記参考文献に即して作成した資料を事前に配布し、教科書などとともに授業で使用する。）
参考文献	野呂充ほか編『ケースブック行政法〔第7版〕』（弘文堂、2022年） 中原茂樹『基本行政法判例演習』（日本評論社、2023年） 海道俊明ほか『精読行政法判例』（弘文堂、2023年）

科目情報

授業コード	1FCB104010	科目ナンバリング	FCALAW81004-J2
授業科目名	公法総合演習A（憲法訴訟論）		
担当教員氏名	高田 倫子		
開講年度・学期	2025年度後期	曜日・時限	火曜1限
授業形態	演習		
科目分類	法律基本科目		
配当年次	2年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	この演習では、基本的人権に関する主要な裁判例を中心にフォローし、そこで展開されている判例理論の内在的な理解に努めつつ、これに対する学説からの応接と対比し、判例理論の意義と限界を事例に即して検討する。講義にあたっては、予習用レジュメにそって、基礎的概念および重要判例等を検討する。検討に当たっては、双方向及び多方向の質疑応答が行われる。従って、受講生は、双方向・多方向の質疑応答に対応できるよう、事前に十分な予習を行うことが求められる。このほか、関連する項目に関する課題を課すことなどにより、論述の能力を涵養するための指導を行う。
到達目標	法律基本科目のなかでも、この科目は 3 年課程の 2 年次、あるいは 2 年課程の 1 年次に開講されるもので、本ロー・スクールの 1 回生において「人権の基礎理論」をすでに学習している者、あるいは法学部等においてそれに相当する内容を履修している者を対象とするものである。本講義のこのような位置づけにかんがみて、本講義では、学生が、①各事例の前提となる制度及び事例に特有な事実関係を分析できるようになること、②具体的な事例に含まれる憲法上の問題点を発見する能力を身に着けることができること、及び③各事例に含まれる憲法上の問題点について、論述等の場面において、憲法の人権保障という視点から違憲性を主張する立場を構成できると同時に、それへの反論を見極めつつ、妥当な解釈論を導き出すことができるようになることが、この講義の到達目標である。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	外国人の人権その 1【外国人の人権をめぐる判例・学説、就中、人権の享有主体に關定住外国人の公務就任権に関する東京都管理職試験訴訟最大判平成 17・1・26 民集 59 巻 1 号 128 頁等の検討を通して、外国人の人権と主権論の関係について学習する。考察を深める】	①事前学習においては、教科書の該当箇所、レジュメおよび所定の判例（いずれも初回の授業までに告知する）を通読することが求められる。②事後学習においては、特に、事前学習で生じた疑問が授業を通して解決されているかを確認すること。【以下、第 15 回まで同じ。】
第2回	外国人の人権その 2【同上】	
第3回	法人の人権【法人の人権に関する八幡製鉄事件最判昭和 45・6・24 民集 24 巻 6 号 625 頁、南九州税理士会事件最判平成 8・3・19 民集 50巻 3 号 615 頁、群馬司法書士会事件最判平成14・4・26 判時 1785 号 31 頁、国労広島事件最判昭和 50・11・28 民集 29 巻 10 号 1698 頁等の検討を通して、法人の人権に関する判例理論の動向、就中法人の人権の限界に関する議論の枠組みの在り方、検討の際の具体的なポイント、八幡製鉄最判の見直しの可能性等を学習する】	
第4回	思想良心の自由【卒業式における国歌斉唱をめぐる最判平成 19・2・27 民集 61 巻 1 号 291 頁及び平成 23 年に出生された三つの最高裁判決の検討を通して、卒業式における国歌斉唱と公務員である教師の思想・信条の自由の関係に関する検討を通して、思想良心の自由の保障の意義と限界につき学習する】	

第5回	政教分離【津地鎮祭最判、愛媛玉ぐし料最判、砂川空知太事件最判を含む一連の最判の検討を通して、政教分離原則について判例法理が従来展開してきた目的効果基準の内容・意義・守備範囲等について学習する】	
第6回	表現の自由その1【検閲・事前抑制をめぐる判例法理の検討を通して、裁判所の仮処分による出版物の事前差止を認める際、名誉権を保護する場合とプライバシー権を保護する場合とでその基準に違いがあるか否か等につき学習する】	
第7回	表現の自由その2【船橋市西図書館蔵書廃棄事件最判平成17・7・14およびパブリック・フォーラムという議論の検討を通して、いわゆるパブリック・フォーラム論の内容と、平成17年最判が展開する・公立図書館を「公的な場」とする議論の意義と限界を学習する】	
第8回	表現の自由その3【いわゆる猿払事件最判昭和49・11・6と、平成24・12・7に出された二つの最判の検討を通して、判例法理に一定の「揺らぎ」が見られる中で、公務員の政治的行為禁止規定とその適用の合憲性をどのように考えるかについて学習する】	
第9回	表現の自由その4【報道・取材の自由をめぐる一連の最高裁判例の検討を通して、NHK事件最決平成18・10・3日の有する意義と限界を中心に学習する】	
第10回	経済的自由【経済的自由をめぐる一連の最高裁判例の検討を通して、職業選択の自由の規制立法の違憲審査基準と財産権の規制立法のそれとを比較し、両者の異同等につき学習する】	
第11回	生存権【生存権をめぐる一連の判例法理の検討を通して、生存権と違憲審査基準をめぐる諸問題のうち、生存権保障から「制度後退禁止原則」なるものを導出できるかにつき、生活扶助老齢加算廃止事件最判平成24・2・28等も素材としつつ、学習する】	
第12回	参政権【議員定数不均衡に関する一連の判例、および在外邦人選挙権剥奪違法確認等請求事件最判平成17・9・14の検討を通して、議員定数不均衡に関する諸判例間の相互関係、および議員定数不均衡に関する判例と在外邦人選挙権剥奪違法確認等請求事件平成17年最判との相互関係について学習する】	
第13回	包括的基本権【憲法13条をめぐる一連の判例、および自己決定と輸血拒否に係る最判平成12・2・29の検討を通して、憲法13条をめぐる議論、自己決定権の内容とその制約原理等につき学習する】	

第14回	人権の適用範囲【いわゆる私人間効力論に関する一連の判例の検討を通して、人権の適用範囲に関する諸問題全体を再確認しつつ、私人間効力論を中心に学習する】	
第15回	人身の自由【成田新法事件最判平成 4・7・1および退去強制手続に関する東京地判平成 17・1・21の検討を通して、退去強制手続を具体的な検討素材としつつ、成田新法事件最判で展開されている行政手続の法理の内容・意義・限界につき学習する】	
第16回	期末試験	

成績評価方法	到達目標の達成度を測るため、この授業では絶対評価を用いる。具体的には、各講義における質問や議論への参加の状況（成績評価全体のうち 10 %の比重を占める）及び学期末の試験（同じく 90 %の比重を占める）により評価を行う。 この授業では、受講者が、事例の前提となる制度及び事例に特有な事実関係が分析できること、具体的な事例に含まれる憲法上の問題点を適切に発見できること、各事例に含まれる憲法上の問題点について、適切な主張を構成できることが、合格の最低基準となる。
履修上の注意	事前に各回の対象とする判例を精確に読み込んでおくこと。受講後は必ず復習すること。
教科書	・ 渡辺康行＝穴戸常寿＝松本和彦＝工藤達朗『憲法Ⅰ 基本権（第 2 版）』（日本評論社、2023 年） ・ 長谷部恭男・石川健治・穴戸常寿編『憲法判例百選ⅠⅡ[第 7 版]』（有斐閣、2019 年）
参考文献	授業前または授業中に適宜指示または配布する。

科目情報

授業コード	1FCB105010	科目ナンバリング	FCALAW81005-J2
授業科目名	公法総合演習B（行政救済論）		
担当教員氏名	重本 達哉		
開講年度・学期	2025年度後期	曜日・時限	金曜1限
授業形態	演習		
科目分類	法律基本科目		
配当年次	2年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	行政法について演習形態で行われる法律基本科目として、この授業は、行政救済法の基本構造を把握すると共に、可能な限り、個別行政過程の法的仕組みを解釈するために必要な能力を増すこと、行政法全体に係る論述能力を涵養することを目的とする。これらの目的を達成するために、この授業では、行政（作用）法総論の基礎を修得した者を対象として、取消訴訟などの行政訴訟をはじめとする行政救済法について、近時の判例・学説の展開を踏まえつつ、関連する事例問題を用いた授業中の質疑応答を介して文書化する過程の注意点を指導したり、実際に提出された課題に具体的なコメントを付すなどしながら具体的に検討することを旨とする。
到達目標	少なくとも、違法な行政活動（不作為を含む。）を前にしてどのような法的救済手段を用いるべきかについて、行政通則的法律及び参照することが指示されている法令に基づいて説明できることを、到達目標とする。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	〈行政訴訟総論1〉 各種行政訴訟、特に、取消訴訟の基礎的内容についてごく簡潔に検討する。	〈事前学習〉行政訴訟の分類に係る教科書該当箇所及び関係条文を一読し、理解が困難な箇所をチェックしておく。 〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、司法試験の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。
第2回	〈行政訴訟総論2〉 義務付け訴訟・住民訴訟などの基礎的内容について引き続き検討する。	〈事前学習〉住民訴訟などに係る教科書該当箇所及び関係条文を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。 〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、司法試験の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。
第3回	〈取消訴訟の対象1〉 取消訴訟の対象該当性（処分性）の基本について詳細に検討する。	〈事前学習〉処分性の基本に係る教科書該当箇所を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。 〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、司法試験の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。
第4回	〈取消訴訟の対象2〉 処分性拡大の様相を如実に示す、通知及び行政計画の処分性について検討する。	〈事前学習〉通知の処分性などに係る教科書該当箇所を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。 〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、司法試験の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。

第5回	〈取消訴訟の対象3〉 処分性「拡大」の意義と限界（問題点）について整理・検討する。	〈事前学習〉行政指導の処分性などに係る教科書該当箇所を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。 〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、司法試験の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。
第6回	〈取消訴訟の原告適格1〉 取消訴訟の原告適格に関する判例の趣旨を精確に理解する。	〈事前学習〉取消訴訟の原告適格に係る教科書該当箇所及び関係条文を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。 〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、司法試験の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。
第7回	〈取消訴訟の原告適格2・取消訴訟における訴えの客観的利益1〉 両者に係る現在の判例が示す基本的な考え方について検討する。	〈事前学習〉取消訴訟における訴えの客観的利益の「延長」などに係る教科書該当箇所を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。 〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、司法試験の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。
第8回	〈取消訴訟における訴えの客観的利益2〉 取消訴訟における訴えの客観的利益の否定例について主に検討する。	〈事前学習〉取消訴訟における訴えの客観的利益の否定に係る教科書該当箇所を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。 〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、司法試験の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。
第9回	〈取消訴訟における訴えの客観的利益3・取消訴訟の仮の救済（執行停止）〉 両者と共に、事情判決についても併せて検討する。	〈事前学習〉事情判決などに係る教科書該当箇所及び関係条文を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。 〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、司法試験の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。
第10回	〈取消訴訟の審理及び判決・無効等確認訴訟〉 これらと共に、取消訴訟をはじめとする抗告訴訟と民事訴訟との関係についても併せて検討する。	〈事前学習〉違法主張制限などに係る教科書該当箇所及び関係条文を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。 〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、司法試験の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。

第11回	〈不作為の違法確認訴訟・義務付け訴訟〉 両者と共に、仮の義務付けについても併せて検討する。	〈事前学習〉義務付け訴訟などに係る教科書該当箇所及び関係条文を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。 〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、司法試験の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。
第12回	〈差止訴訟・当事者訴訟〉 差止訴訟と取消訴訟（＋執行停止）との関係、仮の差止めに係る基本及び当事者訴訟について主に検討する。	〈事前学習〉差止訴訟などに係る教科書該当箇所及び関係条文を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。 〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、司法試験の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。
第13回	〈公権力の行使と国家賠償1〉 国家賠償法 1 条 1 項について主に検討する。	〈事前学習〉国家賠償法 1 条 1 項などに係る教科書該当箇所を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。 〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、司法試験の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。
第14回	〈公権力の行使と国家賠償2・公の営造物の設置又は管理と国家賠償〉 国家賠償法 2 条 1 項について主に検討する。	〈事前学習〉国家賠償法 2 条 1 項などに係る教科書該当箇所を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。 〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、司法試験の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。
第15回	〈損失補償その他の国家補償&行政不服審査〉 損失補償について主に検討し、行政不服審査に関連して訴訟類型の選択について併せて考察することで、この授業のまとめに代える。	〈事前学習〉損失補償などに係る教科書該当箇所及び関係条文を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。 〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、司法試験の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。
第16回	期末試験	

成績評価方法	〈絶対評価〉 授業における質問又は議論への参加状況について20%、期末試験について80%の割合で評価する。当該評価に当たっては、最低限の到達目標、すなわち、質問ないし設問に係る行政活動（不作為を含む。）を前にしてどのような法的救済手段を用いるべきかについて、行政通則的法律及び参照することが指示されている法令に基づいて説明できることを単位修得のための最低基準とすると共に、その行政活動に係る個別行政過程の法的仕組みを解釈するために必要な能力の程度に応じて、適宜加点することとする。
履修上の注意	「行政活動と法」を既に履修していることが望ましい。
教科書	中原茂樹『基本行政法〔第4版〕』（日本評論社、2024年） （なお、担当教員が当該教科書や下記参考文献に即して作成した資料を事前に配布し、教科書などとともに授業で使用する。）

参考文献

野呂充ほか編『ケースブック行政法〔第7版〕』（弘文堂、2022年）
中原茂樹『基本行政法判例演習』（日本評論社、2023年）
海道俊明ほか『精読行政法判例』（弘文堂、2023年）

科目情報

授業コード	1FCB107010	科目ナンバリング	FCALAW81007-J1
授業科目名	公法理論の展開		
担当教員氏名	渡邊 賢、松戸 浩		
開講年度・学期	2025年度前期	曜日・時限	火曜4限
授業形態	講義		
配当年次	3年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	この授業は講義形態で行われる。この授業は、憲法を主要な研究領域とする教員と、行政法を主要な研究領域とする教員が担当するというオムニバス形式で行われる。この授業では、憲法および行政法をめぐる諸課題のうち理論的にみて重要と考えられる展開が認められるものを取り上げ、検討を行う。具体的には、授業が行われる年度に近接した時点で登場した判例・裁判例のうち理論的に深く検討を行うことが要なもの、および、授業が行われる年度に近接した時点で展開が見られた新たな理論的な動向の中から特に留意を要すると思われるテーマを、憲法および行政法のそれぞれについて取り上げ、分析を行う。 なお、講義にあたっては、予習用レジュメにそって、基礎的概念および重要判例等を、適宜、質疑応答を通して検討する。受講生は、事前に十分な予習を行うことが求められる。このほか、関連する項目に関する課題を課すことなどにより、論述の能力を涵養するための指導を行う。
到達目標	学生が、授業開講に近接した時点で登場した新たな判例・裁判例および重要な理論動向に関する分析を通して、憲法および行政法をめぐる重要な理論展開に関する理解を深め、新たな判例理論と学説の動向の内容およびその特徴を説明できるようになり、合わせて論述能力の涵養を図ることができることが、この講義の到達目標である。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	憲法をめぐる新たな理論動向の分析その 1	第 1 回から第 4 回の事前の学習内容：毎回授業開始前に憲法に関する新たな理論動向の分析に関する講義レジュメを配布するので、関連する従前の判例および学説の動向を参照して学修したうえで、授業に臨むこと。 第 1 回から第 4 回の事後の学習内容：講義対象とされたテーマで取り上げられた憲法に関する理論的な動向について、従前の判例・学説と比較したうえで、その意義と内容を分析すること。
第2回	憲法をめぐる新たな理論動向の分析その 2	
第3回	憲法をめぐる新たな理論動向の分析その 3	
第4回	憲法をめぐる新たな理論動向の分析その 4	
第5回	憲法をめぐる新たな判例・裁判例の動向の分析その 1	第 5 回・第 6 回の事前の学習内容：毎回授業開始前に、憲法をめぐる新たな判例・裁判例の動向に関する講義レジュメを配布するので、関連する従前の判例および学説の動向を参照して学修したうえで、授業に臨むこと。 第 5 回・第 6 回の事後の学習内容：講義対象とされたテーマで取り上げられた判例・裁判例の動向について、従前の判例・学説と比較したうえで、その意義と内容を分析すること。
第6回	憲法をめぐる新たな判例・裁判例の動向の分析その 2	
第7回	中間試験	

第8回	行政法をめぐる新たな理論動向の分析その 1	第 8 回から第 11 回の事前の学習内容：毎回授業開始前に行政法に関する新たな理論動向の分析に関する講義レジュメを配布するので、関連する従前の判例および学説の動向を参照して学修したうえで、授業に臨むこと。 第 1 回から第 4 回の事後の学習内容：講義対象とされたテーマで取り上げられた行政法に関する理論的な動向について、従前の判例・学説と比較したうえで、その意義と内容を分析すること。
第9回	行政法をめぐる新たな理論動向の分析その 2	
第10回	行政法をめぐる新たな理論動向の分析その 3	
第11回	行政法をめぐる新たな理論動向の分析その 4	
第12回	行政法をめぐる新たな判例・裁判例の動向の分析その 1	第 12 回から第 15 回の事前の学習内容：毎回授業開始前に、行政法をめぐる新たな判例・裁判例の動向に関する講義レジュメを配布するので、関連する従前の判例および学説の動向を参照して学修したうえで、授業に臨むこと。第 12 回から第 15 回の事後の学習内容：講義対象とされたテーマで取り上げられた判例・裁判例の動向について、従前の判例・学説と比較したうえで、その意義と内容を分析すること。
第13回	行政法をめぐる新たな判例・裁判例の動向の分析その 2	
第14回	行政法をめぐる新たな判例・裁判例の動向の分析その 3	
第15回	行政法をめぐる新たな判例・裁判例の動向の分析その 4	
第16回	期末試験	

成績評価方法	到達目標の達成度を測るため、本講義では絶対評価を用いる。具体的には、各授業における質問や議論への参加の状況を 1 0 %とする。また、試験については、前半担当者による中間試験（第 7 回の講義において行うことを予定しており、成績評価全体の45%を占める）＋後半担当者による期末試験（第 16 回の講義において行うことを予定しており、成績評価全体の45%を占める）、計 9 0 %とする。講義で検討した新たな判例理論と学説の動向の内容およびその特徴を精確に説明できることが、この講義に合格するための最低基準である。
履修上の注意	授業では各回で取り上げる学説・判例等については十分に予習されていることを前提として、可能な限り双方向で、授業を進行させつつ検討を深めていく。
教科書	授業においてその都度指示する。
参考文献	授業においてその都度指示する。

科目情報

授業コード	1FCB201010	科目ナンバリング	FCALAW71008-J1
授業科目名	民法A（総則・物権総論）		
担当教員氏名	杉本 好央		
開講年度・学期	2025年度前期	曜日・時限	月曜1限、水曜4限
授業形態	講義		
科目分類	法律基本科目		
配当年次	1年	単位数	4.0単位

シラバス情報

授業概要	本講義は、民法総則、物権法（用益物権及び担保物権は除く）を対象とする。講義の各回において、あらかじめ配布されたレジュメに即して、各法制度又は法概念の概要を説明する。また、レジュメに示された設問について参加者の考え方を尋ね、参加者に答えてもらう。
到達目標	本講義の到達目標は、①民法総則および物権法（用益物権及び担保物権は除く）の分野にある各法制度又は法概念について、その意義（定義と趣旨）、要件および効果を正確に理解して説明できること、②典型的な事例と結びつけて①を説明できること、③代表的な判例および学説を上記の①または②との関係で説明できること、である。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	導入プログラム 条文の構造と読み方、判決の調べ方と読み方について学ぶ。	事前学習：教科書①を読み、レジュメに示された設問に対する解答を用意する。 事後学習：授業で扱われた項目のみならず、関連する項目も含めて、教科書を利用しながら、確認する。
第2回	条文の解釈と適用 条文の解釈および適用の方法について学ぶ。	事前学習：教科書①を読み、レジュメに示された設問に対する解答を用意する。 事後学習：授業で扱われた項目を、教科書を利用しながら、確認する。
第3回	民法の体系、構造、基本原則 民法全体を概観して、また他の法分野と対比して、民法の内容や特徴について学ぶ。	事前学習：教科書①を読み、レジュメに示された設問に対する解答を用意する。 事後学習：授業で扱われた項目を、教科書を利用しながら、確認する。
第4回	民法と裁判 裁判手続のなかで、民法の条文がどのように作用するかについて学ぶ。	事前学習：特になし。 事後学習：授業で扱われた項目を、参考文献を用いて確認する。
第5回	法律行為と意思表示 法律行為と意思表示の構造と効力発生時期、法律行為の解釈、信義則・権利濫用の法理について学ぶ。	事前学習：教科書②の関係部分を読み、レジュメに示された設問に対する解答を用意する。 事後学習：授業で扱われた内容のみならず、関連する項目も含めて、教科書および判例集を用いて、自らの手で整理する。
第6回	法律行為の効力否定原因 法律行為の効力否定原因、公序良俗違反の意義と内容、無効及び取消しの概念について学ぶ。	事前学習：教科書②の関係部分を読み、レジュメに示された設問に対する解答を用意する。 事後学習：授業で扱われた内容のみならず、関連する項目も含めて、教科書および判例集を用いて、自らの手で整理する。
第7回	心裡留保、虚偽表示、錯誤 心裡留保の意義と内容、虚偽表示の意義と内容、錯誤の意義と内容について学ぶ。	事前学習：教科書②の関係部分を読み、レジュメに示された設問に対する解答を用意する。 事後学習：授業で扱われた内容のみならず、関連する項目も含めて、教科書および判例集を用いて、自らの手で整理する。

第8回	詐欺、強迫、消費者契約法上の効力否定原因詐欺 および強迫の意義と内容、法律行為に 関連する消費者契約法の規定について学ぶ。	事前学習：教科書②の関係部分を読み、レジュメ に示された設問に対する解答を用意する。 事後学習：授業で扱われた内容のみならず、関連 する項目も含めて、教科書および判例集を用い て、自らの手で整理する。
第9回	意思能力と行為能力 意思能力の意義、行為能力の意義と制限行為能力 者の保護、無効な行為を理由とする原状回復に関 する規律について学ぶ。	事前学習：教科書②の関係部分を読み、レジュメ に示された設問に対する解答を用意する。 事後学習：授業で扱われた内容のみならず、関連 する項目も含めて、教科書および判例集を用い て、自らの手で整理する。
第10回	代理の構造 代理の基本構造、代理権の発生・範囲・制限・消 滅、代理行為における顕名および瑕疵、代理人の 行為能力について学ぶ。	事前学習：教科書②の関係部分を読み、レジュメ に示された設問に対する解答を用意する。 事後学習：授業で扱われた内容のみならず、関連 する項目も含めて、教科書および判例集を用い て、自らの手で整理する。
第11回	無権代理と表見代理 代理権なくして代理行為が行われた場合における 相手方と本人の法関係、相手方と代理人の法関 係、本人と代理人の法関係について学 ぶ。	事前学習：教科書②の関係部分を読み、レジュメ に示された設問に対する解答を用意する。 事後学習：授業で扱われた内容のみならず、関連 する項目も含めて、教科書および判例集を用い て、自らの手で整理する。
第12回	代理法の諸問題 白紙委任状と表見代理の関係、無権代理行為 後後に相続が生じた場合の法関係について学ぶ。	事前学習：教科書②の関係部分を読み、レジュメ に示された設問に対する解答を用意する。 事後学習：授業で扱われた内容のみならず、関連 する項目も含めて、教科書および判例集を用い て、自らの手で整理する。
第13回	条件、期限、期間 法律行為の効力の発生又は消滅にかかわる法形式 である条件、期限、期間の意義と内容について学 ぶ。	事前学習：教科書②の関係部分を読み、レジュメ に示された設問に対する解答を用意する。 事後学習：授業で扱われた内容のみならず、関連 する項目も含めて、教科書および判例集を用い て、自らの手で整理する。
第14回	権利能力、不在者の財産管理、失踪宣告 権利能力の意義と内容、不在者の財産管理、失踪 宣告について学ぶ。	事前学習：教科書②の関係部分を読み、レジュメ に示された設問に対する解答を用意する。 事後学習：授業で扱われた内容のみならず、関連 する項目も含めて、教科書および判例集を用い て、自らの手で整理する。
第15回	法人 法人の意義、種類、代表、法人の取引と構成員の 責任、権利能力なき社団について学ぶ。	事前学習：教科書②の関係部分を読み、レジュメ に示された設問に対する解答を用意する。 事後学習：授業で扱われた内容のみならず、関連 する項目も含めて、教科書および判例集を用い て、自らの手で整理する。
第16回	時効概論および消滅時効 時効の存在意義、時効の完成猶予と更新、時効の 援用について、消滅時効を中心として学ぶ。	事前学習：教科書②の関係部分を読み、レジュメ に示された設問に対する解答を用意する。 事後学習：授業で扱われた内容のみならず、関連 する項目も含めて、教科書および判例集を用い て、自らの手で整理する。

第17回	知識の確認 課題に取り組むことで、これまでの授業の内容を理解しているか、又、それを適切に表現できるかを確かめる。	事前学習：これまでの授業内容をまとめる。事後学習：自分のまとめと照らし合わせながら、授業内容を確認する。
第18回	物権総論、物権的請求権、占有訴権 物権の種類と性質、物権的請求権及び占有訴権の形態について学ぶ。	事前学習：教科書③の関係部分を読み、レジュメに示された設問に対する解答を用意する。 事後学習：授業で扱われた内容のみならず、関連する項目も含めて、教科書および判例集を用いて、自らの手で整理する。
第19回	所有権の性質、取得と喪失 所有権の内容（相隣関係）、取得および喪失の方法に関する規律について学ぶ。	事前学習：教科書③の関係部分を読み、レジュメに示された設問に対する解答を用意する。 事後学習：授業で扱われた内容のみならず、関連する項目も含めて、教科書および判例集を用いて、自らの手で整理する。
第20回	共有 共有の意義、共有の内部および外部関係、共有物の分割に関する規律について学ぶ。	事前学習：教科書③および参考文献の関係部分を読み、レジュメに示された設問に対する解答を用意する。 事後学習：授業で扱われた内容のみならず、関連する項目も含めて、教科書および判例集を用いて、自らの手で整理する。
第21回	意思表示による物権変動（１） 物権変動の枠組み、意思表示による物権変動、不動産物権変動の公示と対抗について学ぶ。	事前学習：教科書③の関係部分を読み、レジュメに示された設問に対する解答を用意する。 事後学習：授業で扱われた内容のみならず、関連する項目も含めて、教科書および判例集を用いて、自らの手で整理する。
第22回	意思表示による物権変動（２） 民法 177 条の第三者、不動産登記の要件と効力について学ぶ。	事前学習：教科書③の関係部分を読み、レジュメに示された設問に対する解答を用意する。 事後学習：授業で扱われた内容のみならず、関連する項目も含めて、教科書および判例集を用いて、自らの手で整理する。
第23回	物権変動と登記（１） 無効および取消しによる物権変動と登記の関係、登記に公信力類似の機能を認める 94 条 2 項の類推適用について学ぶ。	事前学習：教科書②および③の関係部分を読み、レジュメに示された設問に対する解答を用意する。 事後学習：授業で扱われた内容のみならず、関連する項目も含めて、教科書および判例集を用いて、自らの手で整理する。
第24回	物権変動と登記（２） 解除による物権変動と登記の関係、法定相続、遺産分割又は遺贈による物権変動と登記の関係について学ぶ。	事前学習：教科書③の関係部分を読み、レジュメに示された設問に対する解答を用意する。 事後学習：授業で扱われた内容のみならず、関連する項目も含めて、教科書および判例集を用いて、自らの手で整理する。
第25回	知識の確認 課題に取り組むことで、これまでの授業の内容を理解しているか、又、それを適切に表現できるかを確かめる。	事前学習：これまでの授業内容をまとめる。事後学習：授業後に指示する。

第26回	占有の意義と機能 占有の構造と種類、占有が果たす機能、本権との関係について学ぶ。	事前学習：教科書③の関係部分を読み、レジュメに示された設問に対する解答を用意する。 事後学習：授業で扱われた内容のみならず、関連する項目も含めて、教科書および判例集を用いて、自らの手で整理する。
第27回	取得時効 取得時効の要件と効果について学ぶ。	事前学習：教科書②および③の関係部分を読み、レジュメに示された設問に対する解答を用意する。 事後学習：授業で扱われた内容のみならず、関連する項目も含めて、教科書および判例集を用いて、自らの手で整理する。
第28回	取得時効と登記 取得時効による物権変動と登記の関係について学ぶ。	事前学習：教科書③の関係部分を読み、レジュメに示された設問に対する解答を用意する。 事後学習：授業で扱われた内容のみならず、関連する項目も含めて、教科書および判例集を用いて、自らの手で整理する。
第29回	動産物権変動と即時取得（１） 動産物権変動における公示と対抗、即時取得の要件および効果について学ぶ。	事前学習：教科書③の関係部分を読み、レジュメに示された設問に対する解答を用意する。 事後学習：授業で扱われた内容のみならず、関連する項目も含めて、教科書および判例集を用いて、自らの手で整理する。
第30回	動産物権変動と即時取得（２） 動産物権変動の対抗と即時取得の関係、盗品又は遺失物に関する例外、立木等の物権変動の公示について学ぶ。	事前学習：教科書③の関係部分を読み、レジュメに示された設問に対する解答を用意する。 事後学習：授業で扱われた内容のみならず、関連する項目も含めて、教科書および判例集を用いて、自らの手で整理する。
第31回	期末試験	

成績評価方法	(1) 到達目標の達成度について評価を行う。 (2) 評価方法 相対評価（期末試験 80%、小テスト又はレポート 20%） (3) 単位修得のための最低基準 民法総則および物権法（用益物権及び担保物権は除く）の分野にある各法制度又は法概念の意義（定義と趣旨）、要件および効果を、典型的な事例又は代表的な判例及び学説と結び付けて説明できる。
履修上の注意	積極的な参加を求める。
教科書	①道垣内弘人『プレップ法学を学ぶ前に』（弘文堂、第2版、2017年） ②佐久間毅『民法の基礎1 総則』（有斐閣、第5版、2020年） ③佐久間毅『民法の基礎2 物権』（有斐閣、第3版、2023年） ※②及び③については、小さな字で書かれた部分はさしあたり読まなくてもよい。
参考文献	・山本敬三『民法講義Ⅰ 総則』（有斐閣、第3版、2011年） ・七戸克彦『基本講義 物権法Ⅰ』（新世社、2013年） ・潮見佳男／道垣内弘人編『民法判例百選Ⅰ〔第9版〕』（有斐閣、2023年）

科目情報

授業コード	1FCB202010	科目ナンバリング	FCALAW71009-J1
授業科目名	民法B（債権総論）		
担当教員氏名	杉本 好央		
開講年度・学期	2025年度前期	曜日・時限	木曜5限
授業形態	講義		
科目分類	法律基本科目		
配当年次	1年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	本講義は、債権総論（金銭債権・利息債権・保証債務は除く）を対象とする。講義の各回において、あらかじめ配布されたレジュメに即して、各法制度又は法概念の概要を説明する。また、レジュメに示された設問について参加者の考え方を尋ね、参加者に答えてもらう。
到達目標	本講義の到達目標は、①債権総論の分野にある各法制度又は法概念について、その意義（定義と趣旨）、要件および効果を正確に理解して説明できること、②典型的な事例と結びつけて①を説明できること、③代表的な判例および学説を上記の①または②との関係で説明できること、である。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	債権の意義と性質 債権の構造、債権の効力、債務と責任について学ぶ。	事前学習：教科書の関係部分を読み、レジュメに示された設問に対する解答を用意する。 事後学習：授業で扱われた内容のみならず、関連する項目も含めて、教科書および判例集を用いて、自らの手で整理する。
第2回	特定物債権と種類債権 債権の目的の意味、特定物債権における善管注意保存義務、種類債権の特定、限定種類債権について学ぶ。	事前学習：教科書の関係部分を読み、レジュメに示された設問に対する解答を用意する。 事後学習：授業で扱われた内容のみならず、関連する項目も含めて、教科書および判例集を用いて、自らの手で整理する。
第3回	履行の強制と強制執行手続の概略 履行の強制の意義と方法、民事執行手続の概略について学ぶ。	事前学習：教科書の関係部分を読み、レジュメに示された設問に対する解答を用意する。 事後学習：授業で扱われた内容のみならず、関連する項目も含めて、教科書および判例集を用いて、自らの手で整理する。
第4回	債務不履行に基づく損害賠償（1） 債務不履行の概念、履行遅滞・履行不能・不完全履行の規律、帰責事由の意味について学ぶ。	事前学習：教科書の関係部分を読み、レジュメに示された設問に対する解答を用意する。 事後学習：授業で扱われた内容のみならず、関連する項目も含めて、教科書および判例集を用いて、自らの手で整理する。
第5回	債務不履行に基づく損害賠償（2） 損害概念、賠償範囲の画定と賠償額の算定と調整について学ぶ。	事前学習：教科書の関係部分を読み、レジュメに示された設問に対する解答を用意する。 事後学習：授業で扱われた内容のみならず、関連する項目も含めて、教科書および判例集を用いて、自らの手で整理する。
第6回	債務不履行に基づく損害賠償（3） 債務不履行責任の限界、損害賠償に関連する法制度（損害賠償の予定、損害賠償による代位、代償請求権）、第三者による債権侵害について学ぶ。	事前学習：教科書の関係部分を読み、レジュメに示された設問に対する解答を用意する。 事後学習：授業で扱われた内容のみならず、関連する項目も含めて、教科書および判例集を用いて、自らの手で整理する。

第7回	弁済、弁済の提供、受領遅滞 弁済の方法、弁済の提供、受領遅滞の要件と効果について学ぶ。	事前学習：教科書の関係部分を読み、レジュメに示された設問に対する解答を用意する。 事後学習：授業で扱われた内容のみならず、関連する項目も含めて、教科書および判例集を用いて、自らの手で整理する。
第8回	弁済の当事者と弁済者代位 債務者に代わって弁済できる者、債権者のように弁済を受領できる者、弁済者の求償を確保する弁済者代位制度について学ぶ。	事前学習：教科書の関係部分を読み、レジュメに示された設問に対する解答を用意する。 事後学習：授業で扱われた内容のみならず、関連する項目も含めて、教科書および判例集を用いて、自らの手で整理する。
第9回	債権の消滅方法 弁済以外の債権の消滅方法である、供託、代物弁済、相殺、更改、免除、混同について学ぶ。	事前学習：教科書の関係部分を読み、レジュメに示された設問に対する解答を用意する。 事後学習：授業で扱われた内容のみならず、関連する項目も含めて、教科書および判例集を用いて、自らの手で整理する。
第10回	多数当事者の債権債務 分割債権・債務、連帯債権・債権、不可分債権・債務の規律について学ぶ。	事前学習：教科書の関係部分を読み、レジュメに示された設問に対する解答を用意する。 事後学習：授業で扱われた内容のみならず、関連する項目も含めて、教科書および判例集を用いて、自らの手で整理する。
第11回	債権譲渡（１） 債権譲渡の基本枠組み、債権譲渡を債務者に対抗する方法、第三者に対抗する方法について学ぶ。	事前学習：教科書の関係部分を読み、レジュメに示された設問に対する解答を用意する。 事後学習：授業で扱われた内容のみならず、関連する項目も含めて、教科書および判例集を用いて、自らの手で整理する。
第12回	債権譲渡（２） 債権譲渡の制限を対抗する方法、有価証券の譲渡の特徴、債務引受の方法について学ぶ。	事前学習：教科書の関係部分を読み、レジュメに示された設問に対する解答を用意する。 事後学習：授業で扱われた内容のみならず、関連する項目も含めて、教科書および判例集を用いて、自らの手で整理する。
第13回	知識の確認 課題に取り組むことで、これまでの授業の内容を理解しているか、又、それを適切に表現できるかを確かめる。	事前学習：これまでの授業内容をまとめる。事後学習：自分のまとめと照らし合わせながら、授業内容を確認する。
第14回	債権者代位権 債権者代位権の要件、行使方法および効果とその転用について学ぶ。	事前学習：教科書の関係部分を読み、レジュメに示された設問に対する解答を用意する。 事後学習：授業で扱われた内容のみならず、関連する項目も含めて、教科書および判例集を用いて、自らの手で整理する。
第15回	詐害行為取消権 詐害行為取消権の制度構造、要件、行使方法および効果について学ぶ。	事前学習：教科書の関係部分を読み、レジュメに示された設問に対する解答を用意する。 事後学習：授業で扱われた内容のみならず、関連する項目も含めて、教科書および判例集を用いて、自らの手で整理する。
第16回	期末試験	

成績評価方法	(1) 到達目標の達成度について評価を行う。 (2) 評価方法 相対評価（期末試験 80％、小テスト又はレポート 20％） (3) 単位修得のための最低基準 債権総論の分野にある各法制度又は法概念の意義（定義と趣旨）、要件および効果を、典型的な事例又は代表的な判例及び学説と結び付けて説明できる。
履修上の注意	積極的な参加を求める。
教科書	・ 中田裕康『債権総論』（岩波書店、第4版、2020年）
参考文献	・ 栗田昌裕／坂口甲／下村信江／吉永一行『民法4 債権総論』（有斐閣、第2版、2024年） ・ 潮見佳男『プラクティス債権総論』（信山社、第5版補訂、2020年） ・ 窪田充見／森田宏樹編『民法判例百選II〔第9版〕』（有斐閣、2023年）

科目情報

授業コード	1FCB203010	科目ナンバリング	FCALAW71010-J1
授業科目名	民法C（契約法）		
担当教員氏名	坂口 甲		
開講年度・学期	2025年度後期	曜日・時限	月曜1限
授業形態	講義		
科目分類	法律基本科目		
配当年次	1年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	この授業は講義形態で行われる。 この講義では、次の諸点を確認しながら、契約法の基礎知識を、実際に活用できる形で獲得することを目指す。それら諸点とは、①条文の要件・効果（制度の内容）、②制度の目的・趣旨（何のために設けられた制度か）、③典型的な事例（本来どのような場面で、どのように使われるものか）、④その制度に関する代表的な判例、および学説の対立があるときにはその対立の意味するもの、である。 この目標を達成するため、本講義では、契約法の領域につき、条文に示される制度の内容と、判例によるその運用の現状を確認する。
到達目標	1 基本的な法概念の定義を説明することができる。 2 基本的な法制度の趣旨を説明することができる。 3 基本的な法制度の要件および効果を説明することができる。 4 基本的な法制度の典型例を説明することができる。 5 具体的な事案について、証明責任を考慮しつつ、要件が充たされているかどうか、どのような効果が発生するかを説明することができる。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	契約総則①契約の成立、契約の交渉と交渉当事者の責任、事情変更の原則	事前学習 受講者は、教科書をよく読み、予習課題の問いに自分の言葉で答えられるように準備をしておかなければならない。 事後学習 受講者は、六法・教科書・レジュメを用いながら、授業の到達目標が達成できるように、情報を整理したうえで、疑問があれば調査し、それでもわからなければ教員に質問するなどして、疑問を解消しなければならない。
第2回	契約総則②同時履行の抗弁権、契約の解除（概論・要件）	同上
第3回	契約総則③契約の解除（要件の続き、効果）、危険負担	同上
第4回	契約各論①売買契約(1) 売買契約の意義、予約、手付、当事者の権利・義務	同上
第5回	契約各論②売買契約(2) 売主の契約不適合責任	同上
第6回	契約各論③売買契約(3) 売主の契約不適合責任（続き）	同上
第7回	契約各論④売買契約(4) 売主の契約不適合責任（続き）、贈与契約	同上
第8回	契約各論⑤消費貸借契約、金銭債権・利息債権、使用貸借契約	同上

第9回	契約各論⑥用益物権（地上権、永小作権、地役権、入会権）、賃貸借契約(1)成立・存続期間	同上
第10回	契約各論⑦賃貸借契約(2)賃貸人の地位、賃借人の地位、契約の終了	同上
第11回	契約各論⑧賃貸借契約(3)契約の終了（続き）、賃貸借契約と第三者	同上
第12回	契約各論⑨賃貸借契約(4)賃貸借契約と第三者（続き）、権利金・敷金・保証金	同上
第13回	契約各論⑩請負契約(1)当事者の権利・義務、契約不適合責任、目的物の所有権の帰属	同上
第14回	契約各論⑪請負契約(2)請負の危険負担・請負契約の終了	同上
第15回	契約各論⑫委任契約、寄託契約、組合契約、和解契約	同上
第16回	期末試験	

成績評価方法	(1)到達目標の達成度について評価を行う。 (2)評価方法とその割合 ア 絶対評価 イ 期末試験（90％） ウ 予習課題への取り組み状況（10％） (3)合格（単位修得）のための最低基準 具体的な事案について、事案を分析し、根拠規定をあげ、要件を示したうえで、要件の充足を判断し、どのような効果が発生するかを、おおむね説明することができる。
履修上の注意	事前学習と事後学習を怠らないこと。
教科書	・潮見佳男『基本講義 債権各論Ⅰ契約法・事務管理・不当利得（第4版）』（新世社・2022年）
参考文献	中田裕康『契約法（新版）』（有斐閣・2021年） 曾野裕夫ほか『リーガルクエスト民法Ⅳ契約』（有斐閣・2021年） 山本敬三監修、大澤彩ほか『ストゥディア民法5』（有斐閣・2022年） 窪田充見・森田宏樹編『民法判例百選Ⅱ債権（第9版）』（有斐閣・2023年） 池田真朗ほか編『判例講義民法Ⅱ債権（新訂第3版）』（勁草書房・2023年）

科目情報

授業コード	1FCB204010	科目ナンバリング	FCALAW71011-J1
授業科目名	民法D（法定債権）		
担当教員氏名	森山 浩江		
開講年度・学期	2025年度前期	曜日・時限	金曜2限
授業形態	講義		
科目分類	法律基本科目		
配当年次	1年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	この授業では、民法（財産法）のうち、法定債権関係（事務管理・不当利得・不法行為）の基礎を学ぶ。 1年次の開講であることから、法律要件—効果の関係や、訴訟における当事者の主張等の基本的なとらえ方も含めて理解ができるように配慮する。この分野は、条文の数は少ないが、具体的に適用される場面は極めて多様であり、とりわけ不当利得と不法行為においては、簡潔な条文についても膨大な議論が存在し、条文の解釈・適用を支えている。そのため、学説・判例が形成してきた概念・理論を正確に理解するとともに、条文の具体的な適用においてその応用を可能とすることに留意しながら進める。
到達目標	受講者が、法定債権関係について、①概念や制度の意義（定義）と要件・効果、②制度の目的（立法趣旨）を正確に理解し、③それを典型的な例を出して説明できるようになるとともに、④具体的な事案に即して要件の充足および効果等を説明できるようになることを、この講義の目標とする。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	不法行為総説・不法行為の要件（権利侵害）	事前に各回の予習範囲および予習用の質問を提示し、受講者は、テキストおよび参考判例等で該当範囲を学習し、質問の解答を準備する。事後には、各回の授業の資料を用い、授業内容をふまえて復習を行う。応用力をつけるため、事例問題の解答の作成を課題とすることがある。
第2回	不法行為の要件（故意・過失）	同上
第3回	不法行為の要件（因果関係）	同上
第4回	不法行為の要件（損害）・不法行為の効果	同上
第5回	損害賠償の範囲と額の算定	同上
第6回	抗弁事由	同上
第7回	他人の行為による責任	同上
第8回	物の関与による責任・失火の責任	同上
第9回	共同不法行為	同上
第10回	各種の被侵害利益類型の不法行為	事前に、不法行為全般を復習し概観しておく。授業内容を踏まえ、さらに復習を行う。
第11回	不法行為法の総括	同上
第12回	事務管理・不当利得制度の概要	受講者は事前に、テキストおよび参考判例等で予習すべき範囲を学習し、予習用の質問の解答を準備する。事後には、各回の授業の資料を用い、授業内容をふまえて復習を行う。
第13回	不当利得（703条・704条の解釈）	同上
第14回	一般不当利得の効果・特殊の不当利得	同上
第15回	三者間の不当利得	同上
第16回	期末試験	全般につき復習を行う。

成績評価方法	絶対評価 到達目標の達成度につき、期末試験の成績および毎回の授業への積極的な取り組みの状況によって、評価を行う（評価の割合は期末試験 90%、取組状況 10%）。法定債権関係の重要な問題について、概念や制度の意義をふまえて正確に要件・効果を理解し、具体的な事案に即して要件の充足および効果等を説明できるようになることを、単位取得の最低基準とする。
履修上の注意	特になし
教科書	①潮見佳男『基本講義債権各論II不法行為法（第4版）』（新世社・2021年） ②潮見佳男『基本講義債権各論Ⅰ契約法・事務管理・不当利得（第4版）』（新世社・2022年）
参考文献	『民法判例百選II債権（第9版）』（有斐閣・2023年）

科目情報

授業コード	1FCB205010	科目ナンバリング	FCALAW71012-J1
授業科目名	民法E（担保法）		
担当教員氏名	藤井 徳展		
開講年度・学期	2025年度後期	曜日・時限	木曜3限
授業形態	講義		
科目分類	法律基本科目		
配当年次	1年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	この授業は講義形態で行われる。この講義では、まず、物的担保という項目を立てて、民法に規定のある担保（典型担保）と民法に規定のない担保（非典型担保）の説明をする。つぎに、人的担保という項目を立てて、保証一般および特殊な保証の説明をする（債権総論のうち、保証債務をここで扱う）。この講義の目標は、①各制度の内容、②各制度の目的・趣旨、③各制度の根拠規定と、基本的な要件・効果、④典型的な事例（その制度が本来どのような場面で、どのように使われるものか）、⑤その制度に関する代表的な判例、および学説の対立があるときにはその対立の意味するもの、これらをかめながら、担保法の基礎知識を実際に活用できる形で獲得することにある。
到達目標	【授業概要】所掲の各制度の内容・趣旨を理解して、各制度の根拠規定と基本的な要件・効果を体得して、この制度はこれこれのものである、と具体的にわかりやすく説明できるようにする。そして、判例、学説を読み込んで解釈論を展開していくための基礎力をつけるようにする。以上を通じて、民法担保法の基本的な考え方を修得して、これを礎石の1つとして民法の基礎から応用へと架橋できるようにする。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	初回開講、物的担保序論（担保物権の意義）、抵当権 1：抵当権序論（抵当権の意義）	事前学習：レジュメおよび教科書の指定部分を読んだうえで、基本的な用語や制度を理解するよう努めること。まずは自分で考えてみることに。 事後学習：事前学習および授業で得られた知見を整理・再構成しながら、自らの学修との接続をはかること。授業中に講義内容に関して気づいたこと、わからなかったことなどがあれば、自ら参考書等に当たって疑問を解消するようはかったうえで、それでもわからなければ教員に質問をすること。
第2回	抵当権 2：抵当権の設定、抵当権の登記	同上
第3回	抵当権 3：抵当権の効力のおよぶ範囲	同上
第4回	抵当権 4：実行前の効力（その 1）抵当権設定者側 ―― 抵当不動産の使用・収益・処分（第三取得者の地位〔代価弁済・抵当権消滅請求もここで扱う〕、賃借人の地位〔同意対抗力付与、明渡猶予期間もここで扱う〕）	同上
第5回	抵当権 5：実行前の効力（その 2）抵当権者側 ―― 抵当権侵害、抵当権の処分（転抵当もここで扱う）	同上
第6回	抵当権 6：実行・優先弁済権実現（その 1）担保不動産競売・担保不動産収益執行・物上代位	同上
第7回	抵当権 7：実行・優先弁済権実現（その 2）法定地上権・一括競売権、抵当権の消滅	同上

第8回	抵当権 8：共同抵当権、根抵当権、特別法の抵当権（動産抵当、企業抵当）、仮登記担保	同上
第9回	質権	同上
第10回	留置権、先取特権	同上
第11回	非典型担保 1：譲渡担保序論（譲渡担保の意義）、不動産譲渡担保	同上
第12回	非典型担保 2：動産譲渡担保、債権譲渡担保、所有権留保	同上
第13回	人的担保序論（多数当事者の債権・債務と人的担保）、保証 1：保証序論（保証の意義）	同上
第14回	保証 2：保証の成立、保証の内容・効力（対内的効力、対外的効力）、保証の消滅	同上
第15回	保証 3：特殊な保証（連帯保証、共同保証、根保証、その他の保証・人的担保〔身元保証、機関保証〕）	同上
第16回	期末試験	

事前・事後学習の内容	事前学習：レジュメおよび教科書の指定部分を読んだうえで、基本的な用語や制度を理解するよう努めること。まずは自分で考えてみること。 事後学習：事前学習および授業で得られた知見を整理・再構成しながら、自らの学修との接続をはかること。授業中に講義内容に関して気づいたこと、わからなかったことなどがあれば、自ら参考書等に当たって疑問を解消するようはかったうえで、それでもわからなければ教員に質問をすること。
------------	---

成績評価方法	(1)到達目標の達成度について評価を行う。 (2)評価方法とその割合 ア 絶対評価 イ 期末試験（論述形式の筆記試験〔事例問題を含む〕）（80％） ウ 授業中の、担当教員による質問に対する応答、また、担当教員による課題に関する議論への取り組み状況（20％） (3)合格（単位修得）のための最低基準 この制度はこれこれのものである、と、根拠規定をあげて、基本的な要件・効果を示して説明することができること、事例問題において、必要となる具体的な事実を示したうえで、根拠規定の要件をあてはめて、効果を導く（適切な結論に至る）ことができること。
履修上の注意	【到達目標】ほかで述べたように、この制度はこれこれのものである、と具体的にわかりやすく説明することができるよう、常に意識して臨んでほしい。
教科書	小山泰史ほか『新ハイブリッド民法 2 物権・担保物権法』（法律文化社・第2版・2023年〔令和5年〕） 中田裕康『債権総論』（岩波書店・第4版・2020年〔令和2年〕）・・・民法B（債権総論）と共通

参考文献

『民法判例百選　Ⅰ　総則・物権／Ⅱ　債権』（有斐閣・第9版・2023年〔令和5年〕）

その他、

石田剛ほか著『民法　Ⅱ　物権（有斐閣LegalQuestシリーズ）』（有斐閣・第4版・2022年〔令和4年〕）

手嶋豊ほか著『民法　Ⅲ　債権総論（有斐閣LegalQuestシリーズ）』（有斐閣・2022年〔令和4年〕）

以上の【教科書】、【参考文献】については、最初の授業時に説明する。

科目情報

授業コード	1FCB206010	科目ナンバリング	FCALAW81013-J1
授業科目名	民法F（家族法の基礎）		
担当教員氏名	森山 浩江		
開講年度・学期	2025年度前期	曜日・時限	水曜2限
授業形態	講義		
科目分類	法律基本科目		
配当年次	2年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	この講義では、民法典第四編および第五編（親族法および相続法）について、基本的な概念および諸制度等を学ぶ。家族法と称されるこの領域も、基本的には財産法におけると同様、要件・効果を定めた規範群であるが、一方で、民法の中でも格段に、その国の社会や歴史的経緯の特殊性が反映される分野である。これらのことをふまえつつ、基本的な概念および諸制度（手続の基本的な枠組みも含む）を、これらに関する主要な判例・学説とともに理解し、応用可能な知識として身につけられるよう理解をはかる。財産法との交錯点にも重要な点が多いため、各所において、財産法の復習を兼ねて確認を行う。
到達目標	家族法上の諸制度につき具体的な例を挙げて自分の言葉で説明できるようになること、重要な判例の意義を理解すること、これらの知識をふまえて具体的な事例に即した解決を導けるようになることを到達目標とする。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	家族法の概観・手続・戸籍	事前に各回の予習範囲および予習用の質問を提示し、受講者は、テキストおよび参考判例等で該当範囲を学習し、質問の解答を準備する。事後には、各回の授業の資料を用い、授業内容をふまえて復習を行う。
第2回	婚姻の成立と効力	同上
第3回	婚姻の解消・離婚の効果	同上
第4回	離婚と子ども・婚外関係と法	同上
第5回	実親子関係	同上
第6回	人工生殖における親子関係・養親子関係	同上
第7回	親権・後見・扶養	同上
第8回	相続法の概観・相続人の確定	事前に各回の予習範囲および予習用の質問を提示し、受講者は、テキストおよび参考判例等で該当範囲を学習し、質問の解答を準備する。場合により、財産法の領域の復習事項を指示する。事後には、各回の授業の資料を用い、授業内容をふまえて復習を行う。
第9回	相続財産とその管理	同上
第10回	相続分	同上
第11回	遺産共有	同上
第12回	遺産分割の対象と手続	同上
第13回	遺産分割の効果・相続財産の清算	同上
第14回	遺言	同上
第15回	遺留分	同上
第16回	期末試験	全般につき復習を行う。

成績評価方法	絶対評価 到達目標の達成度につき、期末試験の成績および毎回の授業への積極的な取り組みの状況によって、評価を行う（評価の割合は期末試験 90%、取組状況 10%）。家族法上の主要な諸制度および関係する重要な判例に関する正確な知識をふまえて、具体的な事例に即した解決を示せるようになることを、単位取得の最低基準とする。
履修上の注意	特になし
教科書	前田 陽一ほか著『民法Ⅵ親族・相続〔第7版〕』（有斐閣・2024年） ※改版に伴い変更する可能性があります。
参考文献	『民法判例百選Ⅲ親族・相続〔第3版〕』（有斐閣・2023年）

科目情報

授業コード	1FCB207010	科目ナンバリング	FCALAW81014-J2
授業科目名	民法総合演習A（甲）		
担当教員氏名	森山 浩江		
開講年度・学期	2025年度後期	曜日・時限	水曜2限
授業形態	演習		
科目分類	法律基本科目		
配当年次	2年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	本演習では、民法総則・物権法・債権総論の領域に属する若干のテーマを選び、包括的かつ具体的な素材として、判例を読み込む作業を行う。 基本的には、各回につき事前に指定した対象判例を、事実関係を含め第一審から通して読み込む作業が中心となる。本演習で判例を扱う目的は、実務において必要とされる力を涵養するためであることから、対象とする判例における両当事者の主張の応酬、事実認定、これらに即しての各審級での判断、判決における理由付け等を、予習レジュメに即して読み込んできたことを前提として行う。2年次前期に学んだ要件事実論の基本について復習し、判例資料上でこれをたどり具体的なイメージを持つことによって、民法上の論点に関する検討の思考過程を適切に表現し論述できる能力をつける機会となる。また、扱うテーマによっては、関連する重要事項を確認したり、法改正および新しい判例の展開を補完的に取り上げることも行う。文書作成の課題を出して解説・講評を行うこともある。 なお、物権法のうち用益物権および担保物権については、民法総合演習Bの対象であり、本演習の対象外とする。
到達目標	この授業の目標は、対象判例を読む作業を通じて、これまでに学習してきた民法の基本知識を事案に即して確実に身につけるとともに、これを具体的な問題解決に応用するための礎となる力をつけること、および、法改正または判例・学説の展開による変化が生じた事項については、その知識を正確にすることである。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	イントロダクション	指定した予習事項に従い事前学習を行う。
第2回	判例1（時効）	毎回事前に、予習資料のガイドに沿って、対象判例を読み込んでくる。事後学習については、毎回演習時に配布する資料の末尾に示している確認すべき事項について復習し、理解・知識を確実にしておく。
第3回	判例2（法律行為1）	同上
第4回	判例3（法律行為2）	同上
第5回	判例4（代理1）	同上
第6回	判例5（代理2）	同上
第7回	判例6（物権法1）	同上
第8回	判例7（物権法2）	同上
第9回	判例8（債権の目的）	同上
第10回	判例9（債務不履行1）	同上
第11回	判例10（債務不履行2）	同上
第12回	判例11（詐害行為取消権）	同上
第13回	判例12（債権譲渡）	同上
第14回	判例13（相殺）	同上
第15回	総括	事前に全体をひととおり復習してくること。
第16回	期末試験	全般につき復習を行う。

成績評価方法	絶対評価 到達目標の達成度につき、期末試験の成績および授業に対する積極的な取り組みの状況によって、評価を行う（評価の割合は期末試験 80%、取組状況 20%）。これまで身につけてきた民法の基本知識を、事案に即して、訴訟を念頭においた具体的な問題解決に応用できることを、単位取得の最低基準とする。
履修上の注意	特になし
教科書	教科書は指定しない。判例資料を予め配布するほか、各回の授業時に資料を配付する。
参考文献	『民法判例百選I 総則・物権〔第9版〕』（有斐閣・2023年） 『民法判例百選II 債権〔第9版〕』（有斐閣・2023年） 『民法判例百選III 親族・相続〔第3版〕』（有斐閣・2023年） 司法研修所編『改訂・新問題研究 要件事実』（法曹会・2023年） 司法研修所編『紛争類型別の要件事実〔4訂〕』（法曹会・2023年） ※改版にともない変更する可能性があります。

科目情報

授業コード	1FCB207020	科目ナンバリング	FCALAW81014-J2
授業科目名	民法総合演習A（乙）		
担当教員氏名	森山 浩江		
開講年度・学期	2025年度後期	曜日・時限	水曜4限
授業形態	演習		
科目分類	法律基本科目		
配当年次	2年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	本演習では、民法総則・物権法・債権総論の領域に属する若干のテーマを選び、包括的かつ具体的な素材として、判例を読み込む作業を行う。 基本的には、各回につき事前に指定した対象判例を、事実関係を含め第一審から通して読み込む作業が中心となる。本演習で判例を扱う目的は、実務において必要とされる力を涵養するためであることから、対象とする判例における両当事者の主張の応酬、事実認定、これらに即しての各審級での判断、判決における理由付け等を、予習レジュメに即して読み込んできたことを前提として行う。2年次前期に学んだ要件事実論の基本について復習し、判例資料上でこれをたどり具体的なイメージを持つことによって、民法上の論点に関する検討の思考過程を適切に表現し論述できる能力をつける機会となる。また、扱うテーマによっては、関連する重要事項を確認したり、法改正および新しい判例の展開を補充的に取り上げることも行う。文書作成の課題を出して解説・講評を行うこともある。 なお、物権法のうち用益物権および担保物権については、民法総合演習Bの対象であり、本演習の対象外とする。
到達目標	この授業の目標は、対象判例を読む作業を通じて、これまでに学習してきた民法の基本知識を事案に即して確実に身につけるとともに、これを具体的な問題解決に応用するための礎となる力をつけること、および、法改正または判例・学説の展開による変化が生じた事項については、その知識を正確にすることである。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	イントロダクション	指定した予習事項に従い事前学習を行う。
第2回	判例1（時効）	毎回事前に、予習資料のガイドに沿って、対象判例を読み込んでくる。事後学習については、毎回演習時に配布する資料の末尾に示している確認すべき事項について復習し、理解・知識を確実にしておく。
第3回	判例2（法律行為1）	同上
第4回	判例3（法律行為2）	同上
第5回	判例4（代理1）	同上
第6回	判例5（代理2）	同上
第7回	判例6（物権法1）	同上
第8回	判例7（物権法2）	同上
第9回	判例8（債権の目的）	同上
第10回	判例9（債務不履行1）	同上
第11回	判例10（債務不履行2）	同上
第12回	判例11（詐害行為取消権）	同上
第13回	判例12（債権譲渡）	同上
第14回	判例13（相殺）	同上
第15回	総括	事前に全体をひととおり復習してくること。
第16回	期末試験	全般につき復習を行う。

成績評価方法	絶対評価 到達目標の達成度につき、期末試験の成績および授業に対する積極的な取り組みの状況によって、評価を行う（評価の割合は期末試験 80%、取組状況 20%）。これまで身につけてきた民法の基本知識を、事案に即して、訴訟を念頭においた具体的な問題解決に応用できることを、単位取得の最低基準とする。
履修上の注意	特になし
教科書	教科書は指定しない。判例資料を予め配布するほか、各回の授業時に資料を配付する。
参考文献	『民法判例百選I 総則・物権〔第9版〕』（有斐閣・2023年） 『民法判例百選II 債権〔第9版〕』（有斐閣・2023年） 『民法判例百選III 親族・相続〔第3版〕』（有斐閣・2023年） 司法研修所編『改訂・新問題研究 要件事実』（法曹会・2023年） 司法研修所編『紛争類型別の要件事実〔4訂〕』（法曹会・2023年） ※改版にともない変更する可能性があります。

科目情報

授業コード	1FCB208010	科目ナンバリング	FCALAW81015-J2
授業科目名	民法総合演習B		
担当教員氏名	坂口 甲、藤井 徳展		
開講年度・学期	2025年度前期	曜日・時限	月曜2限
授業形態	演習		
科目分類	法律基本科目		
配当年次	2年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	この授業は演習形態で行われる。 この授業の目標は、契約法および担保法に関する基本的な知識を、具体的な事案に即して利用する力をつけることである。この目標を達成するために、本演習では、契約法および担保法の領域について、ひとつには判例資料（最高裁民事判例集）を丁寧に読んで、両当事者がどのような事実に基づいてどのような主張をし、裁判所はどの事実をどの要件にあてはめて判断を行ったかを観察することにより、実際に条文がどのように使われているかを学ぶ。もうひとつには、担当教員の用意した事例問題を材料として、事案を分析し、析出した事実に要件をあてはめることにより、請求の内容が根拠づけられるかどうかの吟味を自ら行う練習をする。 この授業は、前半と後半で担当者が異なる。 前半 8 回（坂口担当） 主に契約法にかかわる最高裁判決を取り上げる。一方では主張立証のあり方を踏まえて規範の構造を確認し、他方ではその規範構造と事実との関係に丁寧な分析を加えていく。担当者の用意した事例問題を用いて、この作業を実践的に繰り返すことで、法の解釈および適用の能力を養うとともに、論述能力の涵養を図る。 後半 7 回（藤井担当） 主に担保法にかかわる最高裁判決を取り上げて、検討を加える。民法に規定のある担保（典型担保）については、その制度枠組みを確認しながら、最高裁判決を読み込むことになる。民法に規定のない担保（非典型担保）については、制度枠組みが流動的であることから、事案との関係を常に意識しながら、判例法理の輪郭をつかむ作業が求められる。担当者の用意した事例問題を用いて、この作業を実践的に繰り返すことで、法の解釈および適用の能力を養うとともに、論述能力の涵養を図る。また、定期試験の答案等を素材として、理論的問題を分析し、文書化する過程の注意点につき指導することもある。
到達目標	前半 8 回（坂口担当） 到達目標は、問題となっている事案を分析して、適用すべき法規範を選択し、その法規範の構造を説明できること、その法規範を事実に適用できることである。 後半 7 回（藤井担当） 到達目標は、典型担保については、制度枠組みの理解を踏まえて、判例の到達点を説明できること、また非典型担保については、民法の既存の制度枠組み（とその限界）の理解を踏まえたとうえで、問題となっている事案の、当事者が選択した一定の法形式の特性とその法実質を分析して、判例に即して説明できること、これを通じて、判例法理の輪郭（そこから浮かび上がる一定の規範）をつかみ、それを事実にあてはめられることである。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	契約締結過程の諸問題、権利の売買における債務不履行、手付等	事前学習：判例資料を読むとともに、予習課題に答えられるように準備しておくこと（教員が事前に事例問題を配布する場合には、一応の解答を準備すること）。 事後学習：事前学習および演習を通じて獲得した情報を整理し、疑問があれば調査し、それでもわからなければ教員に質問をすること。
第2回	特定物売買、種類売買、債務不履行による損害賠償と免責事由等	同上
第3回	他人の権利の売買、債務不履行による契約の解除等	同上
第4回	売主の契約不適合責任等	同上

第5回	使用貸借、贈与、賃貸借(1)使用収益させる債務の履行不能、賃料の受領拒絶、敷金等	同上
第6回	賃貸借等(2)他人の権利の賃貸借、転貸借、賃貸人たる地位の移転、賃借権の譲渡等	同上
第7回	賃貸借等(3)他人の権利の賃貸借と相続、遺産中の賃料債権の帰属、賃料債権の譲渡、借地権の譲渡、不動産賃借権の対抗等	同上
第8回	請負等	同上
第9回	抵当権の設定・実行前の効力	事前学習：判例資料を読むとともに、予習課題に答えられるように準備しておくこと（教員が事前に事例問題を配布する場合には、一応の解答を準備すること）。 事後学習：事前学習および演習を通じて獲得した情報を整理し、疑問があれば調査し、それでもわからなければ教員に質問をすること。
第10回	抵当権の実行・優先弁済権実現(1)物上代位を中心に	同上
第11回	抵当権の実行・優先弁済権実現(2)法定地上権を中心に	同上
第12回	共同抵当権、根抵当権、仮登記担保	同上
第13回	留置権・先取特権	同上
第14回	譲渡担保、所有権留保	同上
第15回	人的担保（保証）	同上
第16回	期末試験	

成績評価方法	(1)到達目標の達成度について評価を行う。 (2)評価方法とその割合 ア 絶対評価 イ 期末試験（90％） ウ 予習課題への取り組み状況（10％） (3)合格（単位修得）のための最低基準 ア 前半8回（坂口担当）事例問題について、事案を分析し、根拠規定をあげ、要件を示したうえで、要件の充足を判断し、どのような効果が発生するかを、おおむね説明することができる。 イ 後半7回（藤井担当）事例問題について、事案を分析し、根拠規定をあげ、要件を示したうえで、要件の充足を判断し、どのような効果が発生するかを、おおむね説明することができる。
履修上の注意	特になし
教科書	特になし
参考文献	『判例プラクティス民法Ⅰ 総則・物権（第2版）』（信山社・2022年） 『判例プラクティス民法Ⅱ 債権（第2版）』（信山社・2023年） 『判例講義民法Ⅰ 総則・物権（第3版）』（勁草書房・2024年） 『判例講義民法Ⅱ 債権（第3版）』（勁草書房・2023年） 『民法判例百選Ⅰ 総則・物権（第9版）』（有斐閣・2023年） 『民法判例百選Ⅱ 債権（第9版）』（有斐閣・2023年）

科目情報

授業コード	1FCB209010	科目ナンバリング	FCALAW81016-J2
授業科目名	民法理論の展開A		
担当教員氏名	森山 浩江		
開講年度・学期	2025年度前期	曜日・時限	水曜4限
授業形態	演習		
科目分類	法律基本科目		
配当年次	3年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	2年次までの間に獲得した民法の知識を具体的な場面において用いることができるようになるために、主として事例問題を題材として、民法（財産法・家族法）の基本的概念および判例を確認しつつ、その応用力をつける。基本的に毎回、初見の事例に目を通したうえで、どのような点が問題となるか等を検討する。その際、どのような視点から事案を分析するか、また、検討の過程および結果をどのように構成して表すのが適切かを確認しながら進め、論述能力の涵養を図る。テーマに応じて題材や進め方は異なり、いくつかの場면을簡略な事例において対比しながら行うこともあれば、文書作成課題を課して検討を行う場合もある。場合によっては新しい判例や法改正を中心的に扱うこともある。何が問題であるか自体を事例から考えることが重要であり、複合的な事例を扱うこともあるため、予め各回のテーマを示すことはしない。したがって、以下の授業計画には敢えて具体的内容を示さない。
到達目標	2年次までの間に獲得した民法の知識を、特に、理解の困難な点や議論のある点についてより正確・確実なものとし、具体的な場面において用いることができるようになることを目標とする。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	イントロダクション・事案の検討1	（第1回～第15回まで） 基本的に、初見の事案について、何が問題となるかの判断を含めた検討を行うため、テーマを定めての事前学習の指示は行わないが、これまで学習した民法の重要なポイント（財産法・家族法の両方）を全般的に復習しておくことが求められる。 場合によっては、文書作成課題を事前に課して演習を行う場合もある。事後学習としては、各回の事案を通して確認したポイントにつき、定着をはかるための復習を行うことが求められる。
第2回	事案の検討2	同上
第3回	事案の検討3	同上
第4回	事案の検討4	同上
第5回	事案の検討5	同上
第6回	事案の検討6	同上
第7回	事案の検討7	同上
第8回	事案の検討8	同上
第9回	事案の検討9	同上
第10回	事案の検討10	同上
第11回	事案の検討11	同上
第12回	事案の検討12	同上
第13回	事案の検討13	同上
第14回	事案の検討14	同上
第15回	事案の検討15	同上
第16回	期末試験	全般につき復習を行う。

成績評価方法	絶対評価 到達目標の達成度につき、期末試験の成績および毎回の授業への積極的な取り組みの状況によって、評価を行う（評価の割合は期末試験 80%、取組状況 20%）。2 年次までの間に獲得した民法の知識を用いて、具体的な事例の解決を一から考えて提示できるようになることを、単位取得の最低基準とする。
履修上の注意	特になし
教科書	教科書は指定しない。各回の授業時に資料を配付する。
参考文献	『民法判例百選I 総則・物権〔第9版〕』（有斐閣・2023年） 『民法判例百選II 債権〔第9版〕』（有斐閣・2023年） 『民法判例百選III 親族・相続〔第3版〕』（有斐閣・2023年） 司法研修所編『改訂 新問題研究 要件事実』（法曹会・2023年） 司法研修所編『紛争類型別の要件事実〔4訂〕』（法曹会・2023年） ※改版にともない変更する場合があります。

科目情報

授業コード	1FCB210010	科目ナンバリング	FCALAW81017-J1
授業科目名	民法理論の展開B		
担当教員氏名	杉本 好央		
開講年度・学期	2025年度後期	曜日・時限	月曜5限
授業形態	演習		
配当年次	カリキュラムにより異なります。	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	本講義では、民法等の規定によって基礎付けられる「請求権」を中軸に据えて、法律の解釈及び適用を例解的に実践する。参加する学生には、担当教員の用意した事例問題について、取り上げられるべき条文、判例、問題点を授業中に考え、議論してもらう。議論のなかで、問題を分析し、法的に構成して論述するための要点を担当者から説明し、それらの能力の涵養を目指す。対象となる分野は、財産法全体である。
到達目標	本講義によって目指されるのは、第一に、3 年次前期までに修得した知識を利用して、問題解決に適した請求権基礎を民法その他の法律中から探し出すことができること、第二に、探し出した請求権基礎についての解釈および適用を事案に即して行うことができること、である。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	請求権の基礎と構造	事前学習：特になし。 事後学習：特になし。
第2回	契約の成立と無効・取消・効果不帰属（1）	事前学習：特になし。 事後学習：授業で扱った問題を教科書又は判例集を見て確認する。
第3回	契約の成立と無効・取消・効果不帰属（2）	事前学習：特になし。 事後学習：授業で扱った問題を教科書又は判例集を見て確認する。
第4回	契約の成立と無効・取消・効果不帰属（3）	事前学習：特になし。 事後学習：授業で扱った問題を教科書又は判例集を見て確認する。
第5回	契約の履行又は不履行（1）	事前学習：特になし。 事後学習：授業で扱った問題を教科書又は判例集を見て確認する。
第6回	契約の履行又は不履行（2）	事前学習：特になし。 事後学習：授業で扱った問題を教科書又は判例集を見て確認する。
第7回	契約の履行又は不履行（3）	事前学習：特になし。 事後学習：授業で扱った問題を教科書又は判例集を見て確認する。
第8回	契約の履行又は不履行（4）	事前学習：特になし。 事後学習：授業で扱った問題を教科書又は判例集を見て確認する。
第9回	契約の履行又は不履行（5）	事前学習：特になし。 事後学習：授業で扱った問題を教科書又は判例集を見て確認する。
第10回	契約の履行又は不履行（6）	事前学習：特になし。 事後学習：授業で扱った問題を教科書又は判例集を見て確認する。

第11回	知識の確認 課題に取り組むことで、これまでの授業の内容を理解しているか、又、それを適切に表現できるかを確かめる。	事前学習：これまでの授業内容をまとめる。事後学習：授業後に指示する。
第12回	所有者と占有者又は登記名義人の法関係（１）	事前学習：特になし。 事後学習：授業で扱った問題を教科書又は判例集を見て確認する。
第13回	所有者と占有者又は登記名義人の法関係（２）	事前学習：特になし。 事後学習：授業で扱った問題を教科書又は判例集を見て確認する。
第14回	所有者と占有者又は登記名義人の法関係（３）	事前学習：特になし。 事後学習：授業で扱った問題を教科書又は判例集を見て確認する。
第15回	所有者と占有者又は登記名義人の法関係（４）	事前学習：特になし。 事後学習：授業で扱った問題を教科書又は判例集を見て確認する。
第16回	期末試験	

成績評価方法	(1) 到達目標の達成度について評価を行う。 (2) 評価方法 相対評価（期末試験 80％、小テスト又はレポート 20％） (3) 単位修得のための最低基準 問題解決に適した請求権基礎を民法その他の法律中から探し出し、その解釈および適用を事案に即して行うことができる。
履修上の注意	2 年次生がこの科目を履修する場合、1 年次及び 2 年次前期に配当された民法関連科目のすべてを修得していることを条件とする。
教科書	なし。
参考文献	必要に応じて示す。

科目情報

授業コード	1FCB211010	科目ナンバリング	FCALAW71018-J1
授業科目名	商法（企業組織法）		
担当教員氏名	小柿 徳武		
開講年度・学期	2025年度後期	曜日・時限	水曜3限、金曜2限
授業形態	講義		
科目分類	法律基本科目		
配当年次	1年	単位数	4.0単位

シラバス情報

授業概要	この講義では、会社法の基本的事項を学ぶ。この講義の目標は、商法の中でも、特に重要な会社法の分野について、基本的事項を修得することである。また、条文や重要判例を素材として、制度（およびその趣旨）を徹底的に理解することにより、２年次以後での演習科目等の受講において必要な知識を修得することも到達目標とする。
到達目標	学生が、会社法の基本的事項について、条文や重要判例を素材として、制度（およびその趣旨）を適切に説明できること、および、比較的単純な事案において、問題解決に至る道筋について、一定の説得力をもって論述できることを到達目標とする。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	会社法総論	授業の約1週間前に、次回のレジュメを（電子）掲示板にアップロードする。必ず事前に内容を確認し、予習を行った上で授業に臨むこと。また、授業後は、内容を整理し、関連する条文等について再確認して、知識の定着を図ること。
第2回	株式会社の基本構造	同上
第3回	機関総論	同上
第4回	株主の会社に対する権利と義務	同上
第5回	株主総会（総論）	同上
第6回	株主総会（招集）	同上
第7回	株主総会（議事）	同上
第8回	株主総会（決議の瑕疵）	同上
第9回	取締役・取締役会（取締役の選任など）	同上
第10回	取締役・取締役会（取締役会の議事など）	同上
第11回	取締役・取締役会（取締役の責任など）	同上
第12回	取締役・取締役会（代表訴訟など）	同上
第13回	監査役・監査役会・会計監査人	同上
第14回	指名委員会等設置会社・監査等委員会設置会社	同上
第15回	計算（会計帳簿など）	同上
第16回	計算（剰余金の分配など）	同上
第17回	株式（種類株など）	同上
第18回	株式（譲渡制限など）	同上
第19回	株式（併合・分割・無償割当てなど）	同上
第20回	設立（手続）	同上
第21回	設立（設立手続の瑕疵など）	同上
第22回	資金調達（募集株式）	同上
第23回	資金調達（新株予約権）	同上
第24回	資金調達（社債）	同上
第25回	組織再編・事業譲渡など（総論）	同上
第26回	組織再編・事業譲渡など（手続）	同上

第27回	組織再編・事業譲渡など（買取請求権など）	同上
第28回	組織再編・事業譲渡など（敵対的買収と防衛策）	同上
第29回	解散・清算	同上
第30回	会社法総論（会社の法人性、商人性など）	同上
第31回	期末試験	

成績評価方法	到達目標の達成度について絶対評価で評価する。 期末に課す試験の成績を 80%、小テストの成績および質問や討論など講義への参加状況を 20%の割合で評価する。会社法の基本的事項について、条文や重要判例を素材として、制度（およびその趣旨）を適切に説明できるか、および、比較的単純な事案において、問題解決に至る道筋について、一定の説得力をもって論述できるかについて評価する。C（合格）となるためには、基本的な点について、大きな誤謬を重ねることなく、説明および論述できていることが求められる。
履修上の注意	なし
教科書	伊藤靖史ほか『会社法〔第5版〕』（有斐閣、2021）を使用する。判例集として、神作裕之＝藤田友敬＝加藤貴仁編『会社法判例百選〔第4版〕』（有斐閣、2021)を使用する。
参考文献	中東正文ほか『会社法〔第2版〕』（有斐閣、2021）など、その都度指定する

科目情報

授業コード	1FCB212010	科目ナンバリング	FCALAW81019-J2
授業科目名	商法総合演習A（企業組織法）		
担当教員氏名	小柿 徳武		
開講年度・学期	2025年度後期	曜日・時限	木曜4限
授業形態	演習		
科目分類	法律基本科目		
配当年次	2年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	この授業では、会社法（株式・組織再編等）および商法総則・商行為法が扱われる。会社法分野については、基本的な知識を再確認するとともに、事例に則して、未見の問題点についても論理的に分析できる能力を身につけることを到達目標とする。商法総則・商行為法分野については、基礎的な概念を十分に踏まえた上で、与えられた事案について十分に検討できる能力を身につけることを到達目標とする。 授業に際しては、異なる立場からの見解について多面的に考察することなどを通じて、受講生が、与えられた課題に対して十分に論述できる能力を涵養するための指導を行う。
到達目標	会社法分野については、学生が具体的な事案において、これまで修得した知識をもとに、法曹実務家として活躍できるための論理的な分析力を身につけることを到達目標とする。商法総則・商行為法分野については、学生が基礎的な概念を踏まえた上で、与えられた事案について適切に説明できることを到達目標とする。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	商法総則（その1） 最大判昭和40・9・22民集19巻6号1600頁〔商法百選15事件〕などを素材として、総論、商号、営業などについて取り扱う。	授業の約1週間前に、次回のレジュメを（電子）掲示板にアップロードする。必ず事前に内容を確認し、予習を行った上で授業に臨むこと。また、授業後は、内容を整理し、関連する条文等について再確認して、知識の定着を図ること。
第2回	商法総則（その2） 最判昭和47・6・15民集26巻5号984頁〔商法百選8事件〕などを素材として、商業登記や商業使用人について取り扱う。	同上
第3回	株式（その1） 最判平成27・2・19民集69・1・25〔会社法百選11事件〕などを素材として、種類株式、株式の共有、株主名簿などについて取り扱う。	同上
第4回	株式（その2） 最判昭和41・7・28民集20・6・1251〔会社法百選13事件〕などを素材として、株式の譲渡、株式の併合などについて取り扱う。	同上
第5回	募集株式の発行等（その1） 東京地判平成16・6・1判時1873・159〔会社法百選20事件〕などを素材として、募集株式の発行等の手続きおよび有利発行規制などについて取り扱う。	同上
第6回	募集株式の発行等（その2） 最判平成24・4・24民集66・6・2908〔会社法百選26事件〕などを素材として、瑕疵ある募集株式の発行等に対する措置について取り扱う。	同上

第7回	新株予約権、社債、新株予約権付社債 東京地決平成18・6・30判タ1220・110〔会社法百選25〕などを素材として、新株予約権、社債および新株予約権付社債について取り扱う。	同上
第8回	組織再編（その1） 最決平成23・4・19民集65・3・1311〔会社法百選84〕などを素材として、組織再編の総説および手続について取り扱う。	同上
第9回	組織再編（その2） 最判平成24・10・12民集66・10・3311〔会社法百選91事件〕などを素材として、組織再編の手続について取り扱う。	同上
第10回	組織再編（その3） 東京高判平成2・1・31資料版商事法務77・193〔会社法百選8〕などを素材として、瑕疵ある組織再編に対する措置について取り扱う。	同上
第11回	企業買収と買収防衛策（その1） TOB規制など、会社法と金融商品取引法と交錯領域を取り扱うとともに、東京高決平16・8・4金判1201・4〔会社法百選96〕などを素材として、新株発行による買収防衛策について取り扱う。	同上
第12回	企業買収と買収防衛策（その2） 最決平成19・8・7民集61・5・2215〔会社法百選98〕などを素材として、新株予約権の無償割当てによる買収防衛策について取り扱う。	同上
第13回	企業買収と買収防衛策（その3） 東京高決平成20・9・12金判1301・28〔会社法百選87〕などを素材として、二段階買収における株主の買取請求権の問題などについて取り扱う。	同上
第14回	商行為法（その1） 東京高決平11・7・23判時1689・82〔商法百選36事件〕などを素材として、商行為法総則、商事売買について取り扱う。	同上
第15回	商行為法（その2） 最判平10・4・30判時1646・162〔商法百選77事件〕などを素材として、仲立営業、問屋営業、運送営業、倉庫営業および場屋営業などについて取り扱う。	同上
第16回	期末試験	

成績評価方法	到達目標の達成度について絶対評価で評価する。 質問や討論など演習への参加状況を20%、期末に課す試験の結果を80%の割合として評価する。 会社法の分野については、具体的な事案において、条文や判例の規範を適切に提示し、事案に即して適切にあてはめて論述することができているかについて評価する。商法総則・商行為法の分野については、基礎的な概念を踏まえた上で、解釈上の問題点について適切に説明できるかについて評価する。いずれもC（合格）となるためには、基本的な点について、大きな誤謬をすることなく、説明および論述できていることが求められる。
履修上の注意	なし

教科書	会社法分野については、判例集として、神作裕之＝藤田友敬＝加藤貴仁編『会社法判例百選〔第4版〕』（有斐閣、2021)を使用する。 商法総則・商行為法分野については、予習用テキストの一つとして、落合誠一ほか『商法Ⅰ－総則・商行為』（有斐閣、2019）を挙げるほか、判例集として、神作裕之・藤田友敬編『商法判例百選』（有斐閣、2019）を使用する。
参考文献	その都度指定する。

科目情報

授業コード	1FCB213010	科目ナンバリング	FCALAW81020-J2
授業科目名	商法総合演習B（企業取引法）		
担当教員氏名	小柿 徳武		
開講年度・学期	2025年度前期	曜日・時限	木曜1限
授業形態	演習		
科目分類	法律基本科目		
配当年次	2年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	この授業では、手形法および会社法（機関・計算等）を学ぶことになる。手形法分野については、基礎的な概念を十分に踏まえた上で、与えられた事案について論理的に分析できる能力を身につけることを到達目標とする。会社法分野については、これまで修得した知識を、条文に立ち戻って再確認するとともに、いくつかの論点について俯瞰的かつ多面的に検討することにより、新たな問題点についても論理的に分析できる能力を身につけることを到達目標とする。 授業に際しては、異なる立場からの見解について多面的に考察することなどを通じて、受講生が、与えられた課題に対して十分に論述できる能力を涵養するための指導を行う。
到達目標	手形法分野については、学生が基礎的な概念を踏まえた上で、与えられた事案について論理的に説明できることを到達目標とする。会社法分野については、学生が具体的な事案において、これまで修得した知識をもとに、問題解決に至る道筋について説得的に論述できることを到達目標とする。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	約束手形総論、約束手形の振出・裏書（その1）	授業の約1週間前に、次回のレジュメを（電子）掲示板にアップロードする。必ず事前に内容を確認し、予習を行った上で授業に臨むこと。また、授業後は、内容を整理し、関連する条文等について再確認して、知識の定着を図ること。
第2回	約束手形の裏書（その2）、人的抗弁の制限、善意取得、特殊の裏書、約束手形の支払、支払拒絶と遡求	同上
第3回	手形の時効、手形の喪失、手形訴訟、白地手形、手形行為の意義、手形の交付・手形理論	同上
第4回	手形行為と法律行為の一般原則、他人による手形行為、手形の変造、手形行為と原因関係、小切手・為替手形、補論	同上
第5回	機関総論、株主総会（権限、招集など）	同上
第6回	株主総会（決議、議事、決議の瑕疵など）	同上
第7回	取締役（資格、選任、解任など）	同上
第8回	取締役（競業取引、利益相反取引、報酬規制など）	同上
第9回	取締役会	同上
第10回	役員等の損害賠償責任	同上
第11回	株主代表訴訟	同上
第12回	監査役、監査役会	同上
第13回	指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社、会計監査人	同上
第14回	計算	同上
第15回	自己株式	同上

第16回	期末試験	
------	------	--

成績評価方法	到達目標の達成度について絶対評価で評価する。 質問や討論など演習への参加状況を 20％、期末に課す試験の結果を 80％の割合として評価する。 手形法の分野については、基礎的な概念を踏まえた上で、与えられた事案について論理的に説明できるかについて評価する。会社法の分野については、具体的な事案において、条文や判例の規範を適切に提示し、事案に即して適切にあてはめて説得的に論述することができるかについて評価する。 いずれもC（合格）となるためには、基本的な点について、大きな誤謬をすることなく、説明および論述できていることが求められる。
履修上の注意	なし
教科書	手形法分野については、予習用テキストの一つとして、大塚＝林＝福瀧『商法Ⅲ 手形・小切手〔第 5 版〕』（有斐閣 S シリーズ、2018)を挙げるほか、判例集として、落合＝神田編『手形小切手判例百選〔第 7 版〕』（有斐閣、2014)を使用する。 会社法分野については、判例集として、神作裕之＝藤田友敬＝加藤貴仁編『会社法判例百選〔第4 版〕』（有斐閣、2021)を使用する。
参考文献	その都度指定する。

科目情報

授業コード	1FCB214010	科目ナンバリング	FCALAW81021-J1
授業科目名	商法理論の展開		
担当教員氏名	小柿 徳武、仲 卓真		
開講年度・学期	2025年度前期	曜日・時限	火曜2限
授業形態	講義		
配当年次	3年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	講義対象は主として会社法であり、これまで修得した知識を、条文に立ち戻って再確認するとともに、諸制度を横断的に比較することにより、具体的な事案に即しつつ、法規制の趣旨を確実に把握することを到達目標とする。 授業に際しては、異なる立場からの見解について多面的に考察することなどを通じて、受講生が、与えられた課題に対して十分に論述できる能力を涵養するための指導を行う。
到達目標	学生が具体的な事案において、これまで修得した知識をもとに、問題解決に至る道筋について説得的に論述できることを到達目標とする。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	株式の譲渡	事前学習としては、指定教科書の中で教員が事前に指定した設例に付されたQuestionsについて、Materialsに挙げられた文献および裁判例等を参考にしながら十分に検討すること。 事後学習としては、授業の内容を整理し、関連する条文等について再確認して、知識の定着を図ること。
第2回	株主総会決議の瑕疵等	同上
第3回	代表行為と取引の安全	同上
第4回	競業取引・利益相反取引	同上
第5回	取締役の報酬	同上
第6回	取締役の会社に対する責任	同上
第7回	取締役の第三者に対する責任	同上
第8回	監査役・会計監査人	授業の約1週間前に、次回のレジュメを（電子）掲示板にアップロードする。必ず事前に内容を確認し、予習を行った上で授業に臨むこと。また、授業後は、内容を整理し、関連する条文等について再確認して、知識の定着を図ること。
第9回	設立・解散	同上
第10回	資金調達	同上
第11回	組織再編	同上
第12回	会社法の重要論点①（株主平等原則など）	同上
第13回	会社法の重要論点②（利益供与など）	同上
第14回	会社法の重要論点③（内部統制など）	同上
第15回	会社法の重要論点④（各種の閲覧・謄写請求権など）	同上
第16回	期末試験	

授業内容	第1回～第7回の授業においては、指定教科書の中で教員が事前に指定した設例に付されたQuestionsについて、事前学習で学生が十分に検討していることを前提として、Questionごとに学生がその検討結果を報告し、それに対して他の学生や教員が意見を述べるという形で、会社法に関する体系的な知識を事例に即して実際に使用する力を涵養する。 第8回～第15回の授業においては、レジュメにおいて教員が事前に準備した設例および参考裁判例等について、事前学習で学生が十分に検討していることを前提として、学生がその検討結果を報告し、それに対して他の学生や教員が意見を述べるという形で、会社法に関する体系的な知識を事例に即して実際に使用する力を涵養する。
------	--

成績評価方法	到達目標の達成度について絶対評価で評価する。 報告や質疑応答など、授業への参加状況を 20％、期末に課す試験の結果を 80％の割合として評価する。 具体的な事案において、条文や判例の規範を適切に提示し、事案に即して適切にあてはめて論述することができているかについて評価する。 C（合格）となるためには、いずれも基本的な点について、大きな誤謬をすることなく、説明および論述できていることが求められる。
履修上の注意	なし
教科書	第1回～第7回については、前田雅弘＝洲崎博史＝北村雅史編『会社法事例演習教材（第4版）』（有斐閣、2022年）（ISBN：978-4-641-13886-5）を使用する。 第8回～第15回については、特定の教科書を指定することはない。
参考文献	第1回～第7回については、田中亘『会社法 第5版』（東京大学出版会、2025年）、江頭憲治郎『株式会社法 第9版』（有斐閣、2024年）、神作裕之＝藤田友敬＝加藤貴仁編『会社法判例百選〔第4版〕』（有斐閣、2021年）。 第8回～第15回については、神作裕之＝藤田友敬＝加藤貴仁編『会社法判例百選〔第4 版〕』（有斐閣、2021年)のほか、その都度指定する。

科目情報

授業コード	1FCB215010	科目ナンバリング	FCALAW71022-J1
授業科目名	民事訴訟法1（判決手続の基礎）		
担当教員氏名	鶴田 滋		
開講年度・学期	2025年度後期	曜日・時限	月曜4限、水曜1限
授業形態	講義		
科目分類	法律基本科目		
配当年次	1年	単位数	4.0単位

シラバス情報

授業概要	日本の民法をはじめとする実体私法には、どのような要件で権利が発生し、消滅するのかがあらかじめ定められており、それゆえ、一定の場合に、ある者が他の者に対して権利を有していることが実体法上承認されている。しかし、当該義務者が義務を任意に履行しない場合、権利者による自力救済が禁止されている以上、その義務を強制的に履行させ、権利者の権利を強制的に保護・実現させるための国家（裁判所）の制度が必要である。日本の司法制度は、私法上の権利を保護・実現するための手続として、主に、権利義務関係を観念的に確定する判決手続と、確定された権利義務関係を現実化する強制執行手続を用意している。本講義は、以上のような私人の権利を保護・実現するための一連の手続（広義の民事訴訟）のうちの、判決手続（狭義の民事訴訟）を規律するルールや原則を概説することを目的とする。
到達目標	民事訴訟法理論は、極めて技術的・体系的に構築されているため、これを理解することは容易ではない。そこで、本講義は、民事訴訟法の理解に不可欠な基本概念や基本原則の内容を正確に理解し、それを基本的な事例において具体的に適用することができるようにすることを到達目標とする。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	民事訴訟制度の概要（他の紛争解決制度との違い） 民事訴訟制度は何のために存在するのか、判決手続と強制執行手続はどのように区別されるのか、さらに、民事訴訟が他の民事紛争の解決手段と比較してどのような特色があるのかについて概観する。	講義では、判例を中心とした具体的な事例を用いることが多いが、受講者は、基本概念や基本原則の理解のために、予習および復習として、テキストや参考書を熟読することが最低限要求される。さらに、授業前に配布するレジュメに基づいて講義を行い、さらに、各授業において前回の授業の復習事例問題を原則として課す予定であるので、授業前および授業後にレジュメを熟読し、問題を検討してくるのみならず、レジュメや教科書に引用された文献や判例を入手し、精読することが求められる。
第2回	民事訴訟における判断構造・審理原則 民事訴訟（判決手続）において、原告により主張された権利の存否を裁判所はどのようにして判断するのか、さらに、民事訴訟においてはどのような審理原則が妥当しているのかについて、概観する。	同上
第3回	民事訴訟手続の流れ1（訴え提起から争点整理まで） 民事訴訟手続の流れを概観する。まずは、訴えの提起から、送達、口頭弁論、争点・証拠の整理のための手続について説明する。訴訟費用の問題についても触れる。	同上

第4回	民事訴訟手続の流れ2（証拠調べから判決形成まで） 続いて、証拠調べ、事実認定の方法、証明責任とその分配、判決の形成までの手続について、大まかに説明する。	同上
第5回	民事訴訟手続の流れ3（上訴、既判力と再審） 最後に、第一審判決形成後の手続である上訴制度、および、確定判決の効力である既判力と再審制度について、本講義の理解のために必要な限りで概観する。	同上
第6回	民事訴訟の目的、訴訟と非訟、訴え 民事訴訟法学説において展開されてきた民事訴訟の目的論について問題の所在を明らかにする。さらに、訴訟と非訟の区別について説明した後、訴え、とりわけ形式的形成訴訟の特質について説明をする。	同上
第7回	訴訟上の請求（訴訟物） 民事訴訟における審判の対象である訴訟物を取り扱う。民事訴訟法学における「訴訟物論争」を概観し、現在における学説および判例の到達点とその課題について述べる。	同上
第8回	訴え提起の効果（重複起訴の禁止） 訴えの提起により生じる実体法上および訴訟法上の効果について説明する。とりわけ、重複起訴の禁止については、訴訟物と関連づけながら説明する。	同上
第9回	訴訟要件1（訴えの利益） 訴えの3類型に応じたそれぞれの訴えの利益について概観する。その中でも、将来給付の訴えと確認の訴えの利益について詳論する。	同上
第10回	裁判所、民事裁判権の限界 民事訴訟における主体の一つである裁判所について概観した上で、裁判所に関する訴訟要件に位置づけられる民事裁判権の範囲、とりわけ法律上の争訟について説明をする。	同上
第11回	管轄権 日本のどの国法上の裁判所が当該事件を担当するのかを決める管轄権について、現在判例上問題となっている事例を中心に説明をする。	同上
第12回	民事訴訟の当事者 民事訴訟における主体の一つである当事者について概観する。とりわけ、当事者概念、当事者の特定（確定）、当事者能力、訴訟能力について説明する。	同上
第13回	民事訴訟における代理 民事訴訟における代理について概観する。私法上の代理と比較しながら、法定代理、法人等の代表者、訴訟代理について主に考える。	同上

第14回	訴訟要件 2（訴訟追行権） 当事者に関する訴訟要件の一つである訴訟追行権（当事者適格）について説明する。この問題に関する判例および学説の到達点を示した後、残された課題について考える。	同上
第15回	弁論主義 1（当事者による事実主張） 弁論主義の第一法理である当事者による事実主張の原則について詳しく述べる。弁論主義の根拠について述べた後、基本判例を分析しながら、主要事実と間接事実の区別、一般条項における弁論主義の適用の可否、主張責任の分配と弁論主義との関係などについて考える。	同上
第16回	釈明権・釈明義務 処分権主義・弁論主義の形式的適用による弊害を是正するために存在する釈明権および釈明義務について説明をする。とりわけ、釈明権と釈明義務の関係、上告理由としての釈明義務違反、釈明義務と法的観点指摘義務との関係について考える。	同上
第17回	弁論主義 2（裁判上の自白） 弁論主義の第二法理である裁判上の自白について詳細に検討する。とりわけ、権利自白をはじめとする裁判上の自白の適用範囲、自白の撤回の要件などについて、判例を分析しながら検討する。	同上
第18回	証明責任 1（その意義と分配基準） 自由心証主義の尽きたところではじめて作用すると言われる客観的証明責任の理解をめぐる学説の対立を説明した後、証明責任の分配法則に関する学説の対立を紹介・分析する。	同上
第19回	証明責任 2（立証負担軽減のための諸方法） 客観的証明責任の分配法則を形式的に適用すると、証明責任を負う当事者に過度の立証負担を負わせることがあり得る。立法および理論により考えられている、この立証負担を軽減するための諸方法を紹介、検討する。	同上
第20回	証拠調べ 1（証拠調べ総論・物証） 各種の証拠調べに共通の準則を概観するとともに、書証・鑑定・検証の詳細について、とりわけ、文書提出義務とその免除について説明する。	同上
第21回	証拠調べ 2（人証） 証人尋問・当事者尋問の詳細について、とりわけ証人義務と証言拒絶権について説明する。	同上

第22回	処分権主義 1（判決によらない訴訟の終了） 処分権主義の一内容である判決によらない訴訟の終了（訴えの取下げ、請求の放棄・認諾、訴訟上の和解）についての重要な論点について、訴訟行為の分類、法律行為と訴訟行為との関係をめぐる議論を紹介しながら、詳論する。	同上
第23回	処分権主義 2（申立事項の拘束性） 処分権主義の一内容である申立事項の拘束性原則について、判例を素材として、訴訟行為、訴訟物などのこれまでに述べてきた事項の復習をしながら、説明する。	同上
第24回	既判力 1（制度趣旨と作用） 判決とその効力について概観した後、既判力の意義、本質、正当化根拠、その作用場面など、既判力一般を取り上げる。	同上
第25回	既判力 2（客観的範囲〔争点効を含む〕） 既判力の客観的範囲について説明する。とりわけ、日本の民事訴訟法が、判決主文に包含する判断のみを既判力対象とする理由と、判決理由中の判断に既判力類似の効力を及ぼそうとする学説の試みについて詳論する。	同上
第26回	既判力 3（判決確定後の残額請求） 既判力の客観的範囲に関する応用問題にも位置づけられる、一部請求に対する判決確定後の残額請求について詳論する。訴訟物、処分権主義、既判力の客観的範囲、既判力に類似する効力についての復習をしながら講義を進める。	同上
第27回	既判力 4（相殺の抗弁と既判力・重複起訴の禁止） 民事訴訟法が例外的に既判力対象とする、相殺の抗弁に対する判断についての既判力の作用について説明する。その後、相殺の抗弁の判断に対する既判力と重複起訴の禁止との関係についても、判例の展開をフォローしながら説明する。	同上
第28回	既判力 5（時的限界） 既判力の時的限界について一般的な説明を行った後、既判力標準時後の形成権の行使と既判力という、既判力の時的限界に関する応用問題について詳述する。	同上
第29回	既判力 6（主観的範囲） 既判力の主観的範囲について詳述する。とりわけ、口頭弁論終結後の承継人の範囲、および、承継人への既判力の作用について考える。	同上
第30回	確定判決のその他の効力 既判力以外の判決の効力について説明を行う。たとえば、反射的効力、構成要件的効力、執行力などについて概観する。	同上

第31回	期末試験	
------	------	--

成績評価方法	（１） 到達目標の達成度について評価を行う。 （２） 相対評価。期末試験(筆記試験)の結果(比率70%)と中間小テスト(11月から12月に実施予定・比率30%)により評価する。 （３） 合格（単位取得）のための最低基準　基礎的な事例問題について、条文等を示して問題の所在を指摘し、一定の具体的な結論を導くことができること。
履修上の注意	とくになし。
教科書	高田裕成＝畑瑞穂＝垣内秀介『民事訴訟法判例百選(第6版)』（有斐閣・2023年）。教科書については授業開始時に説明する。
参考文献	入門書として、渡部美由紀＝鶴田滋＝岡庭幹司『民事訴訟法』（日本評論社・2016年）。その他、さらに理解を深めるための参考書として、名津井吉裕＝鶴田滋＝八田卓也＝青木哲『事例で考える民事訴訟法』（有斐閣、2021年）、伊藤眞『民事訴訟法(第8版)』（有斐閣・2023年）、松本博之＝上野泰男『民事訴訟法(第8版)』（弘文堂・2015年）、高橋宏志『重点講義民事訴訟法(上)(第2版補訂版)』（有斐閣・2013年）、高橋宏志『重点講義民事訴訟法(下)(第2版補訂版)』（有斐閣・2014年）。

科目情報

授業コード	1FCB216010	科目ナンバリング	FCALAW81023-J1
授業科目名	民事訴訟法2（複雑な訴訟・上訴）		
担当教員氏名	鶴田 滋		
開講年度・学期	2025年度前期	曜日・時限	火曜1限
授業形態	講義		
科目分類	法律基本科目		
配当年次	2年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	本講義は、受講者が、民事訴訟の判決手続(第一審手続)について一通り理解していることを前提に、さらに発展的な領域である、複雑な訴訟手続と上訴制度を概観することを通じて、民事訴訟における基本的な理解をさらに深め、民事訴訟法に関する具体的な事例問題に対応できる論述能力を高めることを目的とする。
到達目標	本講義では、これらの複雑な制度の基礎にある原理および規律を正確に理解し、その上で、具体的な事例において、その原理および規律を適用し、問題を適切に解決する能力を身につけることを到達目標とする。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	第1審訴訟手続の復習 民事訴訟の判断構造や、訴え提起から判決の言渡しまでの訴訟手続の流れを復習する。	授業開始前から、民事訴訟手続を概観できるテキスト（「教材」の欄参照）を通読するなどして、第一審手続について復習を十分にしておくことが求められる。また、授業前および授業後において、授業で扱った箇所に対応する教科書の叙述を丁寧に熟読することが求められる。さらに、授業前に配布するレジュメに基づいて講義を行い、さらに、各授業において前回の授業の復習事例問題を原則として課す予定であるので、授業前および授業後にレジュメを熟読し、問題を検討してくるのみならず、レジュメや教科書に引用された文献や判例を入手し、精読することが求められる。
第2回	訴訟物・既判力の客観的範囲と複数請求訴訟 訴訟物や既判力の復習を行いながら、訴えの客観的併合、訴えの変更、反訴を扱う。	同上
第3回	既判力の主観的範囲 既判力の相対効の原則とその例外、とりわけ口頭弁論終結後の承継人や反射効を扱う。	同上
第4回	共同訴訟1（共同訴訟の発生原因） 共同訴訟の発生原因・態様について講義する。	同上
第5回	共同訴訟2（通常共同訴訟） 通常共同訴訟の要件、および、共同訴訟人独立の原則とその修正について講義する。	同上
第6回	共同訴訟3（必要的共同訴訟1） 固有必要的共同訴訟の成立要件、とりわけ共同所有関係訴訟における必要的共同訴訟の成否について扱う。	同上
第7回	共同訴訟4（必要的共同訴訟2） 類似必要的共同訴訟の成立要件、および、必要的共同訴訟の審判を中心に講義する。	同上

第8回	独立当事者参加 1 独立当事者参加の意義、構造、手続、要件について扱う。	同上
第9回	独立当事者参加 2 引き続き、独立当事者参加における手続規律、および、訴訟脱退について扱う。	同上
第10回	補助参加 1 補助参加の意義および要件を中心に講義する。	同上
第11回	補助参加 2、訴訟告知 補助参加人の地位、補助参加人に対する判決の効力、および、訴訟告知を中心に講義する。	同上
第12回	訴訟承継 訴訟承継全般、とりわけ参加承継と引受承継について扱う。	同上
第13回	上訴 1（控訴） 上訴制度全般を概観した後、控訴について、とりわけ不利益変更禁止の原則と付帯控訴について扱う。	同上
第14回	上訴 2（上告、抗告） 上告および抗告について講義するが、その中でもとりわけ上告理由、上告受理申立ての理由、破棄判決の拘束力について扱う。	同上
第15回	再審 既判力排除の手段としての再審制度を概観し、その後、確定判決が不当取得された場合の敗訴当事者の救済方法についても扱う。	同上
第16回	期末試験	同上

成績評価方法	（１） 到達目標の達成度について評価を行う。 （２） 相対評価。期末試験(筆記試験)の結果(比率70%)と中間小テスト（5月から6月に実施予定・比率30%）により評価する。 （３） 合格（単位取得）のための最低基準 基礎的な事例問題について、条文等を示して問題の所在を指摘し、一定の具体的な結論を導くことができること。
履修上の注意	とくになし。
教科書	高田裕成＝畑瑞穂＝垣内秀介『民事訴訟法判例百選(第6版)』（有斐閣・2023年）
参考文献	名津井吉裕＝鶴田滋＝八田卓也＝青木哲『事例で考える民事訴訟法』（有斐閣、2021年）、三木浩一＝笠井正俊＝垣内秀介＝菱田雄郷『民事訴訟法(Legal Quest)(第4版)』（有斐閣・2023年）、伊藤眞『民事訴訟法(第8版)』（有斐閣・2023年）、松本博之＝上野泰男『民事訴訟法(第8版)』（弘文堂・2015年）、高橋宏志『重点講義民事訴訟法(上)(第2版補訂版)』（有斐閣・2013年）、高橋宏志『重点講義民事訴訟法(下)(第2版補訂版)』（有斐閣・2014年） その他、授業開始前に通読することを薦める入門書として、渡部美由紀＝鶴田滋＝岡庭幹司『民事訴訟法』（日本評論社・2016年）

科目情報

授業コード	1FCB217010	科目ナンバリング	FCALAW81024-J2
授業科目名	民事訴訟法総合演習		
担当教員氏名	鶴田 滋、高田 昌宏		
開講年度・学期	2025年度後期	曜日・時限	金曜3限
授業形態	演習		
科目分類	法律基本科目		
配当年次	2年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	民事訴訟法が定める「判決手続」のうち、第一審手続における手続法上の一般的問題と、多数当事者訴訟・複数請求訴訟などの複雑訴訟ならびに上訴・特別訴訟手続における手続法上の諸問題を取り上げる。実際の裁判例の事件を範として作成された具体的事例（設例）と、その事例に関連する様々な設問を検討することを通じて、民事訴訟法の規律がどのような場面でどのように機能するか、またその規律がどのように理解され、適用されるべきかを考える。このことにより、民事訴訟法に関する具体的な事例問題に対応できる論述能力を高めることを目的とする。
到達目標	本演習は、民事訴訟法の判決手続について一通り基本的理解のある受講者が、判決手続に関する自分の基本的知識を確認しながら、さらにその理解を深め、その知識を具体的な事案へ応用する能力を身につけることを目標とする。そのため、本演習では、実際の裁判例の事件を参考に作成された事例問題（後掲教科書の設例および設問）が取り上げられ、受講生は、その事例問題に関連する判例および文献を参考にしながら自分で問題の解決を試みることが要求される。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	当事者能力と当事者適格 当事者能力の有無が問題となる「法人でない団体」をめぐる訴訟を例にして、当事者能力、当事者適格（任意的訴訟担当）等の問題を検討する。また、環境紛争などの集団的紛争における当事者適格の問題も取り上げる予定である。後掲教科書：UNIT. 4（集団訴訟）	受講者は、教科書（後掲）の事例問題を、自分の基本書、ならびに教材に収録されている判例・文献資料を活用して検討し、自分でそれに対する解答を作成して、授業に臨む必要がある。また、授業後は、授業で取り上げた事柄の確認と、授業で十分に取り上げることができなかった箇所の補充ができるよう、補習資料を配布する予定であるので、それも活用しながら、しっかり復習をすることが必要である。
第2回	訴えの利益・訴訟要件の審査 訴訟要件の1つである「訴えの利益」の判断基準および取扱いを考察する。とくに訴えの利益については、確認の訴えにおける訴えの利益（確認の利益）に関する具体例を取り上げるほか、訴えの利益を中心として、訴訟要件の審理・判断のあり方を検討する。後掲教科書：UNIT. 5（訴えの利益）	同上
第3回	訴訟上の相殺と二重起訴の禁止 訴訟上の相殺とそれに関連する訴訟上の諸問題を検討する。例えば、相殺の抗弁と二重起訴の禁止規定（民訴法142条）との関係や、相殺の抗弁と確定判決の既判力（民訴法114条2項）に関する問題を検討する。後掲教科書：UNIT. 1（重複訴訟の禁止と相殺の抗弁）	同上

第4回	処分権主義①（申立事項と判決事項の一致） 民事訴訟の中心原則である処分権主義の一内容としての申立て拘束原則（民訴法246条）の意義とその適用を、立退料判決や債務不存在確認訴訟を例にして考察する。後掲教科書：UNIT. 7（処分権主義）	同上
第5回	処分権主義②（一部請求） 債権者が債権の一部を訴求した場合、手続上どのような問題が生じるか。いわゆる一部請求の問題を通じて、処分権主義のみならず、訴訟物、既判力、信義則等にも考察の幅を広げるとともに、それらの相互の関係を検討する。後掲教科書：UNIT. 16（一部請求）	同上
第6回	弁論主義（裁判上の自白を含む） 弁論主義の意義および内容を確認したうえで、弁論主義と密接に関わる「裁判上の自白」の法理につき、自白の要件、効果、対象（間接事実・補助事実の自白、権利自白）などの重要な論点を取り上げる。後掲教科書：UNIT. 9（弁論主義・自白）	同上
第7回	口頭弁論とその準備 口頭弁論に関する規律に関する理解を深めながら、口頭弁論の準備のための制度と、攻撃防御方法の提出に関する規律を考察する。後掲教科書：UNIT. 11（口頭弁論の準備）	同上
第8回	証明責任・証明軽減 訴訟の背骨とも称される証明責任の意義とその分配ルールについて確認したうえで、証拠偏在の事案での証明責任を負わない当事者の主張・立証負担の問題を取り上げる。また、それに関連して、証明負担の軽減の諸方策、証明の前提となる証拠収集の手段（文書提出命令など）についても考察する。後掲教科書：UNIT. 13（立証活動）	同上
第9回	既判力の作用・既判力の時的限界 確定判決の既判力がどのように作用するかを、訴訟の基準時後の形成権行使のケースを例に考察する。後掲教科書：UNIT. 18（既判力の時的限界）	同上
第10回	既判力の客観的範囲 既判力の客観的範囲の規律を取り上げるとともに、判例・学説による紛争蒸返し禁止の法理の形成について考察する。後掲教科書：UNIT. 17（判決効の客観的範囲と上訴の利益）	同上
第11回	既判力の主観的範囲 既判力の主観的範囲に関する規律で問題となる口頭弁論終結後の承継人などを、具体的な事例を通じて考察する。また、執行力の主観的範囲や反射的効力についても検討する。後掲教科書：UNIT. 19（判決効の主観的範囲）	同上

第12回	必要的共同訴訟 相続関係訴訟を例にして、必要的共同訴訟の規律を検討する。とりわけ、固有必要的共同訴訟の成否をめぐる問題を考察する。後掲教科書：UNIT. 30（相続関係訴訟）	同上
第13回	同時審判申出共同訴訟・補助参加 同時審判申出共同訴訟の制度を考察するとともに、補助参加制度について、参加要件をなす「補助参加の利益」、参加の効果としての「参加効力」とその範囲、訴訟告知とその効果などを検討する。後掲教科書：UNIT. 22（補助参加と同時審判申出訴訟）	同上
第14回	独立当事者参加 難解な独立当事者参加の規律を正確に理解できるよう、具体例を検討する。独立当事者参加の要件、独立当事者参加訴訟の審判、二当事者訴訟への還元を主に取り上げる。後掲教科書：UNIT. 23（独立当事者参加）	同上
第15回	複数請求訴訟・控訴 複数請求訴訟として、訴えの変更、反訴、および請求の併合を取り上げ、それらの手続上の諸問題を考察する。また、これとあわせて、上訴の利益や不利益変更禁止の原則などの上訴の基本問題を検討する。後掲教科書：UNIT. 21（複数請求訴訟と控訴）	同上
第16回	期末試験	同上

成績評価方法	（１）到達目標の達成度について評価を行う。 （２）相対評価。期末試験(筆記試験)の結果(比率70%)、および、中間小テスト（11月から12月に実施予定・比率30%）により評価する。 （３）合格（単位取得）のための最低基準より複雑な事例問題について、条文等を示して問題の所在を指摘し、一定の具体的な結論を導くことができること。
履修上の注意	とくになし。
教科書	三木浩一＝山本和彦編『ロースクール民事訴訟法〔第5版〕』（有斐閣・2019年）を基本教材として使用する。必要に応じて、事例問題、参考判例、論点、参考文献等を示した資料を配布する。
参考文献	名津井吉裕＝鶴田滋＝八田卓也＝青木哲『事例で考える民事訴訟法』（有斐閣、2021年）、三木浩一＝笠井正俊＝垣内秀介＝菱田雄郷『民事訴訟法〔第4版〕』（有斐閣・2023年）、長谷部由起子『民事訴訟法〔第3版〕』（岩波書店・2020年）、高橋宏志『民事訴訟法概論』（有斐閣・2016年）、同『重点講義民事訴訟法（上）〔第2版補訂版〕』（有斐閣・2013年）、同『重点講義民事訴訟法（下）〔第2版補訂版〕』（有斐閣・2014年）、高田裕成＝畑瑞穂＝垣内秀介編『民事訴訟法判例百選〔第6版〕』（有斐閣・2023年）

科目情報

授業コード	1FCB218010	科目ナンバリング	FCALAW81025-J2
授業科目名	民事法総合演習（実務民事法総合演習）		
担当教員氏名	草尾 光一		
開講年度・学期	2025年度後期	曜日・時限	月曜2限
授業形態	演習		
配当年次	3年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	民事紛争の具体的な事例を素材として、法律実務家の立場から実体法と手続法の実務的な活用の訓練をし、これにより法律実務家に求められる法的構成能力の習得と、訴訟・執行手続の実務的理解が得られることを目的とし、現実に生起する多様且つ複雑な事実を多角的に分析し、実体法的観点からの法的構成を整理することによって、具体的解決のための手法を理解することができる。 毎回、予習課題を出し、受講生はこれについて十分な予習を行い、授業において、その成果を発表することなどにより、上記に併せて、論述の能力を涵養するための指導も行なう。
到達目標	具体的事例において各当事者の主張を法的に分析する能力を習得するとともに、それに基づく権利の実現手続を理解することができる。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	貸金返還請求事例について①② 貸金返還請求（保証債務履行請求を含む）に関する事例を素材として、法的構成、訴訟物たる請求権、主要事実・間接事実、立証責任の分配、表見代理、無権代理等の検討を行なうとともに、訴訟手続等の実務的問題についても検討する。	毎回、あらかじめ提供する具体的な紛争事案について、予習⇒授業⇒復習を必ず行なう。
第2回	同上	同上
第3回	登記手続請求事例について①② 不動産の売買・担保権の設定等による登記手続請求に関する事例を素材として、対抗要件等の法的分析、訴訟物たる請求権、主要事実・間接事実、立証責任の分配等の検討を行なうとともに、民事執行・民事保全手続についても検討する。	同上
第4回	同上	同上
第5回	賃貸借契約終了による不動産明渡請求事例について①② 賃貸借の終了による不動産明渡請求に関する事例を素材として、明渡請求をする側とその相手方のそれぞれの立場から、法的構成、訴訟物たる請求権、主要事実・間接事実、立証責任の分配等の検討を行なうとともに、民事執行・民事保全手続についても検討する。	同上
第6回	同上	同上
第7回	損害賠償請求事例について①② 交通・医療・労災・運送品紛失事故等の事例を素材として、債務不履行・不法行為による損害賠償請求について、請求権が競合する場合の法的構成、過失（注意義無違反）判断の構成、過失相殺、損害論等について検討する。	同上
第8回	同上	同上

第9回	譲渡担保に関する事例について 集合動産譲渡担保に関する事例を素材として、譲渡担保権の性質・要件等について整理したうえ、譲渡担保権者と譲渡担保権設定者との間、複数の譲渡担保権者の間、および譲渡担保権者と第三者との間における法律関係について検討する。	同上
第10回	会社の取締役・監査役に関する事例について 会社の金員借入れ・債務負担等に関する紛争事例を素材として、取締役・監査役の責任について検討する。	同上
第11回	金銭債権に関する事例について 金銭債権の集合譲渡担保・相殺・弁済等をめぐる紛争事例を素材として、債権者・債務者・第三債務者等の関係者から予想される主張並びにこれに対する反論について、それぞれ法的分析を行なうとともに、その当否について検討する。	同上
第12回	いわゆる会社訴訟について 株式会社における新株発行に関する訴訟、株主代表訴訟等のいわゆる会社訴訟（仮処分を含む）およびこれに関連する問題について検討する。	同上
第13回	抵当権に基づく物上代位に関する事例について 抵当権に基づく物上代位の事例を素材として、物上代位の果たす機能、および、同一不動産に対する抵当権者・一般債務者・当該不動産の賃借人等の関係者との間の優劣関係等について検討する。	同上
第14回	相続に関する事例について 相続に関する紛争事例を素材として、2019年7月1日から施行された改正民法（いわゆる「相続法改正」）における改正点を中心に、相続人の相続財産に対する権利関係、遺産分割、遺言、遺留分等について検討する。	同上
第15回	抵当権について 抵当権に関し、3年次後期において、理解の程度を確認し、理解を深める必要があると考えられる事項について検討する。	同上
第16回	期末試験	

事前・事後学習の内容	あらかじめ配布する「予習課題」について検討し、授業を経た後、配布する「手控え」（レジュメ）を参考にして復習をする。このように、予習→授業（演習）→復習をすべて行なうことによって初めて授業（演習）の成果が挙がるのである。
------------	---

成績評価方法	絶対評価 (1) 到達目標の達成度について評価を行なう。 (2) 学期末試験：90％ 授業における議論への参加状況や学習への積極性の評価：10％ (3) 単位修得のための最低基準 現実には生起する事案について実体法・手続法的観点からの法的構成を整理し、その解決方法を探ること。
履修上の注意	毎回、あらかじめ提供する具体的な紛争事例について検討し、授業を経た後それを踏まえて復習をする。
教科書	各授業毎に、具体的な紛争事例を教材として提供する。
参考文献	各紛争事例毎に、各授業時に説明する。

科目情報

授業コード	1FCB301010	科目ナンバリング	FCALAW71026-J1
授業科目名	刑法第1部A（総論・犯罪論および刑罰論の基礎）		
担当教員氏名	金澤 真理		
開講年度・学期	2025年度前期	曜日・時限	木曜3限
授業形態	講義		
科目分類	法律基本科目		
配当年次	1年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	刑法の基礎理論及び刑法典第1編総則のうち、構成要件該当性、違法性、責任の内容を講述する。
到達目標	普通刑法並びに特別刑法上の犯罪に共通する犯罪の一般的要素に関して、その概念、内容につき正確な知識を習得すると共に、犯罪の成否を論じる際の判断基準を、具体的事例に則して体系的に思考する能力を身につける。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	刑法の意義、目的、機能、刑法の解釈指針	事前学習：授業計画に合わせて、体系書の該当部分を読み、概要を理解する。 事後学習：講義で扱った内容を整理し、理解困難な部分を補充する。
第2回	犯罪論体系と犯罪論の思考方法	同上
第3回	刑法の効力	同上
第4回	構成要件論：概論	同上
第5回	構成要件要素：客観的要素（主体、行為等）	同上
第6回	構成要件要素：客観的要素（因果関係）	同上
第7回	構成要件要素：主観的要素	同上
第8回	違法論	同上
第9回	違法性阻却事由：法定事由	同上
第10回	超法規的違法阻却事由	同上
第11回	責任論	同上
第12回	責任能力	同上
第13回	故意	同上
第14回	錯誤	同上
第15回	過失	同上
第16回	期末試験	

成績評価方法	到達目標の達成度を測るため、以下により絶対評価の方法を用いる。試験成績（中間試験若しくはこれに替えて課す課題レポート等を含む。内訳：中間試験若しくはレポート20%、期末試験80%）80%、（基本的知識や条文等の解釈・適用に関わる主要な考え方について問う）課題への取り組み20%。具体的事例に即した問題については、刑法総論に関する基本的な知識を踏まえ、適切な条文をあてはめて論理的に解答を導くことが単位取得の最低限度の基準である。
履修上の注意	予復習を欠かさぬようにすること。
教科書	特に指定する教科書はないが、講義で頻繁に参照する文献として以下のものがある。山口厚『刑法総論（第3版）』（有斐閣）、松原芳博『刑法総論（第3版）』（日本評論社）
参考文献	別冊ジュリスト『刑法判例百選Ⅰ（第8版）』（有斐閣）

科目情報

授業コード	1FCB302010	科目ナンバリング	FCALAW71027-J1
授業科目名	刑法第1部B（総論・犯罪論の展開）		
担当教員氏名	金澤 真理		
開講年度・学期	2025年度後期	曜日・時限	火曜2限
授業形態	講義		
科目分類	法律基本科目		
配当年次	1年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	刑法典第1編総則のうち、処罰拡張事由たる未遂、共犯について、刑法第1部Aを受講した者を対象に、応用的発展的内容を含めて講述する。
到達目標	刑法学において用いられる概念、内容につき正確な知識を習得すると共に、体系的な論理的思考力を身につける。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	未遂、予備の概念	事前学習：授業計画に合わせて、体系書の該当部分を読み、基本的内容を理解する。 事後学習：講義で扱った内容を整理し、理解困難な部分を補充すると共に基本的知識の習得ができているか自ら確認する。
第2回	不能犯	同上
第3回	中止犯・中止未遂	同上
第4回	犯罪への関与形態、正犯と共犯の区別	同上
第5回	共犯の処罰根拠	同上
第6回	共同正犯、間接正犯	同上
第7回	教唆犯	同上
第8回	幫助犯	同上
第9回	共犯論の諸問題 ・過失犯と共犯 ・身分犯と共犯 ・共犯と錯誤 ・共犯関係からの離脱 ・不作為と共犯	同上
第10回	同上	同上
第11回	同上	同上
第12回	同上	同上
第13回	同上	同上
第14回	同上	同上
第15回	罪数論	同上
第16回	期末試験	同上

成績評価方法	到達目標の達成度を測るため、以下により絶対評価の方法を用いる。試験成績（課題レポート等を含む。内訳：レポート20%、期末試験80%）80%、（基本的知識や条文等の解釈・適用に関わる主要な考え方について問う）課題への取組み20%。具体的事例に即した問題については、刑法総論に関する基本的な知識を踏まえ、適切な条文をあてはめて論理的に解答を導くことが単位取得の最低限度の基準である。
履修上の注意	予復習を欠かさぬようにすること。

教科書	特に指定する教科書はないが、講義で頻繁に参照する文献として以下のものがある。山口厚『刑法総論（第3版）』（有斐閣）、松原芳博『刑法総論（第3版）』（日本評論社）
参考文献	別冊ジュリスト『刑法判例百選Ⅰ（第8版）』（有斐閣）

科目情報

授業コード	1FCB303010	科目ナンバリング	FCALAW71028-J1
授業科目名	刑法第2部（各論）		
担当教員氏名	三島 聡		
開講年度・学期	2025年度前期	曜日・時限	火曜2限
授業形態	講義		
科目分類	法律基本科目		
配当年次	1年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	刑法典第2編に規定されている主要な犯罪の内容を学ぶ。刑法第1部A・Bの授業と本授業により、刑法の全体像がおおむね理解できる。
到達目標	各犯罪の保護法益および成立要件の検討を通じて刑法の基本的な考え方を修得し、各犯罪の成立要件を解釈し、その解釈を具体的事案に的確にあてはめていくことのできる能力を養うことを目標とする。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	生命にたいする罪(1)	< 事前学習 > 授業計画に合わせて、体系書の該当部分を読み、内容を理解する。関連する裁判例の事案・判旨を読み、当該裁判例の趣旨・意義を理解する。 < 事後学習 > 講義で扱った部分の内容を整理して理解困難な部分を復習し、比較的単純な事例にあてはめて結論を導けるかを試す。授業で十分扱えなかった当該犯罪類型の他の論点や同種の犯罪類型につき、体系書等で自学する。
第2回	生命にたいする罪(2)	同上
第3回	身体にたいする罪	同上
第4回	自由にたいする罪(1)	同上
第5回	自由にたいする罪(2)	同上
第6回	名誉にたいする罪	同上
第7回	財産にたいする罪(1)——財産罪総論	同上
第8回	財産にたいする罪(2)——占有移転罪（奪取罪）	同上
第9回	財産にたいする罪(3)——占有移転罪（奪取罪）	同上
第10回	財産にたいする罪(4)——占有移転罪（奪取罪）	同上
第11回	財産にたいする罪(5)——占有移転罪（奪取罪）	同上
第12回	財産にたいする罪(6)——その他の財産罪概説	同上
第13回	社会的法益にたいする罪(1)	同上
第14回	社会的法益にたいする罪(2)	同上
第15回	国家的法益にたいする罪	同上
第16回	期末試験	

成績評価方法	絶対評価。上記到達目標にてらし、期末試験の成績80%、授業期間中の取組（レポートを予定）20%で評価する。 主たる評価基準としては、論理的に文章が構成されているかどうか、当該犯罪の要件が理解されているかどうか、論点が理解されているかどうか、事例問題については、当該事例に要件が的確にあてはめられているかどうか。これらの点に大きな欠陥があれば不合格となる。
--------	--

履修上の注意	刑法第1部Aとの関連も意識しながら、精力的に予習・復習をおこなうこと。 基本書は文字どおりみなさんの勉強の拠り所になるもの。予習・復習とも基本書を中心に勉強し、基本書の内容を深く読み取れるよう努力すること。 復習のための事例問題を示すので、積極的に答案を作成してみること。作成した答案にたいして一定の指導もおこなう予定。
教科書	教科書は指定しない。ただし、松原芳博『刑法各論〔第2版〕』（日本評論社、2021年）など、比較的最近出版された研究者の単著を基本書とすることを強く勧める。 判例教材として、山口厚ほか『判例刑法各論〔第8版〕』（有斐閣、2023年）を用いるので、必ず購入すること。
参考文献	必要に応じて授業で示す。

科目情報

授業コード	1FCB304010	科目ナンバリング	FCALAW81029-J2
授業科目名	刑法総合演習		
担当教員氏名	金澤 真理		
開講年度・学期	2025年度後期	曜日・時限	月曜3限
授業形態	演習		
科目分類	法律基本科目		
配当年次	2年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	本演習は刑法総論、各論の基本的知識を習得した者を対象とするものである。演習では、演習参加者が、判例において扱われた事例を主たる素材に、論点の析出、理論構成の方法を討論を通じて主体的に学習する。論点の分析や課題に即した設例の検討を通じて、法的な議論の方法を学び、論述で解答する形式の課題に対し、主張を適切な文章の形にする練習を重ねて論述能力の向上をはかる。提出された課題には、適宜コメント等で指導する。
到達目標	具体的な事例を手がかりとして、演習参加者が相互に多様な観点から検討を加えることで、刑法理論に関する深い思考を身につけ、実践的な刑法解釈論を展開することができるようになる。理論分析にとどまらず、事案の特徴に着目した事例類型の整理、分析を踏まえた帰結を他者の見解に考察を加えつつ私見を述べ、文章として記述する力を身につける。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	罪刑法定主義と刑法の基本理念 医師でない彫師が入れ墨を施したことにつき、医師法違反が問われた事件（最判令和2・9・16刑集74巻6号581頁）に関する裁判の推移を追うことで、罪刑法定主義とその派生原理、及び刑法の基本理念たる刑罰法規の補充性、謙抑性の観点から刑罰の必要性を吟味し、特別刑法の解釈原理についても考究する。	項目ごとに課題を設定し、論述方式で解答する設例を記載した教材を用いる。演習参加者は、事前に上記教材の課題に取り組み、重要な概念や判例の状況について正確な知識を身につけ、議論状況を整理しておく。設例の論述方法に関しては、報告担当を割り当てるが、担当者以外の者も答案構成を練り、準備することが望ましい。演習後は、報告や議論を参考に、各項目における論点に即した分析に基づき、応用課題に対しても論述を展開できるよう努められたい。
第2回	因果関係論 実行行為後の介在事情と危険の現実化 実行行為と結果との因果関係をめぐる議論を整理し、実行行為後に介在事情が生じた場合につき、行為者にどのような論理で如何なる罪責が認められるべきかを事例（最決平成15・7・16刑集57巻7号590頁、最決平成16・2・17刑集58巻2号169頁）を素材に検討する。	同上
第3回	結果的加重犯 結果的加重犯の構造を理解し、基本行為との関係で加重結果の帰責について具体的事例を素材に検討する（最決平成20・1・22刑集62巻1号1頁。なお本事案は、刑法改正以前の性犯罪に関する事件であるが、理論構造を同じくすることから検討材料とする）。	同上

第4回	正当防衛の限界 正当防衛の一般論を展開し、その限界設定として新たな基準をたてた判例（最決平成29・4・26刑集71巻4号275頁）を素材として、闘争状況にある者の置かれた状況や行動が正当防衛の成否にどのような影響を与えるかを検討する。	同上
第5回	過剰避難と刑の免除 法所定の避難可能な状況が認められても、避難の程度を超えれば緊急避難の規程を適用することはできないが、その場合でも刑の免除が認められるのは、犯罪成立要件のうち、いずれの要素が考慮されているためであるかを、具体例（東京高判昭和57・11・29刑月14巻11=12号804頁、堺簡判昭和61・8・27判タ618号181頁等）に即し、刑の免除の法的性格を踏まえて検討する。	同上
第6回	故意における認識の程度 故意があると言えるためには何を対象とし、また、どの程度の認識が必要かを、特殊詐欺の故意をめぐる最近の判例（最判令和元・9・27刑集73巻4号47頁）を素材に検討する。	同上
第7回	違法性の意識の可能性とその欠如 違法性の意識は故意の要素でないことについては判例・通説上も一致があるものの、違法性の意識の可能性が欠ける場合については、理論、実務はいまだ錯綜している。違法性の意識を欠いたことにつき相当の理由を考慮する余地があるかにつき、判例（最決昭和62・7・16刑集41巻5号237頁）を出発点にしながら理論的可能性を探る。	同上
第8回	過失犯における予見可能性 過失犯における予見可能性の意義と判断時期について、福祉施設における間食の誤配が問題となった事例を素材に検討を加える（東京高判令和2・7・28裁判所ウェブサイト）。	同上
第9回	因果関係の錯誤と早すぎた結果発生 行為者の予想外に早く犯罪の結果が発生した場合の擬律につき、実行行為論を念頭に置きながら、著名なクロロホルム事件（最決平成16・3・22刑集58巻3号187頁）や、砂吸引事件（大判大正12・4・30刑集2巻378頁）等の事例をめぐる議論を対比させつつ考察する。	同上
第10回	承継的共同正犯 共犯の因果性の試金石とされる承継的共同正犯につき実務上の基軸を示した最近の最高裁決定（最決平成24・11・6刑集66巻11号1281頁）、特殊詐欺の受け子の罪責をめぐる注目判例（最決平成29・12・11刑集71巻10号535頁）等を参考にしながら承継的共同正犯の意義と成立限界について考察する。	同上

第11回	同時傷害の特例 同時傷害の特例の適用のあり方を示した最高裁決定（最決平成28・3・24刑集70巻3号1頁、最決令和2・9・30刑集74巻6号669頁）等を素材として、訴訟法実体法両面において解明の必要がある刑法207条の意義を再考し、適用範囲を論究する。	同上
第12回	親族関係と財産犯 詐欺罪、横領罪への準用がある刑法244条は、所定の関係が認められれば法的効果たる必要的免除（1項）若しくは親告罪（2頁）が適用されることを規定する。この親族相盗に関する特例の趣旨や効果を考慮した適用範囲をめぐる議論を概観し、横領罪に関し重要な判断を下した最近の最高裁決定（最決平成20・2・18刑集62巻2号37頁）を用いて、財産犯罪の処罰のあり方について考究する。	同上
第13回	犯人隠避罪の行為態様 組織内での犯人隠避が問題となった事例を素材として、犯人隠避の構成要件を、同一条文に規定される犯人蔵匿罪との相違を明らかにしつつ、作為態様、不作為態様での構成要件実現の構造について考察する（大阪高判平成25・9・25高刑集66巻3号17頁）。	同上
第14回	賄賂罪 賄賂罪に関する基本的な判断を示した判例（最判平成7・2・22刑集49巻2号1頁）や賄賂罪の保護法益をめぐる学説を検討して議論状況を整理し、賄賂罪の類型と判断基準について理解する。	同上
第15回	まとめ	同上
第16回	期末試験	

成績評価方法	到達目標の達成度を測るため、以下により絶対評価の方法を用いる。演習の準備、演習における取り組み（報告内容、質疑・討論を判断材料とする）を30%、期末試験を70%の割合で評価する。犯罪論の基礎知識を踏まえ、事例で示された問題に適切な条文をあてはめて解答を示すことができることが最低基準である。
履修上の注意	予復習を欠かさぬようにすること
教科書	特に指定しない。
参考文献	教材を配布する。

科目情報

授業コード	1FCB305010	科目ナンバリング	FCALAW71030-J1
授業科目名	刑事訴訟法		
担当教員氏名	松倉 治代		
開講年度・学期	2025年度後期	曜日・時限	木曜1限
授業形態	講義		
科目分類	法律基本科目		
配当年次	1年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	この授業は講義形態で行われる。本講義では、2年次の「刑事訴訟法総合演習」、3年次の「刑事法理論の展開」「刑事訴訟実務の基礎」「刑事模擬裁判」を受講するうえで不可欠な刑事訴訟法に関する基本原理や知識を扱う。
到達目標	この講義をとおして、刑事訴訟法の基本原理、諸制度、用語についての基本的知識を体系的に養うとともに、個別の論点をめぐる判例の立場や学説の状況を理解し修得することが、この講義の目標である。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	刑事訴訟法の基本原理、捜査の基本原理、強制捜査と任意捜査①	強制処分法定主義、令状主義、比例原則等の意義・趣旨を理解する。強制捜査と任意捜査の区別の基準を検討する（捜査手段としての写真撮影・ビデオ撮影の法的性質とその要件について、判例や学説の状況を理解する。）。
第2回	強制捜査と任意捜査②、捜査の端緒（職務質問、所持品検査、交通検問等）	強制捜査と任意捜査の区別の基準を検討する（GPS捜査、任意出頭・同行後の取調べの限界、おとり捜査の意義とその適否の判断基準について、判例や学説の状況を理解する。）。行政警察活動と司法警察活動の関係をふまえ、職務質問の法的根拠・要件、質問のために対象者を停止させる行為の限界、所持品検査の法的根拠・要件とその限界、自動車検問の法的根拠・要件について検討する。
第3回	逮捕、勾留①	逮捕（通常逮捕、現行犯逮捕、緊急逮捕）の条文上の根拠と要件、勾留の実体的要件を理解する。
第4回	逮捕、勾留②	逮捕・勾留に関する諸問題として、逮捕前置主義、事件単位原則、逮捕・勾留の1回性の原則の条文上の根拠と意義を理解するとともに、別件逮捕・勾留の問題の所在と考え方を検討する。
第5回	搜索・差押え、検証、体液の採取等	令状による搜索・差押えの実体的要件を理解し、その範囲について検討する。逮捕に伴う搜索差押えの対象物およびその範囲について、判例や学説を踏まえて検討する。
第6回	被疑者・被告人の防禦	黙秘権保障の趣旨と効果を理解する。弁護人依頼権および接見交通権の条文上の根拠と意義を理解し、接見指定の可否、秘密交通のあり方について検討する。

第7回	公訴の提起、訴因の機能、訴因の明示及び特定	国家訴追主義、起訴独占主義、起訴便宜主義、起訴状一本主義の条文上の根拠と意義を理解する。検察官の不起訴処分の制度趣旨および公訴権濫用論を理解する。訴因の機能を理解する。訴因の明示及び特定の趣旨を理解し、判例及び学説を踏まえて検討する。
第8回	訴因変更	訴因制度の意義を理解した上で、訴因変更の要否・可否・許否の基準について、判例や学説を踏まえて検討する。
第9回	公判前整理手続、公判手続、証拠法総論	公訴提起後の手続の流れを理解する。被告人の出頭確保に関する制度の意義について条文に即して理解する。証拠開示制度の趣旨・目的を理解し、判例や学説を踏まえて検討する。証拠能力と証明力の概念、関連性の概念、証拠裁判主義、自由心証主義の意義を理解する。
第10回	伝聞法則①	伝聞法則の趣旨を理解し、伝聞証拠にあたるか否かの区別とその根拠について検討する。
第11回	伝聞法則②、伝聞例外①	伝聞法則の趣旨を理解し、伝聞証拠にあたるか否かの区別とその根拠について検討する。刑事訴訟法321条以下が定める伝聞例外が認められる根拠を理解する。
第12回	伝聞例外②	刑事訴訟法321条以下が定める伝聞例外が認められる根拠を踏まえた上で、検面調書、実況見分調書、伝聞供述、再伝聞、弾劾証拠等について学ぶ。
第13回	違法収集証拠排除法則	違法収集証拠排除法則の根拠と基準を、判例や学説を踏まえて検討する。
第14回	自白法則、補強法則	自白法則の趣旨と条文上の根拠を理解する。補強法則の趣旨と内容を理解する。
第15回	裁判	一事不再理を理解する。上訴・再審の手続の流れについて理解する。
第16回	期末試験	期末試験を振り返り、疑問点等を解消しておく。

成績評価方法	1. 到達目標の達成度について評価を行う。 2. 評価方法とその割合 （1）絶対評価。 （2）期末試験を80％、中間課題20％として評価する。 3. 合格（単位習得）のための最低基準 具体的な事案において、事案を分析し、根拠条文をあげ、判例を参照しつつ要件の充足を示したうえで判断し、どのような結果が発生するかを、おおむね説明できる。
履修上の注意	・8月実施予定のガイダンスにて示す（やむを得ず欠席した者は、当日配布物を必ず受け取ること）。

教科書	(1) 六法（最新版）は必須。 (2) レジューメを配布する。 (3) 刑事訴訟法判例百選、葛野尋之・中川孝博・瀧野貴生『判例学習・刑事訴訟法』（法律文化社）、松田岳士・宮木康博『刑事訴訟法判例集』、三井誠編『判例教材 刑事訴訟法』（東大出版会。本書を利用する場合は出版社HPで最新判例を補訂すること）のうち、いずれかを必ず用意すること。最新版のものが望ましい。なお、三井誠編『判例教材 刑事訴訟法』（東大出版会）には判例解説が付されていないので、十分注意すること。 (4) 教科書は特に指定しないが、「授業を聞くだけ」では理解が難しい科目であるため、復習（予習）の際に、下記基本書（概説書）いずれかを利用されたい。 基本書（概説書）として、斎藤司『刑事訴訟法の思考プロセス』（日本評論社）、宇藤崇・松田岳士・堀江慎司『刑事訴訟法』（有斐閣）、上口裕『刑事訴訟法』（成文堂）、酒巻匡『刑事訴訟法』（有斐閣）、光藤景皎『刑事訴訟法Ⅰ』『刑事訴訟法Ⅱ』『口述刑事訴訟法 下』、白取祐司『刑事訴訟法』（日本評論社）、田口守一『刑事訴訟法』（弘文堂）、中川孝博『刑事訴訟法の基本』（法律文化社）、福島至『基本講義 刑事訴訟法』（新世社）、中島宏・宮木康博・笹倉香奈『刑事訴訟法』（日本評論社）、池田公博・笹倉宏紀『刑事訴訟法』（有斐閣）等をおすすめする。なお、近年の刑訴法改正を踏まえ、発行年をご確認のうえ利用されたい。 特に、自学自習に際して、緑大輔『刑事訴訟法入門』（日本評論社）、古江頼隆『事例演習刑事訴訟法』（有斐閣）、斎藤司『刑事訴訟法の思考プロセス』（日本評論社）、吉開多一・緑大輔・設楽あづさ・國井恒志『基本刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ』（日本評論社）、川出敏裕『判例講座刑事訴訟法【捜査・証拠篇】』『同【公訴提起・公判・裁判篇】』（立花書房）等は、学習者がつまづきやすい判例や学説を理解するコツや思考プロセスを分かりやすく示している。
参考文献	なし

科目情報

授業コード	1FCB306010	科目ナンバリング	FCALAW81031-J2
授業科目名	刑事訴訟法総合演習		
担当教員氏名	三島 聡、高見 秀一		
開講年度・学期	2025年度前期	曜日・時限	木曜3限
授業形態	演習		
科目分類	法律基本科目		
配当年次	2年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	刑事訴訟法の基本知識をもつ学生を対象に、具体的な事例をもとにして、同法に関する理論的な検討をおこなうとともに、当該手続において実務法曹としてどのように活動したらよいのかを考えさせる演習。各回の演習では、十分な予習があることを前提に、双方向の議論をおこなって、課題について検討を深める。課題により、学生自身の主張を裁判所に提出する意見書などの形式で事前に書面化させる。このような書面化の作業を通じて、論述能力を養う。 第1回は三島と高見の2名でおこない、その後第2回から第9回を三島が、第10回から15回を高見が担当する。
到達目標	到達目標は、刑事訴訟法に関する個別の課題に対し、法規、判例、学説を活用して、実務法曹としていかに対処するのか、その点についての基本的素養を修得することである。より具体的には、刑事訴訟法の基本事項の理解のうえに、主要論点について判例を踏まえて検討し、事例を的確に処理できる能力、訴訟関係者の立場にたって、事案を分析しポイントのついた主張をなしうる基本的な能力を養うことを主眼とする。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	職務質問 職務質問に関連する事項についての基本的知識を修得させる。具体的には、職務質問の要件、職務質問の際の実力行使、職務質問にともなう所持品検査などを扱う。	<事前学習> 電子掲示板等で予習事項を具体的に示すので、それにしたがって、その関連事項も含めて学習すること。 <事後学習> 授業で扱った基本事項、教員が強調した内容を復習するとともに、当該事案をどのように解決すべきか検討すること。
第2回	令状にもとづく捜索・差押え 令状における捜索場所・差押え目的物の明示、令状による捜索・差押えの範囲など、令状にもとづく捜索・差押えをめぐる重要問題を具体的事例に即して検討する。	同上
第3回	無令状の捜索・差押え 無令状の捜索・差押えの場所的・時間的限界、物的範囲など、無令状の捜索・差押えをめぐる重要問題を具体的事例に即して検討する。	同上
第4回	違法収集証拠の証拠能力(1) 違法収集証拠の証拠能力をめぐる基本的知識を修得させる。排除法則の根拠、排除の基準、排除の申立適格などについて検討する。	同上
第5回	違法収集証拠の証拠能力(2) 派生証拠の証拠能力について検討する。	同上

第6回	訴因 訴因に関する基本的知識を修得させる。訴因の意義、特定、変更のうち、訴因の変更を中心に検討する。	同上
第7回	伝聞法則・伝聞証拠の意義 伝聞証拠の排除法則に関する基本的知識を修得させる。伝聞証拠の定義、伝聞排除の根拠、伝聞・非伝聞の区別を扱う。	同上
第8回	伝聞例外(1) 伝聞例外のうち、とくに実況見分調書の証拠能力、現場供述と現場指示の区別につき、理解を深めさせる。	同上
第9回	伝聞例外(2) 伝聞例外のうち、検察官面前調書の証拠能力に関する論点について検討する。	同上
第10回	捜査段階の強制処分に関する規定 近時の具体的な最高裁判例を用いて、刑訴法・刑訴規則・警職法・犯罪捜査規範等の条文規定の文言が具体的に何を意味しているのかについての理解を深めさせる。	第10回から15回については、当該講義に必要な資料及び予習事項を、事前（電子掲示板あるいは前回授業の際）に交付するので、その予習事項を意識しながら資料を読み込んで、講義での質疑や討論に応じることができるように準備する。 事後は、配布されたレジュメ等に基づいて復習すること。
第11回	逮捕、勾留に関する手続規定 逮捕・勾留から公訴提起までの手続規定を、刑訴法・刑訴規則・犯罪捜査規範などに基づいて整理する。警職法の条文についても触れる。また、逮捕・勾留されている被疑者を身体拘束から解放するための弁護活動としてどんなことができるのかを、上記の条文規定の文言に対応させる形で、整理・分析させる。	同上
第12回	捜査官の暴行・脅迫・偽計・利益誘導に対する法的措置 接見した被疑者から、捜査官から暴行・脅迫・偽計・利益誘導を受けたという告白を受けた弁護人が採りうる手段について、現行法がどのような手続を用意しているのかを整理し、その諸手続の際に弁護人が行うべき具体的な活動を検討させ、行うべき弁護人の主張の骨子も議論・検討させる。「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則」による苦情の申出についても触れる。	同上

第13回	保釈 保釈の要件と手続を確認させるとともに、起訴後に勾留されている被告人を釈放する（保釈制度以外の）法的手段を調査させる。演習では、保釈についての最高裁決定を配布して、事案の流れ、手続の流れについて、刑訴法・刑訴規則のいかなる規定に対応しているのかを議論させたのち、否認したまま起訴された被告人についての保釈請求却下の裁判に対して、弁護人のとりうる法的手段等を検討させる。 令和5年5月17日公布の刑訴法の改正（保釈に係る部分）についても触れる。	同上
第14回	自白の任意性・信用性 意に添わない自白調書（検察官調書）を作成してしまった被疑者がそのまま起訴され、検察官からその自白調書が取調請求された。その際の弁護人の主張・争い方として考えられるものを検討・議論させる。事件が公判前整理手続に付されたことを前提に、自白調書の取調方法について、検察官による取調べ請求後の手続の流れを具体的に説明し、自白の任意性・信用性についての争い方、自白の任意性についての審理（立証）方法、任意性の判断の枠組み等について、現行法規定ではどのように規定されているのか（あるいは規定されていないのか）について、整理・議論させる。その際実際にロールプレイさせ、理解を深めさせる。	同上
第15回	裁判員裁判対象事件の被疑者弁護から公判弁護まで 裁判員裁判の対象事件となる被疑事件について、被疑者国選弁護人として選任された弁護士が何をなすべきか、どんなことをしているのか、公訴提起後、公判前整理手続を経て、公判期日に至る手続、公判期日での手続等について、手続を概観する。教員が実際に経験した事件をアレンジして、説明等を行いつつ、刑訴法・刑訴規則の条文規定を確認させる。	同上
第16回	期末試験	

成績評価方法	絶対評価。学期末に筆記試験を実施する。この筆記試験の結果に80点を配分する。そのほか、演習で提出を求めた書面、演習での議論の仕方、表現技術などによる評価をおこない、20点を配分する。いずれも高見担当分5割、三島担当分5割で評価する。 上記の到達目標にしたがって、その能力がどれだけ養えたかを評価する。刑訴法の基本事項や論点の理解、論理的な文章構成力があきらかに不十分な場合には不合格となる。
履修上の注意	最初におこなう「基本知識の確認」に手間取ることなく「判例についての問い」等の本題にすみやかに入れるよう、しっかり予習してくること。 「基本書」は文字どおりみなさんの勉強の拠り所になるものである。予習・復習の際、もっと深く読み込むこと。

教科書	三島担当分につき、後藤昭＝白取祐司編『プロブレム・メソッド刑事訴訟法30講』（日本評論社、2014年）を使用する。その他、演習に必要な教材は、担当教員が作成して配布する。
参考文献	判例教材として、三井誠編『判例教材刑事訴訟法〔第5版〕』（東大出版会、2015年）。 演習書として、古江頼隆『事例演習刑事訴訟法〔第3版〕』（有斐閣、2021年）および高田昭正『基礎から学ぶ刑事訴訟法演習』（現代人文社、2015年）。 伝聞法則の参考書として、後藤昭『伝聞法則に強くなる〔第2版〕』（日本評論社、2023年）。 高見担当分についての参考書として、守屋克彦編著『刑事訴訟法における学説と実務——初学者のために』（日本評論社、2018年）。

科目情報

授業コード	1FCB307010	科目ナンバリング	FCALAW81032-J1
授業科目名	刑事法理論の展開		
担当教員氏名	三島 聡、川崎 英明		
開講年度・学期	2025年度前期	曜日・時限	木曜5限
授業形態	講義		
配当年次	3年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	刑法および刑事訴訟法の基本知識を有しその重要論点をひとつとおり理解している受講生を対象に、具体的な刑事事例を素材として、重要論点を深く掘り下げ、当該事案を適切に解決できる能力を養う授業。各回それぞれ独立のテーマを扱うこととし、重要判例を取り上げて検討する。 試験を除く15回の授業のうち、川崎が9回分、三島が6回分[第1、4、7、10、13、15回]を担当する。川崎は主として刑事訴訟法を扱い、三島は主として刑法を扱う。三島担当分においては、あらかじめ、判例類似の事案につき各自の処理方法（およびその思考過程）を示した書面（レポート）を作成することが求められる。授業はその書面の報告をもとに進めていく。川崎担当分においても、司法試験問題（刑事訴訟法）等を素材として問題点の把握や分析をしたレポートをあらかじめ作成することを求め、授業はそのレポートをもとに進める。
到達目標	重要判例を素材として、錯綜した事実の中から刑事法上の重要な問題点を把握する過程を理解し、その問題点について理論的に分析し順序立てて論述する方法を体得することをめざす。事案と判例の立場を明らかにし、その理論的・実際的問題点について掘り下げて検討する。判例の批判的検討を通じて、具体的な事案を実践的に処理するために必要な法的知識、分析能力、論述能力を養うことを目標とする。すなわち、事案を的確に分析し、主要論点について判例を踏まえて検討し、事例を適切に処理できる能力を養うことを主眼とする。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	文書偽造 最2小決1981〔昭56〕・4・8刑集35巻3号57頁、最1小決1981〔昭56〕・4・16刑集35巻3号107頁：交通事件原票中の供述書の作成につき名義人の事前の承諾がある事例 最2小判1984〔昭59〕・2・17刑集38巻3号336頁：再入国許可申請書作成の際の通称使用の事例	<事前学習> 当該授業でとりあげる判例および最高裁調査官解説（同解説があるばあい）をしっかりと読んだうえ、担当教員から示される予習事項にそって学習すること。 <事後学習> 当該授業での判例の分析や論点の説明をしっかりと復習するとともに、当該事案について段階を踏んで処理していけるかどうかを確認すること。また、刑法・刑事訴訟法の他の関連論点についても広く学習しておくこと。
第2回	任意取調べ限界、偽計による自白の任意性、類似事実による立証 最決平成1・7・4刑集43巻7号581頁 最判昭和45・11・25刑集24巻12号1670頁 最決平成24・9・7刑集66巻9号907頁（2020年）	同上
第3回	別件逮捕勾留の可否、精神状態の供述 最決昭和52・8・9刑集32巻2号218頁 浦和地判平成2・10・12判例時報1376号24頁 最決昭和53・3・6刑集32巻2号218頁 最決昭和63・10・25刑集42巻8号1100頁（2019年）	同上

第4回	司法作用にたいする罪 最1小決1989〔平1〕・5・1刑集43巻5号405 頁：身体拘束中の犯人の身代わり教唆の事例 最2小決2017〔平29〕・3・27刑集71巻3号183 頁：犯人との口裏合わせにもとづき警察官にたい しておこなった参考人虚偽供述の事例 最1小決2016〔平28〕・3・31刑集70巻3号58 頁：警察官と相談しながら創作した参考人虚偽虚 偽供述の調書化の事例	同上
第5回	ビデオ撮影の適否、領収書等の証拠能力 最決昭和51・3・16刑集30巻2号187頁 最決平成20・4・15刑集62巻5号1398頁 東京地決昭和56・1・22判例時報992号3頁 (2018年)	同上
第6回	捜索差押令状の提示と必要な処分、弾劾証拠の証 拠能力 最決平成14・10・4刑集56巻8号507頁 最判平成18・11・7刑集60巻9号561頁 (2017年)	同上
第7回	誤振込み 最2小決2003〔平15〕・3・12刑集57巻3号322 頁	同上
第8回	任意取調べ限界と接見指定、公判前整理手続での 主張明示と被告人質問の限界 最決昭和59・2・29刑集38巻3号479頁 最判平成12・6・13刑集54巻5号1635頁 最決平成27・5・25刑集69巻4号636頁 (2016年)	同上
第9回	所持品検査の適否、違法収集証拠排除法則、ビデ オ撮影の適否 最判昭和53・6・20刑集32巻4号670頁 最判昭和53・9・7刑集32巻6号1672頁 最決平成20・4・15刑集62巻5号1398頁 最判昭和44・12・24刑集23巻12号1625頁 (2024年)	同上
第10回	早すぎた構成要件実現 最1小決2004〔平16〕・3・22刑集58巻3号187 頁：クロロフォルム事件	同上
第11回	領置の適法性、実況見分調書の証拠能力 最決平成20・4・15刑集62巻5号1398頁 最決平成17・9・27刑集59巻7号753頁 (2023年)	同上
第12回	おとり捜査の適否、訴因変更の要否 最決平成16・7・12刑集58巻5号333頁 最決平成13・4・11刑集55巻3号127頁 最決平成24・2・29刑集66巻4号589頁 最判昭和58・12・13刑集37巻10号1581頁 (2022年)	同上

第13回	承継的共同正犯 最3小決2017〔平29〕・12・11刑集71巻10号535頁：特殊詐欺におけるだまされた振り作戦の事例 最2小決2020〔令2〕・9・30刑集74巻6号669頁：同時傷害の特例の適用が問題となった事例	同上
第14回	差押えの範囲、包括的差押、供述不能、犯行計画メモ 最判昭和51・11・18判例時報837号104頁 最決平成10・5・1刑集52巻4号275頁 最判昭和44・12・4刑集23巻12号1546頁 東京高判昭和58・1・27判例時報1097号146頁（2021年）	同上
第15回	共犯関係の離脱・解消 最3小決1994〔平6〕・12・6刑集48巻8号509頁：量的過剰行為の途中での共犯関係の離脱の事例	同上
第16回	期末試験	

成績評価方法	絶対評価。学期末に実施する筆記試験の結果を基本的な評価の対象として、80点を配分する。その他、演習で提出を求めた書面、演習での議論の仕方、表現技術などを総合考慮して評価し、20点を配分する。いずれも川崎担当分6割、三島担当分4割で評価する。 上記の到達目標にしたがって、その能力がどれだけ養えたかを評価する。刑法・刑訴法の基本事項や事案の分析、論点の理解、論理的な文章構成力があきらかに不十分な場合には不合格となる。
履修上の注意	判決・決定の原文で事案を確認すると、教科書等の説明よりもはるかに複雑で法的処理が困難なものが少なくない。予習の際、この点にも十分注意して判決・決定の原文を読むよう心がけること。
教科書	教科書はとくに指定しない。演習に必要な教材は、担当教員が作成して配布する。
参考文献	参考資料は、必要に応じて授業期間に示す。

科目情報

授業コード	1FCB308010	科目ナンバリング	FCALAW81033-J2
授業科目名	刑事法総合演習		
担当教員氏名	杉本 吉史		
開講年度・学期	2025年度後期	曜日・時限	火曜2限
授業形態	演習		
科目分類	法律基本科目		
配当年次	2年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	本演習は、刑法並びに刑事訴訟法についての基本的知識を有している受講生を対象とし、現実が発生した事例や判例をもとにした事実を素材として提供し、主に刑事公判手続にそっての重要な論点に即して、事前に与えた予習用教材についての質疑応答やまとめを通じ、これまでに学んだ刑事法について更なる理解を深めることを目的とする。講義にあたっては、予習用教材にそって、基礎的概念および重要判例等を、適宜、質疑応答を通して検討する。受講生は、事前に十分な予習を行うことが求められる。このほか、関連する項目に関する課題を課すことなどにより、論述の能力を涵養するための指導を行う。 さらに、犯罪被害者問題、医療と刑事法、自白事案における情状立証や量刑の問題、少年事件等、広く刑事法に関わる問題にも目を向けて、その認識を深める。
到達目標	実際に生じた事例を元にした資料等をもとに、質疑応答や議論、課題としてのレポートの提出を通じて、その事例についての刑法・刑訴法さらに刑事政策的な面からの論点・問題点を本質的に把握し、それを説明ができるようになることや、それらを論述することができる能力の涵養を目標とする。その過程を通じて、刑事法全般の総合的な判断を行うことができる力を培う。演習や検察庁の見学等、刑事司法に関わる実務家に触れる機会を持ち、またレポートの提出や検察庁の見学等の感想文の提出などを通じて、法曹としてのやり甲斐や実際の現場で法曹がどのような悩みを持ち、苦勞をしているかを言語化することも一つの目標とする。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	事前準備－起訴状 訴因の意義、役割や、第1回公判までの段階における弁護人の準備として、刑訴法、刑訴規則をふまえて何が求められるかを考える。	模擬裁判記録における起訴状の記載内容につき、事前の検討を行う。第1回公判までの段階の弁護人の準備活動についての復習をする。
第2回	事前準備－証拠の収集・検討 証拠の開示請求をめぐる当事者間の攻防や開示された証拠を検討する視点、証拠書類についての同意・不同意の検討などについて考察する。	与えられた事例につき、どのような証拠開示を求めるべきかなどを事前に検討する。証拠書類につき、各当事者の意見のあり方を復習する。
第3回	公判手続の流れと当事者の諸活動 冒頭手続きから証拠調べ、論告・弁論に至るまでの公判についての流れの中で、当事者が何に留意し、何を、どう訴えるのか実践的に検討する。	違法収集証拠排除に関する事例を事前に検討し、それに関連する判例を調査する。その上で、弁護人として証拠請求に対してどのような意見を述べるべきかを考える。
第4回	事実認定 1 事前に提出を受けた事実認定の課題について、認定に際して考慮すべき論点を議論・検討することを通じて、事実認定はどうあるべきかを考える。	模擬記録に基づき、事前に事実認定のレポートの提出を行う。事後は、授業の討議や、提出をしたレポートについて付された講師のコメントを元にして、事実認定の手法についての復習を行う。
第5回	犯罪被害者 受講者に、犯罪被害者に説明を行う検事役や犯罪被害者を支援する弁護士役になって答えてもらうことを通じて、刑事手続きにおける現行の被害者の占める地位と権限、及び検察官及び被害者参加弁護士の役割を学ぶ。	模擬ケースにおいて、検察官及び弁護士役として説明、支援をどうすればよいかを事前に検討しておく。犯罪被害者に係る刑訴法、規則の規定を復習する。

第6回	訴訟能力と責任能力 模擬事例を通じて、被告人が精神障害者である場合の刑事裁判について、各当事者がなすべき活動を考える。また、刑事責任能力についての審理の在り方や、精神鑑定などの問題を検討する。	訴訟能力の存否が争われる事例において、弁護人として、どのような弁護活動を行うべきかについての課題を事前検討しておく。訴訟能力及び刑事責任能力の審理について学んだことを復習する。
第7回	事実認定2 判例の事案を基にした課題を提供し、各人がこれについて事実の認定を検討してきたうえで、その認定の妥当性を批判的に検討し講評しつつ議論する。	事前に提供されたケース課題について、それぞれいかなる事実認定をなすべきかについて、判例等も調査した上で、討論ができるように準備する。
第8回	量刑 具体的な事例をもとに情状に取り組む視点を紹介するとともに、現実の量刑の実情を紹介して情状への認識を深める。被告人の更生につながるために、検察・弁護・裁判所それぞれの果たすべき役割が何かを考える。犯罪者予防更生法など、更生援助の仕組みも学ぶ。	事前に提供されたケースにつき、刑事弁護人としてどのような情状立証を行うべきかについて、事前に準備、検討をしておく。事後には、被告人の更生のための諸制度についての復習を行う。
第9回	伝聞証拠 伝聞証拠に関する事例を課題に出し、演習での質疑や討論を通じて、伝聞法則とその例外についての理解を深める。また、現実の裁判手続における証拠の扱いについても、この機会に触れる。	伝聞証拠に関する事例を課題に出し、それぞれの証拠能力の有無及び証拠として用いる方法について、判例をふまえて事前に検討する。 演習で取り扱った判例の事例と判断内容を、事後に復習する。
第10回	控訴・上告 控訴審裁判所の役割とその権限の限界について、事例を題材にして討議を行う。控訴・上告における審理の特殊性に応じて、当事者としてこれに取り組むポイントを解説する。	控訴審裁判所の役割とその権限の限界についての判例に沿った事例について、裁判所としてどのような扱いをすべきかを事前に考える。 控訴・上告審の構造につき、事後に復習しておく。
第11回	医療と法 終末期医療に関わる事例を通じて、医療をめぐる生じる刑事法の諸問題について問題点を整理して検討をする。	終末期医療を取り扱った刑事裁判例を収集し、自らどう考えるべきかを準備しておく。演習で扱った各論点を整理して復習する。
第12回	少年事件 少年事件の具体的事例を下にした議論を通じて、少年の特性に応じて、少年法の規定の理解を深め、少年事件に関わる法曹としての留意点についての検討を行う。	少年の養育環境等に応じて、どのような付添人活動を行うべきかにつき、事前に与えられたケースについて検討をしておく。復習では、少年法による審判の構造につき、刑事裁判との相違を復習しておく。
第13回	刑事法の立法過程 平成28年の刑事訴訟法の改正等の刑事立法を題材として、司法関係者が立法にどのように関与しているか、立法の結果をどのように評価するか、等について広い視点から考える姿勢を養う。	平成28年の刑訴法改正の際の審議議事録などを事前に読み込んで、それぞれ立法の評価すべき点と問題点を事前に考えておく。復習では、立法の前後での実務の違いを押さえる。
第14回	強盗殺人事件を素材としたケース研究	強盗殺人事件の事例につき、殺意や結果に対する因果関係の認定、共犯の場合の審理の進め方等の検討を行う。
第15回	検察庁見学あるいは外部講師による講演 検察庁見学が可能な場合には、検察庁に足を運び、検察実務の一端に直接触れ、検察官の実際の姿を見学や講話・模擬取調べの実施等を通じて学び、検察実務への認識を深める。検察庁の都合などによって見学が実施できない場合については、外部講師による刑事法に関わる講演を実施する。	事前準備は特に求めない。各自、受講後に文献などで見学等の成果についての復習を実施する。

第16回	期末試験	
------	------	--

成績評価方法	絶対評価 実際に生じた事例を元にした資料等をもとに、質疑応答や議論、課題としてのレポートの提出を通じて、その事例についての刑法・刑訴法さらに刑事政策的な面からの論点・問題点を本質的に把握し、それを説明ができるようになることや、それらを論述することができる能力の涵養という到達目標の達成度について評価を行う。 評価の割合は、定期試験における論述試験を80点とし、事実認定に関するレポート、毎回の授業における質問や議論への参加態度などの総合点を20点として評価する。 評価が合格となるためには、具体的な事例に即して、その事例の法律解釈上の論点、問題点について概ね理解をしており、その理解を前提として、論点、問題点と自分の考えを説明をすることが求められる。
履修上の注意	特になし
教科書	特に定めず、各回に配布する講評・レジュメ等を学習に用いる。
参考文献	参考書として、別冊ジュリスト刑事訴訟法判例百選【第10版】（有斐閣）を用いる。

科目情報

授業コード	1FCB401010	科目ナンバリング	FCALAW82001-J1
授業科目名	法曹倫理		
担当教員氏名	原田 裕彦、安田 善紀		
開講年度・学期	2025年度後期	曜日・時限	木曜2限
授業形態	講義		
科目分類	法律実務基礎科目		
配当年次	2年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	法曹の活動が社会的注目を浴びその社会的影響力が大きくなっている現状を踏まえて、裁判官、検察官、弁護士各法曹について、それぞれの立場からの倫理を検討する。 弁護士倫理については、弁護士倫理の基本的事項である、守秘義務、事件受任の際の倫理、利益相反、双方代理、真実義務、事件継続中の報告及び説明、和解などの事件の決定権、弁護士の綱紀・懲戒手続の仕組み等について、弁護士職務基本規程を中心に、検討する。 最後に、法曹三者に共通する倫理があるか否かについての考察をする。
到達目標	弁護士職務基本規定を中心とする弁護士倫理、裁判官及び検察官倫理の学習を通じて、法曹倫理の基礎的事項を説明できるようになっていることが本講の到達目標である。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	第1回 法曹の使命・役割と職業倫理（コアカリキュラム第1章および2-1、以下括弧内はコアカリキュラム該当箇所を示す。）、弁護士法による懲戒手続 法曹の使命・役割と職業倫理について。弁護士法による懲戒事由及び懲戒手続の仕組みについて検討をする。懲戒請求者の異議の申出、綱紀審査会による綱紀審査、日弁連懲戒委員会による異議の審査など。	
第2回	第2回 弁護士の守秘義務について（2-1-3） 弁護士の仕事にとって秘密保持は何故必要か、秘密とは何をいうのか、秘密の開示が認められるのはどのような場合か、レーク・プレザント事件、法廷で無罪を主張している被告人が密かに有罪を告白した場合、証言拒絶権が保証されているのにその権利を行使しなかった場合、ゲートキーパー問題、共同事務所における守秘義務について検討する。	
第3回	第3回 弁護士の事件受任について（2-2-1および2） 弁護士は事件の依頼を受けたときにどのようなことを説明しなければならないか。受任を拒否できるのはどのような場合か（暴力団の構成員、不人気な宗教団体など）。見込みのない事件（請求が認められないもの、立証資料のないもの）の依頼についてどう対応するか。経験も知識もない事件の依頼があった場合（医療過誤、証券取引）に受任していいか。受任の際の説明義務、委任契約書の作成、有利な結果の請負の禁止（消費者契約法における断定的判断の提供となるか）について検討する。	

第4回	第4回 利益相反、双方代理について（2-1-2） 弁護士が職務を行い得ない事件としてはどのようなものがあるか、弁護士法25条、弁護士職務基本規程27条、同28条の利益相反に該当する場合となるのはどのような事例か。 利益相反があった場合の訴訟法上の効力について検討する。	
第5回	第5回 事件受任後の弁護士の義務について（2-2-3および4） 事件受任後の弁護士と依頼者の関係はどのようなものがあるか。事件の迅速な処理（訴え提起の遅滞と不法行為）、事件の進行についての報告・協議、和解についてはどのようにすればいいか。依頼者の事件についての決定とそれについての弁護士の助言・説明はどのような関係にあるか。依頼者の説得とその限界、辞任が許される場合及び辞任しなければならない場合について検討する。 裁判外業務における特有の問題も併せて。	
第6回	第6回 真実義務・誠実義務について（刑事）（2-1-1および4） 刑事弁護人の真実義務についてどのように考えたらいいか（否認している被告人から自分は真犯人であることを打ち明けられた場合、自白して有罪であることを認めた被告人から自分は無実であると打ち明けられた場合）、民事事件における誠実義務の根拠、誠実義務の内容について検討する。	
第7回	第7回 真実義務・誠実義務（民事）（2-1-1および4） 依頼者が違法な行為をしようとした場合の対応についてどのようにすればよいのか。訴訟の引延ばしが許されるか。証人に対するコーチがどの程度に許されるかなどについて検討する。	
第8回	第8回 刑事弁護人に特有な義務（2-5-1および2）、被害者及び第三者との関係（2-5-3） 被告人が無罪を主張している場合に、弁護人として、「控訴理由はない」「量刑不当」の控訴理由書を提出できるか。国選弁護人の義務について検討する。弁護士として犯罪の被害者に関わる諸態様についても併せて検討する。	
第9回	第9回 弁護士報酬および依頼者との金銭関係について（2-7-2） 弁護士報酬の基準と懲戒事例についての検討をする。依頼者との金銭貸借、手形を保証し、又は手形に裏書をなすこと、依頼者に対し債務負担行為をなすこと、例えば支払保証や履行引受、民事執行法や民事保全法に基づく担保供与者となること、依頼者についての身元保証人となること、被告人の保釈保証人となることなどの依頼者との金銭関係について検討する。	

第10回	第10回 組織内弁護士、共同事務所の弁護士間の諸問題（2-6） 組織内弁護士とは何か。組織内弁護士の独立性とはどのような場合に問題となるのか。共同事務所内における弁護士相互の規律はいかにあるべきか検討する。	
第11回	第11回 他の弁護士及び相手方との関係における規律（2-3および4） 他の弁護士への批判と誹謗・中傷、弁護士に依頼している相手方との交渉、弁護士に依頼していない相手方との交渉、他の弁護士との関係でのその他の規律について検討する。	
第12回	第12回 経営者としての弁護士（2-7-1、2-7-3～5） 経営者としての弁護士、社会的責任、広告活動、兼業、業態を検討する。	
第13回	第13回 弁護士の公共的責任（2-8）および弁護士自治（2-9） 弁護士の公共的責任、弁護士自治の歴史的意義及び弁護士自治の現代的意義について検討する。	
第14回	第14回 検察官の倫理について（第4章） 被疑者取り調べ等の犯罪捜査方法、公判での法廷活動などにおける検察官として遵守すべき事項について検討し、併せて刑事被告人からの利益の供与などについて、国家公務員としての立場からの倫理も事例に則して検討する。裁判員制度の発足にともなう刑事裁判における検察官の役割にも言及する。	
第15回	第15回 裁判官の倫理について（第3章） 裁判官の倫理については、裁判所法49条（職務を怠り、品位を辱める行為）、52条2項（政治活動の禁止）について、最近の事例から、裁判官が置かれている裁判所の現状を踏まえてどのように評価できるのかを検討する。政治活動については、青法協問題、宮本再任拒否、寺西事件などの問題についても触れる。	
第16回	第16回 期末試験	

事前・事後学習の内容	授業では、弁護士の倫理を重点的に取り上げて解説するとともに、事例に則して、議論することもある。そのため、受講者は、議論に参加できるようしっかりと予習されたい。 法曹倫理では、杓子定規な解釈ではなく、感覚及びセンスが問われるので、そのセンスを磨くべく、授業中で議論した問題について反芻して復習されたい。
------------	--

成績評価方法	絶対評価 到達目標の達成度について評価を行う。提出するレポート（30％）、学期末試験（70％）を総合評価する。合格するためには、法曹倫理の基礎的事項を説明できるようになっていることが求められる。
--------	---

履修上の注意	レポートは、文献を調査した上で作成し、文献を参照した箇所には、脚注をつけて出典を示すこと。
教科書	塚原英治・宮川光治・宮澤節生編『プロブレムブック法曹の倫理と責任』（人文社、第2版、2007年） 日本弁護士連合会弁護士倫理委員会編『解説職務基本規程』（日本弁護士連合会、第3版、2018年）（同書は一般の書店で売っていませんので、日本弁護士連合会 HP から申込用紙をダウンロードしファックスで購入申込してください。）。 講義開始までに最新版が出版された場合は最新版を使用する。
参考文献	森際康友編『法曹の倫理（第3版）』（名古屋大学出版会、2019年） 飯村佳夫・清水正憲ほか『弁護士倫理（第2版）』（慈学社Jブックス、2014年） 加藤新太郎著『弁護士役割論（新版）』（弘文堂、2000年） 日本弁護士連合会編『注釈弁護士倫理（補訂版）』（有斐閣、1996年） 日本弁護士連合会編『条解弁護士法（第5版）』（弘文堂、2019年）

科目情報

授業コード	1FCB402010	科目ナンバリング	FCALAW82002-J1
授業科目名	民事訴訟実務の基礎		
担当教員氏名	原田 裕彦、安田 善紀		
開講年度・学期	2025年度前期	曜日・時限	水曜5限
授業形態	講義		
科目分類	法律実務基礎科目		
配当年次	2年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	民事事件における法曹の役割は、民事紛争を法的な観点から構成して紛争の解決を図るものである。交渉、保全、訴え提起、訴状審査、管轄、口頭弁論期日、争点整理、集中証拠調べ、判決と続く民事訴訟実務手続の流れを理解するとともに、民事紛争解決のためには、いかなる事実が法的に重要なものであるか（要件事実）及び争いとなっている事実がどのようにして確定されるのか（事実認定）について、基礎的理解を修得させるとともに、民事訴訟実務の基礎的知識を修得させることが主題である。 なお、要件事実については、訴訟物、請求原因、抗弁、再抗弁の定義、具体例、関係及び基礎的な考え方を学ぶことを重視する。
到達目標	交渉、保全、訴え提起、訴状審査、管轄、口頭弁論期日、争点整理、集中証拠調べ、判決と続く民事訴訟実務手続の流れを理解するとともに、民事紛争解決のためには、いかなる事実が法的に重要なものであるか（要件事実）及び争いとなっている事実がどのようにして確定されるのか（事実認定）について、民事訴訟実務の基礎的事項を説明できるようになっていることが到達目標である。また、教科書に記載されている基本的な事例については、訴訟物、請求原因、抗弁、再抗弁に適切に振り分けることができるようになっていることが到達目標である。

授業内容	第1段階 第1～3回授業の内容（コアカリキュラム第3章、以下括弧内はコアカリキュラムの該当箇所示す。） 民事訴訟手続の流れを理解することを目標として、下記『民事訴訟第1審手続の解説』に基づき保証債務履行請求事件についての審理手続を学習する。 第1回 民事訴訟第1審手続（1） 民事保全、訴えの提起、訴状受付、訴状審査（補正命令、訴状却下）、要件事実、訴訟物の特定、請求の趣旨、請求原因、訴訟要件の審査、（司法研修所ビデオ&minus;民事訴訟第1審手続の流れ併用） 第2回 民事訴訟第1審手続（2） 口頭弁論期日の指定、答弁書、請求原因に対する認否、被告の主張、第1回口頭弁論期日における手続、訴訟指揮、弁論準備手続期日、争点整理（同司法研修所ビデオ併用） 第3回 民事訴訟第1審手続（3） 集中証拠調べ、和解期日（裁判官、弁護士の役割）、和解調書、口頭弁論の終結、判決言渡し、旧様式判決、新様式判決（同司法研修所ビデオ併用）、民事執行 第2段階 第4回～第14回の内容（第1章1-1ないし4および第2章2-1） 要件事実の基礎的な事項の理解、各訴訟類型の要件事実についての検討及び事実認定 第4回 要件事実基礎論 要件事実と要件事実論の違い、判決における事実摘示の意義、主張、立証責任の分配（請求原因、抗弁、再抗弁の意義）や要件事実に関する諸問題（主要事実と間接事実の区別、法律上の推定、規範的要件）について検討する。
------	--

授業内容	第 5 回 売買契約に基づく代金請求訴訟 売買代金支払請求訴訟の特質及び要件事実、条件、期限、同時履行、弁済、契約の解除及び消滅時効の抗弁等について 第 6 回 貸金請求訴訟について 貸金返還訴訟の特質及び要件事実、弁済、相殺、消滅時効の抗弁について 第 7 回及び第 8 回 所有権に基づく不動産明渡請求訴訟 所有権に基づく不動産明渡請求訴訟の特質及び要件事実、「もと所有」、権利自白、所有権喪失の抗弁、対抗要件の抗弁、対抗要件具備による所有権喪失の抗弁について 第 9 回 不動産登記手続請求訴訟 所有権に基づく所有権移転登記抹消登記手続請求訴訟の特質及び要件事実、取得時効、所有権に基づく抵当権設定登記抹消登記手続請求訴訟の特質及び要件事実、登記保持権原の抗弁について 第 1 0 回 賃貸借契約終了に基づく不動産明渡請求訴訟 賃貸借契約終了に基づく不動産明渡請求訴訟の特質及び要件事実（解約申し入れ、賃料不払、増改築禁止特約違反）、建物所有目的の抗弁、一時使用の再抗弁について 第 1 1 回 動産引渡請求訴訟 動産引渡請求訴訟の特質及び要件事実、悪意の抗弁、過失の評価根拠事実の抗弁について 第 1 2 回 請負関係訴訟 請負関係請求訴訟の特質及び要件事実、報酬請求、契約不適合を理由とする修補との同時履行の抗弁について 第13 回及び第 1 4 回 事実認定の基礎（第 2 章 2 - 2 ないし 4） 事実認定の対象および事実認定のあり方。 自由心証主義、証拠の種類、直接証拠と間接証拠、書証(処分証書、報告文書)、形式的証拠力、成立の推定、実質的証拠力等諸概念の理解の確認。 争点についての証拠の収集、立証方法について、間接事実による推認、文書の真正の推定（2 段の推定、署名代理）などの事実認定について具体的事例から検討する。 また、裁判例から具体的に事実認定の諸問題（経験則、一応の推定、証明妨害、相当な損害額の認定）について検討する。 第 1 5 回 民事保全・民事執行（第 3 章のうち、民事保全・民事執行） 被保全権利・保全の必要性、執行開始要件、債務名義の概念、債権執行、動産執行、不動産執行など 第 1 6 回 期末試験
事前・事後学習の内容	第 1 段階では、3 回に分けて、ビデオを併用しながら、民事第 1 審手続の実務の流れを概観するので、下記『民事第 1 審手続の解説』を読み込み、今、手続はどの段階にあるのか、その際の手続はいかなるものかをしっかりと予習されたい。なお、その際、引用されている条文は手間をいとわず実際に必ず目を通しておくこと（これは必ず将来の役に立つ。）。 第 2 段階では、第 4 回で要件事実についての基礎的な解説及び基本的な書き方の解説をするので、それに向けて下記『新問題研要件事実』を精読しておくことが要求される。 予習の範囲は以下の通りとなる。 第 1 回～第 3 回 事前に精読した下記『民事第 1 審手続の解説』の内容（解説編および記録編のいずれも）をおさらいしておくこと。 第 4 回～第 15 回 事前にムードルにアップする予習レジュメの各質問に回答できるようにしておくこと。 事後の学習は、各回の内容について理解して実際に使える（人に具体例を挙げて説明でき、起案できる状態。）ようになることである。 授業開始前に下記『民事第 1 審手続の解説』及び『新問題研究要件事実』を精読しておくこと。
成績評価方法	絶対評価 到達目標の達成度について評価を行う。提出するレポート（3 0 %）及び学期末の試験（7 0 %）を総合評価する。合格となるためには、民事訴訟実務の基礎的事項について説明できるようになっていることが求められる。

履修上の注意	各自の民事訴訟法及び民法の基本書を読み返しておくこと。また、要件事実の学習には、民法条文の要件・効果を正確に理解していることが前提であるので、条文をひくとともに、授業開始前に下記『民事第1審手続の解説』，『新問題研究要件事実』及び『4訂 紛争類型別要件事実』をいずれも精読しておくこと。
教科書	司法研修所『民事訴訟第1審手続の解説-事件記録に基づいて-』（法曹会，4版，2020年） 司法研修所『改訂 新問題研究 要件事実』（法曹会，2023年） 司法研修所『4訂 紛争類型別要件事実』（法曹会，2023年） 司法研修所『民事判決起案の手引』（法曹会，10訂補訂版，2020年） 講義開始までに最新版が出版された場合は，最新版を使用する。
参考文献	岡口基一著『要件事実マニュアル第1巻（第7版）』（ぎょうせい，2024年） 岡口基一著『要件事実マニュアル第2巻（第7版）』（ぎょうせい，2024年） 大島眞一著『完全講義民事裁判実務基礎編』（民事法研究会，2023年）

科目情報

授業コード	1FCB404010	科目ナンバリング	FCALAW82004-J1
授業科目名	刑事訴訟実務の基礎		
担当教員氏名	高見 秀一、杉本 吉史		
開講年度・学期	2025年度前期	曜日・時限	木曜4限
授業形態	講義		
配当年次	3年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	刑事訴訟に関わるに際して必要となる実務知識と、刑事訴訟法において本来求められている一般的理論が各手続の運用にどのように反映されているのかを修得させ、人権感覚に溢れた市民のための実務法律家となるために必要な基礎的な素養を養うことを目的とする。捜査の端緒から、被疑者の逮捕・勾留段階を経て、公訴提起、公判前整理手続、冒頭手続、証拠調手続、判決宣告に至るまでの手続の中で発生する法的論点に対し、具体的なモデル事例を用いながら授業を行い、各訴訟当事者が取るべき対応を考えさせることを通じて、受講者の理解を深める。講義にあたっては、予習用教材等にそって、基礎的概念および重要判例等を、適宜、質疑応答を通して検討する。受講生は、事前に十分な予習を行うことが求められる。このほか、関連する項目に関する課題を課し、あるいはその書面を作成させることなどにより、論述の能力を涵養するための指導を行う。第1回から第7回を高見が、第8回から第15回を杉本が担当する。
到達目標	刑事訴訟実務（捜査段階から判決宣告後まで）がどのように運用されているのか、また、刑事訴訟法の一般的理論が各手続の運用にどのように反映されているのかを、自分の言葉で説明ができるようになることが、到達目標の1である。 さらに、刑事弁護人の基本的な役割・義務や検察制度・犯罪被害者の訴訟参加制度等の理解を深めて、自分が刑事訴訟の現場に置かれた場合に、人権感覚に溢れた市民のための実務法律家として、どのような行動を取るべきかを判断することができることが、到達目標の2である。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	捜査の端緒 逮捕された被疑者が検察官に送致される際に同時に送致される一件記録を配布し、それまでの手続の流れについて、刑事訴訟法及び刑事訴訟規則の条文規定を確認させる。その際、捜査の端緒としてどんなものが規定されているのか、逮捕後検察官送致までの段階で作成される書面は、将来どのように（何のために）利用されるのか等について、議論させる。 GPS捜査の適法性に関する最高裁平成29年3月15日大法廷判決を用い、強制処分法定主義の意味と意義について考えさせる。	第1回から第7回については、当該講義に必要な資料を、事前ないし当日に交付するか、教科書の中の読んでおくべき部分を事前に指示するので、その部分及び資料を読み込んで、講義での質疑や討論に応じることができるよう準備をする。事後は、配布されたレジュメ等に基づいて復習を行うこと。
第2回	被疑者の勾留① 勾留請求前及び勾留請求後並びに勾留状発付後の各段階における弁護人の活動としては、どこ（誰）に対して、どんなことをすればいいのか、具体的に検討させる。また、それに対して検察官や裁判官はどのような観点で対応すべきなのか等を議論させる。次回までの宿題として、勾留に対する準抗告請求書を起案させる（自宅起案）	同上

第3回	被疑者の勾留② 各自が作成してきた準抗告申立書に基づいて議論させる。その中で、勾留の各要件について、具体的事実からどのような主張ができるのか（具体的事実は勾留のどの要件に関する事実なのか）について、再認識させる。近時の最高裁決定（平成26年11月17日、11月18日、平成27年4月15日、10月22日等）が示している具体的説示の意味するところを理解させる。また、検察官の立場に立って、勾留の要件についての弁護人の主張に対して、どのような反論が可能なのか、裁判所としてどう判断すべきなのかについても議論させる。	同上
第4回	公訴提起① 勾留満期の時点までに検察官に追送致される記録及び検察官が作成する記録並びに起訴状のひな形を配布し、受講生に起訴状の起案をさせる（即日起案）。その後、起訴状の記載事項が刑訴法並びに刑訴規則上どのように規定されているのかを確認しながら、各自の悩んだ点について発表させ、議論する。具体的に起訴状を起案する中で、起訴状一本主義や予断排除の原則の実務的な意味ないし意義を考えさせる。	同上
第5回	公訴提起② 前記公訴提起①で起案させた起訴状についての講評。捜査段階で収集したどの証拠から訴因事実を構成したのか、どの証拠で立証するのかについて、各人がいかなる思考で事実を組み立てたのか等を議論させ、訴追当事者としての検察官として考慮すべき問題点を考察する。	同上
第6回	公判前整理手続についての刑事訴訟法及び刑事訴訟規則の条文規定の解説 公判前整理手続に付された事件の手続の流れを概観し、公判前整理手続の目的についても説明する。その際には、司法研修所監修の上記教材と講師作成レジュメ等を用いる。裁判員制度実施後の運用実態などについても、最新の情報を踏まえて、触れる。	第6回については、事前に、公判前整理手続に関する刑訴法及び刑訴規則の条文規定を必ず読み込んだ上で参加すること。当日、解説に必要なレジュメ及び資料を交付する。事後は、配布されたレジュメ等に基づいて復習を行うこと。
第7回	公訴提起③（手続の流れ） 司法研修所監修の刑事裁判記録教材（「刑事第一審公判手続の概要－参考記録に基づいて－平成21年版－」）に基づいて、受訴裁判所の一件記録の編綴方法、記録の読み方等について質問しながら議論させつつ、刑事訴訟手続（主として起訴後の審理）の流れを解説する。またその際、各手続の根拠になっている条文規定を確認させる。	司法研修所監修の左記教材の、特に、第2分類の中に編綴されている、証拠等関係カードをよく読んでから授業に参加すること。

第8回	刑事弁護人の基本的な役割と義務 刑事手続における弁護人選任権の意義・役割や、刑事事件における弁護士倫理や記録の管理等の問題にも認識を深める。弁護人の誠実義務、最善努力義務、守秘義務など、弁護人の基本的な役割と義務について習得する。	第8回から第14回については、事前に各テーマ毎の課題を出題するので、その課題について検討し、講義での質疑応答や討議に応じることができるよう準備をする。また、講義までにレポートを提出することを求めた課題については、必ず事前にレポートを提出し、そのレポートを持参して講義に臨むこと。 事後は、配布されたレジュメ等に基づいて復習を行うこと。
第9回	検察制度と被害者参加の制度 検察機構を学び、検察官の権限と組織原則、心構えを身につける。公訴権濫用論を通じて、検察官の客観義務について学ぶ。また、刑事裁判での被害者参加の制度について、基本的な制度趣旨の理解を深める。	同上
第10回	刑事公判の法廷技術－その1 起訴後の裁判所・各当事者の公判までの準備、起訴後の検察官・弁護人による証拠請求とそれに対する証拠意見の仕方について、必要な準備活動と基本的な技術を習得する。また、保釈請求の手続と、裁判所による判断の実情、保釈請求却下の裁判に対する弁護人のとりうる法的手段等について学ぶ。	同上
第11回	刑事公判の法廷技術－その2 冒頭陳述の意義、証人尋問（主尋問・反対尋問）を行う際の留意点や尋問に対する異議申立の種類や申立の仕方、論告と最終弁論等について、法廷技術の基本的視点を検討する。	同上
第12回	訴因変更手続と択一的認定－その要否と可否、訴因変更命令 刑事訴訟における訴因の機能、役割について改めて理解を深め、訴因変更の要否と可否、裁判所の択一的認定についての判例と実務について学ぶ。	同上
第13回	公判前整理手続及び公判手続の流れ 模擬ケースを用いて、公判前整理手続における各当事者のとるべき訴訟行為及び公判手続における手続について、復習的にどのような行動を取るべきかを議論する。	同上
第14回	事実認定 予め用意したケースについての起案を課題とし、受講者によって事例に基づく検討を進め、証拠に基づいて如何にして真実に迫るのか、合理的な疑いとは何なのか等について認識を深める。	同上
第15回	検察による捜査と被疑者弁護活動など 外部講師による講演などを通じて、検察による捜査の実際と被疑者段階における弁護人の役割について、その理解を深め、自らがそのような場面でどのような行動すべきかを考える。	事前の準備は必要なし。事後は、配布されたレジュメを復習すること。

第16回	期末試験	
------	------	--

成績評価方法	絶対評価 学期末に、論述式試験を行う。論述式試験の結果に対して80点を配分する。そのほか、講義における質問や議論への参加状況及び提出された書面についての評価を20点として配分する。 いずれも、高見担当分50%、杉本担当分50%として、その合計点で評価する。 評価は、冒頭記載の到達目標について、どれだけ獲得できているか、説明できているか、判断できているかの観点で行う。なお、刑事訴訟法の一般的理論についての基本的理解に著しい誤りがある場合には、不合格となる。
履修上の注意	特になし
教科書	教科書として、司法研修所監修の刑事裁判記録教材（「刑事第一審公判手続の概要－参考記録に基づいて－平成21年版－」）（法曹会発行）を用いる。 その他各講義に必要な教材・資料等は、担当教員が事前に指定するか、自ら作成して配布する。予習の資料については、調査の方法のみ教示する場合もある。
参考文献	(1)から(7)についての参考書として、現役裁判官と元裁判官の弁護士・研究者が執筆を担当している、守屋克彦編著『刑事訴訟法における学説と実務－初学者のために』（日本評論社、2018年）を推薦する。

科目情報

授業コード	1FCB405010	科目ナンバリング	FCALAW82005-J1
授業科目名	公法系訴訟実務の基礎		
担当教員氏名	山下 侑士		
開講年度・学期	2025年度前期	曜日・時限	火曜1限
授業形態	講義		
配当年次	3年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	「公法系訴訟実務の基礎（第2版）」（弘文堂）や「事例研究行政法（第4版）」（日本評論社）の演習問題、裁判例などを題材として、行政訴訟の実務について講義を行う。 行政法一般及び行政事件訴訟法の基礎的な理解を前提とするが、「原告適格」や「処分性」、「公定力」等といった行政法特有の考え方がある概念については、必要に応じて補充的に講義する。
到達目標	具体的な事例をふまえ、理論面だけではなく、どのような事実を抽出し、抽出した事実に対していかなる法的評価を加えて主張を組み立てるべきか、その主張をどのように立証するかといった実務的な視点を持つことができる。 今後更なる行政争訟の活用が期待されているなかにおいて、その基礎を習得することができる。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	行政事件訴訟法における訴訟類型について、講義形式での解説を行う。	【事前学習】 講義で取り扱う事例や題材を事前に指定するので、講義を受けるにあたり、事前に、事例の読み込みや検討を各自で行うよう求める。 【事後学習】 講義で指摘した事項を復習すると共に、関連する裁判例等を参照するなどし、各自で基本的理解や思考過程を定着させるよう努めることを求める。
第2回	■ 2回目以降の講義は、 ・「公法系訴訟実務の基礎（第2版）／弘文堂」の各事例 ・「事例研究行政法（第4版）／日本評論社」の各事例 ・必要に応じて、担当者作成の事例（演習問題）や近時の裁判例を検討する。 ■ 2回目以降の講義において取り扱う事例は、講義の終わりに指定する。	同上
第3回	同上	同上
第4回	同上	同上
第5回	同上	同上
第6回	同上	同上
第7回	同上	同上
第8回	同上	同上
第9回	同上	同上
第10回	同上	同上
第11回	同上	同上
第12回	同上	同上
第13回	同上	同上

第14回	同上	同上
第15回	同上	同上
第16回	期末試験	【事前学習】 授業全般の復習を行うように求める。 【事後学習】 試験を通して、各自の学習の進捗度や理解度を 確認する。

成績評価方法	（１）到達目標の達成度について評価を行う。 （２）評価方法は、次のとおり。 ・絶対評価 ・講義における質問や議論への参加状況；２０％ ・学期末の試験成績；８０％ （３）単位取得のための最低基準は、次のとおり。 ・Ｃ（合格）となるためには、行政事件訴訟に関する基本的事項について適切に説明できることが求められる。
履修上の注意	実務家になったつもりで、事前・事後学習も含め、講義には、出来る限り積極的な姿勢で臨んで頂きたい。
教科書	① 公法系訴訟実務の基礎（第２版）／弘文堂 ② 事例研究行政法（第４版）／日本評論社 なお、教科書は、各自で適宜準備されたい。
参考文献	行政法の基本書、判例集等。

科目情報

授業コード	1FCB406010	科目ナンバリング	FCALAW82006-J1
授業科目名	法文書作成		
担当教員氏名	山本 健司		
開講年度・学期	2025年度前期	曜日・時限	月曜1限
授業形態	講義		
配当年次	3年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	本講義では、法曹に求められる基本的能力としての、法文書作成の基礎技術を身に付けるべく、まず法令・判例・法律論文等の法情報の調査・検索についての基礎的知識を整理するとともに、それらの知識を踏まえて、民事弁護実務で作成することの多い、典型的な法文書を取り上げ、各種の法文書の実例の検討や自らそれを作成する。
到達目標	弁護士は、当事者その他の関係人の依頼または官公署の委嘱を受けて、紛争を予防し、またはその解決をするため、様々な法律事務を行うことを職務としている。 その中でも、事件に応じた必要かつ適切な法文書を作成することは、民事弁護実務の分野において重要な作業といえる。 これらの法文書を的確に作成し、その職務を遂行するためには、取り扱う事件または紛争について、その事実関係を的確に把握することに加えて、その法的論点を正確に抽出・分析し、それらについての法令・判例等の法情報を調査・検討し、その結果を踏まえて、目的に沿った内容の文書を作成することが求められる。 よって、本講義の到達目標は、上記「授業概要」記載の基礎知識の整理や法文書の実例の検討、作成といった作業を通じて、実体法・手続法の理解を深めるとともに、法文書の形式的要件等その作成のために必要となる基本的知識と技術を修得でき、それによって論述能力の涵養も図り、また、事実関係の評価、分析する能力を身に付け、向上させることとする。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	法文書作成の基礎知識(1) 法文書作成のプロセスの理解を前提に、「論法」「論証モデル」といった文書作成の基礎から、「説得力のある文書を書く」、「定型的なものをきちんと作る」といった法曹実務家に求められる能力に至るまで、本授業を通じて理解、習得すべきところ、法文書作成上の心得、留意点等を概観し、それによって論述能力の涵養を図る。	
第2回	法文書作成の基礎知識(2) 民事実務で作成する法文書には、裁判所に提出する各種書面、裁判所外で利用する各種通知書・契約書・意見書等の様々なものがある。それらの法文書作成の基礎知識として、表記の原則、法令用語の常識を概説するとともに、その特徴・作成目的および留意点を検討し、それによって論述能力の涵養も図る。	
第3回	法文書作成の基礎知識(3) 予習課題の講評を通じて同じテーマに関して別の実務家が作成した 2つの文書の実例を比較することで、実務的観点から、法文書としての構成、体裁、表現方法等の巧拙、適否を検討し、法文書作成上の心得、留意点を習得する。 「悪文」の実例を検討し、「、」の打ち方や、修飾語・被修飾語の位置関係等の作文技術を習得し、それによって論述能力の涵養も図る。	(予習課題①) 弁論要旨の比較 同じテーマに関する 2つの文書の実例を比較し、巧拙、適否を検討する。

第4回	意見書作成の基礎知識 依頼者から相談を受け、それを踏まえた弁護士としての法律意見を書面にまとめ、依頼者等に提出することは、弁護士の重要な作業の1つである。ここでは、それらの意見書作成において留意すべきことを概説するとともに、予習課題として、「法的責任を負うか否か」についての部分起案を行うことを通じて、意見書構成・作成上の注意事項を検討するとともに、それぞれ「どこに向けた事実か」を見極め、事実の評価を端的に記述する力の到達度をがどの程度備わっているのかを検証する。	(予習課題②) 意見書作成 「法的責任を負うか否か」についての部分起案を行う。
第5回	各種通知書の作成とその基礎知識 民事実務では、催告書・解除通知・相殺通知等の通知書を作成する。それらの各種通知書作成上の留意点を検討するとともに、内容証明郵便の利用の目的、利害得失について検討する。	
第6回	裁判文書の作成と検討(1) 民事訴訟において、裁判所に提出する各種文書を概説するとともに、その訴訟上の意義・作成上の基礎知識について検討する。	
第7回	裁判文書の作成と検討(2)－訴状を中心として 訴状は、裁判所に提出する代表的な文書といえる。訴状作成上の留意点を概説するとともに、事例を与え実際に訴状を作成させて検討する。	(予習課題③) 訴状の作成
第8回	裁判文書の作成と検討(3)－答弁書を中心として 答弁書について、事例等を素材として検討し、その作成上の留意点を概説する。	(予習課題④) 答弁書の作成
第9回	裁判文書の作成と検討(4)－準備書面を中心として 準備書面について、事例等を素材として検討し、その作成上の留意点を検討する。	(予習課題⑤) 準備書面の作成
第10回	裁判文書の作成と検討(5) 訴訟上の和解に用いられる和解条項案の作成上の留意点を概説、判決書の構成、記載内容につき概説する。	
第11回	裁判文書の作成と検討(6) 裁判文書についてのまとめを行う。	
第12回	契約書作成と検討(1) 各種契約書締結にいたるステップを整理し、それらを作成する上で、留意すべき点を検討するとともに、売買契約・賃貸借契約・金銭消費貸借契約等の日常の取引・生活においてよく利用される契約類型について、実際の契約書例を素材としてその契約条項について検討する。	
第13回	契約書作成と検討(2) ビジネスにおいてよく利用されるその他の各種契約書について概説し、基本的な条項について検討する。	

第14回	契約書作成と検討(3) 契約書チェックの技法、ポイントについて検討する。	(事前) 修正前後の契約書案の比較検討
第15回	契約書作成と検討(4) 契約条項適用のポイントについて検討する。	(事前) 事例検討

成績評価方法	(1)到達目標の達成度について評価を行う (2)評価方法とその割合 ア 絶対評価 イ 予習課題において作成させる法文書の内容（40％） ウ 学期末にレポート形式で課す法文書作成の結果（60％） (3)合格（単位取得）のための最低基準 各法文書としての様式が整っており、必要的記載事項がおおむね記載されているうえで、「表現・表記の正確性・明確性」、「冗長な表現、無駄な記述がないこと」、「論旨の明確性」、「事実の摘示と結論だけでなく、その理由、評価・推論が書けていること」といったところをおおむね充たしていること。	
履修上の注意	予習課題の提出が相当数あるので、課題の検討、作成、提出の時間管理をしっかりと行うこと。	
教科書	(教材) 教員が作成または準備したレジュメ・資料を使用する	
参考文献	適宜授業において紹介する。	

科目情報

授業コード	1FCB407010	科目ナンバリング	FCALAW82007-J1
授業科目名	弁護実務基礎論（ロイヤリングを中心に）		
担当教員氏名	山本 健司		
開講年度・学期	2025年度後期	曜日・時限	月曜1限
授業形態	演習		
配当年次	3年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	本講義では、弁護士の様々な活動の中から、依頼者との法律相談・面談、案件の受任、事実関係・法令についての打合せや調査・検討、交渉や訴訟、ADR等を経て、最終的な交渉ないし紛争解決、依頼者との関係の終了に至るまでの弁護士が行なう一般的な活動を取り上げ、事例検討やロールプレイ等を用いて学習する。
到達目標	法曹の中で、弁護士は、市民や企業等と直接に接し、その代理人として法的紛争を解決する重要な役割を担っている。また、調停委員などの公正・中立の立場から、各種紛争解決に務めている。あるいは、企業内弁護士として企業の法務スタッフの一員となって活動している。国・公共団体等、企業以外の組織に属する場合も増えている。 よって、本講義の到達目標は、上記授業概要に記載したような事例検討やロールプレイ等を用いた学習によって弁護士の活動を知り、これを理解することにより、実務法曹への自分なりの目標を持つこととする。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	弁護士の職務と役割について 資料・アンケートに基づいてディスカッションをしながら、弁護士の行なう職務とその果たすべき役割について検討する。	（事前）「弁護実務」についてのアンケートに答える
第2回	法律相談について ① 法律相談の弁護士活動における意義、面談の方法等について検討したうえ、法律相談のロールプレイを行なう。	（事後）ロールプレイ・チェックリストによるチェック
第3回	法律相談について ② 法律相談のロールプレイを行ない、それを踏まえて、面談の方法についてディスカッションを行なう。	（事後）ロールプレイ・チェックリストによるチェック
第4回	交渉の理論と技術について ① 交渉学の理論・交渉の実務等について検討する。	
第5回	交渉の理論と技術について ② 具体的事例を素材として、ロールプレイを行ない、それを踏まえて、交渉の基礎的理論とスキルについて検討する。	（事前）本人役と代理人役との間で示談方針等協議 （事後）ロールプレイ・チェックリストによるチェック
第6回	証拠の収集について 「『集める』ことが大切な時代から、『検索し』『取り出す』ことに意味がある時代へ」とされる中、弁護士業務を遂行するに必要な情報・証拠資料の収集方法について検討する。	
第7回	法廷における尋問技術について ① 訴訟において、証人・本人の尋問を行なう際の基本的な技術について検討する	

第8回	法廷における尋問技術について ② 尋問のロールプレイを行ない、それを踏まえて、尋問の技術についてディスカッションを行なう。	(事前) 証人・本人役と代理人役との間で証人テスト、代理人役間の反対尋問事項検討 (事後) ロールプレイ・チェックリストによるチェック
第9回	紛争解決と調停・ADRについて 様々な紛争解決手段を概観し、各紛争解決手段選択のメルクマールを検討したうえ、弁護士としての関わり方等について検討する。	(事前) 選択すべき手続の検討
第10回	企業法務の実務について 臨床法務・予防法務・戦略法務の見地から企業法務、企業内弁護士の実態を概観し、これらにおける弁護士の役割等を検討する。	
第11回	家事事件の実務について ① 「離婚」の事例を素材として、夫・妻それぞれの立場からの要望を法的に分析し、それを実現させるための手続について検討する。	(事前) 事例検討 (事後) 復習用手控によって実務上のポイント確認
第12回	家事事件の実務について ② 「相続」の事例を素材として、相続に関する実務上の留意点について検討する。	(事前) 事例検討 (事後) 復習用手控によって実務上のポイント確認
第13回	実際の弁護士の仕事と活動 ① 実社会で活動している様々な弁護士の体験談を聞き、ディスカッションを行なう。	
第14回	実際の弁護士の仕事と活動 ② 実社会で活動している様々な弁護士の体験談を聞き、ディスカッションを行なう。	
第15回	事件受任の際の注意点について 最近の懲戒事例を概観する等し、弁護士倫を中心に、事件受任の際、弁護士が留意すべき点について検討する。	

成績評価方法	(1)到達目標の達成度について評価を行う (2)評価方法とその割合 ア 絶対評価 イ 期末レポートの提出によることを基本とするが、その他、授業における発言内容、ロールプレイへの取り組み状況、その講評ディスカッション・チェックリストでの発言・記載内容等における理解度、熟達度をもっぱら加点事由としてのみ評価する。 (3)合格（単位修得）のための最低基準 具体的な事案において、考えうる請求権の要件充足性、立証の難易を判断したうえで、受任の可否、各紛争解決手段の選択について、おおむね説明することができる。 弁護実務についての自身の考えを問われたことに対して、一般論ではなく自身の考えとして、本授業で学んだことに言及、引用しつつ、おおむね説明することができる。
履修上の注意	民事弁護実務と理論の架橋科目の中心的科目であり、司法試験合格後の司法修習の実をあげ、実務家としてスムーズなスタートを切るために必須の科目であるので、積極的に履修することを期待する。
教科書	(教材) 教員が作成した事例資料等を用いる。

参考文献

(参考書)

- ① 榎本修弁護士著「ローヤリングの考え方」(2022年、名古屋大学出版会)
- ② 司法研修所編「8訂 民事弁護の手引(増補版)」(2019年、日本弁護士連合会)
- ③ 同上「7訂 民事弁護における立証活動(増補版)」(2019年、日本弁護士連合会)
- ④ 菅原郁夫・下山晴彦編「実践 法律相談」(2007年、東京大学出版会)
- ⑤ 日弁連弁護士業務改革委員会編「企業内弁護士」(2009年、商事法務)
- ⑥ 新版 ハーバード流交渉術(1983年、株式会社ティービーエスブリタニカ)

科目情報

授業コード	1FCB408010	科目ナンバリング	FCALAW82008-J2
授業科目名	民事模擬裁判		
担当教員氏名	原田 裕彦、辰田 昌弘、高橋 幸平		
開講年度・学期	2025年度後期	曜日・時限	月曜4限
授業形態	演習		
配当年次	3年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	民事紛争を解決するプロセスとして法曹にとって最も重要な手続である民事裁判について、事例を素材として、民事裁判過程における主要場面をそれぞれ学生が、原告代理人、被告代理人、裁判官となって、訴状、答弁書、準備書面の作成、争点整理、証拠調を行い、裁判官による判決までをロールプレイを行うことにより、裁判実務の基礎的能力を身につけることを主題とする。 民事訴訟実務の基礎、民事実体法及び民事手続法の知識をいわば立体的に駆使すること、与えられた事案を読み解くこと（事例の分析能力）、裁判における書面作成（文章作成能力）の各能力が求められる。
到達目標	民事紛争を解決するプロセスとして法曹にとって最も重要な手続である民事裁判について、事例を素材として、民事裁判過程における主要場面をそれぞれ学生が、原告代理人、被告代理人、裁判官となって、訴状、答弁書、準備書面の作成、争点整理、証拠調を行い、裁判官による判決までをロールプレイを行うことにより、裁判実務の基礎的能力を身につけ、民事裁判実務の基礎的事項を説明できるようになっていることを到達目標とする。 民事訴訟実務の基礎、民事実体法及び民事手続法の知識をいわば立体的に駆使すること、与えられた事案を読み解くこと（事例の分析能力）、裁判における書面作成（文章作成能力）の各能力が求められる。

授業内容	(1) 民事模擬裁判の進め方について検討する。 (2) 訴状作成の指導 原告役からの事情聴取に基づいて、訴状作成を指導する。 (3) 答弁書の指導 被告からの事情聴取に基づいて、答弁書作成を指導する。 (4) 第1回口頭弁論期日 訴状、答弁書各陳述、求釈明をさせ、その問題点について検討し、準備書面の提出を促す。 口頭弁論調書も作成する。 (5) 第1回弁論準備手続期日 原告、被告の主張に基づいて、準備書面を提出させ、裁判官が争点整理をする。 (6) 第2回弁論準備手続期日 双方の主張についての争点整理をする。 (7) 第3回弁論準備手続期日 争点整理案の確認、証拠調べ前の和解勧告 (8)、(9)、(10)、(11)、(12)、集中証拠調べ期日 証拠調べ講評 証人、原告本人、被告本人等を1日で集中審理を行う。証拠調べをビデオ撮影し講評を行う。 ＊ 集中証拠調べは、日程や証人の都合により、2回に分けて行うこともある。 (13) 最終口頭弁論期日 最終準備書面の提出、弁論終結後の和解勧告 (14) 和解期日 和解の進め方及び和解案の検討を通じて和解のポイントは何かを検討する。 (15) 判決言渡期日・講評 判決を言渡し、判決に対する講評を行う。併せて控訴するかどうか、その方法についても検討する。
事前・事後学習の内容	現実に行われている民事裁判にほぼ近い形で行い、裁判の現場を体験するので、各役割及び各期日における準備が予習復習の内容となる。

成績評価方法	絶対評価 到達目標の達成度について評価を行う。模擬裁判期日における担当弁護士、裁判官としての発言、尋問方法、内容（３０％）書面の作成（３０％）事案の理解度（４０％）を総合評価する。合格となるためには、民事裁判実務の基礎的事項を説明できるようになっていることが求められる。
履修上の注意	裁判官役、原告代理人役及び被告代理人役それぞれに教官が付き、個別に指導する。証人・本人については、弁護士または本学ロースクール出身の司法試験合格者、模擬裁判OBなどが役割を演じる予定である。証拠調べをビデオ撮影し担当教員３名による講評を行うので、尋問方法について、具体的かつ詳細に検討することが可能であり、法曹として必須の実務能力形成に寄与するものと思われる。 授業中に撮影した映像は、教材等として、将来利用することもあるのあらかじめ了承の上、受講されたい。 模擬裁判の特質上、裁判官役、原告代理人役および被告代理人役、各一名ずつとしても最低３名の受講者が必要である。過去には、受講者が１名のときも、無理をして授業を実施したこともあった。しかし、その後認証評価の評価委員の面接において、「一人で模擬裁判をどのようにするのか（潮見佳男委員）」と指摘される始末であった。したがって、受講者が３名に満たない場合は、不開講とせざるをえなくなる。そのため、本授業を受講する場合は、少なくとも３名で誘い合わせの上受講されること。
教科書	教科書は特に指定しない。模擬裁判事例により行う。原告、被告の各担当者には、事件当事者の聞取書、提出予定の証拠などを配布する。
参考文献	スティーブン・Ｄ・スターク著、小倉京子訳『訴訟に勝つ実践的文章術』（日本評論社、２０１０年）

科目情報

授業コード	1FCB409010	科目ナンバリング	FCALAW82009-J2
授業科目名	刑事模擬裁判		
担当教員氏名	高見 秀一		
開講年度・学期	2025年度後期	曜日・時限	水曜5限
授業形態	演習		
配当年次	3年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	刑事実務家としての能力は、公訴提起後は実際の刑事法廷（公判前整理手続を含む）で示されることになる。その実際の手続を自らの頭で考えながら経験して、刑訴法、刑訴規則、及び刑事手続に関する裁判例等の理解を深めることがこの授業の内容である。 この授業に参加することによって、刑訴法、刑訴規則等の手続法規が、実務にどう連なっているのか（どのように反映されているのか）を、実感として理解できるはずであるし、刑事手続に関する裁判例の意味が理解できるはずである。そのような授業を目指す。
到達目標	ある事件の被疑者が公判請求されたことを前提に、各訴訟当事者が、各段階の手続で行うべき行為、法廷での訴訟行為等について、具体的事例に則してロールプレイする中で、問題点への対処方法を自分の頭で考え対応できるようになること、及び、実務家法曹として要求されるスキルの基本的部分を習得してそれをロールプレイに生かせるようになることが到達目標である。 また各過程でそれぞれの訴訟当事者として書面を作成する必要があるので、その書面を起案することによって、当然論述能力の涵養も図られることになる。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	司法研修所刑事裁判教官室編集の「刑事第一審公判手続の概要－参考記録に基づいて－平成 2 1 年版」に基づいて、公訴提起後の一件記録の編綴の仕方、記録の読み方等について解説。 上記記録についての解説DVD（司法研修所から各ロースクールに1巻送付されたもの）を用いて、第1回では、主に公判前整理手続の流れ（証拠開示の終了まで）について解説すると共に、根拠規定（条文）を質問し、答えさせる。授業後、各チーム編成をさせる。	訴訟記録の一件記録の編綴方法（前期の「刑事訴訟実務の基礎」で履修したこと）について、復習して理解しておくこと
第2回	上記記録についての解説DVDを用いた解説の2回目（公判前整理手続期日の終了まで）。 （模擬裁判記録）刑事模擬裁判用の記録を検察官チームに交付する。	公判前整理手続・証拠請求及びそれに対する意見の条文を理解しておくこと
第3回	上記DVDを用いた解説の3回目（第1回公判手続の冒頭手続まで）。 （模擬裁判記録）被疑事実及び被疑者の言い分（主張）を、弁護人に交付する。	証拠調べ手続の条文（ことに異議申立の手続及びその後の裁判所の差配の方法に関する規定）を理解しておくこと

第4回	上記DVDを用いた解説の4回目（冒頭陳述から、証人尋問、被告人質問まで）。 尋問調書に基づいて証人尋問のロールプレイをさせ、その中で、異議申し立ての方法、理由、判断の手續を理解させる。 （模擬裁判記録）検察官チームは、次回までに起訴状を裁判所に提出。第5回以降は、すべて模擬裁判記録に基づくロールプレイを行う。 なお、模擬裁判の性質上、手續の進捗状況により、授業内容はスライドすることがある。	第4回以降15回（判決宣告）までの授業は、それぞれの訴訟当事者が、作成や準備を求められる事項がその時点ごとに発生してくる。そのため、各当事者ごとに、それに応じた書面を臨機に作成し、対応・応答を準備しておくことが必要になってくる。 教員は、その度ごとに講評を加えるので、その意味を理解し、自分が準備した書面・準備した事項等について、どこを改善すべきかについて振り返り、必要に応じて補充書面なども提出すること。
第5回	弁護人の起訴状求釈明。それに対する対応。 公判前整理手續に付する請求及び決定。 検察官は、次回までに、証明予定事実記載書を提出し、かつ、証拠調べ請求をする。	第4回の部分に記載した通り
第6回	第1回公判前整理手續の前段階で行う準備作業について、ロールプレイを行いながら説明する。 起訴状の補正・訂正（起訴状求釈明に対する処理） 検察官の請求証拠の開示・弁護人の証拠一覧表交付請求 検察官の証拠一覧表の交付 弁護人の求釈明申立（証明予定事実記載書へのもの。検察官証拠請求へのもの） 次回までに類型証拠開示請求をさせる。	第4回の部分に記載した通り
第7回	第1回公判前整理手續のロールプレイを行う（被告人も出頭する）。証明予定事実記載書に対する求釈明についての処理等。 次回までに、検察官は、証拠開示請求に対する回答書を作成するとともに、開示が必要と思われる類型証拠を開示する。弁護人が裁定請求をする場合は、次回までに行わせる。	第4回の部分に記載した通り
第8回	第2回公判前整理手續期日のロールプレイを行う。 類型証拠開示請求に関するやりとりを解説する。 検察官証拠請求に対する弁護人証拠意見及び弁護人の予定主張を明らかにさせる時期（次回までの日）を決める。 次回までに、検察官は、追加証拠請求をする。弁護人は証拠意見・予定主張記載書面を提出する。	第4回の部分に記載した通り
第9回	第3回公判前整理手續のロールプレイ。 検察官の証人尋問請求等立証方針の確定。	第4回の部分に記載した通り
第10回	第4回公判前整理手續のロールプレイ。裁判所の証拠決定等を終わらせ、証拠の整理を完了させる。 争点を確認し、審理予定を確定し、公判前整理手續を終了させる。	第4回の部分に記載した通り
第11回	第1回公判期日（冒頭手續及び証拠調手續－書証・証拠物の取調まで－）のロールプレイ。 冒頭手續、検察官及び弁護人の冒頭陳述（ビデオに収録）、冒頭陳述についての異議。同意書証の取り調べ。証拠物の取り調べ。	第4回の部分に記載した通り

第12回	第2回公判期日で行う証人尋問のロールプレイ。異議申立及びそれに対する判断の手続等も行う。ビデオに収録して15回の授業に使用する。	第4回の部分に記載した通り
第13回	第3回公判期日で行う証人尋問（2期日め）・被告人質問のロールプレイ（ビデオに収録）。証拠調べ手続を終了させる。	第4回の部分に記載した通り
第14回	第4回公判期日。論告・弁論・最終陳述（ビデオに収録）。弁論を終結させる。	第4回の部分に記載した通り。 なお、それまでの手続についての疑問点・質問点を挙げられるように準備しておくこと。
第15回	第5回公判期日。判決宣告（ビデオに収録）。その後全体講評をする。 判決宣告までの手続についての疑問点・質問等を挙げさせ、それについて議論させ、解説する。 ケースセオリーについて説明し、可能であればブレーストーミングを行う。 冒頭陳述、証人尋問、被告人質問、論告、弁論等について、ビデオ再生及び証人尋問調書を使いながら、検察官チーム・弁護人チームに各尋問・質問の意図等を質問する。 異議のやりとり、裁判所の異議に対する決定について解説する。 なお、授業の進捗状況等によっては、いずれか1回の授業に代えて、教員が担当している具体的事件（証人尋問期日等）の法廷傍聴及び当該事件についての学習を行う場合がある。	自分が担当した証人尋問・被告人質問について、その尋問・質問の意図について再確認しておくこと。 裁判官は、自らが行った異議の差配について、再確認しておくこと。
第16回	期末試験	

成績評価方法	絶対評価。なお、学年末に筆記試験も実施する。 （1）到達目標の達成度について評価を行う。 （2）評価方法は、以下の通り。 模擬裁判記録に基づくロールプレイ（実習形態）における各訴訟行為（陳述・尋問方法等）の内容、各場面で作成した書面の内容等が、その時点で必要とされる訴訟行為、書面の要件を満たしているか、内容が論理的で合理的な説明となっているか等の観点で評価して70%を配点する。 学年末に行う筆記試験に30%を配点する。筆記試験は、模擬裁判で実際に行った訴訟行為等について、自分の言葉で説明できることを評価基準とし、その際には、授業を受ける前と授業を受けた後での、理解度、及び、この授業を通じて取得・修得できたスキル、手続についての理解度の変化等を、具体的に述べられているか否かの観点でも評価する。 （3）合格（単位取得）の為の最低基準 C（合格）となるためには、各訴訟行為の根拠となる法令の規定（憲法・刑事訴訟法・刑事訴訟規則など）の具体的条文・具体的文言を摘示して、説明できることが求められる。
履修上の注意	手続が進行していく過程で、各当事者が何を行い、どんな書面を作成し、どんな尋問準備をするのか等、常に準備事項が発生してくるので、それらについて準備するとともに、事後には、自分が準備した書面・尋問事項などについて、どこを改善すべきかについて振り返ること。
教科書	司法研修所監修の「刑事第一審公判手続の概要－参考記録に基づいて－平成21年版」（法曹会）を教科書として指定する。 模擬裁判に用いる模擬裁判記録は、担当教員が事前に配布する。

参考文献

『刑事訴訟法における学説と実務－初学者のために』 守屋克彦編著（日本評論社、2018 年）（現役裁判官と元裁判官の弁護士・研究者が執筆を担当している）

『実践！刑事証人尋問技術 part2：事例から学ぶ尋問のダイヤモンドルール』（現代人文社、2017 年）（担当教員が、共同執筆者）

科目情報

授業コード	1FCB410010	科目ナンバリング	FCALAW82010-J5
授業科目名	中小企業向け法律相談		
担当教員氏名	原田 裕彦、草尾 光一、道上 達也、高橋 幸平、小原 正敏		
開講年度・学期	2025年度後期	曜日・時限	木曜4限
授業形態	混合		
配当年次	3年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	（１）本科目は、法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムに基づいてなされていた中小企業向け法律相談を、支援プログラム終了後も形を変えてなされている中小企業向け法律相談と連携してなされるものである。 （２）中小企業における法律紛争の解決方法についての相談を、担当弁護士の相談活動を通じて学ぶものであり、法律相談を中心としたリーガルクリニックである。 （３）この講義により、中小企業における法律紛争の解決方法についての相談の実務について基礎的理解を得ることが主題である。
到達目標	この講義により、中小企業における法律紛争の解決方法についての相談の実務について基礎的な事項を説明できることが到達目標である。

授業内容	学生は、大阪市内の本学文化交流センター内にある中小企業支援法律センターに於いて、相談者の同意を得たうえで、担当弁護士の法律相談に同席して、担当弁護士とともに法律相談を行う。このクリニックと併せて、本学校舎において、中小企業者が抱えている法律問題を学習し、その知識を法律相談に生かすという、相談と学習を有機的に関連づけて行う。 1回 法律相談・面接における基本的技術 法律相談の弁護士活動における意義・面接の方法について検討する。DVD併用 2回 リーガルクリニック 3回 債権（売掛金回収）に関する法律問題の検討 4回 リーガルクリニック 5回 金融機関などからの支払請求に関する法律問題の検討（破産・再生も含む） 6回 リーガルクリニック 7回 事業承継・相続に関する法律問題の検討 8回 リーガルクリニック 9回 賃貸借などの企業基盤に関する法律問題の検討 10回 リーガルクリニック 11回 労働問題に関する法律問題の検討 12回 リーガルクリニック 13回 そのほか中小企業で問題となるケースの検討 14回 リーガルクリニック 15回 まとめ
事前・事後学習の内容	受講生は、座学については各回のテーマについて予習し、受講した内容を復習する。クリニックについては、事前に送られる相談内容について予習し、相談後には、相談内容を整理した簡単なレポートをクリニック終了後 1 週間以内に提出する。

成績評価方法	絶対評価 到達目標の達成度について評価を行う。リーガルクリニックについての理解度（４０％）、相談の対応能力（３０％）、レポート（３０％）の総合的評価。合格するためには、中小企業における法律紛争の解決方法についての相談の実務について基礎的な事項を説明できるようになっていることが求められる。
--------	--

履修上の注意	予定通りの内容の相談が来るとは必ずしも限らないので、学習と実際の法律相談の内容が対応しない場合があるが、講義の全体としては、中小企業の法律問題を網羅的に学ぶことができる。また、講師の先生方の都合で、座学と、クリニックの予定が入れ替わることもある。
教科書	特に指定しない。
参考文献	なし
その他	授業形態には実習も含まれます。

科目情報

授業コード	1FCB501010	科目ナンバリング	FCALAW83001-J1
授業科目名	法哲学		
担当教員氏名	早川　のぞみ		
開講年度・学期	2025年度後期	曜日・時限	金曜5限
授業形態	講義		
配当年次	1年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	法哲学は、憲法や民法といった実定法学（法律学）に対して、法社会学や日本法制史、外国法と同様に基礎法学の一つに分類される。法哲学では、主に「法の一般理論」・「法解釈論」・「正義論」という3つの問題領域から、法についての哲学的な基礎づけを理解することを目的とする。第一に、法の基本的特質や法体系の構造、権利の概念など、「法とは何か」を明らかにする（「法の一般理論」）。第二に、裁判官はどのような仕方で法的判断を下すのか、法の解釈および適用の方法と構造について分析する（「法解釈論」）。第三に、自由や平等など、法の実現すべき目的とは何かを理論的に探究する（「正義論」）。裁判における解決の困難な事例では、どのように法的に正しい判断を導くのだろうか。法をいかに解釈するべきかという法解釈の問題は、その根底において、法の目的は何か、そして、法の本質は何かといった法の哲学的な基礎づけに起因する。 この授業では、20世紀を代表する法哲学者たち—H.ケルゼン、H.L.A.ハート、R.ドゥオーキンなど—を取り上げながら、それぞれの法理論および法解釈論の特徴と違いを検討し、合理的な法理論・法解釈論とはどのようなものかについて考察していく。
到達目標	・法哲学の基本用語（法概念、法実証主義と自然法論、正義論、法的思考など）を説明できる。 ・授業で取り上げる法哲学者たちの法理論および法解釈論の特徴と違いを説明できる。 ・具体的事例について、主要な法理論に依拠しつつ、それぞれの法理論から論理的に導出され得る法解釈を説明することができる。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	法哲学の問題領域 法哲学の3つの問題領域について概説する。	事前学習として、シラバスを読むこと。事後学習として、授業の内容を復習すること。
第2回	具体的事例から考える（1） 具体的な解決の困難な事例（いわゆるハード・ケース）を取り上げて、裁判官の間で法解釈がどのように分かれるのかを分析し、正しい解釈の方法とは何かという法解釈をめぐる根本問題について検討する。	事前学習として、事前配布資料を一読すること。事後学習として、配布資料等を読んで、授業の内容を復習すること。
第3回	具体的事例から考える（2） 悪法問題が問われる裁判事例を取り上げ、「悪法は法か？」という問題に対する法的見解の対立を読み解いていく。悪法問題の根本にある「法とは何か」に関する法実証主義と非法実証主義の法理論上の対立について検討する。	事前学習として、事前配布資料を一読すること。事後学習として、配布資料等を読んで、授業の内容を復習すること。
第4回	古典的法実証主義と伝統的自然法論 法思想史的な視点から、古典的法実証主義と伝統的自然法論の展開をそれぞれ追う。	事前学習として、事前配布資料を一読すること。事後学習として、配布資料等を読んで、授業の内容を復習すること。
第5回	現代法理論の展開（1） H.ケルゼンの法実証主義について概説する。教科書「第1章　20世紀法理論の出発点—ケルゼンの純粹法学—」を扱う。	事前学習として、事前配布資料を一読すること。事後学習として、配布資料等を読んで、授業の内容を復習すること。

第6回	現代法理論の展開（2） H.L.A.ハートの法実証主義について概説する。 教科書「第2章 法理論における言語論的転回—ハートの『法の概念』—」を扱う。	事前学習として、事前配布資料を一読すること。 事後学習として、配布資料等を読んで、授業の内容を復習すること。
第7回	現代法理論の展開（3） 前回に続き、H.L.A.ハートの法理論を扱う。ここでは、ハート・デヴウリン論争を取り上げる。 教科書「補論 ハート理論における「法と道徳」」を扱う。	事前学習として、事前配布資料を一読すること。 事後学習として、配布資料等を読んで、授業の内容を復習すること。
第8回	現代法理論の展開（4） R. ドゥオーキンの道徳的な法理論について概説する。教科書「第3章 解釈的实践としての法—ドゥオーキンの解釈的アプローチ—」を扱う。	事前学習として、事前配布資料を一読すること。 事後学習として、配布資料等を読んで、授業の内容を復習すること。
第9回	現代法理論の展開（5） ポストモダンの法理論について概説する。教科書「第4章 ポストモダン法学—批判法学とシステム理論—」を扱う。	事前学習として、事前配布資料を一読すること。 事後学習として、配布資料等を読んで、授業の内容を復習すること。
第10回	法の目的と正義（1） 法の目的と正義について概説する。J.ロールズの正義論を取り上げて、20世紀後半以降の現代正義論の展開について概説する。	事前学習として、事前配布資料を一読すること。 事後学習として、配布資料等を読んで、授業の内容を復習すること。
第11回	法の目的と正義（2） 前回に続き、現代正義論の展開について概説する。リバタリアニズムとコミュニタリアニズムの正義論を取り上げる。	事前学習として、事前配布資料を一読すること。 事後学習として、配布資料等を読んで、授業の内容を復習すること。
第12回	法解釈論（1） 法的思考（法命題の基本構造、法律学的三段論法、解釈の手段、制定法の解釈の目的〔立法者意思説と法律意思説〕など）について概説する。また、制定法主義と判例法主義を取り上げ、それぞれの法的思考様式の違いについて検討する。	事前学習として、事前配布資料を一読すること。 事後学習として、配布資料等を読んで、授業の内容を復習すること。
第13回	法解釈論（2） アメリカ合衆国における憲法の解釈方法論の展開について概説する。R.ドゥオーキンの道徳的解釈論とA.スカリアのオリジナリズム等を取り上げる。	事前学習として、事前配布資料を一読すること。 事後学習として、配布資料等を読んで、授業の内容を復習すること。
第14回	法解釈論（3） 前回に続いて、最近のアメリカ合衆国における憲法の解釈方法論をめぐる議論について概説する。	事前学習として、事前配布資料を一読すること。 事後学習として、配布資料等を読んで、授業の内容を復習すること。
第15回	総括：法理論と法解釈論 法律家や法哲学者たちが、個々の具体的な事例を解決する法解釈の方法論と、それぞれの拠って立つ法理論との結びつきについて考察する。	事前学習として、事前配布資料を一読すること。 事後学習として、配布資料等を読んで、授業の内容を復習すること。
第16回	期末試験	

成績評価方法	成績評価の方法は，絶対評価とし，期末試験を90％，授業における質問や議論への参加状況を10％として評価する。 期末試験では，到達目標に対する達成度を測るものとし，法哲学についての基本的な知識、また、授業で取り上げる主な法理論および法解釈論の内容を的確に説明できることが少なくとも求められる。
履修上の注意	特になし。
教科書	【教科書】 中山竜一『二十世紀の法思想』（岩波書店，2000年） ・この他、毎回、レジュメを配布する予定です。
参考文献	【参考書】 法哲学全体を概説するものとして： ・田中成明『現代法理学』（有斐閣，2011年） ・平野仁彦，亀本洋，服部高宏『法哲学』（有斐閣，2002年） 法解釈論に焦点を当てるものとして： ・青井秀夫『法理学概説』（有斐閣，2007年） その他の参考書については，適宜，授業の中で紹介する。
その他	法学政治学専攻開講科目「法哲学特論」との合同開講とする。

科目情報

授業コード	1FCB502010	科目ナンバリング	FCALAW83002-J1
授業科目名	中国法		
担当教員氏名	王 晨		
開講年度・学期	2025年度前期	曜日・時限	木曜2限
授業形態	講義		
科目分類	基礎法学・隣接科目		
配当年次	1年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	本講義は、現代中国私法の概説を行う。主に民法総則、物権法、契約法、人格権法、婚姻家庭法、相続法及び不法行為責任法を対象とする。社会主義市場経済に見合った中国私法体系の概要を理解させるとともに中国私法を見ることで法の世界の広がりを感じさせることを目指している。中国法の比較法的解説にとどまらず、中国法と中国政治、中国社会という視点も取り入れて講義を進める予定である。
到達目標	中国私法の主要分野(民事主体、所有、契約、不法行為、家族)について、基本的知識を得ると同時に、中国に固有の「法」の姿及びその特殊性のなかの普遍的価値を説明することができるようになることが、この授業の到達目標である。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	清末以降の近代法、中華人民共和国成立以来の法の歴史を概観する。現代中国法全体の見通しを得ることを目標としている。	指定された範囲を予習・復習しておくこと
第2回	民法総則(その一) 中国における民法典編纂に解説を行う。民法典の制定過程における論争も紹介する。	指定された範囲を予習・復習しておくこと
第3回	民法総則(その二) 民法総則における基本規定(基本原則、法の適用など)について、解説を行う。その際、『中国民法判例と学説研究 総則編』の判例も適宜に紹介する。	民法典総則編第 1 章について、予習・復習しておくこと
第4回	民法総則(その三) 民事主体(自然人、法人、非法人組織)について解説を行う。その際、『中国民法判例と学説研究 総則編』の判例も適宜に紹介する。	民法典総則編第 2 章－第 4 章について、予習・復習しておくこと
第5回	民法総則(その四) 民事権利、民事権利の客体について解説を行う。人身の権利、財産権のほかに知的財産権も取り上げる。その際、『中国民法判例と学説研究 総則編』の判例も適宜に紹介する。	民法典総則編第 5 章について、予習・復習しておくこと
第6回	民法総則(その五) 民事法律行為・代理・時効の順に解説を行う。その際、『中国民法判例と学説研究 総則編』の判例も適宜に紹介する。	民法典総則編第 6 章－第 7 章、第 9 章について、予習・復習しておくこと
第7回	物権法(その一) 総則、所有権の順に解説を行う。その際、2020 年の民法典物権編を題材にして、その内容、特徴について考察する。『中国民法判例と学説研究 物権編』の判例も適宜に取り上げる。	民法典物権編総則、所有権について、予習・復習しておくこと

第8回	物権法(その二) 用益物権、担保物権、占有の順に解説を行う。社会主義市場経済における用益物権の重要性を考察する。『中国民法判例と学説研究 物権編』の判例も適宜に取り上げる。	民法典物権編用益物権、担保物権及び占有について、予習・復習しておくこと
第9回	債権法(その一) 民法典契約編の解説を行う。社会主義市場経済にとって債権の重要性を指摘する。『中国民法判例と学説研究 債権編』の判例も適宜に紹介する。	民法典契約編について、予習・復習しておくこと
第10回	債権法(その二) 民法典不法行為責任編の解説を行う。その際、中国不法行為責任法の現代化は、一つの重要な視点になる。『中国民法判例と学説研究 債権編』の判例も適宜に紹介する。	民法典不法行為責任編について、予習・復習しておくこと
第11回	人格権法(その一) 民法典人格権編の総則を解説する。人格権編の適用範囲、一般人格権、死者の人格的利益、人格権の保護を項目にして取り上げる予定。その際、『中国民法判例と学説研究 債権編』の判例も適宜に紹介する。	民法典人格権編総則について、予習・復習しておくこと
第12回	人格権法(その二) 民法典人格権編の各則を解説する。生命権、身体権、健康権、氏名権、肖像権、名誉権、プライバシー権及び個人情報の保護を項目にして取り上げる予定。その際、『中国民法判例と学説研究 債権編』の判例も適宜に紹介する。	民法典人格権編各則について、予習・復習しておくこと
第13回	婚姻家庭法(その一) 婚姻家庭法の基本原則、婚姻、夫婦関係という項目で解説を行う。その際、『中国民法判例と学説研究 親族相続編』の判例も適宜に取り上げる。	民法典婚姻家庭編第1章－第3章について、予習・復習しておくこと
第14回	婚姻家庭法(その二) 離婚、親子、扶養という項目で解説を行う。その際、『中国民法判例と学説研究 親族相続編』の判例も適宜に取り上げる。	民法典婚姻家庭編第4章－第5章について、予習・復習しておくこと
第15回	相続法 相続財産、法定相続、遺言相続、遺贈扶養取決め、特別縁故者制度という項目で解説を行う。その際、『中国民法判例と学説研究 親族・相続編』の判例も適宜に紹介する。	民法典相続編について、予習・復習しておくこと
第16回	期末試験	

授業内容	各回の授業内容は、以上の通りである。
事前・事後学習の内容	授業までに教科書指定箇所を予習し、授業後は、しっかり復習することは、大事である。参考文献や判例研究も、自主的に取り組んでほしい。

成績評価方法	以下の基準の通り、本授業の到達目標に対する到達度に即して、絶対評価をする。期末試験 70%、授業における議論の参加状況 15%、レポート 15%。合格のための最低基準は、中国私法に関する基礎的知識及びその考え方について、理解し、説明することができることである。
履修上の注意	テキストの指定された範囲を予習して理解するとともに、学習内容を身につけるために復習しておくこと。なお、「中国民事法の判例から見た中国法のアイデンティティについて」というレポートの課題がある。前期の後半に出すことになっている。

教科書	教員が作成した中国法教材・資料を配布する予定。授業は、主にそれを沿って行う。
参考文献	参考書として、高見澤磨ほか著『現代中国法入門第 9 版』(有斐閣、2022 年)、高見澤磨・鈴木賢編『要説中国法』(東京大学出版会、2017 年)を指定する。
その他	本校の法学雑誌の新刊に中国民法典に関する翻訳・解説(王)がある。参考にしてください。 法学政治学専攻開講科目「中国法特論」との合同開講とする。

科目情報

授業コード	1FCB503010	科目ナンバリング	FCALAW83003-J1
授業科目名	法社会学		
担当教員氏名	阿部 昌樹		
開講年度・学期	2025年度後期	曜日・時限	火曜3限
授業形態	講義		
科目分類	基礎法学・隣接科目		
配当年次	1年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	この授業は講義形態により行われる。この授業では、経験的社会科学としての法社会学という学問の性格についての基本的な理解を共有したうえで、その法社会学の分野において国内外で蓄積されてきた法専門職研究の成果に依拠して、我が国における弁護士および弁護士実務の歴史と現状について、史料と最新のデータを活用して概観するとともに、法曹人口が大幅に増加するこれからの時代における弁護士の職業的活動の変容可能性とその方向を、社会科学的な観点から検討する。
到達目標	法社会学とはどのような学問であるかについての基本的な理解を踏まえて、我が国の弁護士の現状はどのようなものであり、そうした現状がどのような歴史的経緯によって形成されてきたのかを説明するために必要な既存の史料やデータを収集することができ、かつ、それらの史料やデータに基づいて、首尾一貫した説明を行うことができるようになることを目的とする。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	法社会学の学問的特質と法社会学における弁護士論の系譜	事前学習：指定文献の精読、疑問点の抽出 事後学習：授業内容の整理
第2回	法曹養成制度および法専門職の歴史——近代的法曹養成制度の跛行的発展とその帰結	事前学習：指定文献の精読、疑問点の抽出 事後学習：授業内容の整理
第3回	弁護士活動の理念——「プロフェッション」論の妥当性をめぐって	事前学習：指定文献の精読、疑問点の抽出 事後学習：授業内容の整理
第4回	弁護士人口論／反規制緩和論——弁護士大幅増員への賛否とその理由	事前学習：指定文献の精読、疑問点の抽出 事後学習：授業内容の整理
第5回	弁護士偏在問題——弁護士の大都市集中と弁護士過疎	事前学習：指定文献の精読、疑問点の抽出 事後学習：授業内容の整理
第6回	弁護士事務所の形態——共同化・大規模化・法人化の可能性とその問題点	事前学習：指定文献の精読、疑問点の抽出 事後学習：授業内容の整理
第7回	弁護士会の役割——全員加盟制組織の存在意義	事前学習：指定文献の精読、疑問点の抽出 事後学習：授業内容の整理
第8回	弁護士と隣接法律専門職種との関係——法関連サービスの提供をめぐる対抗と協働	事前学習：指定文献の精読、疑問点の抽出 事後学習：授業内容の整理
第9回	弁護士・依頼者関係——法の論理と生活世界の論理との相克およびミクロな権力の作動	事前学習：指定文献の精読、疑問点の抽出 事後学習：授業内容の整理
第10回	法律相談と弁護士——法の素人の弁護士とのファースト・コンタクト	事前学習：指定文献の精読、疑問点の抽出 事後学習：授業内容の整理
第11回	A D R と弁護士——A D R の特質およびA D R への弁護士関与の実態と課題	事前学習：指定文献の精読、疑問点の抽出 事後学習：授業内容の整理
第12回	民事訴訟と弁護士——民事訴訟の特質および民事訴訟への弁護士関与の実態と課題	事前学習：指定文献の精読、疑問点の抽出 事後学習：授業内容の整理
第13回	刑事事件と弁護士——我が国の刑事司法および刑事弁護の実態と裁判員裁判のインパクト	事前学習：指定文献の精読、疑問点の抽出 事後学習：授業内容の整理

第14回	企業法務と弁護士——企業関連弁護士業務の発展可能性とインハウス・ロイヤー	事前学習：指定文献の精読、疑問点の抽出 事後学習：授業内容の整理
第15回	弁護士の公益活動——公益活動の実態と義務化の可能性およびその根拠	事前学習：指定文献の精読、疑問点の抽出 事後学習：授業内容の整理
第16回	期末試験	

成績評価方法	相対評価：第 8 回および第 15 回の授業時間中に実施する小テストと期末試験による。小テストも期末試験も記述式試験とする。2 回の小テストはいずれも 10 点満点、期末試験は 80 点満点で採点し、それらの得点の合計が 60 点以上であれば合格とする。第 1 回の小テストは第 1 回から第 8 回までの授業の理解度を試すものであり、第 2 回の小テストは第 9 回から第 15 回までの授業の理解度を試すものである。それに対して、期末試験は、上記の到達目標にどの程度達しているかを測るものであり、授業全体をとおして学んだことを、応用する力が試されることになる。 単位を取得するためには、我が国における弁護士の実態がどのようなものであり、なぜ実態がそのようなものとなっているのかについて、関連する基本的な史料やデータと矛盾しない説明を行えることが求められる。
履修上の注意	各回の授業は、受講者全員があらかじめ指定文献および授業用資料を精読し、その内容をおおむね理解していることを前提として、質疑応答を通してその理解内容を確認し、深めていくかたちで進めていく。
教科書	特定の教科書は使用しない。指定文献を複写し、製本したものを、開講前に受講者全員に配布する。また、それに加えて、各回の授業に関連した統計データ等の追加的な資料を、各回の授業の前に Moodleを通して受講者全員に配付する。
参考文献	参考文献は授業中にも適宜指示するが、さしあたり以下のものを挙げておく。 佐藤岩夫・阿部昌樹編『スタンダード法社会学』（北大路書房・2022年） 和田仁孝『法社会学』（新世社・2022年） 和田仁孝・西田英一・仁木恒夫編『新ブリッジブック法社会学』（信山社・2022年） 村山眞維・濱野亮『法社会学〔第3版〕』（有斐閣・2019年） 宮澤節生・武蔵勝宏・上石圭一・菅野昌史・大塚浩・平山真理『ブリッジブック法システム入門〔第4版〕』（信山社・2018年） 木佐茂男・宮澤節生・佐藤鉄男・川嶋四郎・水谷規男・上石圭一『テキストブック現代司法〔第6版〕』（日本評論社・2015年） 高中正彦・石田京子編『論究・新時代の弁護士』（弘文堂・2024年）
その他	法学政治学専攻開講科目「法社会学特論」との合同開講とする。

科目情報

授業コード	1FCB504010	科目ナンバリング	FCALAW83004-J1
授業科目名	日本法制史		
担当教員氏名	安竹 貴彦		
開講年度・学期	2025年度前期	曜日・時限	水曜3限
授業形態	講義		
科目分類	日本法制史		
配当年次	1年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	この授業は講義形態で行われる。この授業では、近世後期～明治初年における法・制度を主な素材に、時にそれ以前にも遡りつつ、所与のものと考えられがちな刑事法上、民事法上・裁判制度上の諸原則について、その歴史的な形成過程と意義、問題点などを考えることで、現行の法・制度を相対的に時に批判的に見る目を養う。日本法制史の概説書、参考文献（主に法制史論文）、教員が配布する概説による予習・復習を推奨し、各回講義の冒頭や途中で問題提起とそれに対する質疑応答を行ない、その上で重要な論点を中心に説明を行なう。
到達目標	・近世後期から明治初年における法・制度の概略とその変遷を概説することができる。 ・上記を通じ、刑事法上、民事法上・裁判制度上の諸原則について、その歴史的な形成過程と意義、問題点などを考えることができる。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	法曹志望者が法制史を学ぶ意義 明治初年の大阪府や若松県などの刑事判決、幕末期江戸の金銀出入（民事訴訟）改革を主な素材とし、そこからうかがわれる当時の「実務法曹」の法意識を紹介することで、法制史を学ぶ意義について考える。	（前）事前配布する下記拙稿（「履修上の注意」参照）の該当章に事前に目を通し、講義の概要を予め理解しておく。 （後）講義中配布のレジュメ・資料も含めた形で改めて下記拙稿を精読し、理解を深める。
第2回	近世～近代における刑事裁判 江戸幕府・紀州藩・高野山などの吟味筋（刑事裁判）の特徴を概説し、なかでも「召捕と捜査」「司法と行政の未分離」「自白の有する意義と拷問」「裁判の独立」などの論点に重点を置いて考察を加える。 その後、明治期における断獄手続や治罪法などを主な素材として、刑事裁判の近代化の過程を概観するとともに、近世の刑事手続が有した問題点の克服とその残存につき、「精密司法」と評される現行刑事訴訟制度との連続性・断続性を念頭に置きつつ論じる。	（前）下記拙稿（「履修上の注意」参照）の該当章に事前に目を通し、講義の概要を予め理解しておく。 （後）講義中配布のレジュメ・資料も含めた形で改めて下記拙稿を精読し、理解を深める。参考文献のうちから指定されたものを熟読し、「精密司法」について理解する。
第3回	同上	同上
第4回	同上	同上
第5回	刑罰について考える～特別予防と一般予防、罪刑法定主義など～ 江戸幕府や各藩および明治期の刑罰体系・行刑制度の変遷について概観することで、「特別予防主義」の採用とその意義を検討し、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」、PFI刑務所、新設の「拘禁刑」などについて考える契機とする。また、「罪刑法定主義」の形成過程とその意義について再考するとともに、それに影響される条文の形式についても論を進める。	（前）下記拙稿（「履修上の注意」参照）の該当章に事前に目を通し、講義の概要を予め理解しておく。 （後）講義中配布のレジュメ・資料も含めた形で改めて下記拙稿を精読し、理解を深める。参考文献のうちから指定されたものを熟読し、「罪刑法定主義」の意義について理解する。
第6回	同上	同上

第7回	近世～近代における民事裁判 江戸幕府による出入筋(民事訴訟)の特徴と変遷過程を概説する。なかでもその特徴である「地域性と統一性」の問題を、江戸・京都と大坂とを、債権者保護と債務者保護、内済と取扱人・身代限などの論点を通じて比較することにより、近代との連続・断続を考察する素材を提供する。その後明治初年の聴訟手続を主な素材とし、民事判決原本なども利用しながら、勧解や身代限法制、民事における代言活動など、民事裁判の近代化の過程をいくつか紹介すると同時に、刑事裁判との差異・類似についても考察を加える。	(前) 下記拙稿(「履修上の注意」参照)の該当章に事前に目を通し、講義の概要を予め理解しておく。 (後) 講義中配布のレジュメ・資料も含めた形で改めて下記拙稿を精読し、理解を深める。参考文献のうちから指定されたものを熟読し、「民事訴訟の特性と地域性の存在」について理解する。
第8回	同上	同上
第9回	同上	同上
第10回	刑事と民事の分化について考える 近世における吟味筋(刑事裁判)と出入筋(民事裁判)の境界上の手続を紹介し、手続法が存在しないところで吟味筋と出入筋をどのように区別していたのかを探る。	(前) 下記拙稿(「履修上の注意」参照)の該当章に事前に目を通し、講義の概要を予め理解しておく。 (後) 講義中配布のレジュメ・資料も含めた形で改めて下記拙稿を精読し、理解を深める。参考文献のうちから指定されたものを熟読し、「民刑分離」について理解する。
第11回	法曹養成制度について考える 近世における実務法曹や公事宿、明治期における判事・検事・代言人など法曹養成制度・試験制度などの変遷と老朽司法官淘汰の過程、あるいは彼らに求められた素養の変化などについて概観する。	(前) 下記拙稿(「履修上の注意」参照)の該当章に事前に目を通し、講義の概要を予め理解しておく。 (後) 講義中配布のレジュメ・資料も含めた形で改めて下記拙稿を精読し、理解を深める。
第12回	同上	同上
第13回	「自律性の縮減」の過程について考える 中世～近世の喧嘩両成敗法、式目密懷法、近世の密通仕置・敵討・妻敵討、刑罰としての下手人などを主な素材とし、さらに明治初年大阪府の刑事判決録にみえる幾つかの事件も紹介しつつ、近世～近代にかけての「自律性の縮減」の過程を概観し、「自力救済」や刑事裁判における被害者参加制度などの論点について考える手掛りとする。	(前) 下記拙稿(「履修上の注意」参照)の該当章に事前に目を通し、講義の概要を予め理解しておく。 (後) 講義中配布のレジュメ・資料も含めた形で改めて下記拙稿を精読し、理解を深める。参考文献のうちから指定されたものを熟読し、「裁判権と刑罰権の独占」について理解する。
第14回	同上	同上
第15回	「法的安定性」と「具体的妥当性」について考える 幕府法および明治初年の判例などを素材に、「法的安定性」と「具体的妥当性」の関係について考える手掛りを与える。	(前) 下記拙稿(「履修上の注意」参照)の該当章に事前に目を通し、講義の概要を予め理解しておく。 (後) 講義中配布のレジュメ・資料も含めた形で改めて下記拙稿を精読し、理解を深める。参考文献のうちから指定されたものを熟読し、「法定安定性と具体的妥当性の均衡」について理解する。
第16回	期末試験	

成績評価方法	(1) 到達目標の達成度について評価し、絶対評価で行う。 (2) 評価方法 各講義における質問や議論への参加の状況：15％ 小レポートによる評価：15％ 学期末の試験：70％ (3) 合格のための最低基準 近世後期から明治初年における法・制度の概略とその変遷を概説することができる。
履修上の注意	下記、拙稿「江戸～明治初年における法・制度の変遷」はmoodleへのアップで事前配布する。予習・復習についてはこれを中心に利用する。特にレジュメには拙稿の参考ページを記入しておくので、該当箇所は熟読しておくこと。講義はその前提で進行する。 また、下記の各回参考文献のうちいくつかは、小レポートの課題とするので、熟読しておくこと（講義中に指定する）。
教科書	指定しない。講義は單元ごとに配布するレジュメ・資料をもとに進行する。
参考文献	・全体を通じた参考文献として、「江戸～明治初年における法・制度の変遷」（安竹貴彦作成、過去に担当したインターネット講座教材に毎年改訂を加えたもの） ・各回の参考文献は以下の通り。 第1回 「諸吟味書」（安竹・「諸吟味書」研究会、法学雑誌連載中）・「刑事御仕置伺書綴」（安竹・西川哲矢、法学雑誌2012～16）、牧英正・安竹『大阪「断刑録」－明治初年の罪と罰』（阿吽社、2017）など。 第2～4回 大平祐一「『日本の特色』の歴史的探求について－「精密司法」と江戸幕府の刑事手続について」（『「日本型社会」論の射程－「帝国化」する世界の中で』所収、文理閣、2005）、青木人志『大岡裁きの法意識－西洋法と日本人－』（光文社新書、2005）、「18世紀半ば～19世紀初めにおける大坂町奉行所の捜査・召捕とその補助者」（清文堂、2015）など。 第5～6回 石井紫郎他編『日本近代思想大系7 法と秩序』（岩波書店、1992年）、重松一義『日本獄制史の研究』（吉川弘文館、2005）、拙稿「紀州藩の生命刑と牢番頭－『国律』成立以前を中心に」（部落問題研究201、2012）、「紀州藩の追放刑と牢番頭」（和歌山人権研究所紀要第4号、2013）、高塩博『近世刑罰制度論考－社会復帰をめざす自由刑』（成文堂、2013）、牧・安竹、上掲書など。 第7～9回 神保文夫「江戸幕府出入筋の裁判における本公事・金公事の分化について」（法制史研究45、1996）、拙稿「寛保～延享期における大坂町奉行所の金銀出入取捌法改革」（大阪商業大学商業史博物館紀要8、2007）、宇佐美英機『近世京都の金銀出入と社会慣習』（清文堂、2008）大平祐一「『出入』の終了一江戸時代の民事訴訟手続一」（立命館法学327・328、2009）「判決がでたあと一江戸時代の『訴訟社会』像」（夫馬進編『中国訴訟社会史の研究』所収、2011、京都大学学術出版会）吉田正志「賭けと裁判－湯起請・鉄火・起請文・公事銭－」（『法文化のなかの創造性－江戸時代に探る』、創文社、2005）、林屋礼二・石井紫郎・青山善充編『図説 判決原本の遺産』（信山社、1998年）『明治前期の法と裁判』（信山社、2003年）林屋礼二・菅原郁夫・林真貴子編『統計から見た明治期の民事裁判』（信山社、2005）、藤原明久「明治九年太政官第99号布告債権譲渡法の成立と展開」（神戸法学雑誌58-2、2008）など。 第10回 大平祐一「人殺出入(1)・(2)－江戸幕府評定所における刑事事件の審理とその特徴」（立命館法学365・366、2016）、同「江戸幕府の刑事裁判と『手続の選択』－『吟味筋』かそれとも『出入筋』か」（水林彪ほか編『法と国制の比較史－西欧・東アジア・日本』所収、日本評論社、2018）、同「刑事裁判と『私人による出訴』」（立命館法学377、2018）、同「江戸幕府評定所の裁判と裁判手続(1)・(2)」（立命館法学401、402、2022）、奥村郁三「唐代裁判手続法」（『法制史研究』10、1959）、同「断獄律・依告状鞠獄の条について－律令の糾問主義と弾劾主義」（法学雑誌11-2、1964）、寺田浩明『中国法制史』（東京大学出版会、2018）

参考文献	第11～12回 神保文夫「幕府法曹と法の創造－江戸時代の法実務と実務法学」（『法文化のなかの創造性－江戸時代に探る』、創文社、2005）、拙稿「明治初年大阪の行政・司法組織－その人的資源の供給源」（『近代大阪と都市文化』大阪市立大学文学研究科叢書4、清文堂、2006）同『「大坂町奉行所」から「大阪府」へ（1）・（2・完）－幕末から明治初年における町奉行所与力・同心の動向を中心に－』（奈良法学会雑誌12巻3・4号、13巻2号、2000～2002）など。 第13～14回 勝俣鎮夫『戦国法成立史論』（東京大学出版会、1979年）、牧英正「下手人という仕置の成立」（『法制史学の諸問題』所収、1971年）、清水克行『喧嘩両成敗の誕生』（講談社選書メチエ、2006）、谷口眞子『武士道考－喧嘩・敵討・無礼討ち－』（角川叢書、2007）など。 第15回 我妻栄『法律における理屈と人情』、末広厳太郎『嘘の効用』、石井紫郎『日本国制史研究Ⅱ 日本人の国家生活』（東京大学出版会、1986年）、拙稿「近世幕府法における『作略』の意義と機能」（「法学雑誌」37－4、38－1、1991年）など。
その他	法学政治学専攻開講科目「日本法制史特論A」との合同開講とする。

科目情報

授業コード	1FCB505010	科目ナンバリング	FCALAW83005-J1
授業科目名	英米法		
担当教員氏名	勝田 卓也		
開講年度・学期	2025年度後期	曜日・時限	月曜5限
授業形態	講義		
科目分類	基礎法学・隣接科目		
配当年次	1年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	この講義では、英米法の基本的な知識、判例法の思考方法や現代的な諸問題を理解するために重要な歴史的な事象、そして法制度の全体像を把握することを主たる目標とする。その上で、法と裁判所が社会の中で非常に大きな役割を果たしているとされるアメリカ法の興味深い側面を具体的事例に則して検討する。手厚い身分保障の与えられた裁判官が政治部門から独立して法的正義を実現するというのが違憲立法審査制度の基本的な理念であり、アメリカの最高裁は人種差別や刑事裁判手続といった領域においてこうした役割を果たしてきたとされる。しかし、この理念に対しては、最高裁がアメリカ社会を基本的なレベルで変えるような力を持つのかという深刻な問題提起がなされている。この授業では、最高裁が少数者の権利を擁護したと評価されている判例を題材として、社会的・政治的背景を踏まえてこうした理念の妥当性を検証する。また、この30年の間にアメリカ社会の分断が深刻化してきたが、このことによって最高裁裁判官の任命プロセスが変質してしまったことが最高裁の行動にどのような影響を及ぼしているのかも考察する。
到達目標	授業概要の趣旨を踏まえて、英米法の基礎的事項、陪審制度を含む司法制度の構造と意味、アメリカの重要な憲法判例の政治的意義、アメリカ法研究が日本の司法改革に与えた影響など、授業で取り上げる問題について理解し、説明できること。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	英米法を学ぶ意義：日本の法科大学院において英米法を学習する意義はどこにあるのか。英米法の知識が日本法の理解と実践にどのように関わっているのか。	事前配付資料の予習と復習
第2回	英米法の歴史と基本的特徴：英米法のコモン・ローの歴史は中世イングランドに遡る。コモン・ローはどのようにして形成されたのか。コモン・ローは社会の変化にどのように適応してきたのか。	事前配付資料の予習と復習
第3回	判例法主義：英米判例法の最重要原理である先例拘束性の原理を学ぶ。英米において裁判官は先例を尊重する法的な義務を負う。イギリスとアメリカにおける先例拘束性の原理のあり方を検討する	事前配付資料の予習と復習
第4回	先例変更に関わる理論的問題：英米においても先例の変更はある。遡及的適用など、先例変更に関わる理論的な問題を検討する。	事前配付資料の予習と復習
第5回	司法制度：英米では法曹一元が採用されているほか、その司法制度には日本とは根本的に異なるいくつかの特徴がある。英米における司法制度と法学教育を概観する。	事前配付資料の予習と復習

第6回	陪審制度（1）：一般市民の中から無作為に選出された陪審員が、裁判官から独立して事実認定を行う陪審制度は、英米法の際立った特徴である。陪審制度は現在のアメリカで非常に高い信頼を得ていると考えられている。アメリカにおける陪審制度の歴史的理念を学習する。	事前配付資料の予習と復習
第7回	陪審制度（2）：アメリカにおける陪審制度の現状について、陪審の人種構成の問題を検討する。	事前配付資料の予習と復習
第8回	陪審制度（3）：現在のアメリカの刑事事件のほとんどは有罪答弁（その多くは司法取引）によって処理されており、陪審裁判はほとんど行われていない。陪審裁判が減少した意味を探る。	事前配付資料の予習と復習
第9回	陪審制度（4）：アメリカの陪審制度は、日本における司法制度改革審議会において議論の対象となり、裁判員制度の制度設計に一定の影響を及ぼした。その議論はどのようなものであったのか。裁判員裁判と陪審裁判はどのように違うのか。裁判員制度の導入は日本の刑事司法にどのような影響を与えたのであろうか。	事前配付資料の予習と復習
第10回	アメリカ憲法の基本的構造：合衆国憲法の基本的な構造、特に人権保障の仕組みを学ぶ。連邦制の下では、どのような構造によって基本的な人権が保障されるのか。建国当時から現代に到るまでの歴史を踏まえた上で、憲法上の構造を理解する。	事前配付資料の予習と復習
第11回	アメリカにおける違憲立法審査権の確立：アメリカにおいて違憲立法審査権を確立したとされる1803年のマーベリ対マディソン事件判決を検討する。アメリカの連邦最高裁は今日では違憲立法審査権を活発に行使しているが、その端緒とされるマーベリ判決の実像を探り、法と政治の関わり合いを理解する。	事前配付資料の予習と復習
第12回	連邦の一体性と司法部門：19世紀半ば、米国は奴隷制をめぐる分裂の危機を迎える。最高裁は1857年のドレッド・スコット事件において南部奴隷州の利益を擁護する党派的な判決を下したとされる。国家分裂の危機に際して、司法部門はどのような役割を果たすべきなのか。	事前配付資料の予習と復習
第13回	再建期の法的課題：南北戦争後の米国南部では、広く人種分離制度が行われていた。法の平等保護を保障する合衆国憲法の下で、人種分離制度が容認されるのか。連邦政府は解放された黒人の権利を保護するために何をなすべきなのか。19世紀末の公民権事件判決やプレッシー対ファーガソン判決等を検討する。	事前配付資料の予習と復習
第14回	ブラウン判決（1）：最高裁は1954年のブラウン対教育委員会事件判決において先例を変更し、人種別学を違憲とした。この先例変更はいかにして可能となったのか、ブラウン判決はいかなる意味で重要であったのか。米国最高裁の200年を超える歴史のなかでも記念碑的な地位を占めるブラウン判決を総合的に検討する。	事前配付資料の予習と復習

第15回	ブラウン判決（2）ブラウン判決によってアメリカの人種問題は解消されたのか。逆に、人種問題のみならず、アメリカ社会のあり方にネガティブな影響を与えはしなかったであろうか。最高裁は単独でアメリカ社会を大きく変えるようなことができるのだろうか。	事前配布資料の予習と復習
第16回	期末試験	

成績評価方法	到達目標の達成度について評価を行う。絶対評価による。期末試験 70%、中間試験（第 10回を目途とする）30%の割合で評価する。合格のためには、到達目標に照らして最低限の理解を明晰な文章で説明できることが求められる。	
履修上の注意	参加者には、アメリカ史についての基本的な知識が当然の前提として求められるだけでなく、アメリカという国の歴史と文化についての旺盛な知的好奇心が期待される。授業中の質問と発言を歓迎する。	
教科書	授業で説明する。	
参考文献	同上	
その他	法学政治学専攻開講科目「英米法特論」との合同開講とする。	

科目情報

授業コード	1FCB603010	科目ナンバリング	FCALAW84003-J1
授業科目名	環境法		
担当教員氏名	曾和 俊文		
開講年度・学期	2025年度後期	曜日・時限	火曜5限
授業形態	講義		
科目分類	展開・先端科目		
配当年次	2年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	環境法の基本原則や基本的な考え方を振り返りつつ、個別の環境分野における環境保護制度の内容を深め、各分野での環境問題の解決方法を検討します。 具体的には、まず総論として、環境法の理念、環境アセスメント制度、環境保護の行政手法について取り上げて検討し、次に各論として、公害防止行政、廃棄物処理行政、土壤汚染対策行政、自然保護行政、地球環境保全行政などに関して制度の仕組みとその背景にある環境政策について検討します。 各回において、事前に教員が配布するレジメに基づき教員が制度の概略を説明し、予め指示した事例問題について受講生が報告したりしながら、質疑応答で主題を深め、論出能力の涵養をめざします。 ※本授業は、遠隔(同時双方向型)で行われます。受講方法については、Moodleを確認して下さい。
到達目標	環境法の基本的な考え方や個別の環境保護制度の仕組みに関する基本的な知識を学び、環境問題に関する法的分析能力、法的対応能力を身につける。 環境保護に関連する具体的な紛争を素材として、紛争解決に必要な基本知識を確認し、当事者の立場に立っての主張・立証の仕方を学び、適切な紛争解決の在り方について検討する。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	環境法の体系と歴史：公害対策法から環境法への展開）をたどりつつ、環境行政の必要性について考える。	（事前の学習）事前に配布する講義レジメに目を通して、授業で学ぶ内容について、環境法の基本的なテキスト（下記の「参考文献」参照）なども参照しつつ。予習する。 （事後の学習）授業後に、講義レジメと基本的なテキストなどを読み直して、復習する。
第2回	環境法の理念と基本原則：環境法の理念と環境権、環境法の基本原則などについて学ぶ。	同上
第3回	環境基本法：環境基本法について主要な条文を確認しつつ、その内容を学ぶ。	同上
第4回	環境アセスメント制度：環境アセスメント制度の仕組みを学ぶとともに、環境アセスメント制度運用の現状と課題についても考える。	同上
第5回	環境行政の手段（1）：公害規制法制と権力的手法、実効性確保の仕組みなどについて学ぶ。	同上
第6回	環境行政の手段（2）：非権力的手法と協調的法執行、経済的手法について学ぶ。	同上
第7回	廃棄物処理行政：廃棄物処理法の法的仕組みについて学ぶ。	同上
第8回	土壤汚染防止行政：土壤汚染対策法の法的仕組みについて学ぶ。	同上
第9回	循環型社会形成法制：容器包装リサイクル法などの循環型社会形成法制度について学ぶ。	同上

第10回	自然環境の保全法制：自然公園法や自然環境保全法などの自然保護の法制度の仕組みについて学ぶ。	同上
第11回	地球環境保全の法制：地球温暖化問題に対する国際的、国内的な取り組みについて学ぶ。	同上
第12回	環境行政における紛争処理法制：公害等調整委員会や公害審査会による公害問題の解決の仕組みについて学ぶ。	同上
第13回	環境行政訴訟(1)：環境問題の司法的解決の仕組み、とりわけ行政訴訟について学ぶ。	同上
第14回	環境行政訴訟(2)：環境問題の司法的解決の仕組み、とりわけ民事訴訟、住民訴訟について学ぶ。	同上
第15回	まとめと今後の課題：環境法の今後の課題について考える。	同上
第16回	期末試験	

成績評価方法	絶対評価 先に挙げた到達目標の達成度に照らして評価を行う。 具体的には以下の評価方法に従う。 授業への参加度　３０％……評価のポイント：授業中の報告内容、授業中の発言内容などを考慮して評価する。 期末試験　７０％……評価のポイント：環境法制度や基本概念に関する正確な知識、及び、事例問題について結論を導き出す法的論理の適切性などに基づき評価する。 合格のための最低基準としては、上記の評価方法に基づく評価で6割以上の評価を得ることとする。
履修上の注意	本授業では、教員が事前に配布するレジメに基づいて授業を進めます。ただし、授業で取り上げるテーマについて、以下の参考文献で挙げるような、基本的な環境法のテキストで、授業で取扱部分を予習・復習して下さい。 ※本授業は、遠隔(同時双方向型)で行われます。受講方法については、Moodleを確認して下さい。
教科書	教科書は特に用いません。（毎回、教員が作成したレジメに基づき授業を行います）。しかし、以下の参考文献のいずれかを基本書として指定して、授業の前後に予習復習することを求めます。
参考文献	◎　北村喜宣『環境法[第6版]』（弘文堂、2023年） ◎　大塚直『環境法BASIC[第4版]』（有斐閣、2023年）

科目情報

授業コード	1FCB604010	科目ナンバリング	FCALAW84004-J1
授業科目名	消費者法		
担当教員氏名	坂東 俊矢		
開講年度・学期	2025年度前期	曜日・時限	金曜4限
授業形態	講義		
科目分類	展開・先端科目		
配当年次	2年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	この講義では、消費者法の基礎的な考え方を学びます。その目的は、消費者被害の救済法理を消費者基本法の消費者の権利という観点から考えることにあります。消費者被害の法的な救済が有効に機能するためには、民事法理によってだけではなく、行政規制や消費者施策も重要です。とりわけ、消費者被害の拡大防止や未然防止には、行政規制が大きな役割を果たしています。もっとも、時間的に限られたこの講義では、民法などの民事法理との関係を整理しながら、消費者被害の救済法理の意義と課題とを講義します。消費者被害を救済するについて、民法とその法理はどのような役割を果たすのか。消費者法が定める民事規定には、民法法理との関係でどのような意義があるのかを具体的事例を踏まえつつ、考えてみましょう。その対象となる法律は、民法、消費者契約法、特定商取引法そして割賦販売法などです。加えて、製品の安全性にかかわる法律として、製造物責任法とその裁判例を検討します。 こうした消費者法を活用するためには、消費者団体や行政機関などにも大きな役割が課せられています。例えば、典型的な民事法である消費者契約法の不当勧誘行為や不当条項は適格少子は団体による「差止め」が認められていて、それは消費者法が実際に機能するために不可欠の仕組みになっています。消費者法が社会的意義をもつためにどのような当事者がどのような役割を果たすことになるのか。その視点も重視して講義をすすめたいと思います。
到達目標	この講義の到達目標は、消費者の契約被害と製品の安全をめぐる救済法理について、その基本的な考え方とその課題とを理解することです。そのために、民法の契約と人に関わる法理を消費者の権利という観点から整理して理解すること。また、さまざまな消費者問題の理解と解決のために、法や法律家が果たすべき役割についても、その考え方を理解すること。さらに、消費者問題を法的に解決するために、さまざまな主体、例えば行政や消費者団体などがどのように関与しているのかも学びます。その学びを通して、消費者被害の救済のために法を活用するとはどういう理解と対応とが必要なのかを理解できることになります。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	消費者被害の現実と法の役割－消費者基本法と消費者政策	事前：消費者基本法が定める消費者の権利について、法律の条文を確認した上で、その意義と内容とを整理する。事後：消費者の権利行使が有効に機能するために法やそれを機能させる仕組みがどのような役割を担うのかを理解する。
第2回	民法と消費者法の交錯－未成年者取消権の消費者保護機能と成年年齢の18歳への引下げ	事前：民法の未成年者に関する規定とその法理とを教科書などで再確認して、理解する。事後：未成年者の契約被害の現状と法的救済のあり方を理解し、成年年齢の18歳への引下げによる課題とその意義とを整理する。
第3回	消費者契約法の理論と実際（1）－消費者契約の定義と不当勧誘による取消し	事前：消費者契約法がどのような法律であるのかを教科書や文献で理解する。とりわけ、消費者契約法2条および4条を整理する。事後：具体的な不当勧誘行為の例を理解し、実際の事例への適用とその課題とを考える。

第4回	消費者契約法の理論と実際（2）－不当条項の規制（民法の約款規制も視野に入れて）	事前：民法の約款に関する条項と消費者契約法8～10条を整理する。事後：不当条項規制に関する裁判例など、その考え方を整理し、不当条項がどのような消費者トラブルにつながるのかを理解する。
第5回	特定商取引法の理論と実際（1）－特商法の適用範囲（ネガティブオプションを含む）と行政処分の実際	事前：教科書や文献などで特商法という法律がどのような内容を有する法律なのかを確認する。そして、特商法の法的な性格とその適用範囲を整理する。事後：契約成立と消費者法との関係及び特商法による行政処分の意義と課題とを理解する。
第6回	特定商取引法の理論と実際（2）－訪問販売を例としてクーリング・オフを理解する	事前：クーリング・オフの条文を読んで、その要件を整理する。また、どのような取引にクーリング・オフが定められているのかを確認する。事後：クーリング・オフが持つ消費者救済法理としての意義を、具体的事例の解決を通して理解する。
第7回	特定商取引法の理論と実際（3）－継続的役務をめぐる被害救済法理	事前：委任や準委任、それに請負契約などの民法の役務提供型契約に関する民事法理論を整理する。事後：継続的役務に関する特商法の消費者救済法理の意義と裁判例を整理し、その法律の意味を理解する。
第8回	特定商取引法の理論と実際（4）－ネット通販をめぐる被害救済法理	事前：通信販売による契約の特性について、通常の契約との対比で整理する。事後：ネット通販をめぐる紛争の実際と救済機関と法の実際について理解する。
第9回	割賦販売法の理論と実際（1）－割販法の適用対象と加盟店管理責任と適正な与信管理	事前：クレジットで商品を購入する場合の法律関係を整理する。その上で、割賦販売法がどのような取引に適用されるのかを整理する。事後：割賦販売法によって事業者課せられる義務、とりわけ消費者の有する抗弁権の対抗とそれに関連する裁判例の意義を理解する。
第10回	割賦販売法の理論と実際（2）－クレジットカード	事前：クレジットカードで支払うことの法律関係を整理し、その法的課題を確認する。事後：クレジットカードによる決済が法や約款でどのように取り扱われているのかを、裁判例での争点に対する判断を含めて理解する。
第11回	製造物責任法の理論と実際－製品の欠陥にかかる被害救済法理	事前：製品に欠陥があった場合の民法による救済について整理する。事後：裁判例を通して、製品の安全性にかかる法律である製造物責任法や行政規制法が果たす役割を理解する。
第12回	食品表示と消費者の権利（1）－消費者が選択の権利を行使できる表示のあり方	事前：食品表示が消費者の選択権行使に果たす役割を整理する。事後：食品表示に関する法的な意味とその課題について理解する。
第13回	食品表示と消費者の権利（2）－機能性表示食品と景品表示法それに消費者団体の役割	事前：いわゆる健康食品に関するわが国の制度を整理する。事後：誤解を招く表示に対する景品表示法と消費者団体の役割を理解する。

第14回	SDGsと消費者法－「食品ロス」の問題を解決するための法と消費者の役割	事前：SDGsとは何か、また食品ロス問題をどう取り扱っているかを整理する。事後：食品ロスの現状とその解決に向けた課題を理解する。
第15回	まとめの講義－消費者市民社会と法	事前：消費者教育推進法の意味とその法律が目指す社会について整理する。事後：消費者が主体的に消費者生活のあり方に関わる基盤について理解する。
第16回	期末試験	

成績評価方法	絶対評価 期末試験が70％、消費者契約法に関する講義が終了した段階で課すレポートを30％とし、消費者法を消費者被害の救済のためにどのように活用することができるかどれだけ理解できているかを確認して、その理解度とそれを表現する能力について評価します。具体的な事例問題の解決のために、消費者法を正しく適用できることが単位取得要件です。
履修上の注意	民法の総則と契約法に関する講義を先に履修して下さい。 消費者にかかわる法は、しばしば法改正が行われます。最新の条文を確認できるように準備をしておいて下さい。 また、消費者法は、現場感覚あふれる法領域です。講義を通して、企業法務を担うにせよ、市民のための法律家になるにせよ、法律実務家として、消費者問題を解決することの面白さと大変さを感じてもらいたいと思います。そのためにも積極的に講義に参加して下さいを期待します。
教科書	教科書は指定しません。講義は最新の法改正をも反映したレジュメやPower-Pointによる資料を使っ て行います。消費者法は改正の多い領域です。必ず、新しい書籍を読んで下さい。なお、教科書に準 ずる書籍として、谷本・カライスコス・坂東『これからの消費者法－社会と未来をつなぐ消費者教育 〔第2版〕』（法律文化社・2023年10月）を推薦します。また、それ以外の消費者法に関する代表的 な教科書については、講義時に紹介します。
参考文献	消費者法の理解に裁判例の学修は不可欠です。河上・沖野編『消費者法判例百選〔第2版〕』（有斐 閣・2020年9月）は裁判例を理解するための参考になります。また、島川・坂東『判例から学ぶ消費 者法〔第3版〕』（民事法研究会・2019年11月）も分かりやすく裁判例を整理し、解説をした書籍と して推薦します。なお、消費者庁や国民生活センターなどのWebにも多くの資料があります。これは 講義時に指示します。また、消費者庁や国民生活センターのWebには消費者問題と消費者法を理解す るためのさまざまな資料がアップされています。消費者問題と消費者法の「今」を知る上で貴重な資 料がたくさんあります。

科目情報

授業コード	1FCB605010	科目ナンバリング	FCALAW84005-J1
授業科目名	金融・保険法		
担当教員氏名	石田 眞得		
開講年度・学期	2025年度後期	曜日・時限	金曜2限
授業形態	講義		
配当年次	3年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	公正かつ健全な資本市場・証券市場の運営と発展のために、金融商品取引法が果たす役割は極めて重要である。本授業は、近年ますます重要性を増している金融商品取引法の概要を理解することを主な目的とする。金融商品取引法は、複数の政令や内閣府令に規制の詳細を委ねている部分が少なくないが、本授業ではあまり細部にこだわらず、同法の規制の概要、背景、論点などの基本を解説し検討する。また金融商品取引法に関する重要な裁判例も多くみられるようになってきた。実務上の問題処理能力の基礎を身につけるため、重要判例の検討・分析も併せて行う。
到達目標	受講者は、本授業の受講を通じて、資本市場の基本法である金融商品取引法の規制の意義に加え、同法の主な規制内容である、情報開示規制、業者規制、不公正行為規制の概要および規制手法について理解を深めることができる。あわせて、金融商品取引法関係の重要裁判例を検討することにより、法的問題の所在を把握することができるとともに、金融商品取引法がどのように適用され、実務上の問題がどのように処理されているのかについて理解することができる。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	企業金融の概要：企業と資金調達（証券の発行市場と流通市場の仕組み）	事前学習として、教科書の該当箇所および配付教材（レジュメ、参考資料等）を事前に読んでくこと。 事後学習として、授業後にレジュメを見直し、理解を確認する。理解が不確かな部分や疑問点があるときは、参考文献等で調べる、または担当教員へ質問を送るなどして解消すること。
第2回	投資者保護と金融商品取引法の規制の概要 情報開示の意義・機能	同上
第3回	エンフォースメントの方法 有価証券の定義（集団投資スキーム持分等）	同上
第4回	発行開示制度（１）：有価証券の募集・売出し	同上
第5回	発行開示制度（２）：募集・売出しの届出制度、 簡易な発行開示制度（統合開示制度・WKSI）	同上
第6回	継続開示制度（有価証券報告書・半期報告・臨時 報告等の法定開示と取引所自主規制による決算短 信） 開示制度の正確性を確保する制度（監査）	同上
第7回	開示規制に関する民事責任（１） 事例研究	教科書および配付教材（レジュメ、裁判例、評釈等）を事前に読んでくこと。裁判例は、事案の概要、判決を読んで、関連規定を確認しておくこと。事後学習として、裁判例・関連規定・判例評釈等を見直し、理解を確認すること。
第8回	開示規制に関する民事責任（２） 事例研究	同上

第9回	公開買付けの規制（１）企業買収とＴＯＢ	事前学習として、教科書の該当箇所および配付教材（レジュメ、参考資料等）を事前に読んでくること。 事後学習として、授業後にレジュメを見直し、理解を確認する。理解が不確かな部分や疑問点があるときは、参考文献等で調べる、または担当教員へ質問を送るなどして解消すること。
第10回	公開買付けの規制（２）ＴＯＢ規制の内容	同上
第11回	大量保有報告制度　５％ルール 業者規制（開業規制）	同上
第12回	業者規制（投資勧誘等の行為規制のうち、適合性原則および説明義務を中心に検討） 事例研究	教科書および配付教材（レジュメ、裁判例、評釈等）を事前に読んでくること。裁判例は、事案の概要、判決を読んで、関連規定を確認しておくこと。事後学習として、裁判例・関連規定・判例評釈等を見直し、理解を確認すること。
第13回	不公正行為規制（１）インサイダー取引等 事例研究	同上
第14回	不公正行為規制（２）インサイダー取引等 事例研究	同上
第15回	不公正行為規制（３）インサイダー取引等 事例研究	同上
第16回	期末試験	

成績評価方法	絶対評価 到達目標の達成度について評価を行います。授業内での応答および議論への参加状況（１５％）、課題報告の内容（２０％）、期末試験（６５％）の割合で評価します。なお、課題報告については下欄「履修上の注意」の記載を参照してください。 合格（単位修得）のためには、少なくとも、金融商品取引法令の主要な規制の趣旨・概要および重要論点に関する学説・裁判例の状況を正確に把握し、それらを説明できることが求められます。
履修上の注意	予習は必須です。教科書および関係する配付資料（レジュメ、参考資料等）を読んできたことを前提に授業を進めます。配付資料はポータルに事前に掲載しますので、各回確認してください。難解な用語も少なくないので根気よく調べてきてください。授業内容に関係する新聞記事を用いて解説を行うこともあります。授業内容は状況に合わせて若干の変更等を行うことがあります。関連科目は会社法です。 なお、受講者は裁判例の課題報告を１回以上担当します。授業開始後の受講者数をみた上で報告担当者を決めます。
教科書	近藤光男ほか『基礎から学べる金融商品取引法（第6版）』弘文堂、2025年（刊行予定）
参考文献	【体系書・概説書】 ・黒沼悦郎『金融商品取引法（第2版）』有斐閣、2020年 ・松尾直彦『金融商品取引法（第7版）』商事法務、2023年 【重要判例解説・事例解説】 ・金融商品取引法判例百選（別冊ジュリスト214号）有斐閣、2013年 ・近藤光男＝石田眞得編著『事例体系金融商品取引法』弘文堂、2024年 【逐条解説書】 ・神田秀樹＝黒沼悦郎＝松尾直彦編著『金融商品取引法コンメンタール1巻～4巻』商事法務 ・岸田雅雄監修『注釈金融商品取引法1巻～4巻』きんざい

科目情報

授業コード	1FCB606010	科目ナンバリング	FCALAW84006-J1
授業科目名	民事執行・保全法		
担当教員氏名	仲田 哲		
開講年度・学期	2025年度前期	曜日・時限	金曜2限
授業形態	講義		
配当年次	3年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	民事執行法および民事保全法に定める民事執行・民事保全の各手続を、民事訴訟手続（判決手続）との関連に留意しつつ、実務的観点を踏まえて解説するもので、これら民事上の権利を実現する手続としての意義と重要性について理解を深めることができる。
到達目標	民事上の権利実現手続としての民事執行・民事保全の各手続について理解し、法曹実務家になったときすぐに必要なこれらの手続についての基礎的知識を備えることができる。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	民事執行・保全の種類・役割等 民事執行・民事保全の種類とその果たす役割について概観する。	毎回あらかじめ配布する「レジュメ」を基に授業（講義）を行なうので、予習を行い、授業を経た後、それを踏まえて復習をする。
第2回	強制執行開始の要件、債務名義、執行文等 強制執行開始の要件、債務名義の果たす役割とその種類、執行文の意義・機能とその付与手続等について概観する。	同上
第3回	執行関係訴訟等①② 執行文付与に関する救済手続、および請求意義・第三者意義等のいわゆる執行関係訴訟について解説する。	同上
第4回	同上	同上
第5回	不動産に対する強制執行①② 金銭執行のうち不動産に対する強制執行（不動産執行）手続について概観する。	同上
第6回	同上	同上
第7回	不動産を目的とする担保権の実行（不動産競売） 不動産を目的とする担保権の実行手続のうちの不動産競売に手続について、強制執行手続と比較しつつ、概観する。	同上
第8回	不動産収益執行および動産執行・担保権実行 不動産を目的とする担保権の実行手続のうちの不動産収益執行手続、および動産に対する強制執行・これを目的とする担保権の実行手続について概観する。	同上
第9回	債権等に対する強制執行および担保権実行①② 金銭執行のうち債権、その他の財産権に対する強制執行手続およびこれを目的とする担保権の実行手続について概観する。	同上
第10回	同上	同上

第11回	非金銭執行等 物の引渡し等の強制執行、代替執行、間接強制、 意思表示の擬制、および財産開示手続等について 概観する。	同上
第12回	民事保全手続（一般） 民事保全の特徴とその果たす役割、その発令・執 行・不服申立て（救済）の各手続一般について概 観する。	同上
第13回	民事保全手続（仮差押え） 仮差押えの存在意義・効力・執行について概観す る。	同上
第14回	民事保全手続（仮処分(1)(2)） 係争物に関する仮処分（処分禁止仮処分・占有移 転禁止仮処分）および仮の地位仮処分の存在意 義・効力・執行について概観する。	同上
第15回	同上	同上
第16回	期末試験	

事前・事後学習の内容	毎回、あらかじめ配布する「レジュメ」を基に授業（講義）を行なうので、予習を行ない、授業を経た後、それを踏まえて復習をする。 予習→授業→復習をすべて行なうことによって初めて授業（講義）の成果が挙がるのである。
------------	---

成績評価方法	絶対評価 （１）到達目標の達成度について評価を行なう。 （２）評価方法 学期末試験：90％ 授業における議論への参加状況および学習への積極性の評価：10％ （３）単位修得のための最低基準 民事執行・民事保全の各手続についての実務家として必要な基礎的知識を備えること。
履修上の注意	毎回配布する「レジュメ」を踏まえての予習⇒授業⇒復習を必ず行なうこと。
教科書	特に指定せず、毎回、「レジュメ」を配布する。
参考文献	中野貞一郎＝下村正明著「民事執行法(改訂版)」（2021年、青林書院）、司法研修所編「3訂民事執行」（2021年）、原井龍一郎＝河合伸一編著「実務民事保全法〔三訂版〕」（2011年、商事法務）、上原敏夫＝長谷部由起子＝山本和彦編「民事執行・保全判例百選〔第3版〕」（別冊ジュリスト247号、2020年） ほか、第1回授業時に述べる

科目情報

授業コード	1FCB607010	科目ナンバリング	FCALAW84007-J1
授業科目名	倒産法1		
担当教員氏名	溝渕 雅男		
開講年度・学期	2025年度前期	曜日・時限	水曜1限
授業形態	講義		
科目分類	展開・先端科目		
配当年次	2年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	倒産とは、債務者が自らの支払債務を履行できない状態をいう。本来の義務が履行できないため、その利害調整のルールが必要となる。倒産法は、裁判所を通じた倒産状態の処理のルールを定めるものであり、破産法はその中でも基本となる法律である。法律実務家として必要とされる、破産法の基礎的知識を紹介する。 判決文の記載内容等を参照しつつ、どのような設例の場合にはどのような順序で文章化すべきか、問題提起の方法や規範の明示、当てはめの手法等を適宜紹介し、論述能力の涵養を図る。
到達目標	受講を通じて、①破産法の基本的内容や思考方法を理解すること、②それらが実務の場面でどのように作用するかを知ること、③倒産法に興味を持ち積極的に学習する意欲を身につけることを到達目標とする。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	倒産法の概要	予習としては、倒産法の概要を把握するため、山本和彦『倒産処理法入門（第6版）』（有斐閣・2024）の第1章から第4章までを一読しておくことを勧める。復習に重点を置き、破産法を自学自習で身につけるための基礎体力を身につけてもらいたい。
第2回	破産手続の流れ、手続機関	同上
第3回	破産申立・破産手続の開始	同上
第4回	破産財団と破産債権・財団債権	同上
第5回	契約関係の取扱い	同上
第6回	取戻権・別除権	同上
第7回	相殺権	同上
第8回	否認権	同上
第9回	破産財団の管理・換価	同上
第10回	破産債権の確定手続	同上
第11回	多重債務者関係の処理	同上
第12回	配当手続	同上
第13回	個人破産	同上
第14回	各論点の振り返り①	同上
第15回	各論点の振り返り②	同上
第16回	期末試験	

成績評価方法	(1) 到達目標の達成度について 到達目標である破産法の基本的な概念の理解・知識の習得等ができているか否かについて、評価を行う。 (2) 評価方法 評価方法は、授業への取組状況や積極性を20%、期末試験80%とし、絶対評価とする。 (3) 合格（単位取得）のための最低基準 合格のためには、破産法の基本的な概念・知識を理解し、それらを自らの言葉で説明できることが求められる。
履修上の注意	倒産法は特別法であるため、民法・民事訴訟法・民事執行法等の基本法を理解していることが望ましい。 もっとも、基本法がどのように修正されるかは授業において適宜説明する。
教科書	担当教員が作成・配布するレジュメを用いる。
参考文献	参考書としては、山本和彦『倒産処理法入門（第6版）』（有斐閣・2024）、伊藤眞『破産法・民事再生法〔第5版〕』（有斐閣・2022）、全国倒産処理弁護士ネットワーク編『注釈破産法（上）・（下）』（きんざい・2015）、伊藤眞＝松下淳一編『倒産判例百選（第6版）』（有斐閣・2021）等がある。 その他、適宜、講義において紹介する。
その他	法学政治学専攻開講科目「倒産法特論A」との合同開講とする。

科目情報

授業コード	1FCB608010	科目ナンバリング	FCALAW84008-J1
授業科目名	倒産法2（後期開講）		
担当教員氏名	溝渕 雅男		
開講年度・学期	2025年度後期	曜日・時限	水曜1限
授業形態	講義		
科目分類	展開・先端科目		
		単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	事業再生は、複数の利害を適切に調整して事業を再生させることで、事業に携わる利害関係人の経済的価値の保護を図るものである。民事再生法は法的再生手続の基本となる法律であり、事業再生に關与する法律実務家としてはその内容を理解しておかなければならない。会社更生法は比較的大規模な企業を想定した手続であり、民事再生法と比べると利用例が少ないことから、民事再生法を中心としつつ適宜会社更生法の内容を紹介する。 判決文の記載内容等を参照しつつ、どのような設例の場合にはどのような順序で文章化すべきか、問題提起の方法や規範の明示、当てはめの手法等を適宜紹介し、論述能力の涵養を図る。
到達目標	受講者が民事再生法の基本的な概念を理解し、実務を取り扱う際に最低限必要な知識を習得すること。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	事業再生手法の概要（私的整理・法的整理）	予習としては、倒産法の概要を把握するため、山本和彦『倒産処理法入門（第6版）』（有斐閣・2024）の第1章から第5章までを一読しておくことを勧める。復習に重点を置き、民事再生法を自学自習で身につけるための基礎体力を身につけてもらいたい。
第2回	民事再生手続の流れ	同上
第3回	民事再生手続の特徴と機関	同上
第4回	民事再生手続の開始決定	同上
第5回	民事再生手続と双方未履行双務契約	同上
第6回	民事再生手続における担保権の処遇	同上
第7回	財産評定	同上
第8回	否認権、法人の役員の責任追及	同上
第9回	相殺権	同上
第10回	債権の種類・優先順位、再生債権の届出・調査・確定	同上
第11回	再生計画の内容、提出・決議・認可	同上
第12回	再生計画の履行・変更・取消し	同上
第13回	牽連破産（再生手続の廃止と破産手続への移行）	同上
第14回	個人再生手続	同上
第15回	各論点の振り返り	同上
第16回	期末試験	

成績評価方法	(1) 到達目標の達成度について 到達目標である民事再生法の基本的な概念の理解・知識の習得ができているか否かについて、評価を行う。 (2) 評価方法 評価方法は、授業への取組状況や積極性を20%、期末試験80%とし、絶対評価とする。 (3) 合格（単位取得）のための最低基準 合格のためには、民事再生法の基本的な概念・知識を理解し、それらを自らの言葉で説明できることが求められる。
履修上の注意	倒産法は特別法であるため、民法・民事訴訟法・民事執行法等の基本法を理解していることが望ましい。 もっとも、基本法がどのように修正されるかは授業において適宜説明する。
教科書	担当教員が作成・配布するレジュメを用いる。
参考文献	参考書としては、山本和彦『倒産処理法入門（第6版）』（有斐閣・2024）、伊藤眞『破産法・民事再生法〔第5版〕』（有斐閣・2022）、松下淳一『民事再生法入門（第2版）』（有斐閣、2014）、園尾隆司＝小林秀之『条解民事再生法（第3版）』（弘文堂・2013）、伊藤眞＝松下淳一編『倒産判例百選（第6版）』（有斐閣・2021）等がある。その他、適宜、講義において紹介する。
その他	法学政治学専攻開講科目「倒産法特論B」との合同開講とする。

科目情報

授業コード	1FCB608020	科目ナンバリング	FCALAW84008-J1
授業科目名	倒産法2（前期開講）		
担当教員氏名	溝渕 雅男		
開講年度・学期	2025年度前期	曜日・時限	水曜2限
授業形態	講義		
科目分類	展開・先端科目		
		単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	事業再生は、複数の利害を適切に調整して事業を再生させることで、事業に携わる利害関係人の経済的価値の保護を図るものである。民事再生法は法的再生手続の基本となる法律であり、事業再生に關与する法律実務家としてはその内容を理解しておかなければならない。会社更生法は比較的大規模な企業を想定した手続であり、民事再生法と比べると利用例が少ないことから、民事再生法を中心としつつ適宜会社更生法の内容を紹介する。 判決文の記載内容等を参照しつつ、どのような設例の場合にはどのような順序で文章化すべきか、問題提起の方法や規範の明示、当てはめの手法等を適宜紹介し、論述能力の涵養を図る。
到達目標	受講者が民事再生法の基本的な概念を理解し、実務を取り扱う際に最低限必要な知識を習得すること。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	事業再生手法の概要（私的整理・法的整理）	予習としては、倒産法の概要を把握するため、山本和彦『倒産処理法入門（第6版）』（有斐閣・2024）の第1章から第5章までを一読しておくことを勧める。復習に重点を置き、民事再生法を自学自習で身につけるための基礎体力を身につけてもらいたい。
第2回	民事再生手続の流れ	同上
第3回	民事再生手続の特徴と機関	同上
第4回	民事再生手続の開始決定	同上
第5回	民事再生手続と双方未履行双務契約	同上
第6回	民事再生手続における担保権の処遇	同上
第7回	財産評定	同上
第8回	否認権、法人の役員の責任追及	同上
第9回	相殺権	同上
第10回	債権の種類・優先順位、再生債権の届出・調査・確定	同上
第11回	再生計画の内容、提出・決議・認可	同上
第12回	再生計画の履行・変更・取消し	同上
第13回	牽連破産（再生手続の廃止と破産手続への移行）	同上
第14回	個人再生手続	同上
第15回	各論点の振り返り	同上
第16回	期末試験	

成績評価方法	(1) 到達目標の達成度について 到達目標である民事再生法の基本的な概念の理解・知識の習得ができているか否かについて、評価を行う。 (2) 評価方法 評価方法は、授業への取組状況や積極性を20%、期末試験80%とし、絶対評価とする。 (3) 合格（単位取得）のための最低基準 合格のためには、民事再生法の基本的な概念・知識を理解し、それらを自らの言葉で説明できることが求められる。
履修上の注意	倒産法は特別法であるため、民法・民事訴訟法・民事執行法等の基本法を理解していることが望ましい。 もっとも、基本法がどのように修正されるかは授業において適宜説明する。
教科書	担当教員が作成・配布するレジュメを用いる。
参考文献	参考書としては、山本和彦『倒産処理法入門（第6版）』（有斐閣・2024）、伊藤眞『破産法・民事再生法〔第5版〕』（有斐閣・2022）、松下淳一『民事再生法入門（第2版）』（有斐閣、2014）、園尾隆司＝小林秀之『条解民事再生法（第3版）』（弘文堂・2013）、伊藤眞＝松下淳一編『倒産判例百選（第6版）』（有斐閣・2021）等がある。その他、適宜、講義において紹介する。
その他	法学政治学専攻開講科目「倒産法特論B」との合同開講とする。

科目情報

授業コード	1FCB609010	科目ナンバリング	FCALAW84009-J2
授業科目名	倒産法演習		
担当教員氏名	溝渕 雅男		
開講年度・学期	2025年度後期	曜日・時限	水曜2限
授業形態	演習		
科目分類	展開・先端科目		
		単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	破産法・民事再生法に関する具体的事例等を検討する。質疑応答と議論を交えて双方向的に授業を行う。 重要度の高い分野を重点的に取り扱うこととする。 判決文の記載内容を参照しつつ、設例形式のテキストを用いて、具体的な設例を通じ、どのような順序で文章化すべきか、問題提起の方法や規範の明示、当てはめの手法等を適宜紹介し、論述能力の涵養を図る。
到達目標	受講者が破産法・民事再生法に関する知識を習得し、そのことを前提にその知識を具体的事例において活かせること。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	倒産手続の概要、手続の選択	事前に指定した事例を検討し、関連する知識を確認して授業に臨むことを前提とする。 授業において議論した内容を踏まえ、独力で課題事例についての解答を導けるよう十分に復習することが期待される。
第2回	倒産手続の開始に関する問題	同上
第3回	倒産手続の機関	同上
第4回	双方未履行双務契約の処理等	同上
第5回	賃貸借契約に関する問題	同上
第6回	別除権に関する問題	同上
第7回	債権の優先順位	同上
第8回	否認権①	同上
第9回	否認権②	同上
第10回	相殺権	同上
第11回	債権の届出・調査・確定に関する手続	同上
第12回	財産の管理・換価	同上
第13回	再生計画に関する問題	同上
第14回	自然人の破産	同上
第15回	個人再生手続	同上
第16回	期末試験	

成績評価方法	(1) 到達目標の達成度について 到達目標である破産法・民事再生法に関する知識を前提とした具体的事例への活用の可否等について、評価を行う。 (2) 評価方法 評価方法は、授業への取組状況や積極性を20%、期末試験80%とし、絶対評価とする。 (3) 合格（単位取得）のための最低基準 合格のためには、破産法・民事再生法の基本的理解を前提として、具体的事案について、自らの言葉で最低限の論証ができることが求められる。
--------	--

履修上の注意	倒産法は特別法であるため、民法・民事訴訟法・民事執行法等の基本法を理解していることが望ましい。 もっとも、基本法がどのように修正されるかは授業において適宜説明する。
教科書	三木浩一＝山本和彦編『ロースクール倒産法（第3版）』（有斐閣・2014）、山本和彦編著『倒産法演習ノート〈第3版〉』（弘文堂・2016）、藤本利一＝野村剛司編著『基礎トレーニング倒産法』（日本評論社・2022）。 適宜、レジュメを配布する。
参考文献	参考書としては、伊藤眞『破産法・民事再生法〔第5版〕』（有斐閣・2022）、全国倒産処理弁護士ネットワーク編『注釈破産法（上）・（下）』（きんざい・2015）、園尾隆司＝小林秀之『条解民事再生法（第3版）』（弘文堂・2013）、伊藤眞＝松下淳一編『倒産判例百選（第6版）』（有斐閣・2021）等がある。

科目情報

授業コード	1FCB610010	科目ナンバリング	FCALAW84010-J1
授業科目名	労働法A		
担当教員氏名	塩見 卓也		
開講年度・学期	2025年度前期	曜日・時限	水曜4限
授業形態	講義		
科目分類	展開・先端科目		
配当年次	2年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	労働契約法及び労働基準法を中心とする個別的労働関係法に関する講義を行い、その知識を身につけてもらい、その知識に基づく論述能力の涵養を図る。
到達目標	個別的労働関係法（労働時間、休暇・休業を除く）の法的論点を踏まえたうえで、判例や学説が何を論じているのかを把握し、具体的事案に適用できる能力を身につけることを到達目標とする。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	労働事件と労働法制の特徴	
第2回	労働契約の当事者	
第3回	労働契約の成立	
第4回	労働条件の決定と変更①（就業規則を中心に）	
第5回	労働条件の決定と変更②（労働者の意思表示を中	
第6回	労働者・使用者の権利・義務	
第7回	賃金	
第8回	人事・服務規律と懲戒	
第9回	労働契約の終了	
第10回	傷病休職、労災と使用者の安全配慮義務	
第11回	非典型労働契約①（有期雇用を中心に）	
第12回	非典型労働契約②（パート・派遣労働者を中心	
第13回	均等・均衡処遇	
第14回	企業変動と労働関係	
第15回	全体の振り返り学習	
第16回	期末試験	

事前・事後学習の内容	事前に各回の講義内容に対応したレジュメを配布するので、レジュメの内容に沿って、基本書等を参照しながら予習を行い、レジュメに引用される判例・裁判例等にあらかじめ目を通しておいて下さい。また、事後は、講義で紹介した裁判例や学説などを読み、理解を深めるようにしてください。
------------	---

成績評価方法	絶対評価により到達目標の達成度について評価を行う。 期末試験 80％、講義における質問や議論への参加状況 20％ 合格となるためには、事例についての法的問題点を把握し、その問題点につき説明できることが求められる。
履修上の注意	労働法は、法曹実務家になる者が学ぶべきものであるだけでなく、社会人として生きるために、その考え方の基本を身につけておくべきものといえます。労働法の学習を通じ、あらゆる社会問題を分析するための労働法的視点を身につけて下さい。
教科書	事前に各回の講義内容に対応したレジュメを配布する。

参考文献

以下の基本書、判例集を、各自の学習到達度や予習・復習の目的に応じ使用して下さい。

①水町勇一郎『労働法（第10版）』（2024年、有斐閣） 労働法初学者にも読みやすい基本書です。

②西谷敏『労働法（第3版）』（2020年、日本評論社） 通読することにより体系的理解を行うことに非常に適した基本書です。

③土田道夫『労働契約法（第3版）』（2024年、有斐閣） 分厚いですが、深く掘り下げて論じられており、理解を深めるのに有益な基本書です（2024年12月に第3版刊行予定）。

④水町勇一郎『詳解 労働法（第3版）』（2023年、東京大学出版会） 分厚いですが、深く掘り下げて論じられており、理解を深めるのに有益な基本書です。

⑤菅野和夫・山川隆一『労働法（第十三版）』（2024年、弘文堂） 判例や行政解釈が何を言っているのかを確認する参考書に適しています。

⑥村中孝史＝荒木尚志編『労働判例百選（第10版）』（2022年、有斐閣） 重要判例・裁判例の確認に使って下さい。

科目情報

授業コード	1FCB611010	科目ナンバリング	FCALAW84011-J1
授業科目名	労働法B（後期開講）		
担当教員氏名	塩見 卓也		
開講年度・学期	2025年度後期	曜日・時限	水曜5限
授業形態	講義		
科目分類	展開・先端科目		
		単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	労働時間・年次有給休暇の法規制、及び、労働組合法について講義を行い、その知識を身につけてもらい、その知識に基づく論述能力の涵養を図る。
到達目標	労働基準法で示されている労働時間・年次有給休暇の法規制及び労働組合法の法的論点を踏まえたうえで、判例や学説が何を論じているのかを理解し、具体的な事案に適用することのできる能力を身につける。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	労働時間の法規制①（主に労働時間性、労働時間規制の原則、割増賃金について）	
第2回	労働時間の法規制②（主にみなし労働時間制等の例外的労働時間規制について）	
第3回	労働時間の法規制③（主に労働時間規制の適用除外、いわゆる「固定残業代」について）	
第4回	年次有給休暇、育児介護休業法	
第5回	集団的労働関係の概要と当事者	
第6回	組合自治と内部統制	
第7回	団結権と不当労働行為①（主に不当労働行為の内容について）	
第8回	団結権と不当労働行為②（主に不当労働行為救済制度について）	
第9回	団体交渉①（主に団交当事者、義務的団交事項について）	
第10回	団体交渉②（主に誠実交渉義務について）	
第11回	労働協約①（主に協約当事者、労働協約の効力について）	
第12回	労働協約②（主に協約自治の限界、余後効、一般的効力について）	
第13回	組合活動	
第14回	争議権	
第15回	全体の振り返り学習	
第16回	期末試験	

事前・事後学習の内容	事前に各回の講義内容に対応したレジュメを配布するので、レジュメの内容に沿って、基本書等を参照しながら予習を行い、レジュメに引用される判例・裁判例等にあらかじめ目を通しておいて下さい。また、事後は、講義で紹介した裁判例や学説などを読み、理解を深めるようにしてください。
------------	---

成績評価方法	絶対評価により到達目標の達成度について評価を行う。 期末試験 80 %、講義における質問や議論への参加状況 20 % 合格となるためには、事例についての法的問題点を把握し、その問題点につき説明できることが求められる。
履修上の注意	原則として、労働法Aを受講した学生のみ、受講を認めます。また、労働法Aで学習済みであることを前提に授業を進めていきますので、必要に応じて、復習を進めていってください。
教科書	事前に各回の講義内容に対応したレジュメを配布する。
参考文献	以下の基本書、判例集を、各自の学習到達度や予習・復習の目的に応じ使用して下さい。 ①水町勇一郎『労働法（第10版）』（2024年、有斐閣） 労働法初学者にも読みやすい基本書です。 ②西谷敏『労働法（第3版）』（2020年、日本評論社） 通読することにより体系的理解を行うことに非常に適した基本書です。 ③西谷敏『労働組合法（第3版）』（2012年、有斐閣） 労働組合法を深く掘り下げて論じられており、理解を深めるのに有益な基本書です。 ④水町勇一郎『詳解 労働法（第3版）』（2023年、東京大学出版会） 分厚いですが、深く掘り下げて論じられており、理解を深めるのに有益な基本書です。 ⑤菅野和夫・山川隆一『労働法（第十三版）』（2024年、弘文堂） 判例や行政解釈が何を言っているのかを確認する参考書に適しています。 ⑥村中孝史＝荒木尚志編『労働判例百選（第10版）』（2022年、有斐閣） 重要判例・裁判例の確認に使って下さい。

科目情報

授業コード	1FCB611020	科目ナンバリング	FCALAW84011-J1
授業科目名	労働法B（前期開講）		
担当教員氏名	塩見 卓也		
開講年度・学期	2025年度前期	曜日・時限	水曜5限
授業形態	講義		
科目分類	展開・先端科目		
		単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	労働時間・年次有給休暇の法規制、及び、労働組合法について講義を行い、その知識を身につけてもらい、その知識に基づく論述能力の涵養を図る。
到達目標	労働基準法で示されている労働時間・年次有給休暇の法規制及び労働組合法の法的論点を踏まえたうえで、判例や学説が何を論じているのかを理解し、具体的な事案に適用することのできる能力を身につける。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	労働時間の法規制①（主に労働時間性、労働時間規制の原則、割増賃金について）	
第2回	労働時間の法規制②（主にみなし労働時間制等の例外的労働時間規制について）	
第3回	労働時間の法規制③（主に労働時間規制の適用除外、いわゆる「固定残業代」について）	
第4回	年次有給休暇、育児介護休業法	
第5回	集団的労働関係の概要と当事者	
第6回	組合自治と内部統制	
第7回	団結権と不当労働行為①（主に不当労働行為の内容について）	
第8回	団結権と不当労働行為②（主に不当労働行為救済制度について）	
第9回	団体交渉①（主に団交当事者、義務的団交事項について）	
第10回	団体交渉②（主に誠実交渉義務について）	
第11回	労働協約①（主に協約当事者、労働協約の効力について）	
第12回	労働協約②（主に協約自治の限界、余後効、一般的効力について）	
第13回	組合活動	
第14回	争議権	
第15回	全体の振り返り学習	
第16回	期末試験	

事前・事後学習の内容	事前に各回の講義内容に対応したレジュメを配布するので、レジュメの内容に沿って、基本書等を参照しながら予習を行い、レジュメに引用される判例・裁判例等にあらかじめ目を通しておいて下さい。また、事後は、講義で紹介した裁判例や学説などを読み、理解を深めるようにしてください。
------------	---

成績評価方法	絶対評価により到達目標の達成度について評価を行う。 期末試験 80 %、講義における質問や議論への参加状況 20 % 合格となるためには、事例についての法的問題点を把握し、その問題点につき説明できることが求められる。
履修上の注意	原則として、労働法Aを受講した学生のみ、受講を認めます。また、労働法Aで学習済みであることを前提に授業を進めていきますので、必要に応じて、復習を進めていってください。
教科書	事前に各回の講義内容に対応したレジュメを配布する。
参考文献	以下の基本書、判例集を、各自の学習到達度や予習・復習の目的に応じ使用して下さい。 ①水町勇一郎『労働法（第10版）』（2024年、有斐閣） 労働法初学者にも読みやすい基本書です。 ②西谷敏『労働法（第3版）』（2020年、日本評論社） 通読することにより体系的理解を行うことに非常に適した基本書です。 ③西谷敏『労働組合法（第3版）』（2012年、有斐閣） 労働組合法を深く掘り下げて論じられており、理解を深めるのに有益な基本書です。 ④水町勇一郎『詳解 労働法（第3版）』（2023年、東京大学出版会） 分厚いですが、深く掘り下げて論じられており、理解を深めるのに有益な基本書です。 ⑤菅野和夫・山川隆一『労働法（第十三版）』（2024年、弘文堂） 判例や行政解釈が何を言っているのかを確認する参考書に適しています。 ⑥村中孝史＝荒木尚志編『労働判例百選（第10版）』（2022年、有斐閣） 重要判例・裁判例の確認に使って下さい。

科目情報

授業コード	1FCB612010	科目ナンバリング	FCALAW84012-J2
授業科目名	労働法演習		
担当教員氏名	塩見 卓也		
開講年度・学期	2025年度後期	曜日・時限	水曜4限
授業形態	演習		
科目分類	展開・先端科目		
		単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	労働法全般に関する法知識があることを前提にして、労働法の主要な論点に関する事例問題等を演習形式で検討し、労働法についての実践的知識を身につけてもらい、その知識に基づく論述能力の涵養を図る。 なお、各回の演習問題説例のテーマについては、各年度の演習履修者の人数や報告担当回数などに応じ、適宜調整する。
到達目標	事例問題等を事前に予習したうえで、演習における議論に参加し、労働事件の事例分析能力の向上を図るのが目的となる。労働法の法的論点ごとに考察を行い、判例や学説の状況等を理解するとともに、事例を分析し、法的あてはめを行い、それを文章に表現できる能力を身につける。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	労働契約の成立と労働者性	
第2回	就業規則の変更、労働者の意思表示	
第3回	使用者から労働者に対する損害賠償請求	
第4回	時間外割増賃金請求	
第5回	休暇の取得と不利益扱い	
第6回	人事異動	
第7回	解雇	
第8回	応用問題	
第9回	傷病休職と労災	
第10回	均等・均衡処遇	
第11回	不当労働行為	
第12回	労働協約	
第13回	組合活動	
第14回	ストライキ	
第15回	応用問題	
第16回	期末試験	

事前・事後学習の内容	事前に事例問題を配布するので、判例・裁判例を参考に、事案分析、争点整理を行い、争点についての法律上の問題点につき自身の見解をまとめ、その見解を事案にあてはめ、結論を述べられるよう準備しておいて下さい。事後は、事案分析、法的論点検討、事案へのあてはめ、結論までの論理的流れを分かり易く説得力のある文章で表現できるよう、復習して下さい。
------------	--

成績評価方法	絶対評価により到達目標の達成度について評価を行う。 評価の割合は下記の通りである。 期末試験 60％ 報告担当となった演習問題の報告内容や、演習問題事例検討における議論への参加状況 40％ 合格となるためには、事例についての法的問題点を把握し、その問題点につき説明できることが求められる。
履修上の注意	原則として、労働法A及び労働法Bを受講した学生のみ受講を認める。

教科書	教科書の指定はありません。各回の事前に事例問題を配付するので、適宜基本書等を参照しつつ、事例問題に対する回答を用意しておいて下さい。
参考文献	以下の基本書、判例集、参考書を、各自の学習到達度や予習・復習の目的に応じ使用して下さい。 ①水町勇一郎『労働法（第10版）』（2024年、有斐閣） 労働法初学者にも読みやすい基本書です。 ②西谷敏『労働法（第3版）』（2020年、日本評論社） 通読することにより体系的理解を行うことに非常に適した基本書です。 ③土田道夫『労働契約法（第3版）』（2024年、有斐閣） 分厚いですが、深く掘り下げて論じられており、理解を深めるのに有益な基本書です（2024年12月に第3版刊行予定）。 ④西谷敏『労働組合法（第3版）』（2012年、有斐閣） 労働組合法を深く掘り下げて論じられており、理解を深めるのに有益な基本書です。 ⑤水町勇一郎『詳解 労働法（第3版）』（2023年、東京大学出版会） 分厚いですが、深く掘り下げて論じられており、理解を深めるのに有益な基本書です。 ⑥菅野和夫・山川隆一『労働法（第十三版）』（2024年、弘文堂） 判例や行政解釈が何を言っているのかを確認する参考書に適しています。 ⑦村中孝史＝荒木尚志編『労働判例百選（第10版）』（2022年、有斐閣） 重要判例・裁判例の確認に使って下さい。 ⑧山口幸雄/三代川三千代/難波孝一・編『労働事件審理ノート（第3版）』（2011年、判例タイムズ社） 典型的な類型の労働事件につき、東京地裁労働部の裁判官が要件事実を整理した本です。事例検討において、どういう事実が重要な事実なのか、何が争点になるのかを分析するのに役立ちます。

科目情報

授業コード	1FCB613010	科目ナンバリング	FCALAW84013-J1
授業科目名	社会保障法		
担当教員氏名	川村 行論		
開講年度・学期	2025年度前期	曜日・時限	金曜1限
授業形態	講義		
科目分類	展開・先端科目		
配当年次	2年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	この授業では、年金保険、医療保険、労災保険、生活保護を中心に、社会保障法全般を対象として講義を行う。具体的には、各回において、社会保障の各分野における最高裁判例を素材として、各種の制度の内容について理解しつつ、その法的な意義・問題点について検討する。
到達目標	受講者が、授業で扱った社会保障法制度や代表的な裁判例の判断枠組みを他者に説明できるようになること、および一方の立場だけでなく、反対の立場からも、制度のあり方や判例の判断枠組みなどを説明・論証ができるようになることが、この授業の目標である。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	社会保障法の全体像	なし。
第2回	公的年金① 公的年金の当事者	事前の学習として、取り上げる裁判例を読み込み、問題点を把握しておく。 事後の学習として、裁判例における論点を整理し、判断枠組みを理解する。
第3回	公的年金② 年金給付	同上
第4回	公的年金③ 公的年金と企業年金	同上
第5回	公的医療保険① 医療保険の当事者	同上
第6回	公的医療保険② 保険給付	同上
第7回	公的医療保険③ 審査・支払	同上
第8回	労働保険① 労働保険の当事者	同上
第9回	労働保険② 労災(業務災害・通勤災害)	同上
第10回	労働保険③ 労災民訴	同上
第11回	介護保険① 介護保険の当事者	同上
第12回	介護保険② 介護保険に係る規制	同上
第13回	生活保護① 生活保護の原理	同上
第14回	生活保護② 給付に係る規制	同上
第15回	社会保障制度と憲法	同上
第16回	期末試験	なし。

成績評価方法	上記到達目標を踏まえ、相対評価による成績評価を行う。評価の割合は、期末試験の成績を70%、講義における質疑応答や議論への参加状況を30%とする（なお、履修登録者数によっては期末試験に代えてレポートを課す可能性がある）。 期末試験・レポートの成績評価要素は同一である。各種の社会保障制度において法的に問題となっている論点について理解しているか、各種の制度が適用される具体的な場合を理解しているか、それらの理解の上で、与えられた問題について法的に理論構成して論じられているか（論述力）という要素を踏まえて成績評価をする。これらの成績評価要素を最低限満たしている場合にはC（合格）となる。
履修上の注意	講義では裁判例を取り上げて検討するが、関連する社会保障制度の概要について把握する必要がある。

教科書	加藤智章＝菊池馨実ほか『社会保障法[第 8 版]』（有斐閣・2 0 2 3 年） 岩村正彦[編]『社会保障判例百選[第 5 版]』（有斐閣・2 0 1 6 年）（第 6 版が出版される場合にはそれによる。）
参考文献	講義中に適宜紹介する。
その他	法学政治学専攻開講科目の「社会保障法特論」との合同開講とする。

科目情報

授業コード	1FCB614010	科目ナンバリング	FCALAW84014-J1
授業科目名	経済法1		
担当教員氏名	淵川 和彦		
開講年度・学期	2025年度前期	曜日・時限	月曜3限
授業形態	講義		
科目分類	展開・先端科目		
配当年次	2年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	本講義は、経済法の中心を占める独禁法にかかわる諸概念と考え方を理解し、企業らの行う種々の行為がどのような経済的影響をもたらすのか、それがどのように規制されているのか/されるべきかについての知識を得ることを主題とする。経済法の中でも経済憲法と称される独占禁止法を中心に学習し、独占禁止法の3本柱（私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法）について主要な判例・学説について学ぶ。また、実際の経済活動の場面において、独占禁止法上の問題がどのような場合に発生し、どのように法的な対応すべきなのかについて、独占禁止法の実務的な視点にも触れていく。定期試験の答案等を素材として、理論的問題を分析し、文書化する過程の注意点につき指導する。
到達目標	経済法の理論を法律実務において用いることができるようになるため、独禁法の3本柱（私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法）と基本概念に関する知識を得て、各行為類型の経済法の法的論点について学習した上で、基礎的な事例に応用することができる能力を習得する。本授業では、基本的な経済法の諸論点を説明できるようになるとともに、具体的な事例の検討を通じて、どのような場合に独占禁止法上の問題が生じるのか、法的なエンフォースメントとしてどのような解決手法が望ましいのかについても基本的な説明ができるようになることを目標とする。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	経済法の基本概念	経済法の基本概念、独禁法の三本柱、企業結合規制に関する教科書と百選を事前に読んだ上で諸論点について学習した上で授業に臨む。授業後に講義スライドを見て授業内容を復習し、理解度チェック課題に取り組む。
第2回	企業結合規制（1）	企業結合規制の基本的な考え方、市場画定に関する教科書・百選を事前に読んだ上で諸論点について学習した上で授業に臨む。授業後に講義スライドを見て授業内容を復習し、理解度チェック課題に取り組む。
第3回	企業結合規制（2）	競争圧力、参入分析、事業支配力過度集中規制、銀行・保険会社の持株制限規制、独占的状态に対する規制に関する教科書・百選を事前に読んだ上で諸論点について学習した上で授業に臨む。授業後に講義スライドを見て授業内容を復習し、理解度チェック課題に取り組む。
第4回	不当な取引制限（1）	共同行為の意義、意思の連絡、相互拘束、共同遂行に関する教科書・百選を事前に読んだ上で諸論点について学習した上で授業に臨む。授業後に講義スライドを見て授業内容を復習し、理解度チェック課題に取り組む。

第5回	不当な取引制限（2）	競争の実質的制限、公共の利益、課徴金納付命令、課徴金減免制度、刑事罰に関する教科書・百選を事前に読んだ上で諸論点について学習した上で授業に臨む。授業後に講義スライドを見て授業内容を復習し、理解度チェック課題に取り組む。
第6回	事業者団体規制	事業者団体の意義、事業者団体と不当な取引制限に関する教科書・百選を事前に読んだ上で諸論点について学習した上で授業に臨む。授業後に講義スライドを見て授業内容を復習し、理解度チェック課題に取り組む。
第7回	私的独占（1）	独占規制の理論的基礎、排除型私的独占、支配型私的独占、排除措置命令に関する教科書・百選を事前に読んだ上で諸論点について学習した上で授業に臨む。授業後に講義スライドを見て授業内容を復習し、理解度チェック課題に取り組む。
第8回	私的独占（2）	電気通信事業、電気事業、ガス事業、私的独占に対する課徴金に関する教科書・百選を事前に読んだ上で諸論点について学習した上で授業に臨む。授業後に講義スライドを見て授業内容を復習し、理解度チェック課題に取り組む。
第9回	独占禁止法違反事件の処理手続・民事的救済制度及び中間試験の実施	独占禁止法違反事件の処理手続、排除措置命令・課徴金納付命令、差止請求、損害賠償に関する教科書・百選を事前に読んだ上で諸論点について学習した上で授業に臨む。授業後に講義スライドを見て授業内容を復習し、理解度チェック課題に取り組む。
第10回	不公正な取引方法（1）	取引拒絶・差別的取扱いに関する教科書・百選を事前に読んだ上で諸論点について学習した上で授業に臨む。授業後に講義スライドを見て授業内容を復習し、理解度チェック課題に取り組む。
第11回	不公正な取引方法（2）	不当対価・不当な顧客誘引・取引の強制に関する教科書・百選を事前に読んだ上で諸論点について学習した上で授業に臨む。授業後に講義スライドを見て授業内容を復習し、理解度チェック課題に取り組む。
第12回	不公正な取引方法（3）	事業活動の不当拘束に関する教科書・百選を事前に読んだ上で諸論点について学習した上で授業に臨む。授業後に講義スライドを見て授業内容を復習し、理解度チェック課題に取り組む。
第13回	不公正な取引方法（4）	取引上の地位の不当利用・競争者の事業活動の不当妨害に関する教科書・百選を事前に読んだ上で諸論点について学習した上で授業に臨む。授業後に講義スライドを見て授業内容を復習し、理解度チェック課題に取り組む。

第14回	不公正な取引方法（5）	不公正な取引方法に対する課徴金に関する教科書・百選を事前に読んだ上で諸論点について学習した上で授業に臨む。授業後に講義スライドを見て授業内容を復習し、理解度チェック課題に取り組む。
第15回	国際取引	独禁法の域外適用・国際カルテル・並行輸入に関する教科書・百選を事前に読んだ上で諸論点について学習した上で授業に臨む。授業後に講義スライドを見て授業内容を復習し、理解度チェック課題に取り組む。
第16回	期末試験	

成績評価方法	到達目標の１～３の達成度で評価を行う。 単位を取得するためには、 １．独占禁止法の３本柱（私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法）と基本概念に関する知識について、半分以上を説明できる。 ２．基本的な経済法の諸論点について、半分以上を説明できる。 ３．先例及び具体的な事例について、独占禁止法上どのような問題があり、どのような解決手法が望ましいのかについて、半分以上を説明できる。 上記の３点を達成することが求められる。 成績評価については、絶対評価により、 中間試験（第9回目の実施）の成績３０％、レポート（締切１２月末）２０％、期末試験４０％、講義における議論への参加状況及び理解度チェック課題１０％により評価する。レポートの課題と字数等作成方法は１１月上旬に指示する。
履修上の注意	なし
教科書	川濱昇『ベーシック経済法』（有斐閣、第5版、2020） 川濱昇ほか編著『経済法判例・審決百選』（有斐閣、第３版、２０２４年）
参考文献	金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄編著『ケースブック独占禁止法』（弘文堂、第4版、2019）
その他	法学政治学専攻開講科目「経済法特論」との合同開講とする。

科目情報

授業コード	1FCB615010	科目ナンバリング	FCALAW84015-J1
授業科目名	経済法2（後期開講）		
担当教員氏名	淵川 和彦		
開講年度・学期	2025年度後期	曜日・時限	月曜2限
授業形態	講義		
科目分類	展開・先端科目		
		単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	本講義では、ロースクールにおける経済法講義あるいはこれから得られることが期待されるものと同 等の独禁法にかかる知識を習得していることを前提として、実際の具体的な事例を通じて、独禁法上 の諸問題を、より詳しく検討する。独占禁止法の3本柱である私的独占、不当な取引制限、不公正な 取引方法に加えて、企業結合規制について、主要な判例及びそこで問題となった法的論点を学び、具 体的な事例の検討を通じて、実践的な経済法の応用力を高め、独占禁止法上の問題がどのような場合 に発生し、どのように法的な対応すべきなのかについて学習していく。また、論述で回答する形式 の課題を出し、提出された課題につきコメントを付す等の指導を行う。
到達目標	経済法の理論を法律実務において用いることができるようになるための基本的知識と技術を習得する ため、経済法の独禁法の3本柱（私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法）を中心とした各行 為類型の主要判例・学説の理解を高め、経済法の応用的な問題を解くことができるようになることが 本講義の目標である。具体的な事例の検討を通じて、どのような場合に独占禁止法上の問題が生じる のか、法的なエンフォースメントによりどのような解決手法が望ましいのかについても説明できるよ うになることを目標とする。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	経済法の基礎理論	経済法の基本概念、独禁法の三本柱に関する教科 書・百選を事前に読んだ上で諸論点について知識 を確認した上で授業に臨む。授業後に講義スライ ドを見て授業内容を復習し、理解度チェック課題 に取り組む。
第2回	企業結合規制：基礎（1）	企業結合規制の主要な判例・審決を取り扱い検討 する（例：八幡・富士製鉄合併事件、新日鉄・住 金合併事件）。 企業結合規制の主要な判例・審決に関する教科 書・百選を事前に読んだ上で諸論点について知識 を確認した上で授業に臨む。授業後に講義スライ ドを見て授業内容を復習し、理解度チェック課題 に取り組む。
第3回	企業結合規制：基礎（2）	企業結合規制の主要な判例・審決を取り扱い検討 する（例：J A L・J A S事業統合、A S M L・ サイマー事業統合事例等）。 企業結合規制の主要な判例・審決に関する教科 書・百選を事前に読んだ上で諸論点について知識 を確認した上で授業に臨む。授業後に講義スライ ドを見て授業内容を復習し、理解度チェック課題 に取り組む。

第4回	企業結合規制：応用（1）	企業結合規制事例の検討（○） 事前学習として演習問題に取り組む。授業ではその演習問題について解説し、提出された課題についてコメントを行う。事後学習として、指定された課題に取り組む。
第5回	企業結合規制：応用（2）	企業結合規制事例の検討（○） 事前学習として演習問題に取り組む。授業ではその演習問題について解説し、提出された課題についてコメントを行う。事後学習として、指定された課題に取り組む。
第6回	私的独占：基礎（1）	私的独占の主要な判例・審決を取り扱い検討する（例：インテル事件、パチンコ機製造特許プール事件、ニプロ事件等）。 私的独占に関する教科書・百選を事前に読んだ上で諸論点について知識を確認した上で授業に臨む。授業後に講義スライドを見て授業内容を復習し、理解度チェック課題に取り組む。
第7回	私的独占：基礎（2）	私的独占の主要な判例・審決を取り扱い検討する（例：日本医療食協会事件、パラマウントベッド事件、福井県連事件等）。 私的独占に関する教科書・百選を事前に読んだ上で諸論点について知識を確認した上で授業に臨む。授業後に講義スライドを見て授業内容を復習し、理解度チェック課題に取り組む。
第8回	不公正な取引方法：基礎（1）	不公正な取引方法の主要な判例・審決を取り扱い検討する（例：ロックマン事件、新潟タクシーチケット事件等）。 不公正な取引方法に関する教科書・百選を事前に読んだ上で諸論点について知識を確認した上で授業に臨む。授業後に講義スライドを見て授業内容を復習し、理解度チェック課題に取り組む。
第9回	不公正な取引方法：基礎（2）	不公正な取引方法の主要な判例・審決を取り扱い検討する（例：東洋リノリウム事件、オートガラス事件、芝浦と畜場事件等）。 不公正な取引方法に関する教科書・百選を事前に読んだ上で諸論点について知識を確認した上で授業に臨む。授業後に講義スライドを見て授業内容を復習し、理解度チェック課題に取り組む。
第10回	私的独占の禁止・不公正な取引方法：応用（1）	私的独占・不公正な取引方法事例の検討（○） 事前学習として演習問題に取り組む。授業ではその演習問題について解説し、提出された課題についてコメントを行う。事後学習として、指定された課題に取り組む。
第11回	私的独占の禁止・不公正な取引方法：応用（2）	私的独占・不公正な取引方法事例の検討（○） 事前学習として演習問題に取り組む。授業ではその演習問題について解説し、提出された課題についてコメントを行う。事後学習として、指定された課題に取り組む。

第12回	不公正な取引方法の規制：基礎（3）	不公正な取引方法の主要な判例・審決を取り扱い検討する（例：マイクロソフト事件、東芝エレベータ事件、ハマナカ毛糸再販事件、大分大山農協事件等）。 不公正な取引方法に関する教科書・百選を事前に読んだ上で諸論点について知識を確認した上で授業に臨む。授業後に講義スライドを見て授業内容を復習し、理解度チェック課題に取り組む。
第13回	不公正な取引方法の規制：基礎（4）	不公正な取引方法の主要な判例・審決を取り扱い検討する（例：SCM事件、ジョンソン・エンド・ジョンソン事件、資生堂花王対面販売義務事件、第一興商事件、ディー・エヌ・エー事件等）。 不公正な取引方法に関する教科書・百選を事前に読んだ上で諸論点について知識を確認した上で授業に臨む。授業後に講義スライドを見て授業内容を復習し、理解度チェック課題に取り組む。
第14回	私的独占の禁止・不公正な取引方法：応用（3）	私的独占・不公正な取引方法事例の検討（○） 事前学習として演習問題に取り組む。授業ではその演習問題について解説し、提出された課題についてコメントを行う。事後学習として、指定された課題に取り組む。
第15回	私的独占の禁止・不公正な取引方法：応用（4）	私的独占・不公正な取引方法事例の検討（○） 事前学習として演習問題に取り組む。授業ではその演習問題について解説し、提出された課題についてコメントを行う。事後学習として、指定された課題に取り組む。
第16回	期末試験	

成績評価方法	到達目標の1～3の達成度で評価を行う。 単位を取得するためには、 1. 経済法の独禁法の3本柱（私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法）の重要判例について、半分以上を説明できる。 2. 経済法の独禁法の3本柱（私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法）の重要学説について、半分以上を説明できる。 3. 先例及び具体的な事例に関する応用的な論点について、独占禁止法上どのような問題があり、どのような解決手法が望ましいのかについて、半分以上を説明できる。 上記の3点を達成することが求められる。 成績評価については、絶対評価により、レポートを30％（上記「事前・事後学習の内容」において「○」が付されている時期に実施する。具体的事例の解析を内容とする。）、期末試験を50％、講義における議論への参加状況および理解度チェック課題を20％として評価する。
履修上の注意	なし
教科書	金井貴嗣ほか編著『独占禁止法』（弘文堂、第6版2018年）、川濱昇ほか編著『論点解析経済法』（商事法務、第2版、2016年）及び川濱昇ほか編著『経済法判例・審決百選』（有斐閣、第3版、2024年）を用いる。
参考文献	金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄編著『ケースブック独占禁止法』（弘文堂、第4版、2019）

科目情報

授業コード	1FCB615020	科目ナンバリング	FCALAW84015-J1
授業科目名	経済法2（前期開講）		
担当教員氏名	淵川 和彦		
開講年度・学期	2025年度前期	曜日・時限	月曜4限
授業形態	講義		
科目分類	展開・先端科目		
		単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	本講義では、ロースクールにおける経済法講義あるいはこれから得られることが期待されるものと同等の独禁法にかかる知識を習得していることを前提として、実際の具体的な事例を通じて、独禁法上の諸問題を、より詳しく検討する。独占禁止法の3本柱である私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法に加えて、企業結合規制について、主要な判例及びそこで問題となった法的論点を学び、具体的な事例の検討を通じて、実践的な経済法の応用力を高め、独占禁止法上の問題がどのような場合に発生し、どのように法的な対応すべきなのかについて学習していく。また、論述で回答する形式の課題を出し、提出された課題につきコメントを付す等の指導を行う。
到達目標	経済法の理論を法律実務において用いることができるようになるための基本的知識と技術を習得するため、経済法の独禁法の3本柱（私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法）を中心とした各行為類型の主要判例・学説の理解を高め、経済法の応用的な問題を解くことができるようになることが本講義の目標である。具体的な事例の検討を通じて、どのような場合に独占禁止法上の問題が生じるのか、法的なエンフォースメントによりどのような解決手法が望ましいのかについても説明できるようになることを目標とする。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	経済法の基礎理論	経済法の基本概念、独禁法の三本柱に関する教科書・百選を事前に読んだ上で諸論点について知識を確認した上で授業に臨む。授業後に講義スライドを見て授業内容を復習し、理解度チェック課題に取り組む。
第2回	企業結合規制：基礎（1）	企業結合規制の主要な判例・審決を取り扱い検討する（例：八幡・富士製鉄合併事件、新日鉄・住金合併事件）。 企業結合規制の主要な判例・審決に関する教科書・百選を事前に読んだ上で諸論点について知識を確認した上で授業に臨む。授業後に講義スライドを見て授業内容を復習し、理解度チェック課題に取り組む。
第3回	企業結合規制：基礎（2）	企業結合規制の主要な判例・審決を取り扱い検討する（例：JAL・JAS事業統合、ASML・サイマー事業統合事例等）。 企業結合規制の主要な判例・審決に関する教科書・百選を事前に読んだ上で諸論点について知識を確認した上で授業に臨む。授業後に講義スライドを見て授業内容を復習し、理解度チェック課題に取り組む。

第4回	企業結合規制：応用（1）	企業結合規制事例の検討（○） 事前学習として演習問題に取り組む。授業ではその演習問題について解説し、提出された課題についてコメントを行う。事後学習として、指定された課題に取り組む。
第5回	企業結合規制：応用（2）	企業結合規制事例の検討（○） 事前学習として演習問題に取り組む。授業ではその演習問題について解説し、提出された課題についてコメントを行う。事後学習として、指定された課題に取り組む。
第6回	私的独占：基礎（1）	私的独占の主要な判例・審決を取り扱い検討する（例：インテル事件、パチンコ機製造特許プール事件、ニプロ事件等）。 私的独占に関する教科書・百選を事前に読んだ上で諸論点について知識を確認した上で授業に臨む。授業後に講義スライドを見て授業内容を復習し、理解度チェック課題に取り組む。
第7回	私的独占：基礎（2）	私的独占の主要な判例・審決を取り扱い検討する（例：日本医療食協会事件、パラマウントベッド事件、福井県連事件等）。 私的独占に関する教科書・百選を事前に読んだ上で諸論点について知識を確認した上で授業に臨む。授業後に講義スライドを見て授業内容を復習し、理解度チェック課題に取り組む。
第8回	不公正な取引方法：基礎（1）	不公正な取引方法の主要な判例・審決を取り扱い検討する（例：ロックマン事件、新潟タクシーチケット事件等）。 不公正な取引方法に関する教科書・百選を事前に読んだ上で諸論点について知識を確認した上で授業に臨む。授業後に講義スライドを見て授業内容を復習し、理解度チェック課題に取り組む。
第9回	不公正な取引方法：基礎（2）	不公正な取引方法の主要な判例・審決を取り扱い検討する（例：東洋リノリウム事件、オートガラス事件、芝浦と畜場事件等）。 不公正な取引方法に関する教科書・百選を事前に読んだ上で諸論点について知識を確認した上で授業に臨む。授業後に講義スライドを見て授業内容を復習し、理解度チェック課題に取り組む。
第10回	私的独占の禁止・不公正な取引方法：応用（1）	私的独占・不公正な取引方法事例の検討（○） 事前学習として演習問題に取り組む。授業ではその演習問題について解説し、提出された課題についてコメントを行う。事後学習として、指定された課題に取り組む。
第11回	私的独占の禁止・不公正な取引方法：応用（2）	私的独占・不公正な取引方法事例の検討（○） 事前学習として演習問題に取り組む。授業ではその演習問題について解説し、提出された課題についてコメントを行う。事後学習として、指定された課題に取り組む。

第12回	不公正な取引方法の規制：基礎（3）	不公正な取引方法の主要な判例・審決を取り扱い検討する（例：マイクロソフト事件、東芝エレベータ事件、ハマナカ毛糸再販事件、大分大山農協事件等）。 不公正な取引方法に関する教科書・百選を事前に読んだ上で諸論点について知識を確認した上で授業に臨む。授業後に講義スライドを見て授業内容を復習し、理解度チェック課題に取り組む。
第13回	不公正な取引方法の規制：基礎（4）	不公正な取引方法の主要な判例・審決を取り扱い検討する（例：SCM事件、ジョンソン・エンド・ジョンソン事件、資生堂花王対面販売義務事件、第一興商事件、ディー・エヌ・エー事件等）。 不公正な取引方法に関する教科書・百選を事前に読んだ上で諸論点について知識を確認した上で授業に臨む。授業後に講義スライドを見て授業内容を復習し、理解度チェック課題に取り組む。
第14回	私的独占の禁止・不公正な取引方法：応用（3）	私的独占・不公正な取引方法事例の検討（○） 事前学習として演習問題に取り組む。授業ではその演習問題について解説し、提出された課題についてコメントを行う。事後学習として、指定された課題に取り組む。
第15回	私的独占の禁止・不公正な取引方法：応用（4）	私的独占・不公正な取引方法事例の検討（○） 事前学習として演習問題に取り組む。授業ではその演習問題について解説し、提出された課題についてコメントを行う。事後学習として、指定された課題に取り組む。
第16回	期末試験	

成績評価方法	到達目標の1～3の達成度で評価を行う。 単位を取得するためには、 1. 経済法の独禁法の3本柱（私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法）の重要判例について、半分以上を説明できる。 2. 経済法の独禁法の3本柱（私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法）の重要学説について、半分以上を説明できる。 3. 先例及び具体的な事例に関する応用的な論点について、独占禁止法上どのような問題があり、どのような解決手法が望ましいのかについて、半分以上を説明できる。 上記の3点を達成することが求められる。 成績評価については、絶対評価により、レポートを30％（上記「事前・事後学習の内容」において「○」が付されている時期に実施する。具体的事例の解析を内容とする。）、期末試験を50％、講義における議論への参加状況および理解度チェック課題を20％として評価する。
履修上の注意	なし
教科書	金井貴嗣ほか編著『独占禁止法』（弘文堂、第6版2018年）、川濱昇ほか編著『論点解析経済法』（商事法務、第2版、2016年）及び川濱昇ほか編著『経済法判例・審決百選』（有斐閣、第3版、2024年）を用いる。
参考文献	金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄編著『ケースブック独占禁止法』（弘文堂、第4版、2019）

科目情報

授業コード	1FCB616010	科目ナンバリング	FCALAW84016-J2
授業科目名	経済法演習		
担当教員氏名	淵川 和彦		
開講年度・学期	2025年度後期	曜日・時限	月曜3限
授業形態	演習		
科目分類	展開・先端科目		
		単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	本演習では、ロースクールにおける経済法に関する他の講義などにおいて学修した知識を習得済みであることを前提として、独禁法上の諸論点について詳しく検討を行う。本演習では、ロースクールにおける経済法1及び経済法2の講義又はこれから得られることが期待されるものと同等の独禁法にかかる知識を習得していることを前提として、不当な取引制限（ハードコア・カルテル及び非ハードコア・カルテル）、事業者団体規制を中心とした独禁法上の諸論点について、独禁法上の先例について学び、具体的な事例の検討を通じて、実践的・応用的な経済法の諸問題について取り扱う。また、論述で回答する形式の課題を出し、提出された課題につきコメントを付す等の指導を行う。
到達目標	本演習では、ロースクールにおける経済法講義あるいはそれと同等の経済法にかかる知識を習得していること、経済法1及び経済法2を履修済みであることを前提として、独禁法上の諸論点について詳しく検討を行う。本演習では、不当な取引制限（ハードコア・カルテル及び非ハードコア・カルテル）、事業者団体規制を中心とした独禁法上の諸論点について、基礎的な知識と先例を理解した上で、不当な取引制限（ハードコア・カルテル及び非ハードコア・カルテル）、事業者団体規制の具体的な事例の検討を通じて、独禁法上の諸論点について、説明できるようになることを目標とする。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	不当な取引制限におけるハードコアカルテル規制：基礎（1）	ハードコアカルテル規制の主要な判例・審決を取り扱い検討する（例：石油カルテル刑事事件等）。 ハードコアカルテル規制に関する教科書・百選を事前に読んだ上で諸論点について学習した上で授業に臨む。授業後に講義スライドを見て授業内容を復習し、理解度チェック課題に取り組む。
第2回	不当な取引制限におけるハードコアカルテル規制：基礎（2）	ハードコアカルテル規制の主要な判例・審決を取り扱い検討する（例：種苗カルテル事件等）。 ハードコアカルテル規制に関する教科書・百選を事前に読んだ上で諸論点について学習した上で授業に臨む。授業後に講義スライドを見て授業内容を復習し、理解度チェック課題に取り組む。
第3回	不当な取引制限におけるハードコアカルテル規制：基礎（3）	ハードコアカルテル規制の主要な判例・審決を取り扱い検討する（例：シール談合刑事事件等）。 ハードコアカルテル規制に関する教科書・百選を事前に読んだ上で諸論点について学習した上で授業に臨む。授業後に講義スライドを見て授業内容を復習し、理解度チェック課題に取り組む。
第4回	不当な取引制限におけるハードコアカルテル規制：応用（1）	ハードコアカルテル規制の検討（○）。課徴金等のエンフォースメントについても取り扱う。 事前学習として演習問題に取り組む。授業ではその演習問題について解説し、提出された課題についてコメントを行う。事後学習として、指定された課題に取り組む。

第5回	不当な取引制限におけるハードコアカルテル規制：応用（2）	ハードコアカルテル規制の検討（○）。課徴金等のエンフォースメントについても取り扱う。 事前学習として演習問題に取り組む。授業ではその演習問題について解説し、提出された課題についてコメントを行う。事後学習として、指定された課題に取り組む。
第6回	非ハードコアカルテル規制：基礎（1）	非ハードコアカルテル規制の主要な判例・審決を取り扱い検討する（例：共同生産、相互OEM供給等）。 非ハードコアカルテル規制に関する教科書・百選を事前に読んだ上で諸論点について学習した上で授業に臨む。授業後に講義スライドを見て授業内容を復習し、理解度チェック課題に取り組む。
第7回	非ハードコアカルテル規制：基礎（2）	非ハードコアカルテル規制の主要な判例・審決を取り扱い検討する（例：共同調達に関する事前相談事例、日本油脂等）。 非ハードコアカルテル規制に関する教科書・百選を事前に読んだ上で諸論点について学習した上で授業に臨む。授業後に講義スライドを見て授業内容を復習し、理解度チェック課題に取り組む。
第8回	非ハードコアカルテル規制：応用（1）	非ハードコアカルテル事例の解析を行う（○） 事前学習として演習問題に取り組む。授業ではその演習問題について解説し、提出された課題についてコメントを行う。事後学習として、指定された課題に取り組む。
第9回	非ハードコアカルテル規制：応用（2）	非ハードコアカルテル事例の解析を行う（○） 事前学習として演習問題に取り組む。授業ではその演習問題について解説し、提出された課題についてコメントを行う。事後学習として、指定された課題に取り組む。
第10回	事業者団体規制：基礎（1）	事業者団体規制の主要な判例・審決を取り扱い検討する（例：日本遊戯銃協同組合事件、観音寺市三豊郡医師会事件等）。 事業者団体規制に関する教科書・百選を事前に読んだ上で諸論点について学習した上で授業に臨む。授業後に講義スライドを見て授業内容を復習し、理解度チェック課題に取り組む。
第11回	事業者団体規制：基礎（2）	事業者団体規制の主要な判例・審決を取り扱い検討する（例：日本冷蔵倉庫協会事件、大阪バス協会事件等）。 事業者団体規制に関する教科書・百選を事前に読んだ上で諸論点について学習した上で授業に臨む。授業後に講義スライドを見て授業内容を復習し、理解度チェック課題に取り組む。
第12回	事業者団体規制：応用（1）	事業者団体規制の検討（○） 事前学習として演習問題に取り組む。授業ではその演習問題について解説し、提出された課題についてコメントを行う。事後学習として、指定された課題に取り組む。

第13回	事業者団体規制：応用（2）	事業者団体規制の検討（○） 事前学習として演習問題に取り組む。授業ではその演習問題について解説し、提出された課題についてコメントを行う。事後学習として、指定された課題に取り組む。
第14回	独禁法・総合（1）	発展的な独禁法事例の検討（○） 事前学習として演習問題に取り組む。授業ではその演習問題について解説し、提出された課題についてコメントを行う。事後学習として、指定された課題に取り組む。
第15回	独禁法・総合（2）	発展的な独禁法事例の検討（○） 事前学習として演習問題に取り組む。授業ではその演習問題について解説し、提出された課題についてコメントを行う。事後学習として、指定された課題に取り組む。
第16回	期末試験	

成績評価方法	到達目標の１～３の達成度で評価を行う。 単位を取得するためには、 １． 不当な取引制限（ハードコア・カルテル及び非ハードコア・カルテル）、事業者団体規制の重要判例について、半分以上を説明できる。 ２． 不当な取引制限（ハードコア・カルテル及び非ハードコア・カルテル）、事業者団体規制の重要論点について、半分以上を説明できる。 ３． 先例及び具体的な事例に関する発展的な論点について、独占禁止法上どのような問題があり、どのような解決手法が望ましいのかについて、半分以上を説明できる。 上記の３点を達成することが求められる。 成績評価については、絶対評価により、レポートを３０％（上記「事前・事後学習の内容」において「○」が付されている時期に実施する。具体的事例の解析を内容とする。）、期末試験を５０％、講義における議論への参加状況および理解度チェック課題を２０％として評価する。
履修上の注意	経済法1及び経済法2を履修済みであること。
教科書	金井貴嗣ほか編著『独占禁止法』（弘文堂、第6版2018年）、川濱昇ほか編著『論点解析経済法』（商事法務、第2版、2016年）及び川濱昇ほか編著『経済法判例・審決百選』（有斐閣、第3版、2024年）を用いる。
参考文献	金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄編著『ケースブック独占禁止法』（弘文堂、第4版、2019）

科目情報

授業コード	1FCB617010	科目ナンバリング	FCALAW84017-J1
授業科目名	知的財産法A		
担当教員氏名	永田 貴久		
開講年度・学期	2025年度前期	曜日・時限	金曜5限
授業形態	講義		
科目分類	展開・先端科目		
配当年次	2年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	知的財産法は多数の実定法および判例法により構成されている複合的な法分野であるが、同時に各法規範は相互に不可分の関係にある。法科大学院では、知的財産法Aと同Bの2コマ（各2単位）の講義が予定されているが、このように限られた時間の中で、その全てについて講義することは困難である。 そこで、本講義では、最初に、知的財産法の体系と各法分野の概略を講義し、その後に、主に特許法に関連する法規および論点につき講義をおこなう。ただ、適宜関連する他の知的財産法の論点についても取り上げる予定である。授業方法は講義が中心であるが、必要に応じて、ブレーンストーミング形式で受講生による意見発表の機会を設ける予定である。また、定期試験の答案等を素材として、理論的問題を分析し、文書化する過程の注意点につき指導する。
到達目標	知的財産法全体の体系的理解とともに、特許法に関する基本的な知識と応用力の獲得を目的とする。 また、受講生が、将来、法律実務家として実務を行う上で必要な、判例の前提事実や射程に関する分析的な思考能力の有無や、複雑な事実関係を整理し問題点を抽出する能力の有無についても確認を行う。 あわせて知的財産法Bおよび知的財産法演習をあわせて受講すれば、司法試験に対応できる学力の獲得が可能な様に、総合的なカリキュラムと達成目標に従って講義を行う。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	知的財産法の目的と体系	特に事前学習は求めないが、具体的な事例を通じて、受講生自らが知的財産法の概要を理解できるように講義を進める。
第2回	特許法の目的および概要	具体的な事件記録等を素材にしながら、特許権の形成過程（出願・審査等の手続）から、権利行使の概要までを包括的に講義する。
第3回	発明の意義および要件	受講生には教科書および関連判例を事前に示して予習をしてもらう。
第4回	特許要件Ⅰ（新規性および例外）	同上
第5回	特許要件Ⅱ（進歩性）	同上
第6回	特許要件Ⅲ（先願・補正・拡大先願）	同上
第7回	特許権の権利主体Ⅰ（冒認出願）	同上
第8回	特許権の権利主体Ⅱ（従業者発明）	同上
第9回	特許権の効力Ⅰ（消尽論とその限界）	同上
第10回	特許権の効力Ⅱ（特許発明の技術的範囲～クレーム解釈）	同上
第11回	特許権の効力Ⅲ（文言侵害と均等論）	同上
第12回	間接侵害	同上
第13回	特許権の効力に対する制限（先使用权・中用権）	同上
第14回	特許権の効力に対する制限（試験研究のための実施・権利制限〈無効〉の抗弁）	同上
第15回	特許権侵害に対する法的救済	仮想的な侵害事例を事前配布してあらかじめ検討の機会あたえ講義時間において討論。

第16回	期末試験	
------	------	--

成績評価方法	（１）到達目標の達成度について評価を行う。 （２）講義時間における発表とレポートの結果を30パーセント、期末試験における評点を70パーセントとして総合評価する。評価方法としては絶対評価を原則とする。 期末試験は、原則として具体的な設例（事例）を中心として、上記到達目標に掲げた、特許法に関する基本的知識と応用力、複雑な事例（事実関係）の解析力を総合的に確認・評価する。 （３）合格（単位修得）のための最低基準 具体的な事案について事案を分析し、根拠条文をあげ、要件を示したうえで、要件の充足を判断し、どのような効果が発生するかを、おおむね説明することができる。
履修上の注意	原則として、電子掲示板を通じて毎週金曜日までに、次週の講義に使用するレジメ・資料を配布するとともに予習範囲および予習判例を指示する。よって、受講生は必ずこの掲示を注視すること。
教科書	高林龍著「標準特許法」（有斐閣）の講義開始時における最新版 特許法判例百選の最新版
参考文献	適宜、講義において指示する。

科目情報

授業コード	1FCB618010	科目ナンバリング	FCALAW84018-J1
授業科目名	知的財産法B （後期開講）		
担当教員氏名	永田 貴久		
開講年度・学期	2025年度後期	曜日・時限	金曜4限
授業形態	講義		
科目分類	展開・先端科目		
		単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	知的財産法Aに続き、著作権法を中心とした講義を行う。 著作権法は文化的な創作成果の保護を直接の目的とするが、その対象領域の広さから、創作活動に携わる者だけでなく、多くの市民もその成果の利用者として日常生活の中で関与する機会の多い法律である。また、ネットワークの普及した高度情報社会では情報の発信者と受信者が判然と分化せず、だれもが極めて容易に他人の創作物たる情報を入手しあるいはこれを発信する機会が与えられているが、かような社会においては、何人もが自由にアクセスし利用可能な情報（創作物）とそのアクセスや利用が制限されている情報（創作物）が法によって明確化されなければ、他人による冒用をおそれて、真に価値のある情報が死蔵されてしまう危険がある。著作権法は、創作者と利用者という二当事者間だけではなく、その文化的創作の成果を必要な範囲で社会に還元して文化の発展を促進することを目的としている。このような著作権法の有する多面的な性格が理解されるような講義にしたい。また、定期試験の答案等を素材として、理論的問題を分析し、文書化する過程の注意点につき指導する。
到達目標	知的財産法Aと同じく、受講生が著作権法の基礎知識の習得・体系化するとともにその応用力の獲得できることを目的とする。 同時に、必要に応じて、事例を通じて著作権による保護の限界と他の知的財産法による保護との交錯についても講義し、知的財産法の体系中における著作権法の位置づけについて考える総合的な視点を養うように努めたい。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	著作権法の目的と概要	特に予習を求めるのではなく講義内で適宜事例を通じて問題提起を行う。
第2回	著作物Ⅰ（著作物の定義および要件）	事前に教科書の予習の範囲と判例を指示して、当日はその成果につき確認するため適宜質問し回答を求めることがある。
第3回	著作物Ⅱ（例示著作物について）	同上
第4回	著作物Ⅲ（例示著作物について）	同上
第5回	著作物Ⅳ（特殊な著作物について）	同上
第6回	著作権の内容（複製権、上演・演奏権、上映権）	同上
第7回	著作権の内容（公衆送信権、口述権、展示権）	同上
第8回	著作権の内容（頒布権、譲渡権、貸与権）	同上
第9回	著作権の内容（翻案権、二次的著作物の利用に関する原著物の作者の権利）	同上
第10回	著作権の制限	仮想事例を課題として事前配布し講義時間に受講生から検討結果を発表させ、事後講評する。
第11回	著作者人格権	第2回に同じ
第12回	著作者、著作権の主体	同上
第13回	著作物の利用と著作権の変動	同上
第14回	著作権の存続期間等	同上
第15回	著作権の侵害に対する法的救済	同上
第16回	期末試験	

科目情報

授業コード	1FCB618020	科目ナンバリング	FCALAW84018-J1
授業科目名	知的財産法B（前期開講）		
担当教員氏名	永田 貴久		
開講年度・学期	2025年度前期	曜日・時限	金曜4限
授業形態	講義		
科目分類	展開・先端科目		
		単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	知的財産法Aに続き、著作権法を中心とした講義を行う。 著作権法は文化的な創作成果の保護を直接の目的とするが、その対象領域の広さから、創作活動に携わる者だけでなく、多くの市民もその成果の利用者として日常生活の中で関与する機会の多い法律である。また、ネットワークの普及した高度情報社会では情報の発信者と受信者が判然と分化せず、だれもが極めて容易に他人の創作物たる情報を入手しあるいはこれを発信する機会が与えられているが、かような社会においては、何人もが自由にアクセスし利用可能な情報（創作物）とそのアクセスや利用が制限されている情報（創作物）が法によって明確化されなければ、他人による冒用をおそれて、真に価値のある情報が死蔵されてしまう危険がある。著作権法は、創作者と利用者という二当事者間だけではなく、その文化的創作の成果を必要な範囲で社会に還元して文化の発展を促進することを目的としている。このような著作権法の有する多面的な性格が理解されるような講義にしたい。また、定期試験の答案等を素材として、理論的問題を分析し、文書化する過程の注意点につき指導する。
到達目標	知的財産法Aと同じく、受講生が著作権法の基礎知識の習得・体系化するとともにその応用力の獲得できることを目的とする。 同時に、必要に応じて、事例を通じて著作権による保護の限界と他の知的財産法による保護との交錯についても講義し、知的財産法の体系中における著作権法の位置づけについて考える総合的な視点を養うように努めたい。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	著作権法の目的と概要	特に予習を求めるのではなく講義内で適宜事例を通じて問題提起を行う。
第2回	著作物Ⅰ（著作物の定義および要件）	事前に教科書の予習の範囲と判例を指示して、当日はその成果につき確認するため適宜質問し回答を求めることがある。
第3回	著作物Ⅱ（例示著作物について）	同上
第4回	著作物Ⅲ（例示著作物について）	同上
第5回	著作物Ⅳ（特殊な著作物について）	同上
第6回	著作権の内容（複製権、上演・演奏権、上映権）	同上
第7回	著作権の内容（公衆送信権、口述権、展示権）	同上
第8回	著作権の内容（頒布権、譲渡権、貸与権）	同上
第9回	著作権の内容（翻案権、二次的著作物の利用に関する原著物の作者の権利）	同上
第10回	著作権の制限	仮想事例を課題として事前配布し講義時間に受講生から検討結果を発表させ、事後講評する。
第11回	著作者人格権	第2回に同じ
第12回	著作者、著作権の主体	同上
第13回	著作物の利用と著作権の変動	同上
第14回	著作権の存続期間等	同上
第15回	著作権の侵害に対する法的救済	同上
第16回	期末試験	

科目情報

授業コード	1FCB619010	科目ナンバリング	FCALAW84019-J2
授業科目名	知的財産法演習		
担当教員氏名	永田 貴久		
開講年度・学期	2025年度後期	曜日・時限	金曜3限
授業形態	演習		
科目分類	展開・先端科目		
		単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	すでに、知的財産法A・Bにおいて習得した基本的知識および応用能力をさらに高め、将来、知財訴訟や知財法務に関与し、あるいは司法試験で知的財産法を受験科目として選択した際にも、対応できるレベルの能力を習得させることを目的とする。（なお、知的財産法A・Bの授業を未修でも意欲がある受講生の参加は可能である。） 知的財産法は、訴訟だけでなく、各種の契約実務や予防法務においても極めて重要な役割を果たしている。そのいずれにおいても、知的財産権全般にわたる幅広い視野やこれを自在に応用できる能力とともに、自己の主張や判断を的確に相手方に伝達するための説得力（特に文章作成能力）が必要である。 そこで、この演習では、いろいろな機会に文書での報告等を求める。
到達目標	「授業概要」に記載したように、知的財産法全般にわたる幅広い視野とともに特許法、著作権法の分野では、高い応用能力を習得させることを目的とする。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	演習の進め方に関するガイダンスと協議	
第2回	最近の重要判例（特許法）の評釈・研究	発表者を決めあらかじめ選択した判例の論点・判旨および位置づけを発表してもらい全員で研究討議する。
第3回	同上	同上
第4回	同上	同上
第5回	同上	同上
第6回	事例（問題研究）特許法Ⅰ	講師があらかじめ選択若しくは作成した重要論点を含む事例（問題）につき受講生全員に事前にレポート（答案）を作成提出させして、当日、これにもとづく発表を求め討議し講評する。
第7回	事例（問題研究）特許法Ⅱ	同上
第8回	事例（問題研究）特許法Ⅲ	同上
第9回	最近の重要判例（著作権法・その他）の評釈・研究	発表者を決めあらかじめ選択した判例の論点・判旨および位置づけを発表してもらい全員で検討する
第10回	同上	同上
第11回	事例（問題研究）著作権法Ⅰ	講師があらかじめ選択もしくは作成した重要論点を含む事例（問題）につき受講生全員に対して事前にレポート（答案）を作成提出させ、当日これにもとづく発表を求め討議し講評する
第12回	事例（問題研究）著作権法Ⅱ	同上
第13回	事例（問題研究）著作権法Ⅲ	同上
第14回	誌上模擬裁判	訴訟モデル記録若しくは関連書籍にもとづき実際の訴訟事案をもとに攻撃防御方法としての主張や立証の方法を検討する。
第15回	総復習（Q&Aタイム）	各受講生の質問を受け回答をおこなう
第16回	期末試験	

成績評価方法	（１）到達目標の達成度について評価を行う。 （２）絶対評価 演習時間内の発表・討論および文書報告（答案）の内容を総合した日常評価を80パーセント 期末試験を20パーセントとして成績評価を行う。 （３）合格（単位修得）のための最低基準 具体的な事案について、事案を分析し、根拠条文をあげ、要件を示したうえで、要件の充足を判断し、どのような効果が発生するかを、おおむね説明することができる。
履修上の注意	電子掲示板を通じて次回の詳細な内容を伝達する。
教科書	なし
参考文献	演習時間内に適宜指示する。

科目情報

授業コード	1FCB622010	科目ナンバリング	FCALAW84022-J1
授業科目名	国際取引法		
担当教員氏名	山下 朋子		
開講年度・学期	2025年度後期	曜日・時限	木曜1限
授業形態	講義		
配当年次	2年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	国際取引に従事する企業が直面する問題群の中から、国際投資法の問題を扱い、投資家としての企業と投資受入国の利害に関わる諸原則および実際の投資紛争仲裁の事例（Investor-State Dispute Settlement :ISDSとも呼ばれる）を検討する。ISDS制度は、投資家の本国と投資受入国の間で結ばれる投資保護条約上の紛争解決手続の一つであるが、投資家の本国政府ではなく投資家自身が直接投資受入国政府を相手取って利用できるという点で実務的にもまた国際法理論上も近年注目を浴びている。本年度は、英語圏のロースクールで使用されている標準的な教科書（英語）の一部を読んだうえで、実際のISDSに基づく仲裁判断を読みながら、これらの問題を検討する。 なお、司法試験制度の下では、国際取引法は、選択科目である「国際関係法〔私法系〕」に含まれている。しかし、本講義が扱うテーマは、むしろ「国際関係法〔公法系〕」に含まれる国際法の一部門および国際公法と国際私法が交錯する分野として分類されることに注意されたい。
到達目標	近年急速に発展しつつある国際投資法上の諸課題と上記のISDS制度の概要について理論的問題点を理解できる。また、投資家としての日本企業が直面する可能性のある国際的な紛争処理や、弁護士としてISDSに基づく仲裁や調停に携わる際に必要な知識の基礎を習得できる。さらに、英語の読解力を高めることで、専門用語を正確に日本語に翻訳する能力や、要点を抽出してまとめる能力も鍛える。

授業内容	第1回から第8～10回まで、教科書から、第III章「投資家（Investor）」、第IV章「投資の概念（Investment）」、第VIII章「投資保護基準」などを精読しながら議論する。読むスピードは受講者の能力に合わせる。第9～15回まで、実際の国際投資仲裁判断のうち、重要なものを取り上げ、授業にて議論する。なお、第16回として期末試験を実施する。
事前・事後学習の内容	初回の授業時に、各回の授業で報告を行う担当者を決める。担当者は事前に、教科書の担当部分の英文の要約を日本語でレジュメにまとめ、教員に提出し、授業当日は報告を担当する。 授業の後半～終盤にかけては、実際の投資仲裁事例について担当者を決め、授業にて報告する。授業時の議論を踏まえたものを、期末レポート（判例評釈）としてまとめる。 報告担当者以外も、各回の授業の該当箇所を事前に精読し、不明点を事前に洗い出しておくことで、授業時の議論に積極的に参加すること。

成績評価方法	絶対的評価による。 期末試験(70%)、講義時の報告や議論への参加およびレポート（30%）から、到達目標の達成度に応じた評価を行う。 合格（単位修得）のための最低基準は、国際投資法に関する基礎的知識をある程度理解し、教科書の基本的な部分について理解できているかである。
履修上の注意	履修にあたって予備知識は不要ですが、教科書も仲裁判断も英語になります（講義言語は日本語です）。受講生の能力に合わせて、教員の説明を多くしたり、省略したりしながら、到達目標の達成を目指します。いわゆる国際派の弁護士を目指す人に特におすすめます。
教科書	Rudolf Dolzer et al., Principles of International Investment Law, Third Edition (Oxford University Press, 2022) 関連部分はPDFで配布する。

参考文献	経済産業省『不公正貿易報告書』（オンラインで入手可能）の中の投資に関する章 阿部克則（監修）『国際投資仲裁ガイドブック』中央経済社、2016年 小寺彰（編著）『国際投資協定』三省堂、2010年 JCAジャーナル連載の「投資協定仲裁判断研究」など
その他	教科書の講読と仲裁判断の分析の割合（全15回のうち、何回分を教科書、何回分を仲裁判断の分析に充てるのか）については、初回の授業時に受講生と相談のうえで決める。 法学政治学専攻開講科目「国際取引法特論」との合同開講とする。

科目情報

授業コード	1FCB623010	科目ナンバリング	FCALAW84023-J1
授業科目名	国際人権法		
担当教員氏名	中井 愛子		
開講年度・学期	2025年度前期	曜日・時限	月曜5限
授業形態	講義		
配当年次	2年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	この授業は講義形態で行われる。国際法は伝統的には国家間の相互の権利義務関係を設定する法であるが、特に20世紀後半以降、国家に個人の権利を保障する義務を課す国際人権法と呼ばれる法分野が発展してきた。本講義では、主要な国際人権法の実体的諸規則と履行確保システムを包括的に学習する。適宜、論述で回答する形の設問を含む小テスト（成績評価対象外）を行い、内容の理解度を確保するとともに論述能力を高める。
到達目標	本講義の到達目標は、国際人権法の実体的諸規則と種々の履行確保手続きを理解して、具体的な人権問題について適用可能な国際法規則を特定し、かつ、それを適用した解決手続きを正確に説明できるようになることである。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	総論① 国際人権法とは：人権概念と国際人権法の発展	事前：教科書第1章の熟読 事後：授業の内容確認
第2回	総論② 国際人権法の法源、国家の義務、適用範囲	事前：教科書第2章の熟読 事後：授業の内容確認
第3回	総論③ 国際人権法の実施メカニズム	事前：教科書第3章の熟読 事後：授業の内容確認
第4回	各論① 法的人格を得る権利、生命への権利	事前：教科書第4章第1節・第2節の熟読 事後：授業の内容確認
第5回	各論② 生活条件に関する権利、非人道的な扱いの禁止、身体的自由	事前：教科書第4章第3節-第5節の熟読 事後：授業の内容確認
第6回	各論③ 私生活・家族に関する権利、児童の権利、思想・良心の自由、宗教の自由、文化・芸術・科学的活動への参加	事前：教科書第5章第1節・第2節の熟読 事後：授業の内容確認
第7回	各論④ 意見・表現、集会、結社、政治参加の自由、経済活動に関する権利	事前：教科書第5章第3節・第4節の熟読 事後：授業の内容確認
第8回	各論⑤ 平等権	事前：教科書第6章第1節の熟読 事後：授業の内容確認
第9回	各論⑥ 差別禁止に関する諸条約	事前：教科書6章第2節－第5節の熟読 事後：授業の内容確認
第10回	理解度確認小テスト	事前：これまでの授業内容の復習 事後：正答できなかった設問の分野の復習
第11回	各論⑦ 公正な裁判を受ける権利	事前：教科書第7章第1節・第2節の熟読 事後：授業の内容確認
第12回	各論⑧ 刑事手続きにおける権利	事前：教科書第7章第3節・第4節の熟読 事後：授業の内容確認
第13回	各論⑨ 移動・移住、国籍に関する権利	事前：教科書8章第1節-第3節の熟読 事後：授業の内容確認
第14回	各論⑩ 難民と国内避難民の保護	事前：教科書8章第4節の熟読 事後：授業の内容確認

第15回	全体の振り返り	事前：これまでの授業内容の復習 事後：授業の内容確認
第16回	期末試験	事前：全授業範囲の復習 事後：試験結果の省察

成績評価方法	・評価は上記の到達目標の達成度について評価する。 ・評価方法は学期末の試験（90％）および毎回の授業への取組状況（議論への主体的・積極的な参加等）（10％）とする。 ・合格のための最低基準は、国際人権法システムの全体像を理解し、具体的な問題について、適切な国際法を適用した解決手続きの概要を説明できることである。
履修上の注意	憲法上の人権保障ではなく、国際法上の人権保障を扱う授業であることに留意されたい。
教科書	東澤靖著『国際人権法講義』（信山社、2022年）
参考文献	授業中に適宜紹介する。
その他	法学政治学専攻開講科目「国際人権法特論」との合同開講とする。

科目情報

授業コード	1FCB625010	科目ナンバリング	FCALAW84025-J1
授業科目名	国際財産法		
担当教員氏名	国友 明彦		
開講年度・学期	2025年度後期	曜日・時限	火曜4限
授業形態	講義		
科目分類	展開・先端科目		
配当年次	2年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	この授業は講義形態で行われる。この授業では、狭義の国際私法(渉外的な法的問題への準拠法の決定・適用を扱う)のうち、各論の国際財産法および総論の財産法関係の部分扱う。その中心的な法典は、法の適用に関する通則法4条以下〔以下、「通則法」と略す。なお、以下ではその条文を条文番号のみで引用する。〕である。
到達目標	狭義の国際私法の基本構造、基本的な概念の意味と用法、財産法分野の主要な条文や条理による準則の趣旨・目的とそれらの体系的な関係を説明し、この分野の主要な法律問題を解決できるようになることがこの授業の目標である。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	序論(「国際私法と統一法」を含む。) 国際私法が財産法分野で実際に用いられる例を挙げて解説する。次に、国際私法と統一法の関係について検討する。さらに、国際私法の目的と方法、国際私法の法的性質、国際私法の法源、国際私法の構造等について解説する。	
第2回	契約(1): 当事者自治 まず、契約の準拠法の明示的指定(7条)に関する一般的な諸問題について検討する。すなわち、当事者自治の原則の意義と根拠について確認した上、黙示の意思推定について検討する。準拠法指定行為(準拠法選択)の有効性、非国家法の準拠法適格性についても解説する。次に、分割指定ならびに実質法的指定と抵触法的指定の区別について東京地判平成14・2・26百選27事件を素材として検討する。あわせてここで債権の消滅時効の問題も取り上げる。	
第3回	契約(2): 客観的連結、準拠法の事後の変更 当事者による準拠法選択のない場合における8条1項の最密接関係地法の原則と同条2項の特徴的給付の理論による推定について確認し、東京地判令和元・8・27百選28事件等の具体的事案への適用について考える。また、明示の準拠法選択がない場合の黙示の意思推定は7条解釈の問題であるが、客観的連結すべき場合との区別が問題となることから、便宜上ここで扱う。最後に、契約準拠法の事後の変更(9条)について東京高判平成30・8・22百選29事件を素材として検討する。	

第4回	契約(3): 消費者契約・労働契約、法律行為の方式 消費者契約と労働契約に関する特則(11～12条)について解説・検討する(労働法に関して必要な予備知識については簡単に解説する)。労働契約に関しては絶対的強行法規に関する東京地決昭和40・4・26百選14事件(インターナショナルエアサービス事件)、黙示の意思に関する東京地判平成9・10・1百選<第2版>(2012, 別冊ジュリ210)36事件(ルフトハンザ事件)、労務給付地の決定等に関する東京地判平成28・9・20百選31事件(BGCキャピタルマーケティングジャパンLLCほか事件)を素材に検討する。消費者契約については、東京地判平成29・1・17百選30事件(MRIインターナショナル事件)等を素材に検討する。ここであわせて定型約款による準拠法指定行為の有効性の問題も扱う。さらに、10条の法律行為の方式の基礎的事項についてその理解を確認する。	
第5回	不法行為 (1): 通常不法行為 17条1項の不法行為地法主義(結果発生地法主義)の根拠についての理解を確認した上、東京高判平成30・1・16百選34事件((投資に関する虚偽説明))、東京高判令和元・9・25令和2年度重要判例解説〔以下「重判解」で引用〕(ジュリ1557号)国際私法4事件(不貞行為の結果発生地)などを素材としてその解釈について検討する。また、公海上の不法行為について東京高決平成29・1・16百選38事件(船舶衝突)などを素材にして説明する。続いて、例外条項たる20条、当事者自治を認める21条、特別留保条項である22条の解釈について検討する。	
第6回	不法行為 (2): 生産物責任、名誉毀損 特別の不法行為に関する規定、すなわち、生産物責任に関する18条と名誉毀損に関する19条の解釈論について検討する。プライバシー権侵害について19条が適用によるかどうかについても東京地判平成28・11・30百選36事件を素材にして論じる。	
第7回	不法行為 (3): 逸失利益と慰謝料の算定、事務管理・不当利得 民法上の問題ではあるが、一時滞在外国人被害者の逸失利益の算定基準(最判平成9・1・28百選<第2版>45事件)とそのような者が死亡した場合などの慰謝料の算定の考え方についても検討する。その後、事務管理および不当利得の準拠法(14～16条)に関して、前者についての広島地呉支判昭和45・4・27百選32事件、後者についての東京高判平成31・1・16百選33事件を素材に解説する。	
第8回	物権 (1) 物権に関する所在地法主義(13条)とその限界(最判平成14・10・29百選23事件)について検討する。また、船舶・航空機の物権に特有の問題について松山地判平成6・11・8百選24事件等を素材に考察する。	

第9回	物権 (2) 法律行為による物権変動における債権的法律行為の準拠法と物権準拠法の関係について解説する。いわゆる法定担保物権の準拠法(水戸地判平成26・3・20百選25事件[船舶先取特権])について検討する。	
第10回	自然人の行為能力等、代理 自然人に関して、行為能力一般の準拠法 (4条) 、特に取引保護主義について検討する。失踪宣告、制限能力者の保護 (後見開始の審判等) (5条、6条)についても簡単に解説する。続いて任意代理(名板貸しなども含む)について神戸地決昭和34・9・2百選22事件などを素材に検討する。	
第11回	法人 法人に関して、抵触法上の問題と外人法上の問題に分けて検討する。まず、抵触法上の問題としては、法人の属人法(従属法)としての設立準拠法主義の趣旨について確認した上、属人法の適用範囲、特に法人代表(東京地判平成4・1・28百選19事件)や法人格否認(東京高判平成29・6・29百選20事件)などを取り上げる。外人法上の問題としては、外国法人の認許(民法35条)の意義について説明した上、会社法の外国会社に関する規定(817条以下)と「外国会社の登記」規定(933条以下)のうち主要なものを確認する。	
第12回	債権債務関係 債権譲渡など、3人以上の当事者が関係する債権債務関係および債権一般に関する問題について検討する。すなわち、債権譲渡(東京地判昭和42・7・11百選<第2版>46事件)、債権質(最判昭和53・4・20百選37事件[バンコク銀行事件])について、方式の問題も含めて検討する。あわせて、保険金先取特権(東京高決平成29・6・30百選38事件)についても解説する。保険代位(神戸地判昭和45・4・14百選<第2版>48事件)、相殺、詐害行為取消権(東京地判平成27・3・31(平成27年度重判解[ジュリ1492号]国際私法2事件))もここで取り上げる。さらに、金銭債権のうち弁済の通貨の国際私法上の問題と民法上の問題(最判昭和50・7・15百選39事件)についてもここで簡単に取り上げる。	
第13回	知的財産権(1): 属地主義の原則、外国知的財産権にもとづく請求 知的財産法の基礎と国際的保護のうち国際私法の観点から重要な点について解説した上、外国特許権にもとづく請求についての最高裁判例(最判平成14・9・26百選41事件[FM信号復調装置事件、カードリーダー事件])について検討する。	

第14回	知的財産権 (2): ベルヌ条約と国際私法、知的財産権と契約 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約が国際私法規定を含んでいるかどうかについて検討する。さらに、知的財産権と契約について、職務発明(最判平成18・10・17百選42事件[日立製作所事件])と著作権の譲渡(東京高判平成15・5・28百選44事件[ダリ事件]など)について判例を中心に検討する。	
第15回	不正競争、補遺、全体の復習 受講者の希望にもよるが、不正競争について簡単に解説する。その後、これまでの回で省略した箇所についての解説、問題演習などを行なう。	
第16回	期末試験	

事前・事後学習の内容	事前学習: 受講者には、下記のような国際私法の概説書や百選などについて予習することを求める。予習課題には質問形式のQと簡潔に書かれた文献を指定してそれを読んでもくことを求めるものがある。 予習課題は必須の課題と任意の課題に分ける。ケースブックの予習課題のうちには、高度なもの、少数説についてのもも含まれており、また、学習範囲の広さと深さの程度についての受講者の希望も異なっていることもありうるからである。 事後学習: 講義の内容を整理して、知識の定着を図ること。 希望者のみ対象の課題：講義内容の復習、事例について法的解決を考える能力の涵養、論理的な文章を書く訓練のため、希望者向けに数回演習問題(事例式問題)を出し、希望者に文書ファイルのかたちで解答を書いてメールで送っていただき、添削して返し、授業の中で講評を行なう。	
------------	---	--

成績評価方法	絶対評価。学期末の試験80%，各回の予習課題で示したQへの解答など授業への参加状況 20%。到達目標の達成度について評価を行なう。期末試験では，この分野の主要な法律問題についての事例式問題を出題する。C(合格)となるためには、国際家族法の基礎的事項について理解した上で、その問題についての中心的な論点は何かを見つけ、〔制定法の解釈が問題となる場合〕中心的な根拠条文について当てはめを行なうことが必要である。さらに良い評価を獲得するため、重要な論点については自己の採る立場につき理由を示すことが望ましい。また、自説と異なる説がある場合、主要なものだけで良いが、それに対する批判を述べることが望ましい。 期末試験の答案につき，希望があれば添削して個別に講評する。	
履修上の注意	特になし。	

教科書	百選： 道垣内(どうがうち)正人=中西康編『国際私法判例百選<第3版>』(2021, 有斐閣, 別冊ジュリスト256号) 演習書： 道垣内正人=中西康=竹下啓介=中村知里『判例百選で学ぶ国際私法』(2023, 有斐閣) (上記演習書で足りない部分について次のケースブックのQを取り上げることがある： 櫻田嘉章=道垣内正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法[第3版]』(2012, 有斐閣) もっとも、取り上げるQは予習課題に抜粋するのでこれを買う必要はない。) 概説書は指定しないが、以下の3冊を推薦する。このうち1冊以上を用意すること。 澤木敬郎(たかお)=道垣内正人『国際私法入門[第9版]』(2024, 有斐閣双書)〔コンパクトな割には取り上げている論点が多い。〕 神前(かんざき)禎(ただし)=早川吉尚(よしひさ)=元永和彦『国際私法[第4版]』(2019, 有斐閣アルマ)〔比較的わかりやすく書かれており、入門に適していると思われる。他面、取り上げられていない論点が多い。〕 中西康=北澤安紀(あき)=横溝大(だい)=林貴美(たかみ)著『国際私法[第3版]』(2022, 有斐閣Legal Quest)〔全体について4人の意見を反映させており、客観性に優れている。〕 六法: 授業で毎回使用する。小型のものでいいので持参すること。 * 適宜、レジュメ・資料などを講義時に配布する。
参考文献	入門書： 多田望(のぞみ)=長田真里=村上愛=申美穂『国際私法〔第2版〕』(2024, 有斐閣ストゥディア) 主要な参考書のうちコンパクトなもの： 道垣内正人『ポイント国際私法 総論[第2版]』(2007, 有斐閣)、同『ポイント国際私法 各論[第2版]』(2014, 有斐閣) 櫻田嘉章=佐野寛=神前禎編『演習国際私法 Case 30』(2016, 有斐閣)
その他	・もし研究指導の希望があれば、研究レポートの作成につき助言を行なう。 ・司法試験の国際関係法（私法系）の出題範囲には、「国際取引法」、具体的には、インコタームズ、国際物品売買に関する国際連合条約(CISG)、国際海上物品運送法なども含まれているが、これらはこの講義では取り上げず、希望者がいれば補講(3～5コマ程度)をする。 ・法学政治学専攻開講科目「国際財産法特論」との合同開講とする。

科目情報

授業コード	1FCB626010	科目ナンバリング	FCALAW84026-J1
授業科目名	国際家族法		
担当教員氏名	国友 明彦		
開講年度・学期	2025年度前期	曜日・時限	火曜3限
授業形態	講義		
科目分類	展開・先端科目		
配当年次	2年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	この授業は講義形態で行われる。この講義の対象は、狭義の国際私法(渉外的な法的問題の準拠法の決定とその適用を扱う)のうち、総論の大部分および各論のうちの家族法分野である。その中心的な法典は、法の適用に関する通則法4条以下〔以下、「通則法」と略す。なお、以下ではその条文を条文番号のみで引用する。〕である。なお、希望があれば、国籍法も取り上げる。
到達目標	狭義の国際私法の基本構造、基本的な概念の意味と用法、家族法分野の主要な条文や条理による準則の趣旨・目的とそれらの体系的な関係を説明し、この分野の主要な法律問題を解決できるようになることが、この授業の目標である。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	序論 国際家族法が実際に用いられる具体例を挙げ、国際私法の必要性、目的と方法、連結政策(各種の連結方法)、国際私法の法的性質、法源等について解説する。	
第2回	属人法、本国法・常居所地法の確定 ここにいう「属人法」はある人に最も密接な関係を有する法として指定される法という広義の意味で用いている。そのような属人法の決定について本国法主義と常居所地法主義の長短等について考察する。その後、本国法・常居所地法について特に誤解の生じやすい点について理解を確認し、必要に応じて解説する。常居所の決定については水戸家審平成3・3・4国際私法百選<第3版>4事件〔以下この版は単に「百選」で引用〕などの判例等を取り上げる。	
第3回	法律関係の性質決定 法律関係の性質決定は、抵触規則の主題となる単位法概念の解釈問題である。最判平成6・3・8百選1事件など、これに関する判例を取り上げ、それらを用いて解釈の方法について考える。	
第4回	不統一法国の指定、未承認政府の法の指定、中国人および韓国・朝鮮人の本国法 地域的不統一法国に属する者の本国法の指定(38条3項)について、特に日本の裁判所で最も問題となることの多い米国人のケースを例にとって横浜地判平成10・5・29百選8事件などの裁判例の事案を中心に研究する。人的統一法国に属する者の本国法の指定(40条)についても簡単に解説する。次に、未承認政府・国家の法の指定の理解について確認した上、中国人および韓国・朝鮮人の本国法の決定について裁判実務と戸籍実務の両者を説明する。	

第5回	反致 反致の基本的理解について確認した上、41条における具体的な解釈問題について最判平成6・3・8百選6事件などの判例を理解した上で検討する。いわゆる隠れた反致についても青森家十和田支審平成20・3・28百選7事件を素材に検討する。	
第6回	公序(1) 国際私法上の公序(42条ほか)の基本的理解を確認した上、東京地判平成3・3・29百選10事件について事例研究を行なう。内国憲法と国際私法上の公序の関係についても解説し、公序判断の基準時の問題についても検討する。	
第7回	公序(2) 公序違反後の処理について最判昭和59・7・20百選13事件を素材に考察した後、大阪高判平成26・5・9百選11事件、東京家判平成31・1・17百選51事件などの裁判例について検討する。	
第8回	送致範囲の画定、先決問題、適応問題 送致範囲の画定は、ある抵触規則によって指定される準拠実質法規の範囲の画定の問題である(法律関係の性質決定の延長上の問題)。これについて簡単に解説した上、先決問題と適応問題について、国際私法による準拠法決定の基本構造との関係を念頭に置きつつ検討する。先決問題については最判平成12・1・27百選2事件を取り上げる。	
第9回	氏、婚姻の成立 氏、特に婚姻等の身分関係による氏の変動について、京都家審昭和55・2・28百選74事件などを素材に検討する。婚姻の実質的成立要件、形式的成立要件について以下の諸問題を検討する。まず、大阪高判平成28・11・18百選47事件などを素材に実質的成立要件と方式の性質決定問題を取り上げ、実質的成立要件の配分的連結の問題(24条1項)(や方式に関する選択的連結(同条2項、3項本文)と日本人条項(同条3項但書)について検討する。	
第10回	婚約・内縁ほか、婚姻の効力 東京地判平成22・3・25百選52事件、最判昭和36・12・27百選53事件を素材に婚約・内縁ほかについて解説した上、婚姻の身分的効力(25条)か夫婦財産制(26条)かの性質決定問題について考察し、夫婦財産制に関する26条特有の問題(当事者自治、内国取引保護)を検討する。	
第11回	離婚 離婚(27条)の準拠法につき、まず、離婚の方法、特に日本の裁判所における離婚について外国法が準拠法となる場合の実体法と手続法との適応問題を横浜家審平成3・5・14百選50事件を素材に検討し、意思確認などの実質審査のある協議離婚の性質決定に関する問題も解説した後、離婚給付の性質決定について考える。	

第12回	実親子関係の成立、養子縁組　まず、28条と29条の関係について最判平成12・1・27百選54事件の判旨を取り上げる。次に、嫡出親子関係について、特に嫡出否認に関する水戸家審平成10・1・12百選55事件などを素材に検討する。また、非嫡出親子関係について、認知無効に関する広島高判平成23・4・7百選56事件などを素材に検討する。外国での代理出産の場合の親子関係の成立についても簡単に解説する。さらに、養親子関係(31条)の問題を名古屋家豊橋支審平成26・7・17百選58事件などの審判例に則して検討する。	
第13回	親子間の法律関係、後見、扶養　親権・監護権・面会交流権に関する問題(32条)を検討した上、東京地判平成27・4・22百選65事件などを素材に32条と35条の関係について考察する。その後、扶養義務の問題(扶養義務の準拠法に関する法律)について東京高決平成30・4・19百選64事件を検討する。〔子奪取ハーグ条約は国際民事手続法で取り上げる予定。〕	
第14回	相続、遺言　相続の準拠法(26条)について、大阪地判昭和62・2・27百選67事件、東京地判平成26・7・8百選68事件を素材に相続財産の構成等の問題を検討し、また、相続人の不存在の問題なども名古屋家審平成6・3・25百選70事件などを素材に考える。続いて、遺言の準拠法(27条、遺言の方式の準拠法に関する法律)の適用範囲等についても検討する。	
第15回	適応問題、補遺、全体の復習　適応問題について解説する。 受講者の希望を聴いた上、これまでの回で省略した箇所についての解説、問題演習などを行なう。	
第16回	期末試験	

事前・事後学習の内容	事前学習: 受講者には、下記のような国際私法の概説書や百選などについて予習することを求める。 予習課題には質問形式のQと簡潔に書かれた文献を指定してそれを読んでくことを求めるものがある。予習課題は必須の課題と任意の課題に分ける。演習書の予習課題のうちには、高度なもの、少数説についてのものも含まれており、また、学習範囲の広さと深さの程度についての受講者の希望も異なっていることもありうるからである。 事後学習: 講義の内容を整理して、知識の定着を図ること。 希望者のみ対象の課題: 講義内容の復習、事例について法的解決を考える能力の涵養、論理的な文章を書く訓練のため、希望者向けに数回演習問題(事例式問題)を出し、希望者に文書ファイルのかたちで解答を書いてメールで送っていただき、添削して返し、授業の中で講評を行なう。
--------------------------	---

成績評価方法	絶対評価。期末試験80%，各回の予習課題で示したQへの解答など授業への参加状況 20%。到達目標の達成度について評価を行なう。期末試験では，この分野の主要な法律問題についての事例式問題を出題する。C(合格)となるためには、国際家族法の基礎的事項について理解した上で、その問題についての中心的な論点は何かを見つけ、〔制定法の解釈が問題となる場合〕中心的な根拠条文について当てはめを行なうことが必要である。さらに良い評価を獲得するため、重要な論点については自己の採る立場につき理由を示すことが望ましい。また、自説と異なる説がある場合、主要なものだけで良いが、それに対する批判を述べることが望ましい。 期末試験の答案につき，希望があれば添削して個別に講評する。
履修上の注意	特になし。
教科書	百選：道垣内(どうがうち)正人＝中西康編『国際私法判例百選<第3版>』（2021, 有斐閣別冊ジュリスト256号） 演習書：道垣内正人＝中西康＝竹下啓介＝中村知里『判例百選で学ぶ国際私法』（2023, 有斐閣） （上記演習書で足りない部分について次のケースブックのQを取り上げる：櫻田嘉章＝道垣内正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法[第3版]』（2012, 有斐閣） もっとも，取り上げるQは予習課題に抜粋するのでこれを買う必要はない。）
参考文献	入門書：多田望(のぞみ)＝長田真里＝村上愛＝申美穂『国際私法[第2版]』（2024, 有斐閣ストゥディア） 主要な参考書のうちコンパクトなもの： 道垣内正人『ポイント国際私法 総論[第2版]』（2007, 有斐閣）、同『ポイント国際私法 各論[第2版]』（2014, 有斐閣） 櫻田嘉章＝佐野寛＝神前禎編『演習国際私法 Case 30』（2016, 有斐閣）
その他	・もし研究指導の希望があれば、研究レポートの作成につき助言を行なう。 ・法学政治学専攻開講科目「国際家族法特論」との合同開講とする。

科目情報

授業コード	1FCB627010	科目ナンバリング	FCALAW84027-J1
授業科目名	国際民事手続法		
担当教員氏名	国友 明彦		
開講年度・学期	2025年度前期	曜日・時限	金曜3限
授業形態	講義		
科目分類	展開・先端科目		
配当年次	2年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	この授業は講義形態で行われる。この授業では、国際民事手続法（別名国際民事訴訟法）、すなわち、涉外事件に特有な手続法問題を扱う法分野を検討する。
到達目標	国際民事手続法の基本構造および基本的な概念の意味と用法を説明すること、ならびに、この分野の基本的な法律問題を解決できるようになることである。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	序論 国際民事紛争の具体例を挙げつつ、純粹の国内民事紛争と異なるどのような問題が生じるかを概観する。とりわけ国際裁判管轄と外国判決の承認・執行について理論的な基礎を解説する。	
第2回	財産関係事件の国際裁判管轄総論 最判昭和56・10・16国際私法百選<第3版>76事件(マレーシア航空事件)(以下この版は単に「百選」で引用)の事案を素材として、国際裁判管轄に関する基本概念、あわせて法人に対する訴え—一般的な管轄・業務関連管轄(民事訴訟法3の2Ⅲ, 3の3四号[以下, 民事訴訟法は条文番号のみで引用する])—について講じた上、特別の事情による訴え却下(3の9)について東京地判昭和61・6・20国際私法百選<第2版>(2012, 別冊ジュリ210)93事件(遠東航空機事件)、最判平成28・3・10百選84事件(ユニバーサルエンターテインメント事件)百選などを素材にして講じる。 * 旧法下(平成23年改正前民事訴訟法下)の判例も取り上げるが、これらの事案に現行法を適用すればどのように解決されるかという観点から検討する(以下同様)。	
第3回	被告の住所等による管轄(3の2)について解説する。次に、契約債務履行地管轄(3の3一)について東京地判平成25・12・25百選77事件などを素材として検討し、続いて業務関連管轄・事業活動地管轄(3の3四号五号)について大阪地堺支判平成28・3・17百選78事件などを素材として考える。	

第4回	知的財産権と国際裁判管轄、不法行為地管轄(3の3第8号)、管轄原因事実の証明、財産所在地管轄(3の3第3号)、併合請求による管轄(3の6) 最判平成13・6・8百選79事件(ウルトラマン事件、円谷プロ事件)等を素材にしてこれらの諸問題について考える。知的財産法の基礎と国際的保護のうち国際民事手続法の観点から重要な点については最初に解説する。	
第5回	合意管轄(3の7)、応訴管轄(3の8)、消費者契約・労働関係に関する訴えの管轄権(3の4)、専属管轄(3の5) 合意管轄に関しては、最判昭和50・11・28百選81事件(チサダネ号事件)等を素材として検討する。外国裁判所の専属管轄合意が公序に反するとした最近の判例についても触れる。応訴管轄についても概説する。消費者契約・労働関係に関する訴えの管轄権に関する主要な解釈論上の問題について検討する。専属管轄については登録型知的財産権に関する3の5Ⅲを取り上げる。	
第6回	人事訴訟の国際裁判管轄 平成30年改正人事訴訟法3条の2～3条の5について講じる。	
第7回	家事審判事件等の国際裁判管轄 平成30年改正家事事件手続法3条の2～3条の15〔以下「家事」で引用〕のうち主要規定について講じる。あわせて法の適用に関する通則法5, 6についても触れる。	
第8回	外国判決の承認・執行(1)〔送達を含む〕 118条等に定められる外国判決の承認・執行制度について講じる。まず、118条柱書の要件につき解説する。次に最判平成26・4・24百選92事件(アナスタシア事件)、名古屋高判平成25・5・17百選93事件を素材として間接管轄(同条一号)について考える。次に送達に関する司法共助について概観した後、直接郵便送達に関するハーグ送達条約10条(a)号に対する平成30(2018)年の日本の拒否宣言について解説する。あわせて最判平成10・4・28百選94事件(香港サドワニ事件)を素材として同条二号の送達要件について検討する。	
第9回	外国判決の承認・執行(2) 118条三号の公序について、まず、最判平成9・7・11百選96事件(萬世工業事件)を素材として、懲罰的損害賠償を命ずる米国等の判決が承認の対象になるか、なるとして公序に違反しないかについて検討する。さらに、手続的公序に関する最判平成31・1・18百選97事件も簡単に解説する。その後、相互の保証(同条四号)について最判昭和58・6・7百選98事件や東京高判平成27・11・25百選99事件を素材に講じる。	

第10回	外国判決の承認・執行(3) 外国離婚判決の承認、および、非訟裁判の承認(平成30年改正家事79の2ほか)について検討する。その際、東京高判平成5・11・15百選95事件(公序—子の引渡し)、東京高判平成27・5・20百選101事件(扶養料の支払いを命じる判決の執行)も簡単に解説する。さらに、代理出産された子の親子関係についての米国ネヴァダ州裁判の承認を拒絶した最決平成19・3・23百選57事件について考える。	
第11回	当事者、国際的訴訟競合 「手続は法廷地法による」の原則の趣旨について確認し、当事者能力、訴訟能力について説明した上、当事者適格に関する知財高判平成28・6・22百選91事件(毎日オークション事件)等について検討する。次に、内外で同時に訴訟が進行する国際的訴訟競合について平成23年民訴法改正の際の議論を紹介し、知財高判平成29・12・25百選102事件などの裁判例を素材に内国訴訟の規制の当否について検討する。また、内外判決の抵触に関する大阪地判昭和52・12・22百選103事件を簡単に紹介する。	
第12回	保全命令、子の奪取 保全命令の管轄に関する民事保全法11条について旭川地決平成8・2・9百選85事件を素材としつつ検討する。次に、国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約および同条約の実施法の要点と最決平成29・12・21百選62事件(子の返還の終局決定の変更)や最判平成30・3・5百選63事件(子奪取条約と人身保護請求)などの重要な判例について簡単に解説する。	
第13回	外国法の適用と裁判所 外国法の日本の裁判における性質等について説明した後、外国法の不明の場合の処置についての学説・判例(札幌地判昭和59・6・26百選104事件など)について検討する。次に、外国法の適用違背と上告〔受理申立て〕(最判平成20・3・18百選105事件)について簡単にみる。	
第14回	国際商事仲裁 国際取引紛争を国際商事仲裁によって解決することの長所と短所を明らかにした上で、すなわち、仲裁契約・仲裁手続・仲裁判断などについての準拠法、仲裁地の意義、外国仲裁判断の承認執行などについて解説する。判例としては最判平成9・9・4百選106事件(リングリングサーカス事件)について検討する。	
第15回	裁判権免除、補遺、全体の復習 裁判権免除は理論的には国際裁判管轄の前に講じるべき問題ではあるが、便宜上ここで取り上げる。外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律に関する主要な解釈問題について最判平成18・7・21百選75事件ほかの事案を素材にして簡単に検討する。また、受講者の希望を聴いた上、これまでの回で省略した箇所についての解説、問題演習などを行なう。	
第16回	期末試験	

事前・事後学習の内容	事前学習：受講者には、下記のような国際私法の概説書や百選などについて予習することを求める。予習課題には質問形式のQと簡潔に書かれた文献を指定してそれを読んでくることを求めるものがある。 予習課題は必須の課題と任意の課題に分ける。演習書の予習課題のうちには、高度なもの、少数説についてのものも含まれており、また、学習範囲の広さと深さの程度についての受講者の希望も異なっていることもありうるからである。 事後学習：講義の内容を整理して、知識の定着を図ること。 希望者のみ対象の課題：講義内容の復習、事例について法的解決を考える能力の涵養、論理的な文章を書く訓練のため、希望者向けに数回演習問題(事例式問題)を出し、希望者に文書ファイルのかたちで解答を書いてメールで送っていただき、添削して返し、授業の中で講評を行なう。
------------	---

成績評価方法	絶対評価。学期末の試験80%，各回の予習課題で示したQへの解答など授業への参加状況 20%。期末試験では、この分野の主要な法律問題についての事例式問題を出題する。C(合格)となるためには、国際民事手続法の基礎的事項について理解した上で、その問題についての中心的な論点は何かを見つけ、〔制定法の解釈が問題となる場合〕中心的な根拠条文について当てはめを行なうことが必要である。さらに良い評価を獲得するため、重要な論点については自己の採る立場につき理由を示すことが望ましい。また、自説と異なる説がある場合、主要なものだけで良いが、それに対する批判を述べることを望ましい。 期末試験の答案につき、希望があれば添削して個別に講評する。
履修上の注意	特になし。
教科書	百選：道垣内(どうがうち)正人＝中西康編『国際私法判例百選<第3版>』（2021, 有斐閣別冊ジュリスト256号） 演習書：道垣内正人＝中西康＝竹下啓介＝中村知里『判例百選で学ぶ国際私法』（2023, 有斐閣）(上記演習書で足りない部分について次のケースブックのQを取り上げる： 櫻田嘉章＝道垣内正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法[第3版]』（2012, 有斐閣） もっとも、取り上げるQは予習課題に抜粋するのでこれを買う必要はない。） 概説書は指定しないが、以下の3冊を推薦する。このうち1冊以上を用意すること。 ・澤木敬郎(たかお)＝道垣内正人『国際私法入門[第9版]』（2024, 有斐閣双書）〔子奪取ハーグ条約以外の全項目をカバーしている〕 ・松岡博編『国際関係私法入門―国際私法・国際民事手続法・国際取引法―[第4版補訂]』（2021, 有斐閣）〔全項目をカバーしているものの、保全命令など記述の簡略すぎる箇所もある〕 ・嶋拓哉＝高杉直編『国際民事手続法』（勁草[けいそう]書房, 2022）〔やや詳しいめの概説書。〕 ・本間靖規＝中野俊一郎＝酒井一『国際民事手続法[第3版]』（2024. 3., 有斐閣アルマ）〔やや詳しいめの概説書。第2版では非常に難解な記述があったため、概説書として推薦していなかったが、そのような記述は今回の改訂で改められた。また、最近の法改正に対応したことでもあり、これも推薦することとした。〕 （中西康＝北澤安紀(あき)＝横溝大(だい)＝林貴美(たかみ)著『国際私法[第3版]』〔2022, 有斐閣Legal Quest〕も優れた本だが、取り上げている事項が国際裁判管轄、外国判決の承認・執行、外国法の適用に限られている。取り上げられていない事項について他の本で補うならこれでも良い。） 六法: 授業で毎回使用する。小型のものでいいので持参すること。 * 適宜、レジュメ・資料などを講義時に配布する。
参考文献	入門書：多田望(のぞみ)＝長田真里＝村上愛＝申美穂『国際私法[第2版]』（2024, 有斐閣ストゥディア） 主要な参考書: ・小林秀之＝村上正子『新版 国際民事訴訟法』（2020, 弘文堂） ・櫻田嘉章＝佐野寛＝神前禎編『演習国際私法 Case 30』（2016, 有斐閣）
その他	・もし研究指導の希望があれば、研究レポートの作成につき助言を行なう。 ・法学政治学専攻開講科目「国際民事手続法特論」との合同開講とする。

科目情報

授業コード	1FCB628010	科目ナンバリング	FCALAW84028-J1
授業科目名	中小企業法		
担当教員氏名	小柿 徳武、阿部 昌樹、中原 茂樹、酒井 貴子、生熊 長幸、永田 貴久、和久井 理子、高橋眞、岡本 岳、赫 高規、川村 行論、白出 博之、安田 善紀		
開講年度・学期	2025年度後期	曜日・時限	火曜1限
授業形態	講義		
配当年次	3年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	中小企業をめぐる法的な問題を解決するためには、各法分野について基本的な知識を身につけるだけでなく、各法分野の中でも特殊な部分、あるいは産業政策と結びついた諸制度についての知識も必要とされる。また実務家として、中小企業家から相談を受けたときに、法律上の問題については自ら答え、行政関連の問題については適切な相談・交渉ルートを示し、また税務などの問題については、予想されるトラブルの性質についてある程度の認識を持ったうえで、専門家に紹介することも必要となる。この授業では、こうした中小企業に関連した法実務の実際を踏まえたうえで、受講者が主要な法分野についての基礎的な知識を修得していることを前提に、中小企業をめぐる法的問題に対応するために必要とされる知識や考え方を法分野横断的に講義する。なお、この授業は、複数の教員がオムニバス形式で行うものである。
到達目標	法科大学院において3年次前期までに履修してきた法律基本科目や展開・先端科目で学んだ様々な法分野についての基礎的な知識を再確認するとともに、そうした知識を中小企業という特定の法主体に適用した場合に、どのような追加的な考慮が必要とされるのかについての、法実務に従事していくために必要な基礎知識を修得することを目標とする。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	中小企業の実態	
第2回	中小企業とその企業形態	
第3回	中小企業と行政法	
第4回	中小企業にとっての物的担保法	
第5回	中小企業と経済法	
第6回	中小企業の資金調達と知的財産権	
第7回	中小企業と租税法	
第8回	中小企業のための信用保証協会の保証について	
第9回	中小企業の事業再生の手法	
第10回	企業の清算・事業再生	
第11回	取引先の倒産	
第12回	中小企業と社会保険	
第13回	中小企業と労働紛争	
第14回	中小企業と国際取引ー中国を中心に	
第15回	中小企業法の体系および中小企業に関する相談事例	
第16回	期末試験	

事前・事後学習の内容	事前学習としては、指定された文献・資料等に基づいて十分な予習をすることが必要とされる。事後学習としては、講義の内容を整理して、関連文献を読み、知識の定着を図ることが求められる。
------------	--

成績評価方法	成績評価は絶対評価とし、教員が示す課題についてのレポートの内容と定期試験の解答とを、それぞれ50点満点で評価する。単位を取得するためには、それらの得点を合計して、60点以上となることが必要である。中小企業に関連した典型的な法的問題とそれらの問題に対する法的対応方法について、法律基本科目についての基礎的な知識を踏まえて、論理的に矛盾のない説明ができることが、単位を取得するための条件である。
履修上の注意	この講義は、3年次前期までに履修した法律基本科目や展開・先端科目の応用科目としての性格を有している。受講者には、すべての法律基本科目といくつかの展開・先端科目についての基礎的な知識を既に修得していることが求められる。3年次前期までに学んだことを復習するつもりで履修することを期待する。
教科書	特定の教科書は使用しない。各回の授業の担当者が、それぞれに、資料や複写した文献等を配布する。
参考文献	各回の授業の参考文献は、担当者が個別に示すが、授業全体の参考文献として、以下のものを挙げておく。 ・高橋眞・村上幸隆編『中小企業法の理論と実務〔第2版〕』（民事法研究会・2011年）

科目情報

授業コード	1FCB629010	科目ナンバリング	FCALAW84029-J1
授業科目名	租税法A		
担当教員氏名	酒井 貴子		
開講年度・学期	2025年度後期	曜日・時限	木曜5限
授業形態	講義		
配当年次	2年	単位数	2.0単位

シラバス情報

授業概要	本講義は、原則として講義形式を取り、所得税法の基本的概念や計算ルールとその趣旨について解説するとともに、基本的な判例・裁判例の正確な理解のうえで事例への課税要件の当てはめができるように判例等の検討も進める。具体的には、テキストとして指定している佐藤英明『スタンダード所得税法(第4版)』（弘文堂、2024年）に基づき概説を行う。いかなる取引を行うにあたっては税負担を予想せずに進めるのは、危険極まりない。その意味で、租税法を選択科目としない方や租税法の初学者も歓迎する。
到達目標	本科目の目的は、次の4点である。 (1)所得税法の条文において用いられている基本的な概念（用語）や基本的知識を習得すること、 (2)事実認定と条文等の当てはめに関する能力を習得すること、 (3)判例・裁判例を正確に理解し、説明できること、 (4)上記(3)を通じ、裁判実務の基礎的能力だけでなく、論述能力も身に付ける

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	ガイダンス、租税法の基礎理論	事前；とくになし。事後；授業内容を復習する。
第2回	所得概念	事前；テキストの該当箇所を読んてくる。事後；授業内容を復習する。（以下も同じ）
第3回	課税単位	同上
第4回	所得税額算出手順の外観、利子所得と配当所得	同上
第5回	譲渡所得その 1	同上
第6回	譲渡所得その 2	同上
第7回	譲渡所得その 3	同上
第8回	給与所得と退職所得その 1	同上
第9回	給与所得と退職所得その 2	同上
第10回	事業所得等その 1	同上
第11回	事業所得等その 2	同上
第12回	所得の計算と年度帰属その 1	同上
第13回	所得の計算度年度帰属その 2	同上
第14回	所得の人的帰属	同上
第15回	所得計算上の損失の扱い、所得控除、税額の計算	同上
第16回	期末試験	

授業内容	第1回目はガイダンスを行い、租税法の基礎理論について概説を進め、それ以降の回は、指定したテキストに沿って、配布レジメを使いながら解説していく。指定したテキストにある簡単な練習問題を主な理解度チェックの材料とする。また、裁判例等の解説に当たっては、論述能力の向上に必要な指導（希望者にはコメントを行うとともに、理解度チェック等の解答にあたり、文章化の際の注意事項の指摘など）も行う。
事前・事後学習の内容	予習としては、テキストの該当箇所を読んてくこととし、復習としても、授業内容の習得のためのテキストやレジメの再読・再確認等に努められたい。具体的には、ガイダンスなどで指示するが、よりよい理解・知識習得のためどう進めるのが自分のやり方にあっているかを考えつつ進めるなど、積極的な自主学習にも努められたい。

成績評価方法	授業への参加度（授業への貢献度（理解度チェック時の質疑における発言内容等））30％、及び、期末試験70％として評価を行い、60％の得点で合格とする。評価にあたっては、到達目標における達成度を参考とする。また、評価は絶対評価とする。
履修上の注意	指定テキストに沿って上記の順番で進めるが、進捗状況により、変更する場合がある。
教科書	佐藤英明『スタンダード所得税法（第4版）』（弘文堂、2024年）
参考文献	金子宏ほか編著『ケースブック租税法(第6版)』（弘文堂、2023年） 中里実ほか編『租税判例六法〔第6版〕』（有斐閣、2023年） 中里実ほか編『租税判例百選〔第7版〕』（有斐閣、2021年） なお、最新版が出ている場合があるので、注意されたい。